366
49
S

第27集

日本労働年鑑

1955年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1955

VOL. XXVII

法政大学大原社会問題研究所

COMPILED BY
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

法政大学図書館
学習用図書
6152

緒言

この年鑑は、一九五三年における、わが国の労働者ならびに農民の労働状態と生活状態（第一部）、労働運動・農民運動・平和運動・その他の社会運動（第二部）、および政府ならびに資本家団体の労働政策（第三部）に関する諸事実を、信頼しうる資料にもとづき、正確に記録しようとするものである。

すでに、この年鑑は、戦後だけで六冊目（戦前から通算すれば二七冊目）にあたるわけであるが、内容に対する利用者の批判も、年々数多く寄せられているので、本年はそれにもとづき、編纂上の改善を部分的におこなった。とくに、第一部第一編「労働人口の構成」、同第四編「労働条件」、同第五編「労働者の生活」にその仕事の重点をおいた。

「労働人口の構成」については、従来、国勢調査などの数字を記録することに主眼をおいていたが、ちようど昭和三〇年国勢調査を目前にひかえている事情もあり、締めくくりの意味で、入手しうるかぎりの統計資料を整理・加工し、ややたちいつた分析を試みた。

「労働条件」ならびに「労働者の生活」については、わが国の労働統計の体系が、失業・労働時間・労働災害などをはじめ、もつとも弱点とする箇所に相当するので、これを補完する部分的な調査資料を、可能なかぎり入れることを試みた。そして同時に、労働者の生活状態の推移を構造的に把握することに努めた。それは、㈠労働者階級の相対的ならびに絶対的窮乏化の事実を論証する統計資料を蒐集・吟味すること、㈡労働者階級の状態を問題にする場合、失業者を労働者階級から機械的に分離して扱うような観点を改めること、㈢賃金と労働時間と労働強度の関係を具体的に明らかにすること、

(四)とくに中小企業の労働者と、婦人労働者の問題について視点を確立すること、(五)慢性的過労、労働災害ならびに職業病のいちじるしい増加、戦後におけるその基本的特徴を実態的に明らかにすること、(六)労働組合の諸権利と、労働者の生活上の利益の結びつきをとりあげること、などに要約される。これらの諸目標は、不十分にしか実現することができなかつたが、今後とも絶えず努力することをお約束したい。

第二部ならびに第三部について、本年は、とりたてて説明するほどの編纂上の変更をおこなわなかつた。ただ、編纂にあたつて、われわれがとつた態度について、二、三の点を述べておこう。

わが労働運動史上、最大の闘争の年といわれた前年にひきつづき、一九五三年には、日本労働者階級はいつそうの成長をとげた、ということができる。しかし、それはひじように困難な条件のもとでの運動であつた。たとえば、前年の秋、六三日間にわたるストライキをおこなつた炭鉱労働者は、その大争議による疲労を回復する暇もなく、一九五三年にはストライキ規制法をふりかざして蔽いかぶさつてきた経済軍事化のための合理化政策にたち向わねばならなかつたのである。これは、戦後労働運動の質的な発展を画する一指標ともいうべき闘争となつた。炭鉱労働者、とくに三井鉱山の労働者は、ふたたび一一三日間にわたる反撃を展開し、ついに一、八一五名の指名解雇を撤回させたのである。

政府の労働争議統計に現われた量的な規模をみると、一九五三年の総争議参加人員は約三三八万人で、記録的な数字を示した前年にくらべれば約三一万人の減少となつている。しかし、この数字だけから、わが労働運動がふたたび後退期の兆候を示していると解釈することはできない。きわめて不完全な統計ではあるが、総争議件数についていえば、前年にくらべても、減少どころか若干の増加を示してさえいる。とくに、この年鑑がかなり詳細に記録している客観的諸条件を考慮すれば一九五三年のわが労働運動は前進し、質的に充実したと判断すべきである。したがつて、三井鉱山の場合と対照的な日産自動車の争議の敗北なども、運動の後退期における敗北とは、おのずからその性格を異にするものであることに注目しなけれ

ばならない。

日産自動車の労働者は、敗北の事実をかくそうとしないばかりでなく、むしろ、敗北の教訓を、その工場で、その産業部門で、さらに全労働者的な規模で、討論にゆだねようという態度を示し、多くの労働組合はこれを支持した。わが労働運動史上にも敗北の事実は数多くあるが、しかし、敗北の原因と、それを克服する方向を、大衆的な討論で明らかにしようという努力が正面に押しだされたことは、たしかに、一九五三年における運動の、一つの重要な特徴であつた。われわれは、ことに日本労働者階級の成長と、労働運動の前進の足跡を見出すことができる。

個々の争議の敗北を、単に敗北として評価するのではなく、国際的な、また国内的な、労働運動全体の見地にたつて評価するならば、運動にとつて現在の主要な目標が、労働者階級の団結と統一の強化におかれている根拠は、きわめて明白であろう。資本は、経済軍事化のための合理化政策に抵抗してたたかう労働者のストライキ戦術にたいし、強力なロツク・アウト戦術をもつて臨んだ。政府の労働争議統計によつて損失日数が一万日以上にのぼつているロツク・アウトだけでも、一九五三年中に昭和電工、日産化学、東京機械、大同鋼板、日鋼赤羽、日産自動車、グリコ、淀川製鋼などの場合があげられる。しかし、このような資本の攻撃にもかかわらず、むしろ攻撃が激しくなればなるほど、労働者階級の統一と団結が強化されているという事実こそ、特筆しなければならない現在の情勢である。それは、とくに労働者の意識の面においていちじるしい。

したがつて、労働者階級が、もしその要求を実現しようとするならば、かならず「戦争政策の犠牲となつている他の国民各階層の要求」をもとりあげねばならぬことが、運動のなかで切実な問題となつてきた。労働者階級が、内灘・妙義・浅間などにおける軍事基地反対闘争でその中核となり、農民と提携し、共同闘争を拡大したことは、とくに重視されなければならない。全般的にいつて、農民運動も、長期にわたる沈滞を脱却しはじめた。それは、深刻な農業危機のなかでたかまり、

労働者との提携、貧農の指導権確立と統一行動の新たな発展を示したのである。

さらに統一と団結の強化に関連して、朝鮮休戦後の新しい国際情勢のなかで開催された第三回世界労働組合大会に、戦後最初の日本代表団が参加したことは、世界婦人大会、世界教員会議、世界農林労働者・農民大会への日本代表団の参加とともに、日本労働者階級の国際連帯の上に歴史的な転機をもたらした、ということができる。このことは、世界労働組合大会の成果が、日本国内においても、かつて想像もできなかつたほど広範囲の労働者に討議され、運動に大きな影響を与え始めている事実によつて明らかであろう。

なお、この年鑑の第二部については、第二四集以来、継続して掲載している主要争議一覧が好評なので、今回も労働省統計調査部の援助を得て、さらに詳細なものを発表することができた。また、一九五三年のもつとも重要な動きの一つに数えられる日産自動車の争議と、内灘問題につき、これらに関連して発行された書籍・パンフレット、ならびに雑誌・新聞記事の目録を掲載した。この試みは、将来さらに網羅的な労働関係文献目録に発展させる計画である。

終りにのぞみ、この年鑑の編纂にあたり、多くの資料と便宜を与えられた公私の各団体にたいして深厚の謝意をささげたい。そして、この年鑑をして、ますます完全なものたらしめるために、いつそうの御援助を切におねがいする次第である。

一九五四年一〇月

法政大学 大原社会問題研究所

目

次

目次

緒言 (Preface)

労働日誌 (Labor Diary)

第一部 労働者状態 (Condition of Working Classes)

第一編 労働人口の構成 (Structure of Working Classes) ……三

第二編 労働移動と失業 (Labor-transfer and Unemployed) ……三一

第三編 労働者・農民の組織状況 (Organization of Laborers and Farmers) ……八〇

第四編 労働条件 (Working Conditions) ……一〇四

第五編 労働者の生活 (Living Conditions of Laborers) ……一七五

第六編 農家の状態と農民の生活 (Conditions of Farms and Farmers) ……二一四

第二部 労働運動 (Labor Movement)

第一編 労働争議 (Labor Disputes) ……二四一

第二編 労働組合運動 (Trade Union Movement) ……四〇四

第三編 農民運動 (Farmers' Movement) ……五四九

第四編 その他の社会運動 (Other Social Movements) ……六三八

第五編　労農政党 (Labor Parties) ……七三〇

第三部　労働政策 (Social Policies)

第一編　MSAの受入れと再軍備の進展 (Acceptance of M. S. A. and Development of Rearmament) ……七九九
第二編　治安対策 (Peace Preservation Measures) ……八二七
第三編　労働組合対策 (Measures against Trade Union) ……八四〇
第四編　賃金政策 (Policies of Wage) ……八七二
第五編　失業対策 (Policies of Unemployed) ……八九四
第六編　社会保険および社会保障 (Social Insurance and Social Security) ……九〇八
第七編　使用者の労働対策 (Labor Policies of Employers) ……九三一

附録 (Appendix)

その一　労働関係法令一覧 (List of Labor Laws) ……九四五
その二　労働組合・官庁・諸団体名簿 (Directory of Trade Unions, etc.) ……九五〇
索引および統計表目次 (General Index, Index to Statistical Tables) ……(巻末)

凡　例

一、本年鑑の記事は、主として労働省をはじめ、主要な新聞、雑誌、各労働組合その他の労組団体および企業体の報告その他の発表記事、各官公私団体の調査報告等を、本所において取捨し、できるかぎり正確かつ確実な統計資料に基づいて客観的な記述をすることを期した。

一、本年鑑の編纂様式は、前年版と同じく、第一部「労働者状態」、第二部「労働運動」、第三部「労働政策」の三部に大別し、それぞれの中をさらに編、章、節に分つた。

一、附録として、一九五三年中に公布された労働関係法令の目録と主要労働組合、関係官庁、関係調査機関、その他の諸団体の名簿（所在地、電話番号）を附して日常の便に供した。

一、各部の内容目次の細目をそれぞれの部の初めに掲載し、内容事項索引および統計表目次を巻末に置いた。

一、本部の記述は原則として一九五三年の事柄に限り、主要労働組合の現状および関係団体名簿については、その後の修正を加えておいた。

労働日誌

一月

一日　ニューヨーク、バス従業員八五〇〇名賃上げ要求でスト

五日　昭電川崎工場、生産手当要求で七二時間スト

インド、小学校教員賃上げ要求でスト

六日　アジア社会党会議、ラングーンで開く（―一五日）

七日　総評常幹「今後の闘争方針」を発表

一〇日　総同盟全国会長・主事会議、反総評勢力結集を決議

新産別中執、四単産の総評批判に対する決議発表

一二日　総評常幹、四単産の総評批判に対する声明

一三日　左派社会党、四単産を非難、総評を支持

一四日　国鉄労組委員長ら三名に解雇通告

一五日　国鉄・私鉄の運賃値上げ

一七日　在華同胞帰国推進国民大会

一八日　右派社会党第一一回大会（―二一日）

二〇日　米、アイゼンハウアー新大統領就任

二一日　農民組合総同盟結成大会

左派社会党第一〇回大会（―二三日）

民労連結成準備代表者会議

政府「産業開発青年隊」の結成を都道府県に奨励

二五日　日教組第二回全国教育研究大会（―二八日）

二六日　総評、中華全国総工会へメッセージ

二月

二日　自治労連全国代表者会議（―三日）

三日　総評幹事会「春季統一闘争要綱」決定

五日　私鉄総連、賃金要求貫徹総蹶起大会

全林野労組結成大会（―七日）

六日　総評全国オルグ団会議（―七日）

八日　改進党青年部第三回大会、駐留軍撤退・不平等条約撤廃決議

一〇日　総評評議員会「朝鮮戦争即時停戦のため世界各国の労組に訴える」声明

昭電川崎工場、二〇日間スト突入

一一日　総評、地方代表者会議（―一二日）

一四日　民主主義労働運動連絡協議会（民労連）設立総会

一五日　国鉄労組青年部中委、国際自由労連脱退を決議

一九日　鉄鋼労連第四回臨時大会（―二〇日）

二〇日　労農党大会（―二二日）

二一日　スト規制法案国会に提出さる

二三日　全鉱連第一九回臨時大会（―二七日）、単一化方針を否決

東京湾問題懇談会、防潜網撤去を要請

全石油大会（―二六日）、全国石油労組協議会と改称

二七日　炭労第七回大会（―三月五日）
二八日　農業危機突破全国農民大会
日教組、全国各地で教育防衛大会

三月

一日　弾丸道路反対・肥料価格引下げ神奈川県農民大会
二日　昭和電工川崎工場、二四時間反覆無期限スト突入
三日　衆議院、吉田首相懲罰動議を可決
五日　全電通臨時大会（―五日）
七日　スターリン死去
基地の子供を守る全国会議（横須賀）
日教組、義務教育学校教職員法に反対、二六都道府県でハンスト
一〇日　全駐労臨時大会（―八日）
日放労第一六回大会、民労連脱退決議
一三日　合化労連第五回臨時大会（―一五日）
一四日　昭電、部分ロックアウト
野党三派提出の吉田内閣不信任案衆議院本会議で可決、衆議院解散
一九日　全日通第一次七二時間スト
二二日　全日通第二次七二時間スト
二三日　在華同胞帰国第一船、舞鶴入港
二六日　全日本電機機器労働組合連合会（電機労連）結成準備大会
二八日　総評、総選挙闘争方針決定
三〇日　周恩来、朝鮮休戦会談再開を提案

四月

一日　国際電信電話労組結成
電産拡大中執、組織問題で関西退場し流会
二日　秋田帝石労組、無期限スト
自治労連、全国青婦人代表者会議（―三日）
日米通商航海条約調印（一〇年間有効）
全米ゴム労組、全国スト突入
日立総連、四八時間スト
婦人団体連合会結成大会
全自動車第五回大会（―七日）
茨城四私鉄スト
神戸製鋼二四時間スト
関西勤労者教育協会発足
日経連第六回総会
総評主催、平和経済プラン樹立のための経済専門家会議
日産化学四八時間スト
一四日　日本水素出荷部門、無期限スト
神戸製鋼、無期限スト
一六日　帝石労組、無期限スト
一七日　昭電川崎労組大会、スト中止と執行部不信任を決定
一九日　衆議院議員総選挙
二〇日　石川島重工スト突入
全国セメント第八回大会（―二二日）、総同盟加盟を否決
二三日　日中・ソ国交調整促進国民大会
二四日　参議院議員選挙
二五日　全国印刷出版産業労働組合総連合会結成大会
二八日　日本化学労組二四時間スト

五月

一日　第二四回メーデー
三日　東武鉄道二四時間スト
五日　東武鉄道二四時間スト（第二波）
六日　総評主催、平和経済国民会議第一回予備会議
全銀連第一五回大会（一八日）、総評支持を確認
東大地震研究所、浅間山の米軍演習地使用に反対
総評幹事会、当面の闘争方針決定

九日　日鉱第八回大会（—一一日）、賃上げ闘争にマーケット・バスケット方式を採用せず

一〇日　東武鉄道争議妥結、スト中止

地震学会総会で浅間山の米軍演習地指定反対決議

一二日　北陸鉄道労組、内灘試射場反対・米軍物資輸送拒否を決定

一三日　共産党松本三益逮捕さる

一四日　片倉製糸、無期限スト（—一七日）

総評主催、平和経済国民会議第二回予備会議

一七日　全造船第一四回大会（—二一日）、総評加盟は保留

一九日　大浜炭鉱労組、合理化反対・七%賃上げ要求で七二時間スト

二〇日　全国化学同盟第二回大会（—二一日）、民労連強化決議

全国電機傘下六労組スト

二一日　王子・本州製紙二四時間スト

日本油脂連合会二四時間スト

王子製紙労組二四時間スト（第二波）

全国ガス労連第九回大会、総評加盟否決

第五次吉田内閣成立

二二日　石川県議会、内灘試射場無期限使用絶対反対声明

日産化学労組、無期限スト

本州製紙二四時間スト（第二波）

日本油脂二四時間スト（第二波）

二三日　日本婦人大会（—二四日）

王子製紙労組七二時間スト

全国電機六労組四八時間スト（第二波）

二四日　ウィーンの世界医師会議で草野・松本両博士が原爆被害の実態を報告

二六日　王子製紙無期限スト（本州製紙争議は解決）

全医労第七回大会（—二八日）、総評加盟を決定

二七日　民労連全国代表者大会

二八日　紙パルプ労連第二回臨時大会（—三〇日）

三〇日　内灘接収反対県民大会

日中友好協会全国大会（—三一日）

六月

一日　自治労協全国大会（—三日）、自治労連との統合決定

電機労連発足、電機三労組統一結成大会（—三日）

二日　世界婦人大会開く

三日　内灘村民大会、一週間の期限付撤退要求

四日　日経連「労働基本七原則」決定

七日　妙義・浅間地区米軍演習地反対県民大会

八日　日産化学労組、会社案受諾、スト中止

朝鮮休戦会談、捕虜送還協定に両軍の代表調印

九日　王子製紙争議解決

一〇日　政府代表の内灘接収説得に、二〇〇〇名の県民が県庁へデモ

一一日　北鉄労組、内灘永久接収反対で職場蹶起大会、米軍キャンプ向けデモ

一二日　日窒労連、五日間の連続スト突入（一五日妥結）

一三日　日教組第一〇回大会（—一四日）

全学連大会（—一三日）

一五日　国鉄労組第一二回大会（—一六日）

内灘村民、浜小屋で坐りこみ開始

北鉄労組、軍需輸送拒否

全国電力労組連合準備会発足（電産第二組合）

一六日　軍事基地反対期成同盟全国代表者会議
内灘の試射始まる
世界平和評議会（ブダペスト、一二〇日）、ブダペスト・アピール
日鋼赤羽、七二時間スト
大同鋼板、首切り反対四八時間スト
一七日　日通労連（第二組合）結成大会
東ベルリンに戒厳令
一八日　日鋼赤羽で米兵発砲事件
大同鋼板、七二時間スト
一九日　日鋼赤羽、七二時間スト（第二波）
原子力スパイ事件でローゼンベーグ夫妻、死刑執行、パリで反対デモ
二〇日　総評、緊急事態宣言
二二日　軍事基地反対国民大会
小松製作所（川崎工場）、一九時間スト
二五日　全電通労組第六回大会、国際自由労連への加盟否決
私鉄東武大会（―二六日）、国際自由労連脱退決議
二六日　政府、対日MSA援助についての日米交換文書を発表
二九日　官公労、総評加盟を承認

七月

一日　明治大学学生スト
四日　スト規制法案反対闘争第一波
国際自由労連第三回世界大会
八日　総評第四回大会（―一一日）
福岡銀行無期限スト（二二日解決）
一〇日　産業労務者住宅資金融通法案成立
一一日　ソ同盟共産党、ベリヤ副首相除名
スト規制法案反対闘争第二波
共産党「平和救国の予算計画」発表
一五日　MSA日・米交渉始まる
一六日　全駐労東京輸送部四八時間スト
一七日　山口自転車川口工場で労組幹部解雇に反対、ストに入る
人事院、公務員給与改訂で勧告、新給与水準は一万五四八〇円ベース
二一日　世界教員会議、ウィーンで開く（―二五日）
訪ソ中の大山郁夫、モロトフ外相と会談
二二日　海員組合第八回全国執行委員会（―二四日）、総評から脱退を決定
二三日　共産党「平和経済への道―経済解放綱領案」発表
二四日　全蚕労連第一一回大会（―二五日）
全繊を脱退
二五日　第三回世界青年会議、ブカレストで開く
二七日　朝鮮休戦協定調印さる
二八日　スト規制法案反対闘争第三波
横浜陸上輸送部隊労組スト突入
二九日　デ・ガスペリ内閣、信任投票に敗れる
三一日　紙パ労連第一二回大会（―八月一日）、総評即時加入は否決
二八年度予算成立

八月

二日　大阪地裁、吹田事件公判で佐々木裁判長「朝鮮勝利の黙祷」を法廷で認む
三日　世界民主青年連盟主催「平和と友情のための世界青年学生祭」ブカレストにて開催
全駐労小倉支部、四八時間スト
五日　共産党「党と国民の戦列を強化せよ」発表
スト規制法成立

六日　日産自動車会社側、三工場を閉鎖
仏社会党系労組「労働者の力」公共事業ゼネストを指令
七日　三井鉱山、企業合理化による大量人員整理を発表
八日　日産自動車労組幹部五名検挙さる
マレンコフ、最高会議で「ソ同盟に水爆あり」と演説
米韓安保条約仮調印、ダレス・李共同声明
一〇日　仏鉄道従業員組合スト指令
一一日　全駐労フィンカム支部二四時間スト
一二日　全駐労・全日駐、全国二〇〇カ所の基地で一せいに四八時間スト
自治庁「学生の選挙権は原則として郷里に置くべきだ」と通達
ドイツ民主共和国のソ同盟軍移動を完了
一四日　仏スト参加者四〇〇万をこえる
一五日　全日本青年婦人会議主催、軍事基地反対全国青年婦人総蹶起大会
総評幹事会、石炭・自動車・鉄鋼・造船など各部門の人員整理に対する反対闘争を協議、産業防衛共闘会議の組織を決定
一七日　三井鉱山労働組合連合会、人員整理反対闘争強化の非常事態宣言
一八日　国連臨時総会始まる
二〇日　民労連第二回全国代表者会議
仏のストライキ一五日目、鉄道・炭鉱・郵便局は機能停止、新たに金属産業・建築業関係労働者に二一日よりの四八時間スト指令
イラン、モサデグ首相逮捕さる
日産自動車会社側、益田組合長はじめ労組幹部六名に懲戒解雇通告
日農統一派第七回全国大会開く（一二五日）
労働省、二七年度労働白書を発表
二七日　日鉱主婦連合会結成大会
第三回世界学生大会、ワルシャワで開く
二八日　全繊傘下鐘紡・呉羽など組合代表者、執行部の総評脱退方針に反対態度表明
二九日　総評主催、中央平和大会
三〇日　日産自動車第二組合結成

九　月

一日　炭労第八回臨時大会（一六日）
二日　日本自動車工業、争議中に会社解散決定
三日　日経連、社会保険の統合案発表
四日　全自動車三社共闘・ゼネスト宣言
厚生省、厚生年金から二五億を勤労者の住宅・医療施設に融資
八日　全繊同盟大会（一一日）、総評脱退を含む運動方針決定
一〇日　旭ガラス牧山工場労組、波状スト
一一日　日経連臨時総会、企業防衛の方針を承認
一二日　労働省、九月一六日から日雇労務者の賃金を一割値上げすると発表
ソ同盟共産党、新農業政策発表
世界科学者連盟第三回大会（ブダペスト）
一四日　日産自動車、六〇日ぶりで団体交渉再開
ILOアジア地域会議開く
一五日　伊、繊維工場労働者（六五万）、全国的協約の交渉決裂で二四時間スト
一七日　左派社会党・総評主催、MSA反対産業防衛国民大会
二〇日　日本民主青年団第二回大会
二一日　日産争議、四カ月ぶりに解決
アカハタ「伊藤律処分に関する声明」発表

米労働総同盟（AFL）第七二回年次大会（―二六日）、国際港湾労働者組合除名勧告決定
米価要求全国農民大会
二二日
総評、アジア各国の労組代表と懇談、「アジア労組懇談会」開催を提唱
二三日
伊八〇〇万労働者、全国一せいに二四時間スト
二四日
国際自由労連日本加盟組合協議会、総同盟の加入を否決
二六日
全沖縄労働組合結成
二七日
ソ同盟労働組合中央評議会「大国会議には中国を入れよ」と声明
二八日
国際自由労連アジア大会、東京で開催

一〇月

新日本窒素水俣、身分制撤廃を要求、第一波三三時間スト
一日
左派社会党、第一回「社会民主主義政治勢力結集委員会」開催
米東部港湾の沖仲仕のストにタフト・ハートレー法発動
三日
九十九里浜三漁民組合、労働協約・賃金値上げの無期限スト（―二二日）
四日
全日通第七回臨時大会（―六日）
南海電気工事労組、四八時間スト
新日窒水俣、第二波六七時間スト
六日
第九回電産中国地方臨時大会（―七日）、単一組織堅持決定
八日
総同盟第八回全国大会（―一〇日）
北海道硫労連、無期限スト
一〇日
松川事件公正裁判・無罪釈放要請を決議した団体一八三に達す
一一日
第三回世界労働組合大会（―二日、ウィーン）
総評、産別その他の民主団体と話合い民労連・総同盟なども結集して中央水害対策本部設置決定
一二日
日鋼赤羽労組第八回大会、総評加盟を可決、反対派第二組合結成
一四日
日教組全国代表者会議（―一三日）
一七日
文教政策粉砕など討議
一九日
全繊同盟傘下の京都合同労組第六回臨時大会「全繊脱退、京都総評へ連絡」決定
二〇日
日本平和連絡会第一回全国大会
二二日
労農党・大阪総評共催、MSA反対国民大会
全国金属労組第四回大会、二重米価・基地撤去・中国との自由貿易・MSA反対など決議
二四日
民労連傘下の単産、総同盟を加えて新組織への第一回準備世話人会開く
二六日
日農（主体性派）第五回中央執行委、労農提携会議の設置で総評との共闘決定
二七日
松川事件公正判決要請東北大会
二八日
保全経済会休業
二九日
世界農林労働者・農民大会開く（―二八日）
一一月
英、ガソリン自動車運転手ストに兵士三〇〇〇名動員して輸送に当る
一日
海員組合第一二回全国大会（―二九日）、総評脱退・新組織結成方針承認
日鋼赤羽で二四〇〇名の首切り発表、各地の基地・軍需工場で相次いで首切り通告
自治庁通達撤回全国学生蹶起大会
第一七臨時国会開会

一一月

総評主催、全国労農代表者会議

二日　関東地方特需労組協議会、実力行使を声明
四日　松川事件公正判決要請全国大会
五日　凶作対策全国農民大会
六日　中日貿易議員団歓迎国民大会
七日　関東地方特需労組協議会、人員整理反対を決議し闘争宣言
八日　第一次補正予算（五一〇億円）成立
　　左派社会党中執委「党綱領草案」を決定
九日　全日本学園復興会議
一〇日　占領軍千歳基地労働者スト、首切りを撤回させる
一一日　内灘村村長選挙、自由党候補当選
一二日　京都荒神橋の弾圧で学生一〇名負傷
一四日　日鋼赤羽労組、スト突入
　　全繊同盟臨時大会、総評脱退決定
　　全自動車労組臨時大会（一一五日）
一六日　新産別第五回大会（一一六日）
二一日　ＩＬＯ、ソ同盟の加入申請拒否
二三日　公労協、非常事態宣言
　　世界平和評議会総会（一二八日）
　　凶作突破全青年平和大会（松本）
二六日　キリスト者平和会議
　　尼崎製鋼二四時間スト
二七日　三井鉱山争議、指名解雇を撤回、一一三日ぶりに勝利
二八日　全駐労・全日駐合同声明
三〇日　第一八臨時国会開会

一二月

一日　三公社・五現業労組（九〇万）、三割賜暇闘争に突入
　　鉄鋼労連スト
二日　全高教、「民主化」声明
四日　世界労連、インドシナ休戦交渉のよびかけを発表
　　日雇婦人全国大会
五日　日本婦人大会（一七日）
　　総評・官公労主催「年末危機突破労働者大会」
六日　日産自動車、従業員を大量処分
一〇日　第一九通常国会開会
一一日　社会保障制度審議会、年金制度改革を勧告
　　学術会議第三期会員選挙開票、民主候補五四名当選
　　伊、鉄道・電信・電話労働者一〇九万二四時間スト
　　英、国有鉄道、賃上げ要求でスト指令
一四日　平和国民大会（一一五日）
　　平和経済国民会議（一一五日）
一五日　伊、工業労働者二四時間ゼネスト
一九日　憲法擁護国民連合準備会結成
　　新産別、階級性をぼかすと左派社会党綱領を批判
二二日　松川事件第二審判決、死刑四名、有罪一三名、無罪三名
二四日　左派社会党青年部と本部側、綱領をめぐって対立
　　奄美群島返還日米協定調印（二五日発効）
二八日　全駐労、調停案を受諾
二九日　米、鉄道スト阻止に緊急委設置

第一部 労働者狀態

第一部　労働者状態　目次

第一編　労働人口の構成……三
第一章　労働人口と総人口……三
第一節　労働人口の意味……三
第二節　「労働力人口」と総人口……四
第三節　「就業者」と「雇用者」……五
第二章　勤労者数とその構成……七
第三章　産業別部門別労働人口……一三
第一節　工業労働者……一三
第二節　鉱山労働者……一五
第三節　運輸労働者……一七
第四節　通信労働者……二四
第五節　公務労働者……二七
第六節　教育労働者……三〇
第二編　労働移動と失業……三一
第一章　一般的考察……三一
第二章　労働移動……三六
第三章　失業……五〇
第一節　概況……五〇
第二節　臨時・日雇労働者……六三
第三節　農村の潜在的失業者……七二
第三編　労働者・農民の組織状況……八〇
第一章　労働者の組織状況……八〇
第一節　単位労働組合の組織状況……八〇
第二節　労働組合連合体の組織状況……九三
第二章　農民の組織状況……九四
第一節　農民組合数……九四
第二節　農民組合員数……一〇三
第三章　林業労働者の組織状況……一〇三
第四編　労働条件……一〇四
第一章　賃金……一〇四
第一節　名目賃金、労働の価格、および実質賃金……一〇四
第二節　賃金の産業別・規模別格差……一一〇
第三節　賃金の男女別・地域別格差……一一四
第四節　賃金支払形態……一一五
第五節　定期給与と臨時給与……一一九
第六節　賃金不払の状況……一二三
第二章　労働時間と休憩・休日……一二四
第三章　労働災害と職業病……一三一
第一節　労働災害の概況……一三一
第二節　炭鉱の労働災害……一三五
第三節　職業病……一四〇
第四章　婦人・年少労働者の状態……一五二
第一節　婦人労働者の状態……一五二
第二節　年少労働者の状態……一六四
第五編　労働者の生活……一七五
第一章　総論……一七五
第一節　物価……一七五
第二節　家計……一七八
第二章　栄養……一九七
第一節　労働者の食事……一九七
第二節　農民の栄養状態……一九八
第三章　住宅……二〇五
第四章　衣服と寝具……二一二
第六編　農家の状態と農民の生活……二一四
第一章　農家と農家人口……二一四
第一節　農家……二一四
第二節　農家人口と農業労働力……二一六
第二章　農家経済……二一七
第一節　農家経済収支の概況……二一七
第二節　農家の租税公課負担……二二三
第三章　林業労働者の状態……二三二

第一編　労働人口の構成

第一章　労働人口と総人口

第一節　労働人口の意味

労働人口、労働人員、労働力、というようなことばは、厳密に考えるとなかなか明確に規定することはむずかしい。ことにそれを現実の日本の社会に適用して具体的に考えるとなると、いっそう困難である。

ここでは労働人口ということばを、必ずしも厳密にではなく、かなり融通性を持たせて、しかも相当広く解釈して使用することにする。

したがつて労働人口の中に、われわれは次のようなさまざまな層や階級をすべて含めて考察してゆくつもりである。

1　近代的な工場労働者その他の賃金労働者
2　賃労働の萌芽形態とみなされる各種の準賃金労働者（家事労働者をも含めて）
3　自家経営労働者（単純商品生産者、家族労働者を含めて）
4　各級の事務および技術労働者
5　国家・地方公務員（警察官・保安隊員も含めて）
6　自由職業者
7　中小商工業者
8　農民・漁民
9　あらゆる種類の失業者（流動的・潜在的・停滞的過剰人口）
10　要保護者
11　ルンペン・プロレタリアート

すなわち、ここでいう労働人口の中には、近代的労働力（失業者も含めて）から、前近代的な生産関係に入つている労働者、独立事業者、中小企業者等まで、経済的に収奪されている層や階級のすべてが包含されているのである。「労働者」より広い意味に使われる「勤労者」のすべてがこの中に入つている。

いうまでもなく、これらの広汎な社会層の中核を成しているのは、近代的労働者階級とそれに準ずる諸階級、とくに農漁民であるが、右に見たような日本の労働人口は、どのくらいの人数を占めているのか、それはどのような部分から構成されているか、これらのことを見てゆくことにしよう。それにはまず、官庁統計に示されている類似の項目から検討してゆくのが適当であろう。

第二節　「労働力人口」と総人口

戦後わが国の労働力統計（「労働力調査」とそのベンチ・マークとしての「国勢調査」）において用いられる「労働力人口」とは、「ひろく経済活動にむすびついている人口」（総理府統計局「労働力調査解説」一九五〇年七月刊）と、はなはだあいまいに説明されているが、具体的には、「生産年齢人口」（満一四才以上の人口）の中の、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものを指すものである。このうち「就業者」は「従業中の就業者」と「休業中の就業者」から成つており、前者は、調査期間中（一九五〇年国勢調査では同年九月末の、また労働力調査では毎月末の、それぞれ一週間）に収入を伴う仕事に多少とも（一九五〇年国勢調査では三〇分以上）従事した者（無報酬の家族従業者を含む）をいい、後者は、平常右のような仕事をもつていながら調査期間中これを休んでいてその休業期間が調査の時からさかのぼつて一ヵ月未満の者（ただし休業期間が一ヵ月以上であつても、従業上の地位が雇用者で、給料あるいは賃金の支払を受けている者または将来うけることになつている者を含む）をいう。また「完全失業者」とは、調査期間中ぜんぜん就業しなかつた者で、休業中の者を除いた者のうち、就業を希望し、かつ就業が可能であつて求職運動をしている者をいう。一四才以上の人口中この「労働力人口」に含まれない者が「非労働力人口」である。

以上のことを図示すれば下のようになる（数字は、一九五〇年国勢調査の数字）。

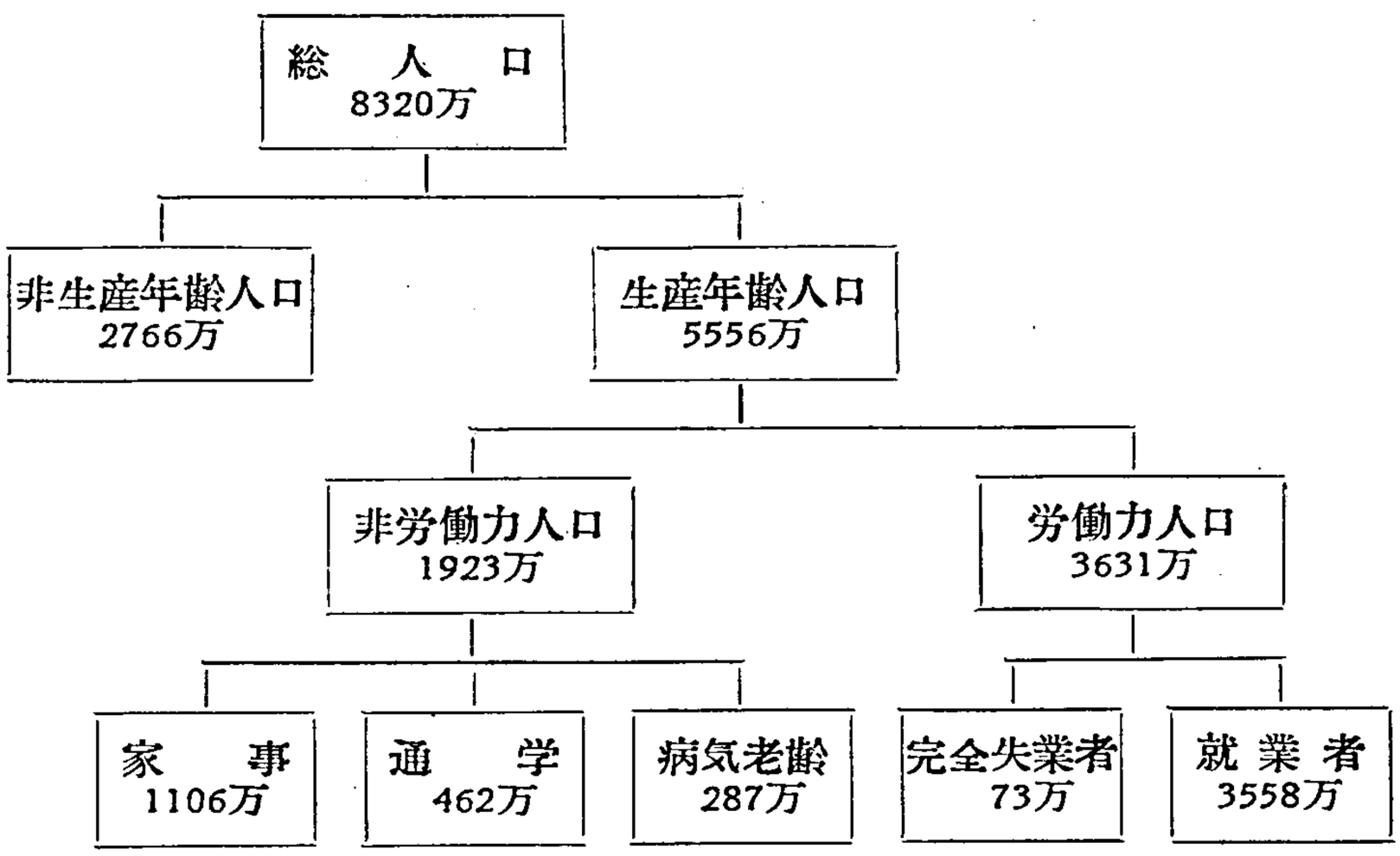

右にみたような官庁統計における「労働力人口」は、われわれが前節に考えた「労働人口」とは相当ちがつたものであるだけでなく、それには疑問の点が少なくない。

第一に「労働力人口」は、満一四才以上の人口の中の「ひろく経済活動にむすびついている人口」（前出）であるが、満一四才未満の者で現実に労働に従事している者はけつして少なくはない。げんに一九五〇年の国勢調査をみても、満一〇才以上で満一四才未満の「就業者」と「失業者」が三二万人と数えられているが、このような人口は先の「労働力人口」には全く含まれていない。

第二に、特定の規定をした「労働力人口」に含まれないすべての者が「非労働力人口」に入れられてしまつているが、そのために「非求職の就業希望者」というあいまいな規定の層が「労働力人口」からはずされてしまつている。この中に失業者、すなわち「労働力人口」が含まれることは当然考えられるばかりでなく、「非労

第1表　産業別就業者数（単位1,000人）

	1930	1940	1950	同 %	雇用者
就（有）業総人口	29,341	33,839	35,575	100.0	13,967
農業	13,742	13,860	16,132	45.3	525
林業	186	302	402	1.1	185
漁業	562	576	690	1.9	308
鉱業	314	627	576	1.6	564
建設業	977	1,032	1,379	3.9	971
製造業	4,702	7,211	5,646	15.9	4,413
商業	4,113	4,257	3,835	10.8	1,381
金融業	194	310	363	1.0	339
運輸，通信，公益事業	1,289	1,629	1,806	5.1	1,703
サービス業	2,459	2,951	3,156	8.9	2,056
公務	733	859	1,508	4.2	1,508
分類不能，不詳	71	226	82	0.2	12

第2表　従業上の地位別就業者数（単位1,000人）

	1940	1950	%	男	女
就（有）業者総数	33,839	35,575	100.0	21,811	13,763
雇用者のある業主	8,534	769	2.2	680	89
単独の業主		8,528	24.0	6,927	1,601
家族従業者	10,835	12,248	34.4	3,813	8,436
一般の雇用者	14,470	10,880	30.6	8,023	2,856
国公共団体進駐軍雇用者		3,087	8.7	2,334	753
不詳		61	0.2	35	27

働力人口」の中の「家事」や「不具、老令および病気」の中にも、当然失業者とみなすべきものが多数含まれていると考えられる。

第三に、これまで日本の国勢調査がとつていた「現在地主義」の方式が放棄され、「労働力調査」はもちろん「国勢調査」も、アメリカ式に「常住地主義」がとられることになつた。「常住地」を規準にとることが、「労働力」の把握のために不適当なことはいうまでもなく、このために「労働力人口」がゆがめられる危険のあることは当然である。

第四に、「労働力人口」には、収入を伴う「仕事に多少でも従事」した者がすべて含まれており、その中には法人の代表者、すなわち会社の社長や重役のように、常識的にも「労働力」と考えるのにふさわしくない者が含まれているのである。なおこの点については次の節でまたふれなければならない。

以上にみてきたように、「労働力人口」は、かなり融通性をもつた広い意味でのわれわれの考える労働人口とは、種々の点でかなりちがつたものであることを明確にする必要があると思われる。

（なお、戦前からの国勢調査については本年鑑第24集、一九五〇年の国勢調査については同第25集、戦後の日本人口については同第26集を参照）

第三節　「就業者」と「雇用者」

まず統計上の「就業者」についてみよう。

一九五〇年の国勢調査によれば、産業別就業者は第1表の通りであり、五項目に分類した従業上の地位別就業者数は第2表の通りである。

これによれば、農林漁業就業者が依然として総就業者の約半分を

占めていること、製造業と鉱業を合わせて約二割を占めていること、金融業とサービス業の就業者の割合がかなり増大していること、従業上の地位からいえば「雇用者」が約四割を占めており、単独の業主と家族従業者の合計が六割近くを占めて「雇用者」より多いこと、その傾向は戦時中よりいつそう進んでいること、などを知ることができるであろう。

しかしこの国勢調査の結果を戦前と直ちに比較することはひじように危険である。というのは、産業分類の仕方が変つているだけでなく、「就業者」の規定が同じではないからである。すなわち、戦前には「就業者」のかわりに「有業者」ということばが使われていたが、この「有業者」は「就業者」以上にあいまいな概念だつたからである。この「有業者」は「平常の」職業あるいは所属の産業を調査しているが、それはもつぱら調査される者の主観に依存するものであり、また「有業者」と「無業者」の区別は、「就業者」と「完全失業者」の区別とはちがつて、失業者や休業者の規定が相異し、これらを接続して比較することを困難にしているからである。

しかしいつそう注意を要するのは、「就業者」および「雇用者」そのものの規定の仕方である。

まず「就業者」についてみれば、それは前にのべたように、「収入を伴う仕事に多少でも従事した者」をいうのであつて、その中に無報酬の家族従業者が含められている点を除いても、重大なのは、この規定によれば、家庭でわずかの手内職をしている主婦も、一週間に半日（いな一時間でも）だけなんらかの仕事にありついた失業者も、首を切られて田舎に帰つた女工も、職がなくして親の経営する小商店でぶらぶらしている青年も、すべて「就業者」に入れられているということである。

また「雇用者」についてみれば、一般の雇用者」は、店舗・会社・団体の事業その他の法人等に「雇われて賃金・給料を受けているもの」をすべて包含するのであつて、その中には労働者のみならず、大会社や銀行の社長や重役が労働者と同じように扱われており、これらを区別することはできないのである。

さらに「業主」になると、いつそうそれが甚だしくなり、「単独業主」には、農家の世帯主から、内職をしている主婦、かつぎ屋、靴みがき、露店商まで含まれており、労働力調査の場合には、これらのものが社長や法人の代表者と同列に集計されているのである。またこれらのものは、どんなに仕事がなくて遊んでいても失業者にはならず、休業中の就業者に入れられてしまうのである。

以上にみて来たように、国勢調査でも労働力調査でも、われわれの求める労働人口の数をつかむことはできない。

これにたいして、一九四六年に始められた毎月勤労統計調査は、毎月末の産業別「労働者」数を発表しているが、この場合の「常用労働者」には、職員と労働者の両方が含まれ、重役や理事でも事務職員を兼ねて一般職員と同じ給与規則によつて給与をうけるものは「管理事務および技術労働者」として「常用労働者」に入つてしまうこと、同一事業所に継続して三〇日以上雇用された臨時または日雇労働者は「常用労働者」に含められていること、公務（非現業）・サービス業・建設業が除かれていること、調査対象は常時三〇人以上の常用労働者を雇用する事業所（ただし占領軍直営の事業および船員法第一条の規定による船員を除く）だけに限られていること、それも、約八千の事業所についての抽出調査であり、抽出の方法も不適当なこと、などの理由によつて、労働人口の全面的な推定の材料として満足すべきものではないといわねばならない。

要するにこれらの統計では、日本の労働人口とその構成を十分に明らかにすることができない。以下にわれわれは、既存の各種の統

計を加工することによつて、労働人口とその構成を明らかにしてゆく試みをしてみたいと思う。このような試算はほとんど初めてのものであつて、不十分なものではあるが、何ほどかの役に立つならば幸である。

従来の本年鑑の第一編は、国勢調査の結果の紹介を主として来たのにたいして、本年は全く構成をかえてみたのであるが、この試みについて多くの読者からの叱正をえたいと考える。

第二章　勤労者数とその構成

勤労者総数　第三章以下に詳説する諸資料に基いて、日本の勤労者は、一応、第3表にみられるごとく、農林漁業を除いて一三六〇万人と推定される。

（注）表中の0は四捨五入しても1にならないもの、…は不明、—は該当するもののないことを示す。以下同じ。

この推計数字の信頼性を確かめるために、同種類の他の統計と比較してみると第4表の通りである。—印の欄はそれぞれの統計において調査対象から除かれているものを示す。

ここには国勢調査については、従業上の地位別の中の「一般の雇用者」と「国・公共団体及び進駐軍の雇用者」の合計の産業別分布をとり、事業所調査（総理府統計局）については、民公営の従業者中の「常雇の職員及び常務者」と「臨時又は日雇の職員及び労務者」の合計、および官営（国鉄と専売を含む）の従業者数の産業別分布をそれぞれ集計した。国民所得調査は、経済審議庁の国民所得統計の基礎となつた参考表のうち、勤労所得人員の産業別分布（経済審議庁調査部国民所得課「日本経済と国民所得」一九五四年三月刊に掲載の数字）をとつた。

われわれの推計と他の諸統計とを比較して、いちばん大きく相違するのはサービス業と公務である。この相違の原因は、われわれが、諸統計における「サービス業」の中に含まれている商業と「卸・小売業」とを合算して「商業」とし（これらを区別する意味はあまりないように考えられる）、この表（第4表）の卸・小売業の欄にはそれを掲上したこと、したがつてサービス業の欄に入るのは教育、医療、映画演劇（諸統計の「映画業」「映画以外の興行娯楽、劇場及び附随事業」の大部分は、「置屋、待合及び貸席業」、「ダンスホール」、「競馬場」、「その他の遊戯・娯楽場」であつて、これらの待合やパチンコ屋の部類はもちろんわれわれの数字には除かれている）、非営利団体であること、および公務の中には中央地方の各官庁の小使、給仕などから保安隊員などまで広く含めてあること（もちろん現業部門は除いて各産業に含めてある）などによるものである。

しかしもつと重要なちがいは、他の諸統計の「雇用者」の中から、第一章に述べたように、重役や高級官吏などの非労働者的部分がわれわれの数字では除かれていること、および「家族従業者」が一応除かれて計算されたこと、である。とくに国民所得統計における「勤労所得」（租税統計の場合も同じ）には、勤労者の所得だけでなくひじように広い意味での「俸給」「給与」が含まれており、これらのものをすべて労働人口の中に数えることはできないからである。

しかしわれわれの推計の不満足なところもけつして少なくはない。とくに調査年次の点で、われわれは一九五三年の人員数をとることに努力したが、まだ統計ができていないもの、もともと調査されていないものが相当多く、一九五二年あるいは一九五一年の数字でがまんしなければならなかつたものが少なくないからである。同一年次についての統一的な全面的な調査は国勢調査以外になく、そ

第3表　勤労者総数とその構成（単位 1,000人）

産業部門	労働者			技術者・事務者			臨時・個人経営労働者	勤労者総計
	男	女	計	男	女	計		
A　生産的労働者								
金属工業	314	32	346	60	14	74	89	509
機器　〃	541	179	620	144	34	178	138	936
化学　〃	236	73	309	87	20	107	76	492
電気　〃	80	1	81	47	9	56	3	140
繊維　〃	182	567	750	66	24	90	220	1,060
木材　〃	147	25	172	29	10	39	169	380
食品　〃	120	55	174	45	14	60	163	397
タバコ　〃	7	11	18	4	1	5	0	23
出版・印刷	71	17	87	46	10	56	32	175
土建	206	11	216	90	15	105	388	709
その他工業	167	93	260	38	11	49	115	424
鉱業	435	45	483	…	…	66	51	600
運輸	…	…	1,022	…	…	286	19	1,327
通信	…	…	275	…	…	141	—	416
B　その他								
商業	284	127	412	459	194	653	850	1,914
金融	31	8	39	259	135	394	13	446
官公署	…	…	679	…	…	1,118	743	2,540
教育	446	306	752	28	11	38	23	813
医療	4	10	15	21	29	50	58	123
映画・演劇	6	5	11	12	5	17	16	44
非営利団体	29	13	42	62	23	85	13	140

第4表　勤労者数推計の比較（単位 10,000人）

産業部門	国勢調査	事業所調査	国民所得調査		本所推定
	(1950)	(1951)	(1950)	(1952)	(1953)
農林漁業	102	—	—	—	—
鉱業	56	56	58	71	60
建設業	97	85	88	109	71
製造業	442	443	423	462	439
卸小売業	138	144	136	174	191
金融業	34	49	36	45	45
運輸通信公益	170	167	175	200	188
サービス業	206	187	200	234	112
公務	151	—	134	127	254
計	1,397	1,140	1,250	1,421	1,361

の国勢調査の数字も十分使いうるものでないために（とくに「雇用者」の区別がないこと）、それぞれの部門ごとにその数字をつみ上げてゆくほかに方法を見出すことができない。われわれの試みは、不十分ながらそのような推計の試みの第一歩にほかならない。

なお参考のために、一九五〇年の国勢調査による従業上の地位別の「就業者」数を掲げておく（第5表）。

労働者と職員　勤労者を、労働者、職員（技術者・事務者）、臨時・日雇および個人経営労務者の三つに分けてみると、それぞれ六七六万人、三六七万人、三一八万人である。すなわち労働者は勤労者総数のほぼ半分を占めており、職員はその労働者にたいして五割強に当つている。

第5表　従業上の地位別就業者数
（1950）（単位 1,000人）

従業上の地位別	総数（%）	男	女
総数	35,575（100.0）	21,811	13,763
雇用者のある業主	769（ 2.2）	680	89
単独の業主	8,528（ 24.0）	6,927	1,601
家族従業者	12,248（ 34.4）	3,813	8,436
一般の雇用者	10,880（ 30.6）	8,023	2,856
国，公共団体及び進駐軍の雇用者	3,087（ 8.7）	2,334	753
不詳	61（ 0.2）	35	27

〔備考〕 14才以上。国勢調査。

個人経営の常雇労働者・職員を臨時・日雇の労働者・職員と一緒にしたことは必ずしも適当ではないが、法人経営の労働者と個人経営の労働者とでは性格がかなりちがつたものと考えられることを考慮し、また個人経営従業者は男女別の数字がえられないという技術的理由もあつて、そのように処理した。

常用労働者にたいする臨時・日雇労働者の比率は、産業部門別に著しく相異しており、しかも臨時・日雇労働者についての統計は不十分なのを通例とするから（たとえば港湾荷役の場合が適例）この数字は全体として少なすぎるというべきであろう。

なお、臨時工・試用工・日雇労働者の実情については、第二編第三章を参照。

産業別構成　産業諸部門の分類は産業分類表にはよらず、実際上の便宜をも考慮して比較的大規模に分けた。

産業分類の該当部門は左の通りである。

金属工業には、第一次金属製造業（33）と金属製品製造業（34）を含めた。

機器工業には、機械製造業（35）、電気機械器具製造業（36）、輸送用機械器具製造業（37）、医療機械、理化学機械、写真機、光学機械器具および時計製造業（38）を含めた。

化学工業には、化学工業（28）、石油および石炭製品製造業（29）、紙および類似品製造業（26）を含めた。

繊維工業には、紡織業（22）、衣服および身廻製造業（23）を含めた。

木材工業には、木材および木製品製造業（24）、家具および装備品製造業（25）を含めた。

その他工業には、ゴム製品製造業（30）、皮革及び皮革製品製造業（31）、ガラスおよび土石製品製造業（32）、その他の製造工業（39）を含めた。

この分類によれば、勤労者の最も多いのは官公署、これについで商業、運輸、繊維工業、機器工業、土建業であり、労働者の最も多いのは運輸、つづいて教育、繊維工業、官公署、機器工業の順である。

第6表　産業別雇用者数（1950）（単位 1,000人）

産業別	総数（%）	男	女
総数	13,967（100.0）	10,357	3,610
農業	525（ 3.8）	328	201
林業及び狩猟業（材木業を含む）	185（ 1.3）	162	24
漁業及び水産養殖業	308（ 2.2）	288	19
鉱業	564（ 4.0）	500	64
建設業	971（ 7.0）	898	73
製造業	4,413（31.6）	3,170	1,244
卸売業及び小売業	1,381（ 9.9）	934	447
金融，保険及び不動産業	339（ 2.4）	225	114
運輸通信その他の公益事業	1,703（12.2）	1,513	190
サービス業	2,056（14.7）	1,083	973
公務	1,508（10.8）	1,251	257
分類不能の産業及び不詳	12（ 0.1）	10	2

〔備考〕 14才以上。国勢調査。

なお参考のために、一九五〇年の国勢調査による「雇用者」の産業別構成を掲げておく（第6表）。

生産的労働者と不生産的労働者　産業部門別の推計において、われわれは、諸工業（他の統計における「製造業」のほかに、「公益事業」の中の電気工業と、土建工業とを加える）、鉱業（通産省の「本邦鉱業の趨勢」から製油業を除く）、運輸業、通信業の諸部門に働らく労働者を一応「生産的労働者」とし、その他のものと区別して掲げた。

もちろん「生産的労働者」と「不生産的労働者」の区別はむずかしい問題であり、この「生産的労働者」に入れられた各部門の中にも多くの「不生産的労働者」が含まれており、また「その他」の方にも多数の「生産的労働者」が入つている。その厳密な区別をすることはとうてい現在の諸統計からは不可能に近い。

「生産的労働者」は「生産的労働」をおこなう労働者、すなわち商品生産者または価値生産者であり、生産的労働とは、物質的生産の領域における労働、すなわち、人間による自然の財貨の直接的利用に従事する労働者である。しかし生産的労働は、それが物質的対象に体現されるという事実によつて不生産的労働と区別されるのではない。運輸、通信の労働は、直接に対象物を生産はしないが、物質的生産の領域において使用される労働であり、人間が周囲の自然に影響を与える種類の労働であつて、それは個々の対象物を作り出さないが、たしかに生産的労働の種類に入る部分が大きいと考えられる。もちろん生産的労働と不生産的労働の区別は機械的におこなうことはできず、またその区別は筋肉労働と知的労働の区別とも同じではない。自然の財貨の集団的利用の部分を構成する頭脳労働は生産的労働に含めらるべきである。

なおここで生産的労働者という場合には、資本主義的な意味における生産的労働者だけを指すのではない。すなわち、この中には、自己の労働力の価値以上の価値を生産する資本主義的企業に雇傭された労働者（賃金労働者）だけでなく、自分自身で生産した価値を交換することによつて生活している独立生産者、単純商品生産者、自家労働者をも含めて考慮した。かれらは交換のために商品を生産するが、賃金労働者を使用せず、また自分自身も賃金のために労働するのではない。

一九五〇年の国勢調査によつて直接生産過程の労働とそれ以外の労働（これには前に述べたように会社重役の「労働」のようなものが含まれていることに注意）を職業分類によつて一応区別して示すと第7表の通りである。これには家族従業者は含まれていない。

もちろん以上の区分はすべて厳密な意味のものでなく一応の区分にすぎない。

第7表　職業別雇用者数（1950）（単位 1,000人）

職業別	総数（%）	男	女
総数	13,967（100.0）	10,357	3,609
A　直接生産過程	〔51.8〕		
a　特殊技能工，生産行程従業者及び単純労働者	5,634（40.3）	4,357	1,276
1）特殊技能工，生産行程従業者及び類似従業者	4,305（30.8）	3,233	1,071
2）単純労働者	1,329（9.5）	1,123	205
b　農夫，伐木夫，猟師，漁夫及び類似従業者	844（6.0）	650	192
c　採鉱採石的職業	395（2.8）	361	34
d　運輸的職業	383（2.7）	380	3
B　その他	〔48.1〕		
a　専門的技術的職業	1,337（9.6）	930	408
b　管理的職業	537（3.8）	631	7
c　事務従事者	2.997（21.5）	2,113	882
d　販売従事者	727（5.2）	557	171
e　サービス職業	1,101（7.9）	467	634
f　分類不能及び不詳	13（0.1）	10	3

〔備考〕　14才以上。

なお念のためにつけ加えておく必要のあるのは、「生産的労働」は「社会的に有用な労働」と同じではなく、また「不生産的労働」は「社会的に有用でない労働」と同じではないということである。「社会的に有用」ではあるが、明らかに「不生産的労働者」に分類されなければならない人々がひじように多くあるのは当然である。

失業者　労働人口を考える場合には失業者を計算に入れなければならないことはいうまでもないことである。しかし失業者数の推定ほど困難なものはない。

先にもふれた通り、国勢調査にも、労働力調査にも、「完全失業者」の数字があげられているが、これをもつて失業者の数字とすることができないことは明らかである。

「完全失業者」は一九五〇年の国勢調査では七四万人（一四才以上。一〇才以上では七五万人）、労働力調査では同じ年に四四万人、一九五三年平均では四八万人となつているが、同じ「完全失業者」について、同じ調査方法をとつたといわれる国勢調査と労働力調査の間にこれだけのくいちがいのあることも問題であるが（このくいちがいの原因は調査員の未熟なことなどのためにおこつたインターヴューアー・バイアスであると説明されているが）、もともと「完全失業者」（一九五〇年一月の労働力調査から「失業者」が「完全失業者」と名前が改められた）の調査では失業者の数をつかむことはとうていできないといわなければならない。

たしかに、失業者とは何かということを明確に規定することは実際の統計上ではひじようにむずかしいにちがいないが、一九五〇年の国勢調査の場合のように、「就業は失業に優先する」原則に立つて、「調査週間中、収入をともなう仕事に三〇分以上従事した者」はすべて失業者ではなく、就業者であり、しかも

「収入をともなう仕事には無給の家族従業者をふくむ」となると、調査のあつた日の前の一週間のうちに三〇分だけ家で無報酬の仕事をした者でも失業者から除かれてしまうことになる。まして、たとえば調査の実施にあたつて「ふだんは職業をもつていない者におきまして」は、調査期間中に就業した時間数が、仕事をみつけるためについやした時間よりみじかくても、失業者としないで就業者とする」というたてまえ（統計局友安部長「国勢調査の趣旨と調査方法」、『統計』一九五〇年七月号参照）であつたとすれば、失業者の数は実際よりひじように少なくなつていることが明らかである。「労働力調査」では失業者の数はもつと控えめに示される。労働力調査は一九四六年九月から始められたが、その後「完全失業者」（初めは、「失業者」）の定義はしばしば改正され、失業者の範囲はいつそうせまくなつて来た。すなわち、初めは一日一―二時間程度のものは収入をともなう仕事から除外されていたのが、一九四七年七月には、「就業日数が一日もなかつたもの」から「就業時間が一時間もなかつたもの」に改正され、さらに一九四八年一月には「就業希望時間が二五時間以上あるもの」と最低限が定められ、この限定は一九四九年五月にはとられたが、そのかわりに「就業を希望し、かつ就業が可能であつて、求職運動をしているもの」という、考えようによつては相当きびしい条件が附されることになつた。

こういう意味で、「完全失業者」の数字では、実際の失業者数を明らかにすることは不可能であり、いわんやこんにち一〇〇〇万をはるかに越すと推定されている各種の失業者、厖大な潜在的失業者、ひじようにわずかの収入しかない低額所得者のような一般的な失業者などの状態はとうていつかむことができないのである。今日の状態では、収入をともなう仕事をまつたくしないで生活できる人ということになると、逆に失業者というよりもむしろめぐまれた特別の環境にある人というべきで、たとえば家事一切を女中にまかせ（就業可能）、ていさいのいい就職口を探している（求職運動）金持のお嬢さんという階層が含まれていると考えることができる。要するに「完全失業者」の数字では失業者の数を推定することは不可能に近いといわなければならない。

労働人口の統計に失業者数を記載できなかつたのは遺憾であるがまた「完全失業者」の数字だけをのせるのはより以上に誤解をおこすことになるので、もう少し信頼に値する数字がえられるまで記載しないことにした。ここではむしろ各部門別の「就業者」の中にひじように多くの失業者がかくれていると考えておくに止めなければならない。

第三章　産業部門別労働人口

第一節　工業労働者

産業中分類別の工業労働者について、一九五一年の事業所統計調査結果報告の法人経営の分（第五巻）および個人経営の分（第三巻）と、一九四九年の工業統計表の数字をみると第8表の通りである。

（注）事業所調査の法人と個人は本来同報告の民公営事業所の内訳であるが、右第五巻には国鉄と専売公社が含まれている。工業統計表は、すでに一九五二年分の第一巻まで発表されているが、一九五〇年分以後についてはいまだに労務者の数字の分は発表されていないので、四九年分をとつた。

なお右表に、「毎月勤労統計」の一九五四年一二月分の製造業推計

第8表　部門別工業労働者数（単位 1,000人）

産業部門	事業所調査（1951）					工業統計（1949）	毎勤統計（1953.12）
	法人経営			個人経営			
	常用職員	常用労務者	臨時・日雇の職員・労務者	常用の職員・労務者	臨時・日雇の職員・労務者	常用労務者	常用生産労働者
食料品製造業	60	174	40	81	42	218	98
紡織業	78	690	21	157	12	606	524
織物製品製造業	13	60	2	25	3	76	40
製材および木製品製造業	32	135	22	99	18	191	52
家具および装備品製造業	7	37	3	24	2	44	15
紙および類似品製造業	21	72	11	12	2	69	66
印刷出版および類似産業	56	87	4	27	2	79	72
化学工業	72	209	26	15	4	225	196
石油および石炭製品製造業	7	17	2	2	0	18	11
ゴム製品製造業	12	56	2	3	0	51	52
皮革および皮革製品製造業	4	14	1	6	1	13	8
ガラスおよび土石製品製造業	23	135	13	47	7	133	102
第一次金属製造業	50	237	26	13	1	194	211
金属製品製造業	24	109	9	38	3	122	62
機械製造業	57	222	19	42	3	256	187
電気機械器具製造業	54	132	9	11	1	128	136
輸送用機械器具製造業	55	225	25	16	2	220	210
医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具および時計製造業	12	41	1	8	0	31	40
その他の製造業	10	54	3	28	4	54	63
合計	651	2,727	240	654	107	2,728	2,136

第9表　事業所の規模別構成（1952年）

規模別	事業所数	合計に対する比率	従業者数	合計に対する比率
合計	398,403	100.0%	4,815,785	100.0%
従業者数　3人以下	230,294	57.8	496,703	10.3
〃　4～9人	85,439	21.4	527,925	11.0
〃　10～19人	45,353	11.4	607,713	12.6
〃　20～29人	15,028	3.8	357,239	7.4
〃　30～49人	10,837	2.7	407,210	8.4
〃　50～99人	6,342	1.6	432,031	9.0
〃　100～199人	2,660	0.7	367,286	7.6
〃　200～499人	1,625	0.4	490,923	10.2
〃　500～999人	467	0.1	325,667	6.8
〃　1000人以上	358	0.1	803,088	16.7

〔備考〕　工業統計表による。

第10表　事業所数および従業者数（1952年）

産業中分類別	全事業所				従業者4人以上の事業所		従業者3人以下の事業所	
	事業所数		従業者数		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
		%		%				
食料品製造業	87,338	21.9	548,335	11.4	28,807	419,586	58,531	128,749
紡織業	75,729	19.0	1,016,467	21.1	30,984	915,670	44,745	100,797
衣服および身廻品製造業	13,280	3.3	125,886	2.6	5,826	109,171	7,454	16,715
木材および木製品製造業	52,887	13.3	356,928	7.4	23,237	296,175	29,650	60,753
家具および装備品製造業	20,182	5.1	106,656	2.2	6,398	79,496	13,784	27,160
紙および類似品製造業	10,161	2.6	141,545	2.9	3,890	126,746	6,271	14,799
印刷出版および類似産業	10,753	2.7	185,280	3.8	6,808	176,262	3,945	9,018
化学工業	9,357	2.3	337,944	7.0	5,466	329,341	3,891	8,603
石油および石炭製品製造業	1,158	0.3	27,972	0.6	752	27,031	406	941
ゴム製品製造業	1,265	0.3	68,789	1.4	818	67,807	447	982
皮革および皮革製品製造業	4,452	1.1	29,418	0.6	1,312	23,033	3,140	6,385
ガラスおよび土石製品製造業	23,051	5.8	244,772	5.1	10,906	216,530	12,145	28,242
第一次金属製造業	6,241	1.6	360,642	7.5	5,183	358,213	1,058	2,429
金属製品製造業	23,551	5.9	207,134	4.3	9,809	179,149	13,742	27,985
機械製造業	17,680	4.4	364,215	7.6	11,465	350,088	6,215	14,127
電気機械器具製造業	5,356	1.3	202,576	4.2	3,795	199,040	1,561	3,536
輸送用機械器具製造業	9,227	2.3	292,720	6.1	4,517	283,173	4,710	9,547
医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具および時計製造業	3,312	0.8	58,177	1.2	1,818	54,900	1,494	3,277
その他の製造業	23,423	6.0	140,329	3.0	6,318	107,671	17,105	32,658
合計	398,403	100.0	4,815,785	100.0	168,109	4,319,082	230,294	496,703

〔備考〕 工業統計表による。

労働者数（労働省大臣官房労働統計調査部「毎月勤労統計調査結果表」第五三号）を参考のために附掲した。「毎勤」は先にものべたように、常時三〇人以上の常用労働者を雇用する民営、官営および公営の事業所からの抽出統計であるが、ここに掲げた常用生産労働者とは、「生産物の生産される現場において、生産業務、生産工程に関する記録業務及び上記業務と密接な関連ある業務に従事する労働者」である。

一九五二年末現在の製造業に属する事業所（国および公共企業体に属する事業所、および製造工業と離れている本社事務所のような非現場を除く）の事業所数と従業者数を「昭和二七年工業統計表」（通商産業省編、第一巻、一九五四年一月刊）によつて規模別にみると（第9表）、従業員三〇人未満の零細工場が労働者数の四一・三％（事業所数の九四・四％）、三〇―九九人の小工場が一七・四％（事業所数の四・四％）、一〇〇―四九九人の中工場が一七・九％（事業所数の一・一％）、五〇〇人以上の大工場が二三・五％（事業所数の〇・二％）を占めている。従業者四人以上の事業所と同三人以下の事業所とをくらべてみると（第10表）三人以下の零細企業工場は、事業所数では総数の過半五八％を占めているが、労働者数では一〇％、製造品価額ではわずか三％にすぎない。これら零細企業工場の従業員内訳をみると（第11表）、常用労働者より個人業主および家族従業者の方がはるかに多く（約二倍半）、女子は男子の三分の一に当つている。

第11表　従業者3人以下の事業所

	男	女	計
常用労働者	107,372	33,783	141,155
個人業主及び家族従業者	261,277	94,271	355,548
計	368,649	128,054	496,703

第二節　鉱山労働者

鉱業に従事する勤労者総数は、一九五二年末現在、約六〇万人である（第12表参照。石炭と亜炭は五三年末。石炭と亜炭をのぞき通商産業大臣官房調査統計部編「昭和二七年、本邦鉱業の趨勢」、一九五四年一月刊、による。ただし、右統計に含まれている製油所従業者は、工業労働者に入れるべきものであるから除外した）。これは一九三一年のほぼ三倍、一九四一年ごろの水準に当る。鉱種別に見てそのうち圧倒的部分（約三分の二）を占めるのは石炭鉱山に従事する炭鉱労働者（約四一万）であり、これにつづいて金属鉱山（約八万）――そのうち勤労者数の多いのは、銅、鉛亜鉛、金銀、硫化鉄、マンガン、鉄の順である――、非金属鉱山（約四万）――そのうち勤労者数の多いのは、石灰石、硫黄、耐火粘土の順である――、製錬所――主として銅、ついで亜鉛――、亜炭鉱山、石油鉱場である。

地域別（管轄の通産局別）に見ると第13表のごとく、炭鉱地帯である九州と北海道が圧倒的に多く、前者が全体の四五％、後者が二〇％を占めている。

男女労働者別に見ると第14表のごとく、女子は総数の一割前後を占め、坑内は男子、坑外の約二割が女子である。この比率は戦前より若干ふえている。

常用労働者にたいする職員（技術者・事務員）の比率は一四％、すなわち職員一人につき労働者七―八人の比率となる。

鉱山労働者の三分の二を占める炭鉱労働者についてみると（通商

第12表　鉱山労働者の構成（1952年末）（単位 1,000人）

鉱種別	労働者			技術者・事務者			臨時労働者			勤労者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
石炭鉱山	306	27	332	…	…	44	…	…	34	…	…	411
亜炭鉱山	9	1	11	…	…	1	—	—	—	…	…	12
金属鉱山	54	8	61	9	0	9	6	2	8	69	10	79
(うち銅山)	28	4	31	4	0	5	3	1	4	35	5	40
非金属鉱山	25	4	29	4	1	4	3	1	4	32	5	37
石油天然ガス	…	…	5	…	…	1	…	…	0	…	…	6
製錬所	13	1	14	2	0	2	1	0	1	16	2	18
計	435	45	483	…	…	66	…	…	51	…	…	603

第13表　地域別鉱山労働者数（1952年末）

鉱種別	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	四国	福岡	計
石炭鉱山	101,868	—	38,626	—	—	28,417	—	257,842	426,753
亜炭鉱山	63	4,136	1,649	5,437	286	36	69	—	11,676
金属鉱山	8,965	21,339	13,258	7,523	7,967	6,594	7,610	5,348	78,604
(うち銅山)	1,280	13,253	7,398	2,682	5,480	2,333	6,462	1,107	39,995
非金属鉱山	1,924	11,312	4,673	6,175	2,338	4,480	1,126	5,258	37,286
石油	177	2,376	2,122	—	—	—	—	—	4,675
天然ガス	6	115	843	21	4	—	—	—	989
製錬所	328	2,755	3,897	748	901	2,235	2,472	4,605	17,941
計	114,611	55,286	72,466	22,586	16,976	44,095	17,739	274,160	617,919

第14表　坑内外別鉱山常用労働者数（1952年末，石炭は1953年末）

鉱種別	事業所数	坑内	坑外			製錬		
		男	男	女	計	男	女	計
石炭鉱山	832	218,940	85,584	27,479	113,063	—	—	—
亜炭鉱山	391	7,302	2,102	1,225	3,327	—	—	—
金属鉱山	753	27,533	25,833	7,508	33,341	327	44	371
(うち銅山)	190	14,948	12,849	3,580	16,429	33	2	35
非金属鉱山	854	4,776	18,497	3,742	22,239	1,580	96	1,676
石油・天然ガス	233	—	…	…	4,699	—	—	—
製錬所	41	—	1,170	193	1,363	11,497	1,136	12,633
計	3,294	273,499	(146,035)	(43,727)	194,461	13,437	1,278	14,715

産業大臣官房調査統計部編「昭和二八年、石炭統計年報」、一九五四年五月刊）、五三年末現在の常用労働者は三三万二〇〇〇人、臨時夫一万二〇〇〇人、請負夫二万二〇〇〇人、職員四万四〇〇〇人で、前年末に比しそれぞれ相当大幅の減少を示している。炭鉱労働者は一九四九年初めから企業合理化の進展につれて減少の一途を辿り、朝鮮戦争によつて増加し五二年から五三年三月までほぼ変化なく三六万人台を横ばいしていたが、人員整理と炭鉱の休廃止によつて四月以後に急激な減少を示し、一〇月には年初にたいして五万人以上の減少となつた。

坑内夫の全鉱夫中に占める比率は年末六五・七％と戦後最高を記録し、前年末の六四・五％をさらに更新したが、まだ七〇％には達していない。炭鉱常用労働者の職種別数は第15表の通りである。

第15表　職種別炭鉱常用労働者数（1953.12末）

職種別			全国 常傭労務者 実働労務者	長期欠勤者	計
坑内夫	直接夫 採充仕掘	夫	68,382	2,521	70,903
		炭塡	5,368	242	5,610
		繰	38,246	1,638	39,884
		進	41,357	1,527	42,884
		計	153,353	5,928	159,281
	間接夫 助運機工雑	手	4,213	116	4,329
		夫	15,487	459	15,946
		搬	19,263	438	19,701
		夫	9,939	253	10,192
		機	9,150	341	9,491
		作			
		夫			
		計	58,052	1,607	59,659
	合計		211,405	7,535	218,940
坑外夫	成人男子 助選運機工電雑	手	3,845	59	3,904
		夫	2,949	72	3,021
		炭	13,536	303	13,839
		搬	11,088	206	11,294
		機	17,188	301	17,489
		作	4,264	102	4,366
		気	28,701	831	29,532
		夫			
		計	81,571	1,874	83,455
	保護夫 十八才未満 助選運機工電雑	手	17	—	17
		夫	201	1	202
		炭	597	2	599
		搬	108	1	109
		機	151	2	153
		作	55	—	55
		気	998	6	1,004
		夫			
		小計	2,127	12	2,139
	保護夫 女子 助選運機工電雑	手	663	17	680
		夫	9,244	213	9,457
		炭	1,237	32	12,269
		搬	91	—	91
		機	300	8	308
		作	44	1	45
		気	15,333	296	15,629
		夫			
		小計	26,912	567	27,479
	合計		29,039	579	29,618
合計			110,610	2,453	113,063
総計			322,015	9,988	332,003

第三節　運輸労働者

運輸に従事する勤労者総数は約一三四万人である（第16表）。そ

のうち国鉄関係が約三分の一を占めている。総数のうち、労働者約一〇〇万人、技術者・事務員約三〇万人と推定される。

運輸労働者数の戦前からの推移の概数は第17表の通りである（一九五三年以外は、運輸調査局「交通労働論」一九四八年八月刊、による）。

国鉄　日本国有鉄道の職員数は一九五三年三月末現在、約四五万人である（第18表。日本国有鉄道編「昭和二七年度、鉄道統計年報」職員・厚生編、一九五三年一〇月刊、による）。これを職階大分類によつて分けると第19表のごとく、管理職（管理部門、駅長、助役等を含む）が約六万人、中間職（駅員、車掌、機関士等、基幹労働者を含む）が約一八万人、労務職（工手、副助士等を含む）が約二一万人である（一九五四年四月末現在、国鉄職員局調）。このうち中間職と労務職を労働者、管理職を事務者とし、男女数は職員総数の比率から推計した。年齢別、勤続年数別、業務機関別、主要職種別の構成は第20表の通りである（交通協力会編「交通年鑑」昭和二九年版、による）。

第16表　運輸労働者の構成（単位 1,000人）

	労働者 男	労働者 女	労働者 計	技術者・事務者 男	技術者・事務者 女	技術者・事務者 計	臨時・日雇	勤労者計
国鉄	375	9	385	58	2	60	4	449
私鉄	92	4	96	27	4	31	—	127
バス	…	…	53	…	…	12	—	65
トラック	…	…	105	…	…	40	—	145
通運	152	12	165	39	6	45	11	221
海運	…	…	138	…	…	53	—	191
港湾運送	…	…	52	…	…	14	20	86
倉庫	8	1	9	12	3	15	4	28
航空	…	…	0	…	…	0	—	1
運輸省	…	…	9	…	…	16	…	25
計	…	…	1,022	…	…	286	39	1,338

〔備考〕　港湾運送は六大港のみ。

第17表　運輸労働者数の推移（単位 1,000人）

	1930	1940	1944	1946	1953
鉄道	244	258	327	475	576
自動車	122	154	123	155	210
通運	216	268	395	166	221
船舶	109	127	133	101	191

第18表　国鉄箇所別現在員数（1953.3月末）

本庁	2,421
地方事務所	11,244
地方自動車部	6,647
工場	42,896
工事資材事務所	5,248
工事事務所	1,185
給電管理所	4,458
志免鉱業所	371,598
鉄道管理局	1,688
合計	447,385

第19表　国鉄職階別職員数（1954.4月末）

	号数	人員
管理職	7	61,096
中間職	4～6	175,606
労務職	1～3	209,728
計		446,430

第20表　国鉄職種別職員数（1953年3月末現在）

年齢別	
20才未満	4,301
20才以上	90,246
25才〃	127,592
30才〃	69,450
35才〃	51,860
40才〃	45,825
45才〃	37,840
50才〃	19,923
勤続年数別数	
5年未満	39,390
10年〃	174,230
15年〃	124,056
20年〃	43,872
25年〃	14,350
30年〃	29,763
30年以上	21,376
業務機関別数	
駅	130,154
車掌区	22,703
機関区	66,066
電車区	5,901
客貨車区	20,441
保線区	53,546
建築区	4,139
電力区	8,226
信号通信区	11,999
電務区	4,721
発電区	635
変電区	1,961
材修場	766
電修場	1,734
無線区	333
桟橋	1,139
連絡船	3,841
印刷場	1,245
車両工場	42 896
自動車工場	883
自動車営業所	9,709
教習所	946
病院	3,512
診療所	1,368
公安室	3,178
主要職種別数	
駅長	4,056
助役及予備助役	7,250
運転掛	2,904
出札掛	6,042
改札掛	5,102
小荷物掛	3,103
貨物掛	6,162
駅務掛	6,075
予備駅務掛	5,064
電信掛	2,035
電話掛	4,755
乗客掛	890
警備掛	530
駅手	12,716
予備駅手	4,283
荷扱手	8,627
車号掛	3,199
操車掛	5,939
信号掛	6,496
転轍手	12,636
連結手	10,452
予備構内手	4,659
踏切警手	8,561
車掌	15,692
車掌区荷扱手	3,850
列車給仕	660
列車手	841
機関士(蒸気)	19,112
機関助士(〃)	15,115
電気機関士	1,421
電気機関助士	1,066
機関車検査掛	2,668
機関区技工	7,911
庫内手	3,480
炭水手	6,165
電車運転士	2,465
電車検査掛	694
電車掛	415
電車区技工	1,096
客貨車検査掛	2,307
車両掛	7,984
客貨車区技工	3,873
整備掛	3,606
線路工手	34,978
建築工手	3,581
工事工手	1,583
営林工手	428
機関区技工	1,407
電機掛	2,613
電力工手	4,580
通信機掛	1,705
信号保安掛	5,130
通信工手	2,545
無線掛	259
工場技工	33,570

第21表 国鉄職員数の推移

1936年度末	227,645
1944　〃	449,443
1946　〃	573,086
1948　〃	604,243
1949　〃	490,727
1950　〃	473,473
1951　〃	442,153
1952　〃	447,385
男　子	434,358
女　子	13,027

国鉄職員の推移をみると第21表のごとく、戦前の二三万人から戦争中、戦争直後にかけて増大して一九四八年には六〇万人を越したが、その後、四分の一以上減少して今日に至つている（一九四六年度までは、運輸調査局「交通労働論」一九四八年八月刊、により、その後は、交通協力会「交通年鑑」一九五四年三月刊、による）。なおこれら職員（現在員）のほかに、統計に出て来ない労働者として、臨時日雇工夫約四千人、無給職員（病気その他）約一千五百人、休職者一万二千人、軍隊未復員者一千二百人、組合専従者約六百人がある。

第22表　地方鉄道軌道職員数（1953.3末）

	地方鉄道	軌　道	計
役員	1,442	180	1,622
総務	8,457	6,177	14,634
土木	11,237	3,460	14,697
運輸	43,954	28,710	72,664
車両	11,372	5,508	16,880
電気	6,264	3,668	9,932
計	82,726	47,703	130,429

第23表　地方鉄道軌道勤労者数（1953.3末）

	男	女	計
技術者・事務者	27,379	3,918	31,297
労働者	91,609	4,112	95,721
うち運輸関係	55,555	2,253	57,808
計	118,988	8,030	127,018

第24表　地方鉄道軌道職種別労働者数（1953年3月末現在）

総務関係	
支配人，部課長	1,110
事務職員	9,138
技術職員	1,200
傭員	2,828
小計	14,276

運輸関係	
運輸部長，課長	371
営業所長・運輸主任	475
事務職員	3,911
技術職員	288
駅長，監督区長	2,350
助役，監督助手，監督補	6,525
駅務掛	7,802
出札掛	3,636
改札掛	3,366
小荷物掛	342
貨車掛	807
荷扱手	179
案内掛	303
操車掛	1,457
信号掛	1,538
転轍手	1,195
駅手	4,409
機関士	1,348
電気機関士	1,071
電車運転士	15,720
車掌	14,635
小計	71,728

車両関係	
車両長，部課長	239
事務職員	917
技術職員	1,539
検車手	4,268
技工	8,798
炭水手	273
庫内手	805
小計	16,839

保線関係	
保線長，部課長	254
事務職員	800
技術職員	1,479
線路工手	9,656
建築工手	617
踏切警手	3,574
小計	16,380

電気関係	
電気長，部課長	204
事務職員	843
技術職員	1,837
電工	2,894
電力工手	3,618
小計	9,396

建設関係	
技師長，部課長	47
事務職員	141
技術職員	329
工事工手	582
小計	1,099

私鉄　地方鉄道・軌道の職員総数は、一九五三年三月末現在、約一三万人である。（第22表。運輸省鉄道監督局編「昭和二七年度、地方鉄道軌道統計年報」一九五四年四月刊、による）。これから役員を除き、技術者・事務者（駅長・助役を含み、大体、国鉄の管理職職員に当る）と労働者（国鉄の中間職および労務職に当る）に分けて推計すると第23表の通りである。

地方鉄道軌道職員の職種別内訳は第24表の通りであり（「交通年鑑」昭和二九年版）、また職員数の推移をみると第25表のごとく、大体は国鉄の場合と同傾向を示しているが、ピークは国鉄とちがつて一九五〇年であり、その後の減少率も国鉄より少い。特長的なのは女子労働者の減少率の激しさであつて、六年間に一六・五千人から半数以下の八千人にまで減少している（一九四二年までは、前出「交通労働論」、それ以後は「交通年鑑」による）。

第25表　地方鉄道軌道労働者数の推移

1936年	88,645
1942年	116,950
1947年10月	139,431（うち女子　16,517）
1950年3月	141,919（　〃　11,133）
1951年3月	134,695
1952年3月	130,560
1953年3月	129,718（　〃　8,035）

第26表　民営バス・トラック労働者数

	バス（うち女子）	トラック
事務員	11,882	40,471
運転手	19,569	52,366
車掌	21;558（15,731）	——
助手	——	32,783
技工	8,271	7,398
その他（雑役等）	3,498	12,042
計	64,778（20,091）	145,060

バス・トラック　バス（旅客自動車運送）およびトラック（貨物自動車運送）事業に従事する勤労者は第26表のごとく合計約二一万人である（バスは一九五二年三月現在、前出「交通年鑑」により、トラックは一九五三年三月末現在、運輸省自動車局貨物課調査の数字による。国鉄トラック従業者数を除く。運輸省自動車局「全国トラック事業者要覧」。なお、同局監修、日本乗合自動車協会編「全国バス事業要覧」一九五一年一〇月刊、によれば、バス（大型貨切、ハイヤー、タクシーを含む）の営業所数一〇二八、勤労者合計五九、五五八人である）。

通運　日通その他通運事業に従事する勤労者は約二二万人であ

第27表　通運労働者数

		男	女	計
事務員		38,554	5,962	44,516
労務員	在籍	69,815	1,435	71,250
	専属	11,321	379	11,700
	計	81,136	1,814	82,950
従業員計		119,690	7,776	127,466
兼営事業従業員		82,358	10,919	93,277
合計		202,048	18,695	220,743

第28表　所属別通運労働者数（1953.3末）

	事務員	労務員	計	専属労務員
日通	32,987	42,078	75,065	
統合店	4,160	8,865	13,025	
新規免許業者	4,887	10,785	15,672	
限定免許業者	2,482	9,522	12,004	
計	44,516	71,250	115,766	8,875

第29表　船種別船員数（1952.11.1 現在）

	職員			属員			合計
	乗組員	予備員	計	乗組員	予備員	計	
汽船	12,387	3,331	15,718	28,251	5,444	33,695	49,413
帆船（機）	17,006	79	17,085	24,411	142	24,553	41,638
帆船	242	4	246	394	1	395	641
曳船	668	35	703	1,173	24	1,197	1,900
被曳船	202	—	202	851	13	864	1,066
その他	732	27	766	2,055	1	2,056	2,822
計	31,273	3,476	34,720	57,135	5,625	62,760	97,480
漁船	13,493	397	13,890	65,161	804	65,965	79,855
官公署船	3,762	327	4,089	8,761	713	9,474	13,563
合計	48,499	4,200	52,699	131,057	7,142	138,199	190,898

〔備考〕 船員法適用の船員。

第30表　職種別船員数（1952.4.1 現在）

	職員			属員		
	乗組員	予備員	計	乗組員	予備員	計
甲板	3,045	1,027	4,072	8,506	1,725	10,231
機関	2,966	862	3,828	9,280	1,901	11,181
無線	1,480	433	1,913	—	—	—
事務	878	271	1,149	4,105	913	5,018
その他	171	37	208	63	4	67
計	8 540	2,630	11,170	21,954	4,543	26,497

る（第27表。運輸省自動車局通運課調「昭和二七年度、通運事業統計資料」による）。うち事務員四万人、在籍労働者七万人、専属労働者一万人、兼営事業従業員九万人である。所属別にみると第28表のごとく、日通が七割前後を占め、残りを統合店（日通のない駅にある単独通運店）、新規免許業者（戦後独占禁止の趣旨による複数制実施で新たに生れた業者）、限定免許業者（荷主、物品、場所を限定された業者）が三分している（「交通年鑑」による）。

海運　海運に従事する船員総数は一九五二年一月一日現在、約一〇万人と推定される（第29表。運輸省海運調整部調査課「海運統計要覧、昭和二十七年版」による）。その半数が汽船船員である。一〇〇トン以上の鋼船について、船主協会所属の一四五社（漁業会社を除く）からの報告によれ

第31表　港湾運送労働者数（1）

	事業者数	事務職員	労務者
A	84	3,591	14,124
B	228	5,534	12,615
C	882	4,848	25,570
	1,194	13,973	52,309

〔備考〕 Aは 1,2,3,4種の総てを登録したもの（一貫的労務者）。

Bは1種及び他の業種の一又は二の登録をしたもの。

Cは1種を除く他の業種の一又は二又は三の登録をしたもの（1953.1.1 現在）

第32表　港湾運送労働者数(2)(51.9 現在)

	船内労働者	沿岸労働者	艀船船夫	引船船員	その他	常用 月給	常用 日給	臨時	日雇	計
東京	984	2,943	936	282	921	2,288	2,054	104	1,620	6,066
横浜	7,425	5,677	990	330	3,273	3,416	7,651	1,058	5,570	17,695
名古屋	742	1,021	360	79	450	1,247	845	1	559	2,652
大阪	1,151	6,325	1,324	287	2,693	4,807	3,060	501	3,412	11,780
神戸	2,909	4,327	835	353	2,376	2,262	3,884	524	4,130	10,800
関門	795	3,229	315	89	281	778	1,123	174	2,638	4,713
計	14,006	23,522	4,764	1,420	9,994	14,798	18,617	2,362	17,929	53,706

〔備考〕　臨時とは二カ月以内の雇傭者又は試の使用中のもの。
日雇とは過去一カ月間に雇入れた延人員を作業日数で除した数。

ば、職種別の労働者の数は、一九五二年四月一日現在第30表の通りである。

港湾運送　港湾において船内・はしけ・沿岸で荷役運送に従事する労働者は、日雇(風太郎等)が非常に多く、全国総数をつかむ資料が見当らないが、六大港(横浜、大阪、神戸、東京、名古屋、関門)における登録事業者の保有労働者についてみれば、第31表のごとく、常用者のみで約七万人と推定される(国立国会図書館調査立法考査局「本邦港湾労働事情」、一九五三年五月刊、による)。

これを六大港別、職種別にみると第32表の通りである(一九五一年九月現在)。

なお六大港以外の港湾運送労働者の状態を推定する手がかりとして、雇用労働者数別の全国港湾運送業者数の統計(一九五三年一月一日現在)を掲げておく(第33表)。

その他　航空事業従業者は、日航ほか合計、一九五四年三月末現在、一、一三〇人。倉庫従業員は概算四四、八〇〇人であるが、このうち臨海倉庫は港湾荷役従事員と重複し、奥地倉庫は通運事業従事員と重複しており明確な数字は不明である。事業所調査(一九五一年)によれば、勤労者合計二万八千人、うち労働者九千人、事務員一万五千人である。港湾管理(施設修築、管理)従業者は大体他の項目(主に運輸省職員)と重複するので除外した。

運輸省　運輸省職員は、公務員として別に掲上されているが、ここでは運輸関係の勤労者として取り上げた(第34表)。これによれば役付を除いた事務・技術者約一万六〇〇〇人、労働者約九〇〇〇

第33表　雇用労働者数別港湾運送事業者数(1953.1.1)

	全国計	六大港
25人未満	895	707
25～49人	366	258
50～99人	211	132
100～149人	60	36
150～199人	37	18
200～249人	18	14
250～299人	7	5
300人以上	35	24
計	1,629	1,194

第34表　運輸省職員数

1953年度	実員	26,170
1953年度	予算定員	27,247
	特別職	9
	10級以上	1,383
	9～6級	15,649
	5級以下	9,119

人と推定される。

第四節　通信労働者

通信労働者として数えられるものは、ほとんどすべて官公労働者であつて、郵政省職員（最大の部分を占めるのは郵便局員）と電信電話公社職員から成つている。これらの勤労者は合計約四〇万人、郵政が二五万人、電信電話が一七万人と推定される。

郵政　一九五三年四月一日現在、郵政省の現在員は合計約二五万人である（第35表。郵政省「昭和二七年度郵政統計年報」、総括編、一九五三年一二月刊による）。そのうち官吏一一万六千人、雇員一三万人で郵便局員が総数の八割以上を占めている。男女別に

第35表　郵政省現在員数（1953.4.1）

	官吏	雇員	計
内部部局	2,072	604	2,676
附属機関	1,589	1,121	2,710
地方支分部局	112,743	130,427	243,170
地方郵政監察局	863	95	958
地方郵政局	4,782	2,272	7,054
地方電波監理局	1,699	418	2,117
地方貯金局	8,037	10,522	18,559
地方簡易保険局	3,259	2,460	5,719
郵便局	94,103	114,660	208,763
普通局	39,728	36,231	75,959
鉄道郵便局	2,755	2,229	4,984
集配特定局	36,177	56,873	93,050
無集配特定局	15,443	19,327	34,770
総計	116,404	132,152	248,556

〔備考〕郵政省人事部人事課調。

第36表　郵政省男女別職員数（1952.9末）

		本省	普通局	集配特定局	無集配特定局	地方貯金局	総数	%
官吏	男	1,637	40,471	32,879	11,347	5,097	99,889	41
	女	184	1,867	3,234	4,009	2,775	13,411	5
雇員	男	374	30,319	41,092	6,439	3,789	84,842	35
	女	473	6,849	15,999	13,058	6,886	46,188	19
計		2,668	79,595	93,268	34,883	18,553	244,536	100

第38表　電信・電話従業員数

職種	1級	2級	3級
書記職	2,514	13,081	—
通信技術職	2,600	10,868	—
通信職	2,297	5,705	24,296
電話交換職	1,465	6,031	32,787
線路職	688	3,122	9,868
電信外務職	182	914	4,944

〔備考〕1954年現在。

第37表　電信電話公社従業員数

	現在員
本社	5,158
通信局	12,436
通信部以下	142,747
配給局・工作工場	3,878
医療機関	2,040
学園	1,196
合計	167,455

〔備考〕現在員は52年9月末日現在。

みると（第36表）、女子の比率は雇員で一九%、官吏では五%、無集配特定局と地方貯金局においては雇員のうち女子が男子よりはるかに多い。

電信電話　一九五二年九月末現在、日本電信電話公社の現在員は合計約一七万人である（第37表。日本電信電話公社「昭和二八年、電信電話年鑑」一九五三年一月刊、による）。

電信・電話別の従業員数は第38表の通りである（「昭和二七年、電信電話年鑑」による）。

第39表　中央地方公務員数（昭和28年度予算定員）

一般会計		特別会計		政府関係機関		地方公務員	
区分	年間平均定員	区分	年間平均定員	区分	年間平均定員	区分	年間平均定員
国会議員	716	一般職		三公社		道府県	
特別職		1 企業会計		専売	38,119	知事等	241
総理大臣等	270	公労法の適用者	259,260	国鉄	447,249	一般	240,751
裁判官	2,323	公労法の適用のない者	23,743	電電	158,068	小学校	336,658
保安庁職員	121,820	計	283,003	計	643,436	中学校	182,683
国会職員	3,010	（企業会計の内訳）		公庫等		義務制盲ろう学校	3,623
裁判所職員	20,496	造幣局	(84) 1,748	国民金融	1,394	義務制事務職員	7,767
国会議員秘書	716	印刷局	(202) 7,919	住宅金融	483	その他学校教員	76,064
計	148,635	国有林野事業	(1,400) 19,710	中小企業金融	57	計	847,787
一般職		アルコール事業	(116) 1,506	農林漁業金融	105	市町村	
検察官	1,850	郵政	(21,941) 228,377	日本開発銀行	896	市町村長等	29,902
その他の一般職	388,946	2その他の合計	55,193	日本輸出入銀行	80	一般	348,175
計	390,796	総計	338,196	計	3,015	教員	9,279
総計						警察	92,557
国会議員	716					消防	54,562
特別職	539,431					計	534,475
一般職の計				総計	646,451	総計	1,382,262

〔備考〕特別会計の欄中の（　）内の数字は公労法の適用のないもの。大蔵省主計局調。

第40表　国家公務員数（定員表）

区分	1951年10月予算定員	1952年度末予算定員	1953年度末予算定員
一般会計	447,284	420,685	416,849
特別会計	507,599	478,517	339,918
政府関係機関	514,813	487,563	648,522
合計	1,469,696	1,386,765	1,405,289
外に保安庁（警察予備隊）	75,100	111,076	123,153
(1) 一般会計			
国会	3,177	3,054	3,154
裁判所	23,657	22,842	22,842
会計検査院	1,252	1,140	1,140
内閣	1,332	942	965
総理府	97,825	88,096	84,132
法務省	44,172	43,496	45,374
外務省	2,368	2,442	1,692
大蔵省	75,526	65,552	65,384
文部省	64,790	62,982	63,756
厚生省	29,073	28,931	30,911
農林省	32,293	28,599	27,741
通商産業省	13,695	11,682	12,432
運輸省	29,685	34,568	27,241
郵政省	3	3	3,080
労働省	17,712	16,198	16,221
建設省	10,757	10,155	10,784
電気通信省	3	3	
計	447,284	420,685	416,849
保安庁（警察予備隊）	75,100	111,076	
(2) 特別会計			
造幣局	1,971	1,832	1,832
印刷局	8,757	8,121	8,121
資金運用部	467	444	444
貴金属	2	2	2
外国為替資金	87	79	42
厚生保険	4,959	4,652	5,007
船員保険	343	332	332
国立病院	17,602	8,981	14,463
食糧管理	29,145	27,903	27,814
農業共済再保険	82	98	109
森林火災保険	12	12	12
漁船再保険	23	22	27
国有林野事業	21,325	20,389	21,110
国営競馬	557	520	520
糸価安定	0	25	25
アルコール専売事業	2,252	1,727	1,622
輸出保険	53	78	74
中小企業信用保険	13	19	23
木船再保険			5
郵政事業	259,874	245,917	252,178
労働者災害補償保険	2,354	2,354	2,354
失業保険	3,990	3,790	3,790
農林漁業資金融通	25	24	
米国対日援助物資等処理	782	15	
緊急物資輸入基金	50	50	
電気通信事業	152,874	151,131	
計	507,599	478,517	339,918
(3) 政府関係機関			
日本専売公社	40,000	38,076	38,176
日本国有鉄道	469,151	446,919	447,249
日本電信電話公社			159,702
国民金融公庫	1,127	1,297	1,552
住宅金融公庫	250	320	545
農林漁業金融公庫			145
中小企業金融公庫			167
日本開発銀行	186	871	906
日本輸出入銀行	56	80	80
閉鎖機関整理委員会	1,029	0	
商船管理委員会	3,014	0	
計	514,813	487,563	648,522

第五節　公務労働者

ここで公務労働者として掲げるのは、中央地方の行政機関に勤務するものの中から、五現業（造幣・印刷・林野・アルコール事業・郵政）と教育関係公務員を除き、また三公社（専売・国鉄・電信電話）を初めいわゆる政府関係機関の職員も含まれない。そのかわり行政機関でない機関である国会・裁判所・会計検査院を含み、臨時・非常勤職員や定員外の単純労務者（小使等）、警察予備隊、駐留軍労務者も入っている。したがっていわゆる官公労務者という概念とはちがうものである。このような特殊の意味の政府職員から、特別職のうち明らかに労働者に入らない大臣、顧問、参与等の人々（特別職でも消防団員、職員、労務者は含まれる）はもちろん、官吏のうち中央では一〇級以上、地方では九級以上の者は大体課長クラス以上の者として控除し、それらのものは勤労者の中には含めなかった。このようにして推計されたものが、ここで扱う公務労働者である。なお職務級別からいって、中央では九級から六級まで、地方では八級から五級までを「技術者・事務者」とし、中央では五級以下、地方では四級以下を「労働者」として計算した。

第41表

職務級別常勤国家公務員数

職務級	公労法適用者	不適用者
15		101
14		1,251
13		3,161
12	5	5,745
11	44	10,112
10	279	25,052
9	3,923	33,404
8	25,386	39,578
7	33,560	63,497
6	57,270	82,885
5	68,094	88,915
4	57,723	76,910
3	14,078	22,873
2	552	2,380
1	32	286
計	260,946	456,150

まず予算定員からみると、昭和二八年度予算定員による中央地方公務員総数は第39表のごとくであって、一般会計五四万人、特別会計三四万人、政府関係機関六五万人、地方公務員一三八万人である（大蔵省主計局調。大蔵大臣官房調査課編「財政経済統計要覧、昭和二九年上期」一九五四年二月刊、による）。

このうちから、一般会計では国会職員、大臣、一〇級以上の職員を、特別会計では五現業、一〇級以上の職員を、政府関係機関は全部を、地方公務員では教育職員、知事、市町村長、九級以上の職員を除かなければならない。

国家公務員　最近三年来の機関別予算定員数を示せば第40表の通りである。

国家公務員の一般職のうち、まず常勤職員についてみれば左の通りである（人事院事務総局管理局法制課「常勤職員在職状況統計表」昭和二八年一〇月一日現在、による）。

(1)　公労法不適用の常勤職員　四五万八〇〇〇人（検察官を含む）

(2)　公労法適用の常勤職員　二六万一〇〇〇人

(3)　常勤労務者　二万四〇〇〇人（うち一万は公労法適用者）

第42表　公労法不適用常勤職員の構成（1953）

	一般	税務	警察	船員	企業	検察官	計
7月1日	313,300	46,187	69,379	6,521	20,303	1,741	457,431
10月1日	314,264	45,966	70,048	6,715	19,157	1,733	457,883
増減	964	△221	669	194	△1,146	△8	452

(4) 右合計　七四万三〇〇〇人

(5) 休職者　一万二〇〇〇人（うち五〇〇〇人は公労法適用者）

右のうち(1)と(2)を職務級別にみると第41表の通りである。この表の公労法不適用者の数が(1)と一致しないのは、(1)にはこの他に検査官一、七三三人が含まれているからである。

(1)を俸給表別にすると第42表のようになる。

次に非常勤職員についてみれば左の通りである（人事院事務総局管理局法制課「非常勤職員在職状況統計表」昭和二八年一〇月一日現在、による）。

(6) 調査員、講師、研究員、医員等　七〇〇〇人

(7) 事務技術補佐員、統計調査員、労務者、補助補佐員等　一四万四〇〇〇人

(8) 委員、顧問等　一万八〇〇〇人

(9) その他　二七万八〇〇〇人

(10) 右合計　四四万七〇〇〇人

右の(9)「その他」のうち、作物調査員、臨時集計員等二三万七〇〇〇人と、厳密な意味では非常勤職員に入らない公労法適用職員一四万五〇〇〇人を加えて修正すると、右の(7)は五二万六〇〇〇人となる。

以上、常勤および非常勤の一般職職員を、われわれの分類にしたがつて、技術者・事務者（九級から六級までの常勤職員と、(6)にある非常勤職員）と労働者（五級以下の常勤職員と、(7)に入る非常勤職員）に分けると、第43表のようになる。

第43表 国家公務員一般職の中の勤労者数
（単位 1,000人）

		労働者	事務者
特別職		—	145
一般職	常勤職員 公労法不適用者	191	219
	常勤職員 公労法適用者	140	120
	常勤職員 常勤労務者	24	—
	非常勤職員	525	7
計		880	491

第44表 地方公務員一般職総数（1953. 4. 1）

	都道府県	市	町村	計
一般職員	265,104	171,734	197,484	634,322
教育	111,232	193,893	350,838	655,963
警察	86,127	59,852	2,616	88,745
消防	29,973	22,539	1,997	31,970
計	492,436	448,018	552,937	1,411,000

地方公務員　一九五三年四月一日現在の都道府県および市町村職員数は、第44表のごとく総計一四一万人にのぼる（自治庁「地方公務員月報」第二号、一九五四年三月刊、による）。

しかしこれは一般職の常勤の職員数であり、それも後で見るように全部ではない）を示すにすぎない。

全国の地方自治体に属する職員を一般職と臨時・非常勤の一般職（II）に分けると次のようになる（II以下は地方公務員月報」第一号、一九五三年三月刊、による）。

I　一般職の常勤職員（一九五四・四・一現在）

1 一般職員	六三万四三二二人
2 教育職員	六五万五九六三
3 警察職員	八万八七四五
4 消防職員	三万一九七〇
5 右合計	一四一万一〇〇〇

II　臨時・非常勤の一般職（一九五二・一・三一現在）

6 顧問参与等	五万九四一五

第45表　教育労働者の構成（単位 1,000人）

	労働者			技術者・事務者			臨時・日雇	勤労者総数
	男	女	計	男	女	計		
小学校	161	180	341	3	2	5	—	346
中学校	140	49	189	5	3	7	—	196
高等学校	85	23	108	12	5	17	—	125
大学専門学校	54	22	76	8	1	9	23	108
幼稚園	0	12	12	0	0	0	—	12
その他	6	20	26	0	0	0	—	26
計	446	306	752	28	11	38	23	813

〔備考〕 労働者には校長を除く教員・雇員・看護婦・栄養士・用人（小使・給仕）等を含む。

第46表　学校別本務教員数（1952.5.1）

	学校数	総計	校(学)長	教(諭)授	助教諭(授)	講師	助手
小学校	21,528	322,573	20,664	230,194	68,309	3,406	—
中学校	12,382	183,900	11,009	150,264	17,174	5,453	—
高等学校	3,035	100,881	2,825	86,283	1,960	9,818	—
特殊学校	152	4,576	130	2,946	524	976	—
幼稚園	2,837	12,142	1,330	5,677	5,021	114	—
大学専門学校	435	37,000	358	9,593	9,289	5,815	11,945
各種学校	5,507	21,174	…	…	…	…	…

〔備考〕 特殊学校は盲，ろう，養護学校の集計。教諭には養護教諭（女）を，助教諭には養護助教諭（女）を含む。講師は常勤・非常勤講師，特殊学校の寮母の合計。

第47表　学校別本務職員数（1952.5.1）

	事務職員	技術職員実習助手	養護職員	栄養士炊事婦等	用人(小使，給仕等)	計
計	23,833	6,685	3,666	11,005	53,831	99,021
小学校	5,109	1	1,963	10,249	27,129	44,451
中学校	7,351	2	1,176	365	14,562	23,456
高等学校	10,668	6,682	425	197	10,700	28,673
盲学校	125	—	19	69	166	379
ろう学校	139	—	12	68	210	429
養護学校	8	—	3	7	2	20
幼稚園	433	—	68	50	1,062	1,613

	事務官又は相当者	技官又は相当者	事務雇員	技師雇員	看護手，看護婦助産婦	用人(守衛，小使等)	計
大学専門諸学校	7,688	2,093	13,021	5,935	6,548	13,657	48,582

7　職員・単純労務者　八万三五九五
III　単純な労務に雇用される一般職（一九五一・二・二〇現在）
8　男子　七万五三〇九
9　女子　三万八三六二
10　右合計　一一万三六七一
IV　特別職（一九五二・一・三一現在）
11　一般特別職　八七万六一八六
12　消防水防団員　一八〇万三一八四
13　日雇労務者　一二万七一七四

右のIIの(7)にある「職員」には、地方公務員法附則第二〇項の職員、すなわち公営企業職員が含まれており、同じく「単純労務者」とは同法附則第二一項の単純労務者（職員）である。

またIIIの「単純な労務」の中では、土木工夫、小使、給仕、自動車運転手、清掃夫等が主要なものである。

これらの中から教育職員（2）、顧問参与等（6・11の一部）、およびIの中の九級以上の職階のものを除かなければならない。

右のようにして作られたのが前出の数字である。

駐留軍労務者　調達庁雇用米軍使用のILO労務者現員数は一九五三年四月現在一八万七九〇五人である。

第六節　教育労働者

教育に従事する勤労者総数は、一九五二年五月一日現在、約八〇万人である（第45表参照。文部省調査局統計課「昭和二七年度、学校基本調査報告書」、一九五四年三月刊、による）。

全国約四万六〇〇〇の学校に従事にする教育関係の勤労者延数は七七万一〇〇〇人、うち本務者六八万二〇〇〇人、兼務者（他の学校に本務教員として勤務しているもの、および教員以外に本職のあるもの）八万九〇〇〇人である。

このうち本務者のみをとり、学校種類別にみると教員は第46表、職員は第47表の通りである。教員については校長を除いて残りの合計を労働者とし、職員については高等学校以下の学校の事務職員、技術職員、実習助手、大学専門学校の事務官、技官、またはそれらの相当者を技術者・事務員とし、それ以外は労働者として推計したのが第45表である。なお兼務者のうち大学専門学校の兼務教員のみは臨時労働者として掲上した。

学校種類別にみると、小学校の比率が圧倒的で教員数の四七%を占め、これについで中学校、高等学校で、以上三者で教員の九割に近い。それからずつと下つて大学専門学校、各種学校（和洋裁、タイピスト学校等）、幼稚園、特殊学校（盲学校、ろう学校、養護学校）の順である。

女子の比率は総労働者の約四割に当り、小学校では男子より多く五三%を占めている。

設置者別に、国立、公立、私立の各学校の本務教員数は第48表の通りである。

第48表　設置者別本務教員数（1952.5.1）

	総数	国立	公立	私立
計	682,246	24,123	593,706	64,417
高等学校以下	624,072	3,330	588,612	32,130
大学専門諸学校	37,000	20,716	4,352	11,932
各種学校	21,174	77	742	20,355

第二編　労働移動と失業

第一章　一般的考察

わが国における就業状態の毎月の変化を知るための資料としては「労働力調査」と「毎月勤労統計調査」とがある。いずれも標本調査であつて、そのうちの「毎月勤労統計調査」においては、常用労働者三〇人未満を雇用する小規模事業所を調査の対象から全く除いてあるので、前者の補足的な資料としてのみ用いられる。

「労働力調査」の概要　労働力調査は個人の就業状態、その人の産業、職業、従業上の地位などを、毎月末に終る一週間（これを「調査週間」といい、原則として二四日から三〇日または二五日から三一日の間）の事実について行われる標本調査である。調査対象は全国から抽出された約一万三〇〇〇世帯の調査世帯に常住する一四才以上のもの約四万五〇〇〇人であつて、これはわが国全人口の約一三〇〇分の一に当る。その推計数字は常に「標本誤差」を含むことが前提されている。

統計数字を利用する場合にはいつでも、予めわれわれの吟味検討を要する事項が極めて多いが、「労働力調査」の結果数字の利用に際しては特に次の点に注意すべきである。

一、統計表の数字はすべて、結果数字の実数に推計乗率を乗じたものの一〇〇〇以下を四捨五入したものであるから、表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

二、統計表中＊印をつけた数字は、推計数字が小さいため誤差率が大きいから、特に注意を要する。

三、統計表中…印をつけた個所は調査集計が行われていないために数字が不詳なもの、および数字が小さくて百分率を利用できないものである。—印は理論上該当数字のない欄である。

「労働力調査」における「就業者」並に「完全失業者」、その両者を含めた「労働力人口」の規定は、「国勢調査」の場合と概ね同じであるが、更に、「就業者」中における「追加就業希望者」を、また「非労働力人口」を「非求職の就業希望者」と「その他」とに分つなど、その区分がやや詳しくなつている。就業状態に関する諸定義のうち主要なものは次のごとくである。

従業中の就業者——調査週間中、収入を伴う仕事に多少でも従業したものすべてをいう。ただし家族従業者については従事した仕事が直接に金銭収入を伴わなくとも、収入のある仕事とみなして従業中の就業者として分類される。したがつて少くとも一時間以上（「国勢調査」では三〇分以上）働いたものはすべて就業者となる。

休業中の就業者——平常収入のある仕事をもちながら、調査週間

第49第　労　働　力　状　態　別　人　口（単位 1,000人）

年　　月	総人口	14才以上人口	労働力人口					非労働力人口
			合　計	就業者			完全失業者	
				合　計	農林業	非農林業		
1948年平均	79,460	53,900	34,840	34,600	16,370	18,220	240	19,060
1949年平均	81,280	54,850	36,440	36,060	18,080	17,990	380	18,410
1950年平均	82,880	55,240	36,160	35,720	17,410	18,310	440	19,080
1951年平均	84,330	56,260	36,600	36,220	16,170	20,050	390	19,660
1952年平均	85,580	57,440	37,750	37,280	16,370	20,920	470	19,690
1953年平均	86,780	58,310	39,700	39,250	17,130	22,120	450	18,620
1953年								
1　月	86,300	57,790	37,540	37,080	13,930	23,160	460	20,240
2　月	86,300	58,100	36,710	36,190	13,200	22,990	510	21,400
3　月	86,500	58,180	39,290	38,670	15,810	22,860	610	18,900
4　月	86,600	58,140	39,550	39,030	16,520	22,510	530	18,590
5　月	86,700	58,230	40,680	40,180	18,490	21,690	500	17,550
6　月	86,700	57,980	40,730	40,290	19,690	20,610	440	17,270
7　月	86,800	58,330	40,800	40,370	19,220	21,150	430	17,530
8　月	86,900	58,330	39,740	39,310	17,980	21,330	430	18,600
9　月	87,000	58,550	39,980	39,580	17,420	22,150	400	18,580
10　月	87,100	58,660	41,610	41,220	19,580	21,640	390	17,050
11　月	87,200	58,600	40,600	40,230	18,120	22,100	370	18,000
12　月	87,300	58,800	39,110	38,800	15,570	23,220	310	19,700

〔備考〕 1.　総人口は1950年8月より翌月1日の全国推計人口を用いている。
2.　1953年12月総人口は奄美群島を含まない。
3.　総理府統計局「労働力調査」による。

中その仕事を休んでいるもののうち、従業上の地位が業主または雇用者で且つ次の条件を備えたものをいう。すなわち、業主については調査週間中に使用している雇用者または家族従業者がその営業に従事していた場合に休業中の就業者とし、雇用者については賃金給料の支払をうけているかまたは将来うけることになつている場合に限り休業中の就業者とする。従つて、家族従業者には休業中のものはない。

完全失業者――調査週間中収入を伴う仕事に従事しなかつたもののうち、上記休業中の就業者以外のもので、就業を希望し且つ現在求職中のものをいう。この場合、特に求職活動をしていることが一つの条件であつて、就業を希望しながら求職していないものは「非労働力人口」に分類される。

就業状態　以下「労働力調査報告」（総理府統計局編）によつて、一九五三年中における就業状態の趨勢を概観しよう。

同報告によると、一九五三年平均の全国就業者数は三九二五万人で、前年に比べて一九七万、五・三%の増加を示した。この就業者の増加に伴つて、前年八万人を増加した完全失業者は五三年平均

第50表　求職，非求職別就業希望者および追加就業希望者

年　月	就業希望者			追加就業希望者		
	総数	求職者（完全失業者）	非求職者	総数	求職者	非求職者
1952年 平均	730	470	260	720	200	510
1953年 平均	820	450	380	980	220	750
1953年 1 月	920	460	460	1,270	330	930
2 月	1,060	510	550	1,390	320	1,070
3 月	1,070	610	460	1,230	280	950
4 月	900	530	370	1,010	240	770
5 月	880	500	380	910	190	720
6 月	780	440	340	790	170	620
7 月	810	430	380	750	170	580
8 月	770	430	350	1,030	200	830
9 月	720	400	320	1,120	220	900
10 月	730	390	330	850	190	660
11 月	640	370	270	700	170	530
12 月	600	310	290	660	170	490

〔備考〕「総理府統計局労働力調査」による。

で四五万、前年に比べて二万（四・三％）の減少となつた。しかし、非労働力人口中における非求職の就業希望者は一一万（四二・三％）の増加を示しており、また現に就業しているものの中の追加就業希望者も、前年の五万減から二五万の増加となつて、内訳では求職（つまり転職希望者）二万、非求職二三万と矢張非求職者の増加が目立つて多い（第49・50表）。

四五万という完全失業者数はもちろん、この完全失業者数に非求職の就業希望者、ないしは追加就業希望者を加えた数字にしてみても、わが国における失業者数をあらわすものとしては極めて不完全なものである。それは「労働力調査」それ自体が失業調査としては不備なためである。

そこで、更に就業時間、失業的意識の有無、就業に対する所得等の諸指標によつて、「完全失業者」のほかに不完全就業者ないしは潜在失業者を捉える試みが、「労働力調査」の附帯調査（「失業状況実態調査」）として臨時的に行われている。「失業状況実態調査」とわが国の失業の現情に関しては第三章、失業の項で記述する。

農林・非農林業別就業者数　就業者の増加を農林、非農林業別にみると（第51表）、非農林業における増加は一二〇万人（五・七％）で、前年増加数八七万人よりは多いが、五一年の一七四万よりは少ない。他方、農林業就業者は五一年に一二四万の減少をみたのであるが、五二年、五三年には逆にそれぞれ二〇万、七六万（四・六％）の増加を示した。このような農林業就業者の増加、殊に五三年における著増は、最近の人員整理に伴う鉱工業労働者の農村における潜在失業化を物語るものとして注目される。このことはまた、市部、郡部別人口の推移においても明かである。すなわち、労働力人口によつてみると、五三年には郡部一〇九万、市部八五万の増加で、郡部人口の増加が市部のそれを上廻り、五一年における六九万減、五

第51表　産業別就業者数（単位 1,000人）

年	月	全産業	農林業	非農林業	漁業及水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売小売業及保険不動産業	運輸通信及その他公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業
1948年	平均	34,600	16,370	18,220	580	600	1,320	—	—	—	—	—	
1949年	平均	36,060	18,080	17,990	670	500	1,120	—	—	—	—	—	
1950年	平均	35,720	17,410	18,310	690	490	1,200	—	—	1,710	—	—	
1951年	平均	36,220	16,170	20,050	520	510	1,360	6,290	5,150	1,840	3,230	1,140	
1952年	平均	37,280	16,370	20,920	520	610	1,460	6,530	5,410	1,900	3,370	1,100	0
1953年	平均	39,250	17,130	22,120	660	620	1,590	6,740	5,770	1,920	3,700	1,140	0
1953年	1月	37,080	13,930	23,160	770	600	1,720	7,070	5,960	1,970	3,950	1,110	0
	2月	36,190	13,200	22,990	690	600	1,670	7,210	5,930	1,970	3,790	1,130	0
	3月	38,670	15,810	22,860	720	630	1,680	7,220	5,750	1,960	3,730	1,180	0
	4月	39,030	16,520	22,510	690	620	1,570	7,080	5,710	1,980	3,720	1,150	0
	5月	40,180	18,490	21,690	680	640	1,400	6,670	5,550	1,900	3,680	1,170	0
	6月	40,290	19,690	20,610	610	610	1,340	6,170	5,480	1,840	3,500	1,070	0
	7月	40,370	19,220	21,150	720	640	1,510	6,300	5,700	1,770	3,430	1,090	0
	8月	39,310	17,980	21,330	610	680	1,490	6,300	5,830	1,840	3,490	1,090	10
	9月	39,580	17,420	22,150	650	650	1,530	6,820	5,810	1,940	3,590	1,160	0
	10月	41,220	19,580	21,640	560	620	1,540	6,380	5,710	2,020	3,650	1,170	0
	11月	40,230	18,120	22,100	630	570	1,670	6,560	5,740	1,910	3,820	1,210	0
	12月	38,800	15,570	23,220	560	570	1,900	7,090	6,050	1,890	4,000	1,180	0

〔備考〕 1. 1950年7月より日本標準産業分類が採用されたため，旧分類と内容の不一致が生じ比較出来ないが，比較的変更が少く大体接続しうると考えられる産業についてはその数を掲げた。
2. 総理府統計局「労働力調査」による。

第52表　従業上の地位別就業者数

地位別	総数	自営業主	家族従業者	雇用者			
				総数	経営・事務技術者	常用労務者 見習徒弟	日雇労務者
総数							
1952年 平均	37,290	10,120	12,950	14,210	5,160	8,040	1,010
1953年 平均	39,250	10,270	14,180	14,800	5,290	8,250	1,260
1953年 1月	37,080	9,970	12,040	15,080	5,180	8,520	1,370
2月	36,190	9,900	11,320	14,970	5,190	8,440	1,340
3月	38,670	10,090	13,520	15,070	5,320	8,320	1,430
4月	39,030	10,250	13,930	14,840	5,300	8,300	1,240
5月	40,180	10,270	15,200	14,710	5,420	8,160	1,130
6月	40,290	10,250	15,750	14,290	5,180	8,050	1,060
7月	40,370	10,430	15,560	14,370	5,170	8,040	1,160
8月	39,310	10,260	14,670	14,370	5,260	7,960	1,150
9月	39,580	10,240	14,610	14,730	5,370	8,190	1,170
10月	41,220	10,580	15,670	14,970	5,420	8,350	1,200
11月	40,230	10,580	14,870	14,780	5,330	8,240	1,210
12月	38,800	10,410	12,970	15,420	5,350	8,470	1,600
男							
1953年 1月	22,450	7,650	3,920	10,860	3,730	6,150	980
2月	22,240	7,650	3,770	10,830	3,760	6,090	980
3月	23,320	7,940	4,480	10,910	3,900	6,060	950
4月	23,220	8,110	4,340	10,770	3,880	6,090	800
5月	23,590	8,250	4,660	10,680	3,990	6,000	690
6月	23,320	8,280	4,800	10,230	3,820	5,850	570
7月	23,640	8,470	4,800	10,370	3,840	5,800	730
8月	23,240	8,220	4,520	10,500	3,900	5,810	800
9月	23,260	8,120	4,430	10,710	3,920	6,030	760
10月	23,700	8,190	4,620	10,880	4,000	6,140	750
11月	23,410	8,200	4,490	10,720	3,860	6,030	830
12月	23,300	8,040	4,090	11,170	3,850	6,270	1,050
女							
1953年 1月	14,640	2,320	8,110	4,210	1,440	2,370	390
2月	13,950	2,250	7,560	4,150	1,440	2,350	360
3月	15,350	2,150	7,040	4,160	1,420	2,260	480
4月	15,800	2,150	9,580	4,070	1,430	2,210	440
5月	16,590	2,020	10,540	4,030	1,430	2,160	440
6月	16,970	1,970	10,950	4,050	1,360	2,200	500
7月	16,730	1,960	10,760	4,000	1,330	2,240	440
8月	16,080	2,050	10,150	3,870	1,360	2,150	360
9月	16,320	2,120	10,180	4,020	1,450	2,160	410
10月	17,520	2,390	11,040	4,090	1,430	2,220	440
11月	16,820	2,380	10,380	4,060	1,470	2,210	380
12月	15,500	2,380	8,880	4,250	1,500	2,200	550

〔備考〕 1. 従業上の地位は本業によつて分類されている。
2. 総理府統計局「労働力調査」による。

第53表　従業上の地位別就業者数（単位 1,000人）

年　月	全産業			農林業			非農林業		
	自営業主	家族従業者	雇用者	自営業主	家族従業者	雇用者	自営業主	家族従業者	雇用者
1948年 平均	9,420	12,430	12,250	5,590	10,270	500	3,830	2,150	11,750
1949年 平均	10,110	13,590	12,180	6,150	11,390	540	3,960	2,200	11,630
1950年 平均	10,150	12,970	12,580	6,110	10,730	560	4,040	2,240	12,020
1951年 平均	9,980	12,540	13,700	5,600	10,050	520	4,380	2,490	13,180
1952年 平均	10,120	12,950	14,210	5,640	10,260	470	4,480	2,690	13,750
1953年 平均	10,270	14,180	14,800	5,510	11,070	580	4,760	3,140	14,220
1953年									
1 月	9,970	12,040	15,080	4,860	8,510	560	5,120	3,530	14,510
2 月	9,900	11,320	14,970	4,770	7,920	510	5,110	3,410	14,470
3 月	10,090	13,520	15,070	5,150	10,110	550	4,940	3,400	14,510
4 月	10,250	13,930	14,840	5,380	10,690	450	4,870	3,240	14,390
5 月	10,270	15,200	14,710	5,680	12,220	590	4,590	2,980	14,120
6 月	10,250	15,750	14,290	5,990	13,040	650	4,260	2,720	13,630
7 月	10,430	15,560	14,370	5,990	12,600	630	4,450	2,970	13,740
8 月	10,260	14,670	14,370	5,790	11,590	600	4,470	3,090	13,770
9 月	10,240	14,610	14,730	5,590	11,240	600	4,650	3,370	14,140
10 月	10,580	15,670	14,970	5,930	12,970	680	4,650	2,690	14,290
11 月	10,580	14,870	14,780	5,690	11,930	500	4,890	2,940	14,270
12 月	10,410	12,970	15,420	5,330	9,610	630	5,080	3,360	14,780

〔備考〕 1.　1948年，1949年は従業上の地位別不詳の者が割合に多いので各項の合計が別表の就業者数の計に一致しない。2.　総理府統計局「労働力調査」による。

二年の三二万増と著しい対照を示している。

従業上の地位別就業者数　次に就業者の増加を従業上の地位別にみると（第52表）、家族従業者の一二三万増（前年四一万増、以下同じ）が圧倒的な比重を占め、雇用者は五九万増（五一万増）で、最低は自営業主の一五万増（一四万増）となつている。しかも、雇用者の内訳をみると、日雇労務者の二五万増が最も多く、次は常用労務者・見習徒弟の二一万増で、経営・事務・技術者の増加は一三万と最も少ない。

また、これを農林、非農林別にみると（第53表）、農林業ではもちろん家族従業者が七八万（二一万）の増加で最も多く、雇用者の増加は一一万（五万減）に止まり、自営業主のみは一三万の減少（四万増）となつている。他方、非農林業では雇用者の増加が四八万（五六万）で最も多いが、家族従業者がここでも四五万（二一万増）とほぼ雇用者に匹敵する増加を示している。以上によつて、非農林業における就業者の増加が、専ら日雇および零細企業における家族従業者の増加によるものであることがわかる。

なお、雇用者の産業並に就業時間別数は第54・55表の通りである。

第二章　労働移動

一九五三年中における労働移動の状況を「毎月勤労統計調査結果表」（労働省統計調査部編）から算出された「産業別常用労働者雇用指数」と「労働異動調査結果報告」（労働省統計調査部編一九五三年一一月刊）によつてみよう。

「毎月勤労統計調査」の概要　毎月勤労統計は雇用、給与および労働時間の毎月の変動を調べるためのもので、その対象は鉱業、建

第54表　産業別雇用者数

産業別	全産業	農林業	非農林業 計	漁業及び水産養殖業	鉱業	建設業	製造業	卸売・小売業及び金融保険不動産業	運輸及び通信業その他の公益事業	サービス業	公務	分類不能の産業
	総数											
1952年平均												
1953年平均	14,800	580	14,220	230	590	1,150	4,860	2,300	1,810	2,130	1,140	0
1953年 1月	15,080	560	14,510	220	570	1,300	5,040	2,300	1,830	2,140	1,110	0
2月	14,970	510	14,470	250	560	1,270	4,990	2,400	1,820	2,050	1,130	0
3月	15,050	550	14,490	290	590	1,240	4,930	2,340	1,840	2,100	1,180	0
4月	14,820	450	14,370	250	580	1,090	5,040	2,290	1,860	2,120	1,150	0
5月	14,710	590	14,120	260	600	950	4,930	2,170	1,800	2,230	1,170	0
6月	14,290	650	13,630	190	600	910	4,810	2,180	1,740	2,140	1,070	0
7月	14,370	630	13,740	210	630	1,050	4,810	2,190	1,680	2,100	1,090	0
8月	14,370	600	13,770	170	650	1,020	4,730	2,270	1,740	2,090	1,090	0
9月	14,730	600	14,140	230	630	1,100	4,770	2,270	1,850	2,130	1,160	0
10月	14,970	680	14,290	240	600	1,150	4,710	2,290	1,950	2,180	1,170	0
11月	14,780	500	14,270	230	550	1,240	4,760	2,340	1,830	2,110	1,210	0
12月	15,420	630	14,780	220	560	1,450	4,850	2,500	1,790	2,230	1,180	0
	男											
1953年 1月	10,860	460	10,400	210	510	1,110	3,400	1,540	1,580	1,130	910	0
2月	10,830	410	10,430	230	500	1,100	3,390	1,600	1,610	1,080	940	0
3月	10,900	410	10,490	260	520	1,040	3,370	1,540	1,630	1,150	980	0
4月	10,760	320	10,430	230	510	900	3,490	1,520	1,650	1,180	960	0
5月	10,680	360	10,320	240	530	800	3,480	1,470	1,600	1,240	990	0
6月	10,230	340	9,890	170	540	770	3,340	1,460	1,550	1,170	880	0
7月	10,370	400	9,970	190	570	910	3,320	1,440	1,480	1,170	900	0
8月	10,500	410	10,080	160	600	910	3,280	1,530	1,560	1,150	910	0
9月	10,710	400	10,320	220	560	950	3,260	1,520	1,660	1,170	970	0
10月	10,880	410	10,470	240	540	1,010	3,240	1,550	1,720	1,190	980	0
11月	10,720	340	10,380	220	490	1,080	3,300	1,490	1,580	1,190	1,030	0
12月	11,170	450	10,720	210	510	1,210	3,430	1,610	1,550	1,210	1,000	0
	女											
1953年 1月	4,210	100	4,100	20	70	190	1,630	750	250	1,000	200	0
2月	4,150	100	4,050	20	60	170	1,610	800	210	980	190	0
3月	4,160	150	4,010	30	70	200	1,570	790	220	950	200	0
4月	4,070	130	3,950	20	70	190	1,560	770	210	940	190	0
5月	4,030	230	3,790	20	70	150	1,460	710	210	990	190	0
6月	4,050	310	3,730	10	60	140	1,460	720	190	970	190	0
7月	4,000	240	3,770	20	60	140	1,490	760	200	930	190	0
8月	3,870	190	3,680	10	60	110	1,450	740	180	950	190	0
9月	4,020	200	3,820	10	60	150	1,510	750	190	960	190	0
10月	4,090	270	3,820	10	60	140	1,470	740	220	990	190	0
11月	4,060	170	3,900	10	60	170	1,470	850	250	920	180	0
12月	4,250	190	4,060	10	50	240	1,420	890	240	1,020	180	0

〔備考〕 1. 分類不能の産業，女子の漁業及び水産養殖業，鉱業は誤差率が大きい。
2. 産業はすべてその人が調査期間中主に従事した従事先の事業の種類により分類されている。
3. 総理府統計局「労働力調査」による。

設業、製造業、卸売及小売業、金融及保険業、運輸通信及その他の公益事業、不動産業において常時三〇人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及公営の全事業所（但し、連合軍直営の事業及船員法第一条の規定による船員を除く）であつて、その中から次の抽出割合によつて選ばれた約九〇〇〇事業所、労働者約二七五万人について調査されている。

全部　五〇〇人―九九九人　全数の三分の一
二〇〇人―四九九人　全数の三分の一
一〇〇人―一九九人　全部の六分の一
五〇人―九九人　全部の六分の一
三〇人―四九人　全部の六分の一

したがつて「毎月勤労統計調査結果表」の数字はそれぞれの規模の抽出割合に応じて推計された全事業所の推計数字である。また、一〇〇〇人以上

第55表　非農林業の就業時間別雇用者数

就業時間別	休業中	従業中	1～34時間	35～48時間	49時間以上
総数					
1952年平均	210	13,530	1,000	6,130	6,410
1953年平均	220	14,000	1,120	5,720	7,160
1953年1月	270	14,250	1,320	5,960	6,970
2月	200	14,260	1,280	6,180	6,810
3月	250	14,260	1,350	5,890	7,040
4月	170	14,220	1,400	6,500	6,330
5月	190	13,930	930	5,620	7,380
6月	220	13,410	1,100	5,290	7,000
7月	260	13,480	1,060	5,410	7,020
8月	310	13,460	1,370	5,690	6,400
9月	180	13,960	1,050	5,790	7,110
10月	220	14,070	820	5,410	7,830
11月	170	14,100	770	5,580	7,750
12月	200	14,580	980	5,330	8,270
男					
1953年1月	190	10,210	810	4,080	5,300
2月	160	10,270	840	4,310	5,110
3月	200	10,310	780	4,100	5,430
4月	130	10,310	900	4,660	4,750
5月	140	10,180	560	3,900	5,710
6月	170	9,720	690	3,740	5,290
7月	170	9,800	640	3,820	5,340
8月	220	9,860	900	4,070	4,880
9月	140	10,180	660	4,020	5,510
10月	160	10,310	480	3,770	6,060
11月	140	10,240	470	3,820	5,960
12月	150	10,570	590	3,780	6,200
女					
1953年1月	80	4,030	500	1,870	1,660
2月	40	4,010	440	1,870	1,700
3月	50	3,960	570	1,780	1,610
4月	30	3,910	490	1,840	1,580
5月	50	3,750	370	1,720	1,660
6月	50	3,680	410	1,540	1,730
7月	80	3,680	420	1,590	1,670
8月	90	3,600	460	1,620	1,520
9月	40	3,780	390	1,780	1,610
10月	60	3,750	340	1,640	1,770
11月	40	3,860	300	1,770	1,790
12月	50	4,010	400	1,540	2,070

〔備考〕 1.　女子の休業中の数字は誤差率が大きい。
2.　総理府統計局「労働力調査」による。

「労働異動調査」は常用労働者の増減、労働異動の構造および変動に関するもので、前記結果報告においては「毎月勤労統計調査」の対象事業所のうちから建設業を除き次の基準によつて抽出された約三二〇〇事業所における調査の結果がまとめられている。

五〇〇人以上	全部。但し鉱業と紡織業は「毎月勤労統計調査」対象事業所の三分の一（以下同じ）、運輸通信及その他の公益事業は四分の一。
一〇〇人―一九九人	産業別（製造業は中分類、他の産業は大分類）に三分の一―六分の一。但し一産業の抽出事業所数は最少限二五事業所。
三〇人―一九九人	産業別（製造業は中分類、他の産業は大分類）に三分の一―六分の一。但し一産業の抽出事業所数は最少限二五事業所。

要するに、両調査とも常用労働者三〇人以上を雇用する事業所を対象とした標本調査であるために、それに満たないいわゆる小規模事業所における事情を反映しないものであることは十分留意さるべ

第56表の(1)　産業別雇用指数（1951年平均＝100）

年月	調査産業総数	鉱業	製造業												
			合計	食料品	煙草	紡織業	衣服及び身廻品	木材及び木製品	家具及び装備品	紙及び類似品	印刷出版及び類似産業	化学工業	石油石炭製品	ゴム製品
1951年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952年平均	99.8	102.5	99.0	106.4	97.5	93.4	103.7	95.5	101.1	103.8	105.4	98.2	104.7	93.7
1953年平均	100.4	96.1	100.1	108.4	99.9	89.0	99.3	93.5	105.8	107.1	112.3	98.2	108.0	98.2
1953年														
1月	98.7	101.5	97.1	107.1	97.5	87.6	95.8	91.5	102.4	104.1	107.8	96.0	107.3	93.7
2月	98.7	101.3	97.1	105.9	97.7	87.3	94.0	91.6	102.9	104.3	108.1	96.1	107.2	93.9
3月	99.5	100.8	98.0	108.1	97.3	87.7	95.9	92.3	103.1	104.8	109.6	96.9	106.9	96.0
4月	101.3	99.9	100.9	110.5	99.6	90.8	101.6	94.5	107.1	106.9	112.8	98.4	108.5	98.3
5月	101.3	98.6	101.0	109.0	99.7	90.6	101.2	94.2	108.1	107.2	113.0	98.3	107.8	98.3
6月	101.1	97.0	100.8	108.5	99.8	89.3	101.4	94.1	107.9	107.2	113.8	98.7	107.3	98.5
7月	101.1	95.9	100.9	108.1	101.3	89.6	101.1	93.7	109.1	107.6	113.5	98.7	107.6	99.0
8月	100.9	94.9	100.8	107.6	101.2	89.1	100.5	93.7	107.3	107.8	113.4	98.8	107.6	99.6
9月	100.8	91.6	101.2	108.8	101.2	89.4	101.4	94.2	106.4	108.6	113.6	99.4	108.1	100.3
10月	100.6	90.6	101.1	109.6	101.1	89.0	100.1	94.3	105.2	108.8	113.7	99.3	108.6	100.5
11月	100.6	90.7	101.0	108.7	101.0	88.0	99.6	94.1	104.9	108.9	113.7	99.1	109.0	100.5
12月	100.7	90.6	101.0	109.6	101.1	88.5	99.0	93.7	105.2	108.8	114.0	99.3	110.4	99.7

第56表の(2)　産　業　別　雇　用　指　数（1951年平均＝100）

年　月	製造業									卸売及び小売業	金融業及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業			
	皮革及び皮革製品	ガラス及び土石製品	第一次金属	金属製品	機械	電気機械器具	輸送用設備	精密機械	その他の製造業			合計	運輸業	通信業	その他の公益事業
1951年平均	100.0	100.0	100,0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1952年平均	79.6	101.2	101.4	98.9	99.8	103.0	102.0	106.5	95.9	102.6	102.6	98.6	98.0	102.2	100.7
1953年平均	82.1	101.8	102.2	101.2	105.9	110.9	105.0	119.3	92.7	108.1	108.6	98.8	97.7	104.0	103.3
1953年															
1月	78.1	98.7	100.4	99.4	99.8	104.7	101.6	110.0	93.4	103.7	103.7	98.0	97.3	104.0	101.6
2月	79.4	98.8	99.8	99.5	100.5	105.1	102.0	110.5	94.3	103.8	104.1	98.0	97.2	104.0	102.1
3月	80.0	100.5	100.4	100.9	102.2	105.9	103.0	112.1	97.2	105.9	106.6	98.2	97.5	103.9	102.1
4月	83.0	102.9	102.1	102.5	106.1	110.9	105.2	119.2	100.9	108.6	109.8	98.6	97.5	103.9	102.8
5月	83.4	102.9	102.8	102.3	106.7	111.6	105.5	119.6	100.7	108.9	110.0	98.9	97.8	104.1	103.2
6月	83.8	103.2	102.9	102.1	107.4	111.9	105.7	120.1	101.3	109.2	110.1	99.0	98.0	104.1	103.1
7月	83.6	103.0	102.9	101.8	107.7	111.9	105.7	121.0	102.0	109.4	110.0	99.0	97.9	104.2	103.2
8月	82.7	103.1	102.9	101.0	107.7	112.2	105.8	122.7	100.5	109.2	110.2	99.1	97.9	104.1	103.7
9月	82.6	103.1	103.3	101.3	108.0	113.1	106.3	123.7	101.6	109.3	110.2	99.0	97.9	104.1	104.0
10月	83.5	101.6	103.0	101.0	108.1	113.6	106.7	123.7	100.4	109.3	110.0	99.0	97.9	103.8	104.2
11月	82.8	102.7	102.7	101.2	108.1	114.4	106.4	124.2	100.2	109.7	109.5	99.1	98.0	103.7	104.8
12月	82.6	102.9	102.8	100.9	108.2	114.9	106.0	124.6	99.6	110.3	109.3	99.3	98.2	103.8	104.9

〔備考〕　毎月勤労統計調査による，月末推計労働者数（常用労働者30人以上を雇用する民間・公営の全事業所）より算出せるもの。

まである。

雇用指数　まず「常用労働者雇用指数」（一九五一年平均＝一〇〇）によつて雇用の推移をみると，一九五三年平均で全産業の総数は一〇〇・四と前年に比べて〇・六％の微増にすぎず，金融及保険業の五・九％増を最高として，卸売及小売業の五・四％増がこれに次ぎ，製造業は僅に一・一％増に止まる。最低は運輸通信及その他の公益事業の〇・二％増である。鉱業のみは炭鉱の大幅人員整理に反映して六・二％減となつた。

製造業内の各業種のうちでは，精密機械部門で一二％と最高の増加率を示し，以下電気機械器具七・七％，印刷出版六・五％，機械六・一％が何れも五％以上の増加である。しかし，この期間に人員整理の行われた繊維部門では，紡織業四・七％，衣服及身廻品四・二％の各減少を示し，このほか木材及木製品，その他の二業種もそれぞれ二・一％，三・三％の減少となつた（第56表）。

第57表　産業別労働異動率

産業別	入職率			離職率		
	1952年1月～6月平均	1953年1月～6月平均		1952年1月～6月平均	1953年1月～6月平均	
	a）	a）	b）	a）	a）	b）
	%	%	%	%	%	%
総数	2.3	2.2	1.9	2.3	1.9	1.5
鉱業	3.4	2.3	1.4	3.1	3.1	2.2
製造業	2.4	2.6	2.3	2.6	2.0	1.7
食料品製造業	4.1	3.5	3.3	3.7	3.4	3.2
煙草製造業	1.2	0.8	0.6	1.2	0.4	0.3
紡織業	2.5	3.0	2.7	3.8	2.9	2.5
衣服及び身廻品製造業	4.6	4.1	3.9	3.6	3.5	3.3
木材及び木製品製造業	2.5	2.9	2.7	3.2	2.5	2.1
家具及び建具製造業	3.9	3.7	3.4	3.2	2.7	2.5
紙及び類似品製造業	2.1	2.0	1.8	1.9	1.6	1.3
印刷出版及び類似業	2.4	2.5	2.4	1.7	1.6	1.4
化学工業	1.5	1.8	1.5	1.5	1.4	1.0
石油及び石炭製品製造業	2.8	2.0	1.6	2.5	2.0	1.5
ゴム製品製造業	2.5	3.0	2.8	3.3	2.1	1.8
皮革及び皮革製品製造業	2.2	2.8	2.7	3.6	1.4	1.2
ガラス及び土石製品製造業	2.7	2.6	2.3	2.6	2.0	1.7
第一次金属製造業	1.7	1.7	1.4	1.4	1.3	1.0
金属製品製造業	2.6	3.1	3.0	3.0	2.7	2.5
機械製造業	2.3	2.9	2.6	2.6	1.7	1.4
電気機械器具製造業	2.1	2.6	2.2	1.4	1.5	1.0
輸送用設備製造業	2.1	2.1	1.9	1.8	1.5	1.3
専門機械，理化学機械，制禦機械器具，写真機，光学機械器具及び時計製造業	2.2	3.0	2.8	1.8	1.4	1.2
その他の製造業	3.4	3.6	3.5	3.3	2.3	2.2
卸売及び小売業	2.4	2.4	2.1	2.1	1.6	1.3
金融業及び保険業	2.5	2.6	1.9	1.8	1.6	0.8
運輸通信及びその他公益事業	1.5	1.3	1.0	1.7	1.3	0.9

〔備考〕　a）は転勤を含み，　b）は転勤を含まない。毎月勤労統計調査および労働異動調査による。

第58表　産業別，増加労働者および減少労働者の構成（1353年1月～12月）

産業別	増加労働者					減少労働者			
	計	再雇用	臨時・日雇から常用になった者	新規採用者	転勤及び復活者	計	臨時・日雇から常用になったもの	転勤及び給与停止	離職者
	人	%	%	%	%	人	%	%	%
総数	1,170,291	4.7	6.6	69.5	19.2	1,094,158	0.6	21.8	77.6
鉱業	138,257	3.6	5.9	48.0	42.4	192,816	0.9	28.1	71.2
製造業	733,902	6.3	6.4	75.0	12.3	642,449	0.5	16.0	83.4
食料品製造業	54,700	7.7	12.5	71.9	8.0	52,707	1.1	8.0	90.9
煙草製造業	1,417	0.4	0.6	66.0	33.0	987	—	42.4	57.6
紡織業	192,919	11.0	2.5	74.5	11.9	193,981	0.2	15.2	84.6
衣服及び身廻品製造業	18,534	2.5	3.0	88.7	5.8	18,118	0.1	5.3	94.5
木材及び木製品製造業	20 073	6.3	14.4	71.2	8.0	18,821	1.6	16.4	82.0
家具及び建具製造業	6,556	1.4	12.2	79.5	6.9	5,955	0.8	5.0	94.2
紙及び類似品製造業	18,487	1.9	12.3	72.8	13.0	14,897	2.1	18.5	79.4
印刷出版及び類似業	28,488	6.2	6.3	81.0	6.6	22,252	0.5	10.9	88.6
化学工業	52,301	3.1	11.1	64.9	20.9	43,509	0.6	27.8	71.6
石油及び石炭製品製造業	3,864	2.2	6.1	74.9	16.8	3,368	0.2	28.2	71.5
ゴム製品製造業	19,260	2.1	7.9	81.4	8.6	15,360	—	11.1	88.9
皮革及び皮革製品製造業	2,292	2.4	—	93.0	4.6	1,678	—	12.2	87.8
ガラス及土石製品製造業	35,682	5.0	6.1	77.4	11.5	31,665	0.1	11.7	88.2
第一次金属製造業	46,798	4.6	7.3	67.2	21.0	41,615	0.5	22.9	76.5
金属製品製造業	25,323	1.9	8.6	84.0	5.5	24,244	0.1	7.1	92.7
機械製造業	69,720	3.8	3.4	80.1	12.8	50,866	0.2	16.4	83.4
電気機械器具製造業	47,567	2.3	7.8	73.0	16.9	30,870	0.2	36.2	63.5
輸送用設備製造業	60,734	9.6	7.9	71.3	11.2	51,266	2.3	14.7	83.0
専門機械，理化学機械，制禦機械器具，写真機，光学機械器具及び時計製造業	15,010	0.6	3.0	87.3	9.1	8,482	0.1	19.0	81.0
その他の製造業	14,177	3.6	2.9	85.7	7.7	11,808	—	6.3	93.7
卸売及び小売業	73,507	1.2	2.0	81.1	15.7	55,289	0.4	21.6	78.0
金融業及び保険業	49,230	0.6	0.7	64.0	34.6	38,351	0.5	58.1	41.4
運輸通信及びその他の公益事業	174,364	1.4	11.3	60.1	27.1	164,355	0.6	28.3	71.0

〔備考〕 労働異動調査結果速報による。

第59表　規模および労働者の種類別労働異動率（1953年1月～6月平均，製造業）

規模別	入職率			離職率		
	全常用労働者	生産労働者	管理・事務及び技術労働者	全常用労働者	生産労働者	管理・事務及び技術労働者
計	2.6%	2.7%	2.1%	2.0%	2.2%	1.5%
500人以上	1.6	1.6	1.7	1.3	1.4	1.2
100人～499人	3.1	3.4	2.2	2.1	2.3	1.5
30人～99人	3.6	3.9	2.7	3.3	3.6	2.1

〔備考〕　いずれも転勤を含む。労働異動調査による。

労働移動　右の雇用指数の動きと次にのべる労働移動の状況とでは必ずしも一致しない。たとえば、一%の雇用指数の変化にも、それに数倍する大きさの労働移動がありうるし、総体的には同一の雇用水準を維持する場合にも、個個の事業所間では様々な形で入職、離職が行われるというのが通常である。

「労働異動調査結果報告」によると、調査事業所総数の一九五三年上期（一月―六月）における入職率（転勤を含む）は二・二%と前年同期に比べて〇・一%低く、一方離職率（転勤を含む）は一・九%（前年同期二・三%）と特にその低下が目立つている。

産業別にみると（第57・58表）煙草、金融、運輸通信、第一次金属、化学部門における労働移動率は低く、いずれも離職率（転職を除く）一%未満、入職率（転職を除く）二%未満である。煙草、運輸通信のような公共企業体においては特に低い。移動率の高い産業は衣服、食料品、家具、その他の製造業、金属製品、紡織および木材等が挙げられる。特に食料品と衣服部門では、離職率・入職率とも三%以上を示し、移動の頻繁なことを物語つている。

規模別の労働移動状況では、大規模事業所に比べて、小規模事業所ほど激しい（第59表）。

離職者の離職事由　離職者の離職事由を第60表によつてみると、任意退職が約七〇%を占めて圧倒的に多く、事業経営上の都合による解雇の一四%、所定雇用契約期間終了による九%がこれに次ぎ、減耗、本人の不都合および不適格は僅に過ぎない。ここで任意退職というのは「本人の都合による退職のことで、結婚、転居、その他一身上のやむをえない都合による退職および希望退職等を含み」要するに本人の自発的意思による退職であるが、その際、自発的意思が何によつて誘発されるかについては問題があろう。一身上の都合によるやむをえない理由による場合はともかく、賃金の不満、その他の労働条件の低劣、嫌悪すべき作業内容、事業所の将来性、身分的不安定性、上長・同僚との対人関係の不和等によつても自発的退職の意思が形成されうるのである。更に最も重要なことは、最近の石炭産業における希望退職の場合のように、本質的には強制退職でありながら、形式上任意退職の形をとることさえある。

離職者の勤続年数　離職者の勤続年数を第61表によつてみると、一年未満の短期勤続者が四四%で最も多く、一―五年の中間勤続者が三八%、勤続五年以上のものが一八%を占める。

新規採用者の入職経路　増加労働者の七三%を占める新規採用者の入職経路についてみると（第62表）、縁故関係による入職が四〇%を占めて最も多く、職業安定所経由の二六%、学校紹介の二〇%がこれに次ぎ、文書募集およびその他はそれぞれ一〇%未満で、わ

第60表　産業別実離職者の離職事由の構成

産業別	計	雇用契約の終了	事業経営上の理由	減耗	本人の不都合による解雇	本人の不適格による解雇	任意退職
	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	8.8	13.6	4.0	2.9	1.4	69.3
鉱業	100.0	8.6	22.6	6.7	2.0	1.5	58.6
製造業	100.0	9.6	12.5	3.1	2.8	1.2	70.8
食料品製造業	100.0	35.3	13.5	1.2	2.8	1.2	46.0
煙草製造業	100.0	0.8	—	4.7	3.0	—	91.5
紡織業	100.0	3.4	16.5	1.6	2.5	0.9	75.1
衣服及び身廻品製造業	100.0	1.9	2.2	0.5	5.0	1.8	88.6
木材及び木製品製造業	100.0	2.3	8.6	1.1	1.8	1.9	84.3
家具及び建具製造業	100.0	1.4	5.1	0.3	3.2	2.7	87.4
紙及び類似品製造業	100.0	8.8	4.7	5.8	4.0	0.8	75.9
印刷出版及び類似業	100.0	4.8	3.8	3.2	2.5	1.3	84.5
化学工業	100.0	17.4	10.1	7.0	1.2	0.8	63.4
石油及び石炭製品製造業	100.0	31.7	8.1	2.4	0.4	—	57.3
ゴム製品製造業	100.0	3.0	16.2	2.5	3.7	1.2	73.5
皮革及び皮革製品製造業	100.0	0.6	0.6	4.0	2.8	5.6	86.5
ガラス及び土石製品製造業	100.0	8.5	7.2	4.9	2.9	3.6	73.0
第一次金属製造業	100.0	5.2	15.4	9.0	4.3	1.5	64.6
金属製品製造業	100.0	11.5	22.8	1.4	2.7	0.2	61.4
機械製造業	100.0	4.4	5.7	3.1	2.8	1.8	82.1
電気機械器具製造業	100.0	5.2	6.6	4.6	2.9	0.7	79.9
輸送用設備製造業	100.0	26.8	14.8	5.6	3.0	1.0	48.7
専門機械，理化学機械，制禦機械器具，写真機，光学機械器具及び時計製造業	100.0	2.6	2.4	4.8	4.2	0.8	85.2
その他の製造業	100.0	0.6	10.7	1.2	3.9	2.2	81.3
卸売及び小売業	100.0	2.6	10.5	2.8	3.0	0.8	80.3
金融業及び保険業	100.0	3.4	1.0	6.8	1.2	0.2	87.3
運輸通信及びその他公益事業	100.0	8.1	11.6	5.3	4.4	2.0	68.6

〔備考〕 労働異動調査による。

第61表　産業別実離職者の勤続年数構成

産業別	計	6カ月未満の者	内試用期間中の者	6カ月以上5年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上
	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	26.5	4.5	17.5	37.8	13.1	5.1
鉱業	100.0	24.8	2.4	23.0	32.3	13.7	6.2
製造業	100.0	28.8	4.5	16.7	39.4	11.5	3.6
食料品製造業	100.0	57.0	1.9	15.9	20.9	3.6	2.6
煙草製造業	100.0	1.4	0.8	5.2	54.7	31.3	7.4
紡織業	100.0	16.0	2.9	14.7	51.3	14.9	3.2
衣服及び身廻品製造業	100.0	27.8	5.6	21.3	40.0	9.7	1.2
木材及び木製品製造業	100.0	29.0	2.0	20.8	40.2	8.1	1.9
家具及び建具製造業	100.0	40.8	19.2	17.0	33.3	8.0	0.9
紙及び類似品製造業	100.0	23.4	5.2	18.8	42.8	9.6	5.4
印刷出版及び類似業	100.0	22.0	3.5	22.4	39.9	12.2	3.4
化学工業	100.0	30.0	6.5	8.9	37.6	17.0	6.5
石油及び石炭製品製造業	100.0	31.5	0.5	34.3	25.0	5.0	4.3
ゴム製品製造業	100.0	38.6	10.8	15.8	27.4	15.7	2.6
皮革及び皮革製品製造業	100.0	18.5	4.4	14.7	47.6	14.4	4.9
ガラス及び土石製品製造業	100.0	36.2	10.5	20.1	31.9	8.2	3.6
第一次金属製造業	100.0	24.7	3.6	14.3	38.5	14.3	8.3
金属製品製造業	100.0	36.0	5.4	22.5	35.6	4.6	1.3
機械製造業	100.0	36.0	4.7	18.3	32.5	10.5	2.7
電気機械器具製造業	100.0	25.5	5.3	15.8	39.7	13.4	5.5
輸送用設備製造業	100.0	41.9	4.5	19.2	25.5	8.4	5.0
専門機械，理化学機械，制禦機械器具，写真機，光学機械器具及び時計製造業	100.0	31.6	7.8	19.4	34.0	11.4	3.6
その他の製造業	100.0	33.7	7.4	19.1	40.7	5.2	1.3
卸売及び小売業	100.0	21.2	5.8	16.5	48.9	8.1	5.4
金融業及び保険業	100.0	10.6	2.7	6.7	50.9	21.8	10.1
運輸通信及びその他公益事業	100.0	22.2	6.3	17.3	31.5	19.5	9.5

〔備考〕 労働異動調査による。

第62表　産業別新規採用者の入職経路構成

産業別	計	安定所経由	学校紹介	縁故	広告新聞門前街頭等の貼紙	その他
	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	25.7	19.7	39.7	7.4	7.5
鉱業	100.0	18.8	7.2	60.0	0.7	13.3
製造業	100.0	33.2	17.2	36.7	6.8	6.1
食料品製造業	100.0	31.6	14.1	33.2	13.9	7.2
煙草製造業	100.0	23.6	27.3	42.8	2.0	4.3
紡織業	100.0	47.7	13.5	27.3	3.6	7.9
衣服及び身廻品製造業	100.0	28.2	20.0	33.4	14.9	3.5
木材及び木製品製造業	100.0	13.4	9.0	51.8	8.2	17.5
家具及び建具製造業	100.0	16.6	19.6	33.3	15.2	15.3
紙及び類似品製造業	100.0	22.1	13.7	54.0	1.1	9.2
印刷出版及び類似業	100.0	8.9	18.1	55.9	11.4	5.7
化学工業	100.0	33.2	23.3	33.2	2.2	8.1
石油及び石炭製品製造業	100.0	11.1	30.2	51.9	2.9	3.9
ゴム製品製造業	100.0	30.7	16.0	33.6	17.6	2.1
皮革及び皮革製品製造業	100.0	36.0	10.1	48.4	3.5	2.0
ガラス及び土石製品製造業	100.0	21.6	12.8	46.2	12.6	6.7
第一次金属製造業	100.0	27.4	15.0	50.5	2.7	4.5
金属製品製造業	100.0	28.4	14.9	39.0	7.1	10.6
機械製造業	100.0	29.7	19.9	39.3	8.3	2.8
電気機械器具製造業	100.0	33.2	30.4	30.5	3.9	2.0
輸送用設備製造業	100.0	31.7	17.6	43.4	4.4	2.8
専門機械，理化学機械，制禦機械器具，写真機，光学機械器具及び時計製造業	100.0	38.3	27.6	24.9	7.3	1.9
その他の製造業	100.0	35.5	12.9	34.6	10.8	6.2
卸売及び小売業	100.0	9.2	35.8	44.1	5.7	5.2
金融業及び保険業	100.0	4.6	69.3	18.5	2.2	5.4
運輸通信及びその他公益事業	100.0	10.3	11.2	48.1	17.9	12.5

〔備考〕 労働異動調査による。

第63表　職　業　紹　介（一　般）

年　月	新規求職申込件数	月間有効求職者数	新規求人数	月間有効求人数	就職件数	就職率（%）
1949年平均	299,560	589,791	88,689	285,137	74,739	12.7
1950年平均	354,313	840,231	132,784	211,198	95,812	11.4
1951年平均	345,448	913,810	176,309	293,758	135,416	14.8
1952年平均	348,546	1,002,630	182,540	307,764	135,641	13.5
1953年平均	332,223	992,475	197,606	348,809	142,560	14.4
1953年1月	551,312	1,117,338	379,342	447,614	130,283	11.7
2月	321,458	1,148,969	221,986	508,769	188,298	16.4
3月	345,520	1,121,365	217,676	496,369	211,153	18.8
4月	331,599	1,033,516	185,732	406,632	153,883	14.9
5月	323,010	987,479	167,699	340,047	135,594	13.7
6月	303,145	951,440	163,240	287,679	127,744	13.4
7月	340,240	968,251	173,634	269,928	133,523	13.8
8月	301,193	943,567	183,006	273,745	121,964	12.9
9月	323,039	947,179	194,154	306,288	129,749	13.7
10月	306,757	938,898	191,010	316,691	134,859	14.4
11月	274,315	888,311	156,321	281,791	123,047	13.9
12月	265,087	863,390	137,466	250,159	120,622	14.0

〔備考〕　労働省職業安定局「公共職業安定所事業状況報告」による。

が国の労働市場が縁故就職によつて支配的位置を占められていることがわかる。産業別にみて、縁故関係の占める割合は鉱業において最も高く六〇%で、木材、紙、印刷、第一次金属および運輸通信その他の公益事業が五〇%前後を示し、低い部門としては学校紹介の圧倒的に多い金融の二〇%未満を始として、精密、紡織の二〇%があげられる。

職業紹介　一九五三年中における職業紹介状況を労働省職業安定局の業務報告（第63表）によつてみると、一般の月間有効求人数は約三五万人で、前年に比べて約四万人（一三・三%）の増加を示したが、他方、求職者数は約九九万人と約一万人（〇・九%）の減少をみた。そのために年間就職率は一四・三%と前年の一三・五%より幾分上昇する結果となつた。しかし、このことは決して就職事情の好転を意味するものではなく、むしろ逆である。すなわち、さきにみたように、「労働力調査報告」において、就業希望者並に追加就業希望者とも非求職のそれが目立つて増加していること、そしてまた「労働異動調査報告」によれば、新規採用者の職業安定所利用率は二五・七%にすぎず、縁故採用、直接募集、学校紹介、新聞広告等様々な経路による入職者の多いことからもわかるごとく、結局この就職率の上昇も就職難激化の反映に外ならないのである。

学校卒業者卒業後の状況　一九五二年度における学校卒業者の卒業後の状況を「昭和二七年度、学校基本調査報告書」（文部省調査局統計課編、一九五四年二月刊）によつてみると次の通りである。

一、卒業後の状況　一九五二年三月に中学校、高等学校、大学、専門学校を卒業したものの数は、それぞれ一六八万

第64表　卒業後の状況（括孤内は百分比）

区分	卒業者数	上級学校への入学者	就職者	インターン	無業	死亡	不詳	（再掲）就職者のうち上級学校への入学者	高等学校への進学者
中学校	1,682,239 (100.0)	770,164 (45.8)	798,379 (47.5)		87,525 (5.2)	335	25,836 (1.5)	82 983 (4.9)	776,021 (46.1) 大学専門校への進学者
高等学校	565,840 (100.0)	134,768 (23.8)	280,862 (49.5)		115,364 (20.4)	100	34,746 (6.1)	10 644 (1.9)	120 184 (21.2)
大学専門学校	61,930 (100.0)	4,548 (7.3)	44,467 (71.7)	3,799 (4.9)	3,799 (6.9)	13	6,059 (9.8)		

第65表　上級学校への入学者の内訳（就職者のうちの再掲を合算）

区分		高等学校	同別科	その他の学校	計
中学校	計	776,021	24,442	52,684	853,147
	男	443,648	9,103	13,732	466,483
	女	332,373	15,339	38,952	386,664

区分		大学	短期大学専門学校	高等学校専攻科	その他の学校	計
高等学校	計	96,799	23,385	1,944	23,284	145,412
	男	83,362	9,347	1,162	6,795	100,666
	女	13,437	14,038	782	16,489	44,746

区分		大学院又は研究科	新制・旧制大学・短期大学	その他の学校	計
大学専門諸学校	計	2,127	2,224	197	4,548
	男	2,002	1,876	69	3,947
	女	125	348	128	601

二二三九人、五六万五八四〇人、六万一九三〇人であるが、その卒業後の状況（第64・65表）を進学、就職、無業に区分してみると（この数字には若干の不詳があるので注意されたい）中学を卒業したもの約一六八万のうち、約半数の七七万が上級学校へ入学し、八〇万が就職し、無業・死亡は九万に足らない。また、就職者のうちには約八万の上級学校入学者が含まれている。

高等学校を卒業したもの約五七万のうちでは、約二四％の一三万が上級学校へ入学、約半数の二八万が就職（上級学校への入学者約一万を含む）一二万が無業となっている。大学専門諸学校の卒業者約六万については、わずか五千人が上級学校へ入学し、大部分四万四〇〇〇人（七一・七％）が就職している。そのほか、インターン三〇〇〇、無業四〇〇〇となっている。なお、就職しつつ進学するものの割合が高いのは、新潟の一一・二％で、続いて山形（一〇・六％）、東京（八・四％）、秋田（八

第66表　産業別就職者の内訳

区分	中学校	高等学校	大学専門諸学校	計	(再掲) 女
総数	798,379 (100.0)	280,862 (100.0)	44,467 (100.0)	1,123,708 (100.0)	482,430
農業	362,630 (45.4)	56,997 (20.3)	374	420,001 (37.4)	202,718
林業	4,226	1,125	61	5,412 (0.5)	712
水産業	19,629	1,764	205	21,598 (1.9)	4,424
狩猟業	3,720	4,529	768	9,017 (0.8)	1,338
鉱業	11,910	8,326	1,085	21,321 (1.9)	1,422
建設業	225,695 (28.2)	62,322 (22.2)	9,878 (22.2)	297,895 (26.5)	120,129
製造業	73,220	42,944 (15.3)	3,441	119,605 (10.7)	43,832
卸売業および小売業	2,415	20,730	3,753	26,898 (2.4)	11,610
金融保険および不動産業	12,578	22,102	2,856	37,536 (3.3)	11,307
運輸通信その他の公益事業	45,750	16,091	15,658 (35.2)	77,499 (6.9)	46,634
サービス業	5,319	28,732	4,096	38,147 (3.4)	12,187
公務	31,287	15,200	2,292	48,779 (4.3)	26,119
その他					

〔備考〕（　）内は就職者に対する百分比。

・三%）、長野（七・二%）が比較的高い。

二、就職者の産業別数　中学校、高等学校、大学専門学校を卒業して就職したもの一一二万三七〇八人を産業別にみると、農業が四二万人（三七・四%）で最も多く（第66表）、製造業の二九万八〇〇〇人（二六・五%）、卸売及小売の一二万人（一〇・七%）、サービス業の七万七〇〇〇人（六・九%）の順に多い。そのうち、金融及不動産と公務の産業部門では大学専門諸学校、高等学校の卒業者の割合が高く、運輸通信その他の公益事業では高等学校卒業者が多く進出している。中学校卒業者は農業、林業及狩猟業、漁業及水産養殖業などの部門に多い。

就職者約一一二万のうち女子は約四八万を占めているが、これら女性が比較的多く進出している産業部門としては、まずサービス業で、続いて農業である。また、産業中分類についてみると、製造業中の紡織業、煙草製造業、衣服及身廻品製造業、サービス業中の旅館などの対個人サービス業、興業娯楽などの部門に女子が多い。

第三章　失業

第一節　概況

一般に就業状態なかんずく失業に関して、それを一定の統計技術的な標準をもつて類型化し、その数量を把握することは容易なことではない。殊に、わが国のような社会的諸事情の下では、失業者は「国勢調査」や「労働力調査」で規定する「完全失業者」に含まれないいわゆる不完全就業者ないしは潜在失業者として広範囲に存在する。しかも、最近におけるその増加傾向の著しいことは、前二章における考察からも明らかである。そこで、本章第一節では「昭和二八年三月、失業状況実態調査報告」（総理府統計局編）によつて潜在失業者について概観し、第二節、第三節では、その一形態と考えられる臨時・日雇労働者と農村における潜在失業の状況について特に観察する。

「失業状況実態調査」の概要　同調査はわが国における潜在失業の状態を明らかにするためのものであるが、潜在失業について特別に定義していない。それは「就業者」を「平常の就業状態」（平常の意味については本年鑑第一編第一章第二節参照）における就業時間、失業的意識の有無、就業に対する所得等によつて細かく区分して、潜在失業に関する資料として役立てるためのものである。そこで、同結果報告においては、潜在失業者は一応「転職希望者」並に「追加就業希望者」として捉えられている。調査対象には「労働力調査」の全調査の三分の一すなわち約四五〇〇世帯（その常住者一四才以上のもの一万五〇〇〇人）が標本として選ばれている。従つて、標本の大きさが異なるため、その推計数字は「労働力調査」の推計数字と一致しない場合がある。

なお「労働力調査」の附帯調査の実施状況は次の通りである。

一九四九年一二月　生活状態及転職希望について（失業状況実態調査）
一九五〇年五月　家内工業について（失業状況実態調査）
一九五〇年八月　潜在失業状況について（失業状況実態調査）
一九五〇年一〇月　平常の職業、産業、従業上の地位について
一九五一年三月　潜在失業状況について（失業状況実態調査）
一九五二年二月　市郡間及産業間の人口移動について
一九五二年三月　潜在失業状況について（失業状況実態調査）
一九五三年三月　潜在失業状況について（失業状況実態調査）

「失業状況実態調査報告」によると、いわゆる潜在失業者数は四〇八万人で、これに第一章における完全失業者数六一万人を加えた四六九万人が「労働力調査」によつて把握された一九五三年中のわが国の失業者数ということになる。以下潜在失業者の構成をみると次の通りである。

平常の就業者　まず、就業者数を平常の就業状態によつて区分すると（第67表）、就業者三八八三万中、平常主として就業しているものはその九一％で三五四二万ある。これに非労働力人口中における平常の農業就業者七七万を加えた三六一九万が「平常の就業者」総数となる。平常の非就業者として就業者中から取り除かれた三四一万の内訳は、平常通学しているもの一三三万（三九％）、平常は家事が主なもの一七五万（五一％）、「その他」三三万（一〇％）で「その他」のうちには平常定職がなくて調査週間中にたまたま臨時的な仕事に従事したもの等を含む。

第67表　1953年3月の就業者（平常の状態別）

調査週間中の従業上の地位	3月の就業者総数（千人）	平常就業が主なもの 実数（千人）	平常就業が主なもの 比率（%）	平常就業が主でない者 総数（千人）	通学（千人）	家事（千人）	その他（千人）
男				女			計
就業者数	38,830	35,420	91	3,410	1,330	1,750	330
農林業 自営業主	5,160	4,990	97	170	0*	30*	140*
農林業 家族従業者	10,080	7,950	79	2,130	1,010	1,040	70*
非農林業 自営業主	4,860	4,690	97	170	20*	150*	10*
非農林業 家族従業者	3,490	2,860	82	630	200	390	30*
雇用者	15,250	14,950	98	300	100*	150*	50*
男							
就業者数	23,350	22,400	96	950	710	30*	210
農林業 自営業主	4,470	4,330	97	140*	0*	10*	130*
農林業 家族従業者	3,240	2,680	83	560	520	20*	30*
非農林業 自営業主	3,410	3,410	100	0*	0*	0*	0*
非農林業 家族従業者	1,210	1,080	89	130*	110*	10*	10*
雇用者	11,000	10,890	99	110*	80	0*	30*
女							
就業者数	15,490	13,030	84	2,460	620	1,720	120*
農林業 自営業主	690	660	89	30*	0*	20*	100*
農林業 家族従業者	6,840	5,270	77	1,570	490	1,020*	60*
非農林業 自営業主	1,440	1,270	88	170	20*	150*	10*
非農林業 家族従業者	2,280	1,780	78	500	90*	380	20*
雇用者	4,240	4,050	96	190	20*	150*	20*

〔備考〕 1. ＊印は誤差率が大きい。 2. 失業状況実態調査報告による。

第68表　転職希望者・追加就業希望者・完全失業者

調査年月	就業者	転職希望者	転職希望率	追加就業希望者	完全失業者
	千人	千人	%	千人	千人
1951年3月	35,010	1,460	4.2	990	410
1952年3月	35,560	2,160	6.1	670	530
1953年3月	38,670 1)	2,790 2)	7.7 2)	1,230	610

〔備考〕 1）は3月の定期調査における就業者数。2）は臨時質問における平常の就業者3,619万に対するもの。失業状況実態調査報告による。

第69表　農・非農別転職希望者数および転職希望率

調査年月	全産業 就業者数（千人）	全産業 転職希望者数（千人）	全産業 転職希望率（%）	農林業 就業者数（千人）	農林業 転職希望者数（千人）	農林業 転職希望率（%）	非農林業 就業者数（千人）	非農林業 転職希望者数（千人）	非農林業 転職希望率（%）
男				女			計		
1949年12月	36,580	2,150	5.9	18,240	630	3.5	18,340	1,520	8.3
1950年8月	36,540	1,580	4.3	18,620	480	2.6	17,920	1,100	6.1
1951年3月	35,010	1,460	4.2	14,930	330	2.2	20,080	1,130	5.6
1952年3月	35,560	2,160	6.1	15,320	530	3.5	20,250	1,620	8.0
1953年3月	36,190	2,790	7.7	15,040	890	5.9	21,150	1,910	9.0
男									
1949年12月	21,840	1,530	7.0	8,750	420	4.8	13,100	1,110	8.5
1950年8月	21,870	1,130	5.2	9,150	330	3.6	12,720	810	6.4
1951年3月	21,650	1,050	4.8	7,780	240	3.1	13,870	810	5.8
1952年3月	21,960	1,490	6.8	7,910	370	4.7	14,050	1,110	7.9
1953年3月	22,450	2,000	8.9	8,170	620	7.6	14,370	1,370	9.6
女									
1949年12月	14,740	630	4.3	9,490	210	2.2	5,250	410	7.8
1950年8月	14,670	440	3.0	9,470	150*	1.6*	5,200	290	5.6
1951年3月	13,360	410	3.1	7,150	90*	1.3*	6,210	320	5.2
1952年3月	13,610	670	4.9	7,410	160	2.2	6,200	510	8.2
1953年3月	13,650	800	5.8	6,870	260	3.9	6,790	530	7.9

〔備考〕 1. ＊印の数字は誤差率が大きい。 2. 失業状況実態調査報告による。

潜在失業者数　「平常の就業者」のうち、転職希望者二七九万、追加就業希望者一二三万で、この合計数四〇二万から重複して希望しているもの四〇万を差引くと、三六二万という不完全就業者数がえられる。更に「労働力調査報告」による非求職の就業希望者四六万をそれに加えるならば、四〇八万がいわゆる潜在失業者として捉えられる（第68表）。これを、調査方法は若干異なるが、一九五一年、五二年三月の相当数二二七万、二七三万に比較すると、一・五倍以上に達している。

轉職希望者数　「平常の就業者」三六一九万中、転職希望者は二七九万でその割合（転職希望率）は七・七%となつて、一九五一年、五二年に比べて数、率共に相当程度上廻つている（第69表）。転職希望者を男女別にみると、男子二〇〇万、女子八〇万で、男子の増加が目立ち前回より五一万多く、転職希望率でも九・五%と前回より二・一%高い。

農林・非農林業別轉職希望者数　転職希望者を農林・非農林業別にみると（第69表）、農林業八九万、非農林業一九一万とそれぞれ前回より三六万、二九万増で、農林業の約七割増加が目立ち、転職希望率では前回の三・五%から五・九%に高まつている。一

第70表　農・非農および従業上の地位別転職希望者数および求職者数

農・非農および従業上の地位別	就業者数（千人）	転職希望者数（千人）	転職希望率（%）	転職希望率 1952年3月（%）	転職希望率 1951年3月（%）	求職 求職者数（千人）	求職 求職率（%）
全産業——総数	36,190	2,790	7.7	6.1	4.2	1,240	44
自営業主	9,990	670	6.7	4.5	3.2	320	48
家族従業者	11,690	780	6.7	3.5	2.3	360	46
雇用者	14,510	1,340	9.2	9.3	6.4	560	42
農林業——総数	15,040	890	5.9	3.5	2.2	370	42
自営業主	5,540	220	4.0	1.5*	1.5*	80*	36*
家族従業者	9,000	570	6.3	3.2	1.9	260	46
雇用者	500	90*	18.7*	34.8	11.3*	30*	33*
非農林業——総数	21,150	1,910	9.0	8.0	5.6	870	46
自営業主	4,460	450	10.1	8.4	5.4	240	53
家族従業者	2,680	210	7.8	4.9*	3.6*	100*	48*
雇用者	14,020	1,250	8.9	8.5	6.2	530	42

〔備考〕 1. ＊印の数字は誤差率が大きい。 2. 失業状況実態調査報告による。

第71表　非農林業雇用者の内訳別転職希望者数および求職者数

男女および日雇・日雇以外の別	就業者数（千人）	転職希望者数（千人）	転職希望率（%）	転職希望率（1952年3月）（%）	求職者数（千人）	求職率（%）	求職率（1952年3月）（%）
男女計							
雇用者総数	14,020	1,250	8.9	4.5	530	42	56
日雇労務者	740	210	28.8	48.8	380	37	64
日雇以外の雇用者	13,270	1,030	7.8	5.9	140*	67*	52
男							
雇用者総数	10,140	910	9.0	8.3	400	44	57
日雇労務者	450	140*	32.2*	55.4	300	39	65
日雇以外の雇用者	970	770	7.9	5.6	100*	71*	51
女							
雇用者総数	3,860	340	8.7	8.8	130*	38*	55
日雇労務者	300	70*	23.7*	33.3*	90*	33*	63*
日雇以外の雇用者	3,570	270	7.5	6.7	40*	57*	55*

〔備考〕 1. ＊印の数字は誤差率が大きい。 2. 失業状況実態調査報告による。

第72表　理　由　別　転　職　希　望　者

理由別	男女計		男		女		1952年3月（男女計）	
	実数（千人）	百分比（%）	実数（千人）	百分比（%）	実数（千人）	百分比（%）	実数（千人）	百分比（%）
転職希望者総数	2,790	100	2,000	100	800	100	2,160	100
収入，仕事が少いから	1,140	41	850	43	290	36	890	41
一時的，不安定な就業だから	750	27	500	25	240	30	460	21
上記以外の理由から	900	32	640	32	270	34	810	38

〔備考〕　失業状況実態調査報告による。

方非農林業では就業者が九〇万と大幅に増加したため、転職希望率は八・〇%から九・〇%へ一%の上昇に止まつた。

従業上の地位別轉職希望者数　従業上の地位別にみて希望者の多いのは雇用者で、転職希望者総数二七九万中一三四万と約半数を占め、転職希望率も九・二%で、自営業主および家族従業者の六・七%より高い（第70表）。しかし、前回に比べると、雇用者より寧ろ自営業主と家族従業者の転職希望率の上昇が著しく、殊に家族従業者の場合二倍に近い比率を示す。また、雇用者のうち日雇労務者は前回より大幅に低くなつているが、それでもやはり三〇・六%と著しく高率である。

次に求職状況についてみると、転職希望者二七九万中求職者は一二四万（四四%）でこれを前回に比べると、求職者で一六万増加しているが、求職率（転職希望者に対する割合）では五%低くなつている。非農林業雇用者を日雇と日雇以外に区分してみると、日雇労務者の求職率が目立つて高率である（第71表）。

理由別轉職者数　転職希望の理由を「収入、仕事が少いから」、「一時的、不安定な就業だから」、「その他の理由」に大別してみると（第72表）、「収入、仕事が少いから」転職したいというものが最も多く一一四万（四一%）、次いで「一時的、不安定な就業だから」という理由のものが七五万で二七%となつている。前回に比べると、第一の理由は希望者数では増加しているが割合では変つていない。第二の理由は数では二九万の増加で、割合でも前回の二一%を上廻つている。

次に従業上の地位別にその理由を詳しくみると（第73表）、自営業主では「収入、仕事が少いから」という理由が全体の六三%で最も多く、家族従業者では「収入、仕事が少いから」、「一時的、不安定な就業だから」という理由がやはり多いが、「いずれは独立しなければならないから」という理由のものが一五万（一九%）あり、また「自分の性に合わないから」、「仕事に耐えられないから」という個人的理由によるものも合せて一二万あつて、いずれも農林業において多い。雇用者においても「収入、仕事が少いから」、「一時的、不安定だから」という理由の多いことは同様であるが、日雇労務者の大部分は就業の不安定という事を理由としている。

産業別轉職希望者数　非農林業の転職希望者一九一万を各産業別にみると（第74表）、製造業四九万、卸小売及金融業四七万で、この二部門で約半数を占める。次いでサービス業二八万、建設業二一万が主なものである。建設業だけが前回の三三万から二一万へ減少をみたが、転職希望率でも一五・七%と前回の二二・二%より六・五%低い。建設業における女子の転職希望率は四二・四%と他に比べ

第73表　従業上の地位および転職希望の理由別転職希望者

自営業主（農・非農別）

理由別	全産業（千人）	農林業（千人）	非農林業（千人）
総数	670	220	450
収入，仕事が少いから	420	140*	280
一時的，不安定な就業だから	150*	40*	110*
他にしたい仕事，しなければならぬ仕事があるから	10*	0*	10*
経営を他の者にまかせたいから	20*	0*	20*
自分の性に合わないから	40*	10*	30*
仕事に耐えられないから	30*	30*	0*
その他の理由から	0*	0*	0*
百分比（%）			
総数	100.0	100.0	100.0
収入，仕事が少いから	62.7	63.6*	62.2
一時的，不安定な就業だから	22.4*	18.1*	24.4*
他にしたい仕事，しなければならぬ仕事があるから	1.5*	…	2.2*
経営を他の者にまかせたいから	3.0*	…	4.4*
自分の性に合わない	6.0*	4.5*	6.7*
仕事に耐えられないから	4.5*	13.6*	…
その他の理由から	…	…	…

家族従業者（農・非農別）

理由別	全産業（千人）	農林業（千人）	非農林業（千人）
総数	780	570	210
収入，仕事が少いから	280	190	90*
一時的，不安定な就業だから	190	150*	40*
他にしたい仕事，しなければならぬ仕事があるから	20*	20*	0*
いずれ独立しなければならないから	150*	120*	30*
自分の性に合わないから	60*	60*	0*
仕事に耐えられないから	60*	30*	20*
その他の理由から	20*	0*	20*
百分比（%）			
総数	100.0	100.0	100.0
収入，仕事が少いから	35.9	33.3	42.9*
一時的，不安定な就業だから	24.4	26.3*	19.0*
他にしたい仕事，しなければならぬ仕事があるから	2.6*	3.5*	…
いずれは独立しなければならないから	19.2*	2.1*	14.3*
自分の性に合わない	7.7*	10.5*	…
仕事に耐えられないから	7.7*	5.3*	9.5*
その他の理由から	2.6*	…	9.5*

雇用者（一般・日雇別）

理由別	総数（千人）	一般雇用者（千人）	日雇労務者（千人）
総数	1,340	1,090	250
収入，仕事が少いから	440	390	50*
一時的，不安定な就業だから	410	230	180
他にしたい仕事，しなければならぬ仕事があるから	100*	100*	0*
自分の性に合わないから	160	160	0*
自宅が遠い，環境が悪い，その他勤めづらい事情があるから	160	150*	10*
その他の理由から	50*	50*	0*
百分比（%）			
総数	100.0	100.0	100.0
収入，仕事が少いから	32.8	35.8	20.0*
一時的，不安定な就業だから	30.6	21.1	72.0
他にしたい仕事，しなければならぬ仕事があるから	7.5*	9.2*	…
自分の性に合わないから	11.9	14.7	…
自宅が遠い，環境が悪い，その他勤めづらい事情があるから	11.9	13.8*	4.0*
その他の理由から	3.7*	4.6*	…

第74表　非農林業の産業別転職希望者数および転職希望率

産業別	男女計 就業者数（千人）	男女計 転職希望者数（千人）	男女計 転職希望率（%）	男 就業者数（千人）	男 転職希望者数（千人）	男 転職希望率（%）	女 就業者数（千人）	女 転職希望者数（千人）	女 転職希望率（%）	男女計 1952年3月（%）	男女計 1951年3月（%）
非農林業総数	21,150	1,910	9.0	14,370	1,370	9.6	6,790	530	7.9	8.0	5.6
漁業及び水産業	630	120*	19.0*	560	110*	19.6*	70*	10*	14.3*	13.2*	6.8*
鉱業	790	70*	9.3*	710	70*	9.8*	80*	0*	…	4.1*	5.9*
建設業	1,310	210	15.7	1,180	150*	12.8*	130*	50*	42.4*	22.2	16.5
製造業	6,150	490	7.9	4,070	350	8.7	2,070	130*	6.4*	7.1	5.1
卸売小売業及び金融業	5,330	470	8.8	3,200	330	10.3	2,120	140*	6.4*	7.0	4.3
運輸通信業及びその他の公益事業	2,060	120*	6.0*	1,810	110*	6.0*	240	20*	6.3*	5.4*	2.7*
サービス業	3,640	280	7.8	1,810	120*	6.6*	1,830	160	8.9	7.6*	5.1
公務	1,230	120*	9.4*	1,000	100*	10.1*	230	20*	6.7	5.1*	5.8*

〔備考〕 1. *印は調査率が大きい。 2. 失業状況実態調査報告による。

て最も高率である。従来、転職希望率の低かつた公務、鉱業では前回の二倍近くになり、他産業との差が余りみられなくなつた。

失業保険業務状況　失業者の動きを示す別の資料「公共職業安定所失業保険業務状況」（労働省職業安定局調）をみると、第75・76表のごとく、一般失業保険では離職者、初回受給者共、一九五三年平均では前年より約一割の増加を示している。しかし、日雇失業保険では、反対に初回受給者一割二分、給付延人員では二割四分の減少となつている。

企業整備状況　一九五三年中における失業者数の増加は「企業整備状況」（労働省職業安定局調）の数字からもうかがえる。すなわち、五二年以来企業整備件数並に人員の増加が目立ち、殊に製造業と鉱業において著しい（第77・78表）。

（注）「企業整備状況」は各地の公共職業安定所の係員が、その都度雇用主を訪問して調査した結果であつて、従業者一〇〇人以上の事業所については概ね調査されているが、それに満たない規模の事業所については部分的にしか調査されていない。従つて、

第75表　失業保険業務状況（一般）

月別	離職票受付件数	初回受給資格認定件数	初回受給者数	失業保険金受給者実人員	支給終了者数	受給期間満了者数	給付総額（単位千円）
1949年平均	46,417	44,643	39,401	—	4,301	1,039	473,363
1950年平均	65,014	62,898	57,520	—	39,007	11,934	1,274,861
1951年平均	45,912	43,800	39,436	248,417	25,461	21,236	1,008,340
1952年平均	64,376	62,225	56,605	320,746	28,680	17,132	1,495,303
1953年平均	71,122	68,938	63,451	349,771	31,966	24,693	1,984,265
1953年1月	85,409	82,863	78,101	355,332	37,792	21,534	2,207,681
2月	56,486	54,718	52,538	350,774	27,911	19,542	1,981,033
3月	59,305	57,714	54,567	355,704	30,997	28,374	2,127,274
4月	73,297	70,856	62,222	349,779	31,748	29,008	1,973,898
5月	75,998	73,268	62,771	343,199	30,545	28,780	1,869,347
6月	65,090	62,823	66,982	349,003	31,964	22,940	1,914,612
7月	67,983	65,782	63,761	348,818	33,221	18,830	2,002,124
8月	55,875	53,941	49,211	335,300	28,441	19,728	1,823,934
9月	68,849	66,736	55,648	337,920	29,819	19,308	1,875,174
10月	73,154	71,046	65,793	346,721	33,982	22,230	1,957,703
11月	79,107	76,890	66,071	348,541	34,287	25,648	1,915,966
12月	92,905	90,619	83,743	376,157	32,886	40,396	2,162,437

〔備考〕　労働省職業安定局失業対策課調。

第76表　失業保険業務状況（日雇）

月別	初回失業認定件数	初回受給者数	失業保険受給者延人員	給付総額（単位千円）
1950年平均	68,600	44,702	36,620	468,814
1951年平均	115,953	77,794	530,508	672,291
1952年平均	128,778	95,711	599,445	807,973
1953年平均	118,927	84,025	455,532	63,059
1953年1月	156,396	137,367	1,110,971	153,549
2月	126,157	82,769	363,962	50,215
3月	123,112	75,430	342,827	47,265
4月	131,200	98,604	542,696	74,838
5月	131,855	102,347	565,518	77,904
6月	128,487	103,341	567,269	78,321
7月	108,706	71,648	368,502	50,875
8月	105,134	66,111	279,418	39,874
9月	113,558	88,546	445,045	61,658
10月	112,199	74,957	366,487	50,917
11月	118,610	81,044	353,520	49,158
12月	71,706	26,132	160,167	22,130

〔備考〕　労働省職業安定局失業対策課調。

第77表　企　業　整　備　状　況

	1949年平均	1950年平均	1951年平均	1952年平均	1953年平均
事業所数	735	560	245	356	311
整理人員	26,289	22,080	12,700	19,578	16,484

第78表　産　業　別　企　業　整　備　状　況

年月	農業	狩猟業及び林業	水産養殖業及び漁業	鉱業	建設業	製造業	小売業及び卸売業	保険業及び金融業	不動産業	公益事業及びその他運輸通信	サービス業	公務	合計
1953年1月	(1)		(2)	(17)	(12)	(165)	(5)	—	—	(30)	(3)	(2)	(237)
	49	—	21	1,029	657	6,890	266	—	—	1,130	108	71	10,221
2月	—	(1)	(2)	(15)	(6)	(163)	(19)	(3)	—	(12)	(2)	(3)	(226)
		17	222	666	125	5,690	333	42		222	39	96	7,452
3月	—	—	—	(12)	(8)	(83)	(5)	—	—	(14)	(4)	(2)	(128)
				477	1,046	3,238	128			767	166	46	5,868
4月	—	(1)	—	(69)	(15)	(236)	(19)	—	—	(20)	(13)	(3)	(376)
		20		3,126	446	9,409	518			704	459	151	14,833
5月	—	—	(1)	(61)	(13)	(275)	(11)	(2)	(1)	(11)	(10)	(2)	(387)
			40	2,540	368	16,539	445	41	19	295	402	70	20,759
6月	—	—	(1)	(84)	(26)	(259)	(14)	—	—	(11)	(6)	(2)	(403)
			46	5,390	815	11,923	336			1,018	140	51	19,719
7月	—	—	(1)	(87)	(17)	(263)	(21)	(4)	—	(14)	(12)	(2)	(421)
			32	6,814	889	9,494	304	112		468	277	36	18,426
8月	—	—	—	(110)	(14)	(182)	(10)	(1)	—	(15)	(6)	(1)	(339)
				10,935	701	7,312	231	16		549	440	150	20,334
9月	(2)	—	—	(65)	(12)	(139)	(9)	(2)	—	(20)	(10)	(4)	(263)
	71			15,947	401	7,981	469	28		1,106	992	128	27,123
10月	(1)	—	(1)	(25)	(14)	(164)	(6)	(4)	—	(13)	(8)	(1)	(237)
	54		27	2,320	671	6,587	334	118		567	469	10	11,157
11月	(1)	—	(4)	(22)	(23)	(139)	(10)	(2)	—	(10)	(25)	(2)	(238)
	20		106	914	1,476	7,572	304	137		235	6,852	36	17,652
12月	—	(9)	(4)	(23)	(40)	(193)	(12)	(28)	—	(19)	(21)	—	(349)
		593	381	2,238	2,005	9,663	446	1,887		713	2,235		20,161

〔備考〕（　）内の数は整理事業所数である。労働省職業安定局失業対策課調。

は石炭不況の襲来と共に、まず中小炭鉱の人員整理、閉山が相次ぎ、それがほぼ一段落した八、九月には大手筋の人員整理が一斉に行われた。その結果、労務者数は三月の二二万九二〇七人から九月には一九万八五七二人となり半年間に約三万人（一三・四％）減少した（第79表）。大手筋についてみれば、七社における在籍労務者総数の一一・九％、約一万人に及ぶ整理が打出され、三井が指名解雇を併用したほかはすべて希望退職募集の形がとられた（第80表）。

第79表　九州炭鉱労務者数の推移

年　月	全九州（含長欠者） 月末常傭労務者数	全九州（含長欠者） 対前月比	大手筋13社（含長欠者） 月末常傭労務者数	大手筋13社（含長欠者） 対前月比
1953年3月	229,207		133,390	
4月	227,033	−2,174	132,879	− 511
5月	221,945	−5,088	131,755	−1,124
6月	215,954	−5,991	131,855	＋ 100
7月	211,689	−4,265	130,652	−1,203
8月	206,536	−5,153	126,037	−4,615
9月	198,572	−7,964	117,885	−8,157

〔備考〕　石炭協会九州支部「石炭統計月報」より。

退職事情　そこで、九州炭鉱労働組合が行つた「希望退職者事情調査」の集計結果によつて、特に炭鉱における退職事情についてみよう（月刊「炭労」（日本炭鉱労働組合編、一九五三年一一、一二月号掲載、戸木田嘉久・川端久夫「希望退職者の分析」）。

「退職事情調査」は一二鉱について行われたが、そのうち杵島大鶴、三井田川の二鉱における集計結果は次の通りである。

杵島大鶴（退職者三五〇、調査表回収枚数三一八、回収率九〇％）

一、退職者の構成――第81表によつて退職者の居住別職種、年齢、勤続年数についてみると、寮生が半分以上を占め、社宅居住者は四〇％、通勤者は八・五％にすぎない。また居住区によつて坑内夫比率に大きな開きがあり、寮生の八〇％近くが坑内夫ことに直接夫によつて占められている。年齢別では二五才未満のものが一五七人で約半数、勤続年数では一―五年に集中しその割合は六

この数字はわが国における企業整備の全体を示すものではなく、その大体の動向を知るためのものである。

次に、炭鉱における企業整備の状況を全九州の炭鉱在籍労務者数の推移によつてみると、四八年一二月の二七万九九一四人から五二年一二月には二二万一六四二人へと、約五万八〇〇〇人（二〇・四％）減少している（福岡通産局石炭部調）。一九五三年においてはこの数字はわが国における企業整備の全体を示すものではなく、その大体の動向を知るためのものである。

第80表　九州大手筋人員整理状況

資本別坑数		A 1953.7 在籍総数	B 整理予定人員	B／A	C 10.7 実績
三井	鉱	29,896	2,507	10.2	2,181
	職	4,074	731	10.2	—
三菱	鉱	21,906	3,248	—	4,425
	職	4,500	450	10.0	—
古河（職）		904	88	9.5	92
住友		4,048	715	17.0	624
明治		3,571	701	19.6	1,096
杵岸		2,192	725	33.0	700
日鉄		4,853	666	13.7	484
計		82,168	9,796	12.0	9,415

〔備考〕　九州炭労調10月7日現在，日鉱系日炭高松を含まず。

第81表　居住別職種・年齢・勤続（大鶴）

		寮	社宅	通勤	計
総数		161	128	27	318
百分比	%	50.6	40.2	8.5	100.0
職種	直接坑夫	116	62	1	181
	間接坑夫	11	19	2	32
	内坑夫	127	81	3	213
	外坑夫	21	36	22	79
	不明	13	11	2	26
	内坑夫比率	78.9	63.3	11.1	67.0
年齢	25才以下	113	34	10	157
	26～30	31	26	7	66
	31～35	2	17	4	23
	36～40	6	23	1	29
	40才以上	6	32	5	43
	不明	2	1	—	1
勤続年数	1年未満	25	1	8	36
	1～5	128	56	12	198
	5～10	8	60	5	73
	10～15	—	5	2	7
	15～20	—	5	—	5
	20年以上	—	—	—	—
	不明	—	1	—	1

二%に及ぶ。退職者の前職（第82表）は農業五二・八%、都市労働者二五・二%、引揚者七・九%の順である。出身地では、南九州が四五%を占め、佐賀県郡部がこれに次いでいる。

二、退職理由および行先――農業出身者の多くは帰農するが、四分の一に当る四三人が農業以外に転職するのが注目される。また、転職と記された四三人にしても、すぐに就職の当てはなく一旦帰村するのであつて、退職理由中の帰農と転職の合計一五九が行先中の南九州と県内郡部の合計一五四とほぼ一致することがそれを裏書している（第83表）。

三井田川（退職者六四九うち希望退職二五〇、指名勧告三九九、

第82表　居住別・前職別 行先・出身地（大鶴）

		県内市部	県内郡部	北九州	南九州	その他	不明	地元の出身かも	地元の出身にらも	不明	計
総数		18	98	19	131	28	3	250	62	1	318
居住	寮	4	28	4	119	6	—	144	16	—	161
	社宅	11	48	14	31	21	3	81	43	1	128
	通勤	3	23	—	—	1	—	24	3	—	27
前職	農業	4	42	5	112	5	—	147	18	—	168
	漁業	—	5	—	—	—	—	5	—	—	5
	都市労働者	14	27	8	17	13	1	54	23	1	80
	炭鉱	—	1	—	—	—	1	—	2	—	2
	引揚	—	11	5	2	9	1	15	14	—	29
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不明	—	12	1	20	1	—	29	5	—	34

〔備考〕　北九州――福岡，長崎　南九州――鹿児島，大分，宮崎，熊本。

第83表　退職理由及び行先（大鶴）

		農業	漁業	都市労働者	炭鉱	引揚	その他	不明	計
総数		168	5	80	2	29	—	34	318
退職理由	帰農	116	—	1	—	—	—	1	118
	帰漁	3	5	—	—	—	—	—	8
	転職	43	—	65	1	26	—	11	146
	借金	—	—	1	—	2	—	—	3
	その他	1	—	3	—	—	—	—	4
	不明	5	—	9	1	1	—	22	48
行先	県内市部	4	—	14	—	—	—	—	18
	〃郡部	42	5	27	1	11	—	12	98
	北九州	5	—	8	—	5	—	1	19
	南九州	112	—	17	—	2	—	20	131
	その他	5	—	13	—	9	—	1	28
	不明	—	—	1	1	1	—	—	3
	出身地に帰るもの	147	5	54	—	15	—	29	250
	〃に帰らぬもの	18	—	23	2	14	—	5	62
	不明	—	—	1	—	—	—	—	1

〔備考〕　行先は失業保険受給地を示す。

第84表　居住別職種・勤続年齢（田川）

		寮	社宅	通勤	計
総数		20	264	105	389
百分比	%	4.2	67.8	23.0	100.0
職種	直接夫	14	150	47	211
	間接夫	1	25	9	35
	坑内夫	15	175	56	246
	坑外夫	5	89	49	143
	坑内夫比率	75.0	67.2	53.3	63.2
年齢	30才以下	7	70	34	111
	26～30	4	40	17	61
	31～35	2	26	13	41
	36～40	4	27	5	36
	40才以上	3	101	35	139
	不明	—	—	1	1
勤続	1年未満	2	8	3	13
	1～5	3	41	24	68
	5～10	14	148	51	213
	10～15	1	43	13	57
	15～20	—	10	7	17
	20年以上	—	14	7	21

調査表回収枚数三八九、回収率六〇%）、一、退職者の構成――第84表でみると、寮生が僅少で逆に通勤者が二八%を占めて大鶴とは趣を異にするが、職種配置の居住区分類では同じ傾向がみられる。通勤者が比較的多いのは、田川近郊農村における農家の兼業賃労働に依存する割合が大きいためであろう。年齢別数では二五才以下と四〇才以上とに多い。勤続年数は大鶴に比べて一般に長く、五―一〇年が六〇%を占める（第84表）。前職についてみれば、農業が一位であるが都市労働者との差は小さく（農業二七・二%、都市労働二三・四%）、炭鉱出身者が二二・六%ある。また、行先不明の多いことが目立つている。

第85表　前職別退職理由別退職者数及び構成率（田川）

		農業	漁業	都市労働者	炭鉱	引揚	その他	不明	計
総数		106	6	91	49	10	43	84	389
退職理由	帰農	30	—	·2	3	2	—	5	42
	帰漁	1	1	1	—	—	—	—	3
	他炭鉱	—	—	2	—	—	—	1	3
	他労働	6	—	8	3	2	2	6	29
	商業	3	2	5	1	1	6	1	17
	転職	9	—	12	3	1	6	9	40
	借金	38	2	48	24	1	9	15	137
	その他	14	—	4	8	1	10	33	70
	不明	5	1	9	7	2	10	14	48

二、退職理由――退職理由の最大のものは「借金」で、要するに退職金で借金を返済するためにやめたものが全体の三五％に達する。次いで帰農であるが、前職農業者のうちでは三〇％弱にすぎない。他の炭鉱に転ずるものが三人ある。細目を記さずにただ転職とだけ記したものは大鶴の場合同様さしあたり目的のないものであろう。「その他」、「不明」も多く合わせて三〇％を占める（第85表）。

退職後の状況　このような炭鉱における退職者の退職後の状況については、「石炭産業平和再建会議」（日本炭鉱労働組合編、一九五三年七月刊）中で次のように述べられている。

「多くはふたたび炭鉱地帯に逆流し、のこりは職安の日雇に転落して行く（二四年一月―二六年一二月における福岡県下の炭鉱の整理人員は一八、九七七名であつたが、昨年はじめ福岡県下の日雇約二万名のうち一、五〇〇名を抽出しておこなつた「日雇労務者実態調査」によれば、約一二％が炭鉱出身者であつた）。また、二五年三月労働省「被解雇者実態調査」では、筑豊〇〇〇鉱業所一二六名の解雇者から三〇名を抽出しているが、解雇後約九カ月経過して就職先のあつたものは一三名、うち一一名は炭鉱、一名化学、一名商業となつている。かくて、失職者の相当数は炭鉱地帯に逆流する。しかし、彼ら自身二四年以降の自然減耗策で失職したのであり、しかもそういう状態が継続される以上、少くとも大手筋炭鉱に入りうる条件はまずないといわねばならないだろう。やめた山に帰ることは文句なしに会社が拒否するし、他の大手筋でも困難だといわねばならぬ（大之浦五坑の社宅居住者の調査では、二五年―二七年の入籍者二六三名のうち、その直前他の炭鉱に在籍していた者は、わずか一三名約五％にすぎない）。だから結局、失業者の行き先は、再び炭鉱にもどろうとしても、臨時夫、組夫、中小炭鉱、斥先などに限定される。このうち停年者を中心に一部はやめた山の臨時夫の職にありつくことができよう。

臨時夫はこれらの失職者と在籍者の子弟および縁故者で構成される（在籍者の子弟縁故はツテを通じて本入籍するための腰掛けとして臨時夫に籍をおく）。坑外作業を主とする臨時夫は、二―三カ月で契約の更新をする。なかには三年勤続している者もある。在籍鉱員と同じ作業をやつているが、賃金は低く、退職金、福利厚生もない。しかも就業条件は全く不安定で、不況時に真つ先に首切られる。

若い失職者の一部は、その炭鉱の請負組夫に入る。ここでは未だ

に飯場制度があり、ひどい労働強化と中間搾取が併存している。組夫は坑外作業だけでなく、起業掘進など坑内作業にも従事している。他の者は中小炭鉱、零細炭鉱に流れざるをえない。中小炭鉱の労働力は、中小炭鉱の間を流れているもの、附近の農家から兼業でくるもの、大手筋から転落してきたものからなるというが、うち大手からの流がどの程度いるかははつきりしない。しかし中小炭鉱労組幹部の話では、「大体大手からおちてきた者が多い」（鎮西）、「古河目尾が鹿児島、宮崎、広島などから新規採用するが、それが流れて入つてくる。現在古川の炭住から通勤しているのが在籍二〇〇名のうち二二名もいる」（加茂）、「在籍五〇〇名、三井三山の大量解雇で一〇〇名が入籍したが、現在四〇名定着している」（大川）ということで、大手からの転落者が相当あるものと推定される。中小炭鉱では、さきの企業整備の形態からもうかがわれるように、大手にくらべ労働条件は悪く、就業条件も不安定である。だが、大手から中小を素通りして、まつすぐに零細炭鉱（斤先）に行く者もある。さきの労働省の調査で一一名炭鉱に就職したというのはみな斤先炭鉱である。中小炭鉱で失職した者の主流は他の中小炭鉱へ流れるが、その一部もまた斤先に転落してくる。最大の勤続期間を失業保険の収得期間において働く零細炭鉱労働者は、もはや就業労働者というよりは失業者である。それは工業地帯における「日雇労働者」と同様の性格をもつたものとして考えられる。それは炭鉱地帯における失業の主要な存在形態の一つである。」

第二節　臨時・日雇労働者

臨事工とは通常一カ月乃至三カ月以内の短期の契約期間をもつて雇用される労働者をいう。そして、経営者が直接雇用するもののほか、請負業者名義で雇用される人夫、日雇等を含み、その名称は、日雇、直用人夫、常勤嘱託、臨時傭員、臨時労務員、臨時従業員、臨時雇、臨時現務員等各社によつてまちまちである。これら臨時工の雇用契約は更新される場合が多いとはいえ、就業が不安定であるばかりでなく、その労働条件は著しく劣悪である。かつては、いわゆる労務供給業者を通じて雇用されるものが多数いたが、それは職業安定法の施行によつて、一九四七年一一月以降禁止されることになつた。同法の完全施行によつて、五〇年一一月までに排除された労務供給事業の認定件数は四万三一一六件に及び、その間八七万二一八一人の労務者が供給業者の手を離れて、その多くが臨時工として会社直用に切りかえられた。そしてまた、朝鮮戦争勃発後のいわゆる特需景気に伴う雇用増加のうちでは、常用に比べて臨時工のそれが目立ち、その後ますます増加する傾向をみせている。

「毎月勤労統計調査結果表」における「臨時及日雇労働者」数によつてみると（第86表）、五二年平均を一〇〇とする五三年下半期（七―一一月平均）の延人員指数一三五・七に対し、同じ時期の常用労働者雇用指数は一〇二・〇で、臨時・日雇労働者の増加が著しい。

（注）「毎月勤労統計調査」における「臨時及日雇労働者」とは、「一カ月において三〇日以内の期間を定めて雇用される者および日々雇用される者」で、しかも、そのうち前二カ月の各月において一八日以上、また前六カ月において通算して六〇日以上同一事業主に雇用されるものは常用労働者とみなされるために、臨時・日雇労働者の実際の雇用増加は右の指数によつて示されるものよりも多いであろう。

第87表によつて、その産業別分布をみると、化学工業が一五・二%で最高を示し、次いで第一次金属（一一・九%）、食料品製造業

第86表　臨時及び日雇労働者延人員指数の推移（1952年平均＝100）

産業別	1952年		1953年	
	上半期	下半期	上半期	下半期
合計	88.7	111.2	117.4	135.7
食料品製造業	81.6	118.4	107.2	122.2
煙草製造業	90.2	109.8	106.5	101.7
紡織業	85.1	114.8	110.5	145.3
衣服及び身廻品製造業	117.1	82.8	77.3	88.8
木材及び木製品製造業	90.7	109.2	121.0	172.4
家具及び装備品製造業	90.7	109.2	157.4	122.4
紙及び類似品製造業	90.5	109.5	119.3	131.3
印刷出版及び類似業	93.7	106.3	119.4	114.3
化学工業	91.2	108.6	117.7	133.9
石油及び石炭製品製造業	85.4	114.6	94.5	92.2
ゴム製品製造業	30.3	169.7	316.5	352.9
皮革及び皮革製品製造業	102.5	97.4	148.0	143.5
ガラス及び土石製品製造業	102.6	97.4	87.5	117.7
第一次金属製造業	96.1	103.9	106.2	130.6
金属製品製造業	93.4	106.5	135.9	203.4
機械製造業	85.8	114.2	160.2	185.4
電気機械器具製造業	89.1	110.8	133.8	161.8
輸送用機械器具製造業	90.2	109.7	97.3	79.2
精密機械製造業	92.5	107.5	117.2	150.5
その他の製造業	60.5	139.5	179.2	190.7

〔備考〕　1953年下半期は7～11月平均。毎月勤労統計全国調査より算定。

（一一・三）、紡績業（一〇・三％）、輸送用機械器具製造業（九・五％）が高い比率を示す。常用労働者に対する比率では、食料品製造業で九・二％を占め、常用労働者一〇〇人に対し約九人の臨時・日雇労働者がいることになる。次いでゴム製造業の六・五％が高く、金属製品製造業、紙及類似品製造業、化学工業、石油及石炭製品製造業でそれぞれ五％以上の比率を示す。

臨時工　「神奈川県における臨時工実態調査」（神奈川労働基準局給与課編、昭和二八年六月刊）によつて、臨時工の構成、作業内容、労働条件についてみると次の通りである。なお、この調査は一九五二年九月末日現在における県下の民営事業所で常時五〇人以上の労働者を雇用している全事業所（五九四）を対象としたもので、ここで臨時工とは「契約雇用期間について制限のあるもの総てを含み、従つて一定の期間を定めて雇用されるもの、契約雇用期間に定めがなくても、当分の間とか或は仕事の終る迄というような契約で雇用されるもの」であつて、試用期間中のものおよひ日雇労働者もその範囲に入る。それを作業内容や雇用条件によつて次の場合に分類できる。

1　作業の繁閑に応ずるために臨時工を採用する場合、

第87表　臨時及び日雇労働者の分布

産業別	常用労働者に対する臨時日雇労働者の比率(1)（%）	臨時日雇労働者の産業別分布(2)（%）	常用労働者の産業別分布(2)（%）
計	3.9	100.0	100.0
食料品製造業	9.2	11.3	4.8
煙草製造業	0.3	0.1	0.8
紡織業	1.8	10.3	22.5
衣服及び身廻品製造業	1.5	0.7	1.8
木材及び木製品製造業	6.5	4.0	2.4
家具及び装備品製造業	3.0	0.5	0.7
紙及び類似品製造業	5.5	4.5	3.2
印刷出版及び類似業	1.7	1.9	4.3
化学工業	5.9	15.2	9.9
石油及び石炭製品製造業	6.4	1.0	0.6
ゴム製品製造業	8.9	5.2	2.3
皮革及び皮革製品製造業	2.0	0.2	0.4
ガラス及び土石製品製造業	3.8	4.5	4.5
第一次金属製造業	4.7	11.9	9.8
金属製品製造業	5.3	4.1	3.0
機械製造業	2.7	6.2	8.8
電気機械器具製造業	3.8	6.8	6.9
輸送用機械器具製造業	3.7	9.5	10.0
精密機械製造業	1.5	0.8	1.9
その他の製造業	3.3	1.3	1.5

(1) 臨時日雇労働者延数を1カ月の推定稼働日数25で除したものの53年1～11月平均を月末常用労働者数の同期間の平均で除したもの

(2) 53年1～11月平均より算定した。（毎月勤労統計全国調査）

2　雑役で特別の技能、経験を必要としない作業に臨時工を採用する場合、

3　低賃金のために作業と無関係に臨時工を採用する場合、

4　試用期間中のものを臨時工として常用工と区別する場合、

5　職業安定法の施行に伴つて、組制度の廃止による人夫を直用に切りかえて臨時工として採用する場合、

6　停年退職者を嘱託（事務）または引続き作業員として使用する場合、

7　定員制の実施により、特に労務者を必要とする時に臨時工を採用する場合、

8　病気等による長期欠勤者または休職者の補充のため採用する場合、

9　臨時的作業のため採用する場合、

10　造船、土建業等において特定の仕事の完成を見越してまたはその仕事の完成までの期間労働者を採用する場合、

11　経済界の変動を考え、好景気の需要に応ずるために採用する場合、

12　低能率の常用工と入れかえる目的で臨時工を採用する場合

一、臨時工の地位　調査全事業所五九四のうち、七二・七%に当る四三二事業所が何らかの形の臨時工を採用している。業種別にみると、製造業において総数（三七〇事業所）の七六・八%が臨時工を採用しており、自動車修理業七〇%、運輸業六四・三%、その他の業種六七・九%となつている。

第88表　産業別，規模別，種類別，労働者数

常用・臨時別			1,000人以上	500人～999人	200人～499人	100人～199人	50人～99人	計
製造業	常用工	総数	81,006	24,216	21,410	12,743	7,562	146,937
		臨時工採用事業所における労働者数	79,393	22,260	17,997	10,287	4,028	133,965
	臨時工	総数	12,080	2,822	3,040	2,048	862	20,852
		臨時工(日雇を除く)	9,176	1,954	2,309	1,769	775	15,983
		日雇労働者	2,904	868	731	279	87	4,869
運輸業	常用工	総数	4,037	3,930	9,474	3,265	7,137	27,843
		臨時工採用事業所における労働者数	4,037	3,930	7,602	1,970	1,054	18.593
	臨時工	総数	5,536	3,571	2,812	847	497	13,263
		臨時工(日雇を除く)	209	228	648	281	182	1,548
		日雇労働者	5,327	3,343	2,164	566	315	11,715
自動車修理業	常用工	総数	16,218	508	—	326	88	17,140
		臨時工採用事業所における労働者数	16,218	0	—	212	0	16,430
	臨時工	総数	2,438	0	—	59	0	2,497
		臨時工(日雇を除く)	1,978	0	—	59	0	2,037
		日雇労働者	460	0	—	0	0	460
上記以外その他	常用工	総数	—	1,512	2,145	3,110	1,922	8,689
		臨時工採用事業所における労働者数	—	1,512	1,576	1,759	901	5,748
	臨時工	総数	—	1,322	1,309	1,238	525	4,394
		臨時工(日雇を除く)	—	886	1,245	1,168	382	3,681
		日雇労働者	—	436	64	70	143	713
計	常用工	総数	101,261	30,166	33,029	19,444	16,709	200,609
		臨時工採用事業所における労働者数	99,648	27,702	27,175	14,228	5,983	174,736
	臨時工	総数	20,055	7,714	7,162	4,192	1,883	41,006
		臨時工(日雇を除く)	11,363	3,068	4,202	3,277	1,339	23,249
		日雇労働者	8,692	4,646	2,960	915	544	17,757

〔備考〕　本表は1952年9月末日現在の数字を示す。

第89表 規模別，臨時工使用割合別，事業所数

規模別		総数	9%以下	10～19%	20～29%	30～39%	40～49%	50～59%	60～69%	70～79%	80～89%	90～99%	100%以上	100～299%	300～499%	500～999%	1000%以上
計	事業所数	432	158	88	46	34	13	14	19	9	2	5	44	24	12	7	1
	%	100.0	36.6	20.4	10.6	7.9	3.0	3.2	4.4	2.1	0.5	1.2	10.2	5.6	2.8	1.6	0.2
1000人以上	事業所数	44	18	11	4	2	1		3	2			3	1	1	1	
	%	100.0	40.9	25.0	9.0	4.5	2.3		6.8	4.5			6.8	2.3	2.3	2.3	
500～999人	事業所数	49	24	7	5	4		1				1	7	4	2		1
	%	100.0	49.0	14.3	10.2	8.2		2.0				2.0	14.3	8.2	4.0		2.0
200～499人	事業所数	103	41	23	8	8	5	3	2	3		1	9	3	3	3	
	%	100.0	39.8	22.3	7.8	7.8	4.8	2.9	1.9	2.9		0.9	8.7	2.9	2.9	2.9	
100～199人	事業所数	127	35	32	18	10	4	7	5	1			15	7	6	2	
	%	100.0	27.5	25.2	14.2	7.9	3.1	5.5	3.9	0.8			11.8	5.5	4.7	1.9	
50～99人	事業所数	109	40	15	11	10	3	3	9	3	2	3	10	9		1	
	%	100.0	36.7	13.7	10.1	9.2	2.7	2.7	8.3	2.7	1.8	2.7	9.2	8.3		0.9	

〔備考〕 日雇については実人員に換算（22日稼働）したものを含める。

また，臨時工を使用している全事業所（四三二）における常用工数は一七万四七三六人で，臨時工数（日雇を除く）二万三二四九人はその一三・三%に当る。日雇の延人員は三九万〇六六五人であるから，これを実人員（二二日稼働として換算）に換算すれば一万七七五七人で常用工の一〇・二%となり，両者を合わせれば四万一〇〇六人で常用工に対する割合は二二%となる。個々の事業所についてみれば，臨時工の常用工に対する割合一〇〇%以上の事業所四四，一〇〇〇%以上の事業所一がある（第88・89表）。

二，臨時工の推移　一九五一年九月から五二年九月までの一年間における臨時工の推移を「特定期間を定めて雇用されるもの」，「試

数年間推移表（特定期間を定めて雇用されるもの，試用工の計）

1952年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
408	368	333	304	361	381	475	587	947
111	142	137	232	309	336	228	198	210
742	741	757	834	855	749	728	736	708
23	28	28	29	29	31	31	31	32
102	23	42	42	35	24	21	36	133
185	216	253	292	372	336	337	275	319
2,196	2,153	2,182	2,161	2,109	2,094	2,096	2,093	1,985
62	61	37	35	42	64	79	85	70
811	753	847	814	789	757	664	824	925
1,742	1,732	1,837	1,758	1,765	1,737	1,721	1,642	1,689
4,383	4,475	6,057	5,682	5,483	5,612	5,723	4,981	4,822
19	21	21	0	15	21	22	19	18
20	50	34	15	2	5	1	0	7
2,552	2,168	2,194	2,014	2,338	2,202	1,910	1,779	1,928
13,356	12,931	14,759	14,222	14,504	14,349	14,036	13,286	13,793

労働者数年間推移表（日々雇入れられるもの）

1952年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
9,647	14,124	12,535	11,506	11,586	13,932	17,496	18,726	13,617
87	83	117	251	365	1,168	663	495	865
5,846	6,833	6,153	5,718	5,419	6,771	6,958	7,121	6,835
19	58	78	52	42	45	26	42	150
597	738	993	916	1,022	1,507	1,529	1,908	1,737
1,221	1,238	1,467	1,784	1,950	2,182	1,999	2,467	1,909
13,778	12,592	14,490	17,089	15,360	14,781	12,567	11,442	12,158
694	837	1,101	1,551	1,707	1,597	2,113	2,439	2,774
2,314	2,713	3,183	2,988	2,984	2,894	3,154	3,064	3,562
6,897	5,781	5,666	5,672	4,706	5,051	5,881	7,012	6,640
60,123	66,748	46,341	46,516	53,647	54,519	53,271	41,281	42,652
0	0	0	0	0	0	0	0	0
132	112	71	24	12	17	14	11	0
18,626	17,405	14,189	9,798	8,981	9,710	10,094	10,141	10,118
119,981	129,262	106,384	103,865	107,781	114,174	115,765	112,143	103,017

用工」および「日雇」に分けてみると（第90・91表）、「特定期間を定めて雇用されるもの」は五一年一一月以降微減し続けたが、五二年三月には一万三七七五人と前月に比べて約一四％増加している。

これはS工場（当工場は駐留軍の車輛の修理および物資集積を業務とし、調査当時、臨時工八五％に対し常用工一五％の比率）において三月に九〇〇人の臨時工を増員したことが大きな原因である。以後一進一退で大きな変化はなく停滞している。「試用工」は変動が激しい。「日雇」は前二者が下降にあるとき逆に上昇して、異つた傾向を示している。

第90表　産業別，種類別，臨時労働者

産業別	1951年 9月	10月	11月	12月
食料品製造業	226	292	390	433
紡織業	155	122	128	131
化学工業	550	730	758	714
石油及石炭製品製造業	10	22	23	24
ゴム製品製造業	25	29	116	109
ガラス及土石製品製造業	333	287	165	216
第一次金属製造業	2,347	2,375	2,343	2,286
金属製品製造業	81	70	70	60
機械製造業	856	934	966	854
電気機械器具製造業	1,785	1,681	1,765	1,805
輸送用機械器具製造業	4,756	4,743	4,633	4,497
医療機械，理化学機械，光学機械器具製造業	23	21	23	21
その他の製造業	0	0	12	26
自動車修理業	2,387	2,472	2,495	2,524
計	13,534	13,778	13,887	13,700

第91表　産業別，種類別，臨時

産業別	1951年 9月	10月	11月	12月
食料品製造業	12,816	12,567	10,773	10,417
紡織業	393	590	287	105
化学工業	6,570	5,615	4,997	5,467
石油及石炭製品製造業	306	13	6	30
ゴム製品製造業	408	468	899	969
ガラス及土石製品製造業	2,248	1,642	1,730	14,88
第一次金属製造業	17,164	14,976	13,612	13,492
金属製品製造業	1,078	1,405	799	845
機械製造業	2,943	2,870	2,652	3,117
電気機械器具製造業	7,297	7,502	7,152	8,739
輸送用機械器具製造業	57,507	57.501	58,617	58,981
医療機械，理化学機械，光学機械器具製造業	0	0	0	0
その他の製造業	95	68	93	96
自動車修理業	12,344	13,470	16,686	18,321
計	121,169	118,687	118,303	122,067

三、部門別臨時工数　「臨時工」（日雇を除く）の総数一万三九四二人のうち一万一〇四一人（七九・二％）が製造部門に属して多数を占め、次いで雑役部門が二万一〇二三人（一五・二％）、事務が七七八人（五・六％）となつている。臨時工の八割近くは製造部門に属しており、そのうちには、直接生産の主要工程に常用工に伍して

第92表　常用工及び臨時工の年度別，部門別比較表

		製造部門	事務部門	雑役部門	合　計
臨時工	1951年9月	11,106人	571人	1,925人	13,602人
	1952年9月	11,041	778	2,123	13,942
	%	99.4%	136.3	110.3	102.5
常用工	1951年9月	85,834	24,274	9,146	119,254
	1952年9月	89,804	26,352	9,680	125,836
	%	104.6%	108.6	105.8	105.5

〔備考〕 1952年9月調

働いているものも相当いると考えられる（第92表）。

これを業種別にみると、輸送用機械器具製造業が総数の三二・二%を占め、次いで自動車修理業一一・九%、第一次金属製造業一〇・四%で、以上三業種を合わせると総数の二分の一を超える。

日雇の構成は「臨時工」の場合と異なる。すなわち月間延一〇万三〇一七人のうち五万七〇五九人（五五・四%）が雑役部門に属し、次いで製造部門四万四三九八人（四三・一%）事務部門は一万五六〇人と僅か一・五%を占めるに過ぎない。

四　雇用契約期間　八六事業所における就業規則に定められた臨時工（日雇について契約期間はないので除く）の契約期間についてみると、一ヵ月が一三事業所、二ヵ月が五二事業所、三ヵ月が六事業所となつており、一ヵ月から二ヵ月が三事業所、二ヵ月から三ヵ月が五事業所であつて、大部分（七九事業所、九二%）が三ヵ月以下の契約期間である。また、採用経路を一三〇事業所についてみると、職業安定所を通ずるもの七一で全事業所の半数以上を占める。縁故募集五〇、門前募集四、その他五事業所となつている。安定所を

第93表　常用及び臨時工年度別，業種別平均日額比較表

産業別	常用 A		臨時 B		B/A	
	1952年9月	1951年9月	1952年9月	1951年9月	1952年9月	1951年9月
食料品工業	715円	617円	354円	368円	49.5%	59.6%
紡織業	255	232	198	197	77.6	84.9
化学工業	731	701	370	359	50.6	51.2
石油石炭製品製造業	751	728	351	170	46.7	23.4
ゴム製品製造業	718	489	275	314	38.3	64.2
ガラス及土石製品製造業	731	674	398	419	54.4	62.2
第一次金属製造業	834	754	440	422	52.8	56.0
金属製品製造業	728	630	377	254	51.8	40.3
機械製造業	781	644	439	375	56.2	58.2
電気機械器具製造業	707	609	347	300	49.1	49.3
輸送用機械器具製造業	791	665	468	447	59.2	67.2
医療機械，理化学機械，光学機械製造業	678	566	462	339	68.1	59.9
その他の製造業	457	460	256	167	56.0	36.3
自動車修理業	741	626	437	386	59.0	61.7
総平均	754	657	426	401	56.5	61.0

第94表 臨時労働者代表的職種の労働者一人一日当り現金給与額

臨時労働者				
職種		1952年9月	1951年9月	計
機械	男	499	412	460
	女	221	228	225
	計	481	394	440
	日雇	261		261
組立	男	514	367	431
	女	234	180	207
	計	364	282	320
	日雇	335	199	270
仕上	男	562	390	479
	女	146	160	153
	計	555	386	474
	日雇	290	289	290
運搬	男	490	451	464
	女	243	236	237
	計	485	441	455
	日雇	399	379	388
雑役	男	406	418	410
	女	292	302	297
	計	386	384	385
	日雇	391	296	345
計	男	441	418	431
	女	270	256	263
	計	410	381	398
	日雇	376	323	350

賞与について支給する旨規定した事業所は二件で、他は規定がない。昇給においても規定のある事業所は僅か二件にすぎない。そのうちの一事業所における昇給条件をみると、常用工の場合基本率が四・五%に対して臨時工は二・二%となつている。

日雇労働者　「日雇労働者生活実態調査報告」（東京都労働局編、一九五四年四月刊）によつて、日雇労働者の構成並に転落経路についてみると次のごとくである。その生活状態については第五編（「労働者の生活」）を参照されたい。

（注）この調査は、都内所在の各公共職業安定所に求職申込をしている日雇労働者三万四四七四人（一九五三年八月末現在数）のうちから八〇分の一の比率で抽出した四〇一人を対象して行われたものである。

一　年齢別日雇労務者　第95表によつて年齢別にみると、五〇才以上三四・一%、四〇才台三〇・五%、両者合わせて六四・六%と高年齢層のものが目立つて多い。しかし、前年に比べるとその割合は若干減少し、逆に若年者の割合が増加して注目され、前年には比率の上で皆無だつた一九才以下のものが一%あらわれている。各年齢層における、日雇労働者としての二年以上就労者の割合は五〇才以上で八七・九%、四〇才台で七六・三%、三〇才以下で六四・九

通じて採用している七一事業所の大部分は日雇労働者を使用しているものとみられる。

五　賃金　第93・94表によつてみると、五二年九月の総平均（平均日額）では、常用工七五四円に対し臨時工は四二六円で、五六・五%に過ぎない。しかも、常用工に対する臨時工のこの賃金格差は、五一年九月の六一%に比べて更に低い。

また、臨時工に関する就業規則（二三事業所）について賞与、退職金、昇給についてみても、常用工に比べて極めて不利である。退職金について規定のある事業所は三件であるが、その内容は臨時工に対して退職金を支給しないとなつている。一九事業所では規定がない。規定がない場合にも、相当長期にわたつて臨時工を使用している事業所では、状況に応じて離職金と称して常用工と比較にならない少い額が支給されているようである。

第95表　年齢別日雇労働者数の割合

年齢別／年別	計	19才以下	20～29才	30～39才	40～49才	50才以上
1950年	100.0	1.8	21.3	21.5	26.3	29.1
1951年	100.0	0.2	15.9	26.7	24.2	33.0
1952年	100.0	0	13.6	19.1	32.6	34.7
1953年	100.0	1.0	13.2	21.2	30.5	34.1

%を占め、低年齢層ほどその就労期間は短くなつている。しかし、二年以上就労者は総数の七六%を占め、殊に高年者の停滞化がうかがえる。

二　学歴別日雇労働者　新制高校を基準にしてみると（第96・97表）、卒業以上が総数の二五・三%となつて、前年の一六・八%に比較して大きな上昇率を示す。殊に女子では前年に七・八%に過ぎなかつたのが二五%と一七・二%も上昇し、男子と殆ど変らない割合になつた。学歴の高いものは二〇台に多く、その四五・一%を新制高校卒業のもので占める。また、新制および旧制の大学中退以上のものが全体の六%いる。このように高い学歴をもつたものが日雇労働者のなかにかなりいることは、知識階級の深刻な就職難を如実に物語るものである。

三　日雇労働者の前職並に離職理由　次に日雇労働者になる以前に一ヵ月以上続けて従事した職業（二つ以上ある場合はその最近のもの）をとりあげて、その転落経路を辿つてみよう（第98表）。

まず、産業部門別にみると、工業部門からの離職者が総数の三三・三%を占め最も多い。次いで商業部門（一三・四%）、土木建築業（一一・四%）、公務団体（五・九%）の順に多い。

離職理由では（第99表）、本人の意思に基く希望退職の割合は一三・二%に過ぎず、前年の三一%に比べて大幅な減少を示している。その他のものは、企業整備に伴う解雇、工場閉鎖、経営不振、仕事完了等による社会経済的な諸事情によるものである。

四　日雇労務者の前職における従業上の地位　業主（殆んどが町工場程度の小規模なものが多い）であつたものが総数の一三・四%を占め前年より若干減少を示す。家族従業者の割合は四・七%で、この割合は五一年当時には僅か二・五%程度に過ぎなかつた。家族従業者のうちには前職農業のものがみうけられる。新たに職を求めて、農村から都会へと流入して来た人達であろう。雇用者の割合が最も大きく、総数の六四・八%を占め、前年の六一・一%に比べて三・六%増加している。これを事務技術者、常用労働者、日雇労働者に分けてみると、常用労働者が雇用者中の七六・九%を占め、本来的な日雇労働者の割合は一二・三%にすぎない。事務技術者は一〇・八%という割合を示す。

なお、日雇労働者の就労状況を労働省職業安定局資料「公共職業安定所事業状況報告」によつてみると第100表の通りである。

第三節　農村の潜在的失業者

農村の潜在的失業者の調査とその数量的把握は、調査技術上の困難と、理論的に潜在失業の概念が明確に規定されていないために、これまでのところ十分に行われていない。この年の全国的調査としては、わずかに総理府統計局の労働力調査に附帯してなされた臨時質問によるものが発表されているだけで、その他は各府県別、町村別の部分的実態調査があるだけである。わが国の失業状態、産業予備軍の実態を明らかにする上には決定的に重要なこの方面の調査が不十分なばかりでなく、潜在失業の概念規定や調査方法の不統一・混乱のため、それらの調査結果の利用すら十分に行いがたい実情にあ

第96表　学歴別，男女別日雇労働者数の割合

年度別	計		男		女	
	新制高校中退以下	旧制中学卒以上	新制高校中退以下	旧制中学卒以上	新制高校中退以下	旧制中学卒以上
1951年	85.0	15.0	83.9	16.1	88.5	11.5
1952年	83.0	16.8	80.4	19.6	92.2	7.8
1953年	74.7	25.3	74.6	25.4	75.0	25.0

第97表　年齢別，学歴別，日雇労働者になつてからの期間別日雇労働者数

年齢階級	学歴	期間別						
		計	1カ月未満	1～3月未満	3～6月未満	6月～1年未満	1～2年未満	2年以上
19才以下	新旧制大学中退以上	2				2		
	新制高校，旧制中学卒業	2		1			1	
	中学校卒業，中退以下							
20～29才	同上	4			1		1	2
		19		1	3	2	6	2
		28			2	1	3	22
30～39才	同上	3						3
		21				4	2	15
		58			4	5	9	40
40～49才	同上	13			1		4	8
		15			1		1	13
		90		3	1	5	12	69
50才以上	同上	7				1		6
		14			1		1	12
		111				7	6	98
計	同上	27			2	1	5	19
		71		1	5	8	10	47
		289		4	7	18	31	229

第98表　前職別日雇労働者数の割合

年度別	計	農業林業水産業	鉱業	工業	土木建築業	商業金融業	サービス業自由業	運輸通信業	公務団体	その他（電気・ガス・水道を含む）	無職
1950年	100.0	2.7	1.3	29.1	12.5	14.0	2.5	12.5	1.3	1.3	22.8
1951年	100.0	3.9	0.7	28.9	9.3	15.7	9.8	8.0	3.4	1.1	19.2
1952年	100.0	3.2	1.4	35.4	9.2	12.4	11.7	4.6	0.9	3.2	18.0
1953年	100.0	2.7	1.0	33.3	11.4	13.4	8.0	7.2	5.9		17.1

第99表　男女別，日雇労働者になつてからの期間別，離職の理由別日雇労働者数

離職理由			計	1ヵ月未満	1～3月未満	3～6月未満	6月～1年未満	1～2年未満	2年以上
総数			387		5	14	27	46	295
前職のあるもの	計	男	285		5	13	20	31	216
		女	36			1	2	3	30
	企業整備に伴う解雇及び希望退職	男	49		1	1	2	4	41
		女							
	希望退職	男	44		3	5	5	7	24
		女	7			1			6
	企業閉鎖	男	65			1	1	8	55
		女	4					1	3
	経営(自営業)不振	男	51			1	6	4	40
		女	7				1	1	5
	仕事完了	男	17			1	1	1	14
		女							
	本人の健康	男	18			2	2	2	12
		女	2						2
	家庭の事情	男	26		1	2	3	4	16
		女	14				1	1	12
	その他	男	15					1	14
		女	2						2
前職のないもの		計	66				5	12	49
		男	2						2
		女	64				5	12	47

る。次に右の総理府統計局の調査中、潜在失業に関する部分と、長野県の実態調査の結果の概要を紹介しよう。

農林業従事者一五〇四万人中、転職希望者の数が八九万人（一九五三年三月現在）であつたことは、すでに前節で記した通りであるが、転職希望者数が潜在失業者数と一致するものでないことは当然である。なぜなら、農業従事者の中でも、明らかに失業状態とみられる部分的就業状態と低所得の下にありながら、自己の失業状態を意識したり、積極的に転職を希望したりせぬものが存在するからである。そこで同じ調査の中でなされた農家の過剰労働力調査の結果をつぎに見よう。

第100表　日雇労働者職業紹介状況

年月	月間有効求職数	出頭延人員	新規求人数	就労延人員 総数	民間	駐留軍	公共事業	失業対策事業	その他	アブレ延数
1949年平均	105,559	2,193,724	1,756,786	1,652,594	—	—	—	—	—	486,844
1950年平均	406,087	7,017,407	4,840,093	5,250,980	—	—	—	—	—	2,215,932
1951年平均	384,274	7,283,421	5,929,034	5,806,514	1,301,848	46,942	567,422	3,793,873	96,429	1,382,246
1952年平均	351,121	6,981,638	5,654,213	5,519,555	1,007,941	17,001	389,840	3,803,934	250,839	1,346,366
1953年平均	344,149	7,010,989	5,930,604	5,783,590	1,257,888	18,241	347,762	4,061,196	98,504	1,012,055
1953年1月	351,281	6,788,929	5,380,847	5,276,822	886,994	11,427	324,583	3,917,311	136,507	1,415,771
2月	351,526	6,673,597	5,598,161	5,506,995	948,483	11,954	361,893	4,000,642	184,023	1,082,487
3月	345,510	7,192,216	6,293,086	6,155,685	1,129,024	21,561	454,749	4,428,713	121,638	907,772
4月	334,143	6,677,303	5,548,109	5,369,931	1,157,617	14,064	346,884	3,787,307	64,059	1,181,817
5月	330,047	6,742,940	5,566,897	5,397,302	1,192,377	17,099	308,049	3,801,703	78,074	1,226,852
6月	340,229	7,745,521	5,557,774	5,355,101	1,344,034	28,398	262,280	3,652,335	68,054	1,169,869
7月	351,933	7,121,178	6,112,904	6,015,256	1,410,497	25,031	285,431	4,189,679	104,618	1,004,715
8月	338,233	6,909,855	6,116,619	5,973,162	1,373,756	25,648	356,284	4,131,845	85,629	834,654
9月	338,152	6,773,309	5,795,228	5,626,921	1,314,859	20,650	345,507	3,864,966	80,939	991,366
10月	340,672	7,061,421	6,114,312	5,934,031	1,448,569	19,507	374,680	4,006,082	85,193	949,651
11月	344,164	6,589,071	5,815,930	5,679,900	1,407,597	12,226	364,161	3,814,142	81,774	786,428
12月	363,897	7,856,530	7,267,377	7,111,979	1,480,849	11,327	388,644	5,139,625	91,534	593,282

〔備考〕　1950年以前の数には臨時労働者が含まれている。労働省職業安定局失業対策課調。

第101表は農家の過剰労働力数を示すものであるが、これは主として農業労働の面でどの程度の従事者が過剰に存在しているかを調べた結果である。すなわち、平常の農業従事員中何人までぬけても現在の経営をつづけてゆけるかを「一人ぬけたら……」から順に、もはや経営の維持はできないと答えるまで人数を増して質問した結果をとりまとめたものである。表中の過剰労働力数の左側の数字は低目に見た数、右側のものは高目に見た数であるが、これによると全国で最低八五万から最高一五七万の過剰労働力が農家に潜在していることが明らかとなつた。

しかし右のようにして把握された過剰労働力が、果して農村潜在

第101表 農家の過剰労働力数

過剰従業員数別	農家総数	一農家当り過剰労働力	過剰労働力総数
	千戸		千人　千人
総数	5,830	—	850～1,570
1人抜けてはやつていけない農家	4,530	0～0	—
1人抜けた時はどうかわからないが，2人抜けてはやつていけない農家	680	0～1	0 ～ 680
1人抜けてもやつていけるが，2人抜けてはやつていけない農家	680	1～1	680 ～ 680
2人抜けた時はどうかわからないが，3人抜けてはやつていけない農家	30*	1～2	30 ～ 60
2人抜けてもやつていけるが，3人抜けてはやつていけない農家	30*	2～2	60 ～ 60
2人抜けてもやつていけるが，3人抜けた時はどうかわからない農家	10*	2～3	20 ～ 30
3人抜けてもやつていける農家	20*	3～3	60～ 60

〔備考〕　総理府統計局「失業状況実態調査報告」(1953年3月)　P.31～32による。*印の数字は誤差率が大きいことに注意。

失業者の数量をどの程度正確に反映するものかは疑問である。回答者がいかなる根拠にもとづいて「一人ぬけてもやつてゆける」と答えたか不明であるし、基準がないので主観的な判断によつて回答したものが多いと考えられるからである。しかし同時に行われた転職希望者の調査結果八九万人と、過剰労働力八五万～一五七万というこの数字を比較検討してみると、失業状態が深刻で、何とかして現在の農業より他に転業したいと積極的に望んでいるものが一〇〇万から一五〇万人存在しているという事実は、ここに明らかにされたものと思われる。これはいわゆる完全失業者の存在と共に、現に就業中の各種産業の労働者の労働条件に対し、きわめて大きな影響を与えているであろうことは疑うべくもない。

つぎに失業対策審議会が、一九五二年三月総理府「労働力調査」の臨時附帯調査として行われた失業調査の結果を分析加工して、潜在失業状態につき報告しているので、それを紹介しよう。以下の記述は主として失業対策審議会「潜在失業に関する調査報告書(案)」一九五三年三月刊による)。この報告では就業状態の類型を定めるため、就業時間、意識、所得の三要因をとりあげ、右の三要因により、就業者の三類型が区別されている。

①完全就業者――所得が標準以上であつて、就業時間が過度でない者、および所得が標準以上であつて就業時間が過度である者のうち、就業について不満足の意識をもつていないもの。

②不完全就業者――所得が標準以下であつて、就業について不満足の意識をもつていない者、および所得が標準以

第102表 失業実態に関する調査結果

就業状態	総数	業主及び家族従業者			雇用者
		計	農林業	非農林業	
	万				
労働力人口	3,610				
I 就業者	3,566	2,197	1,476	721	1,369
1 完全就業者	2,329	1,182	708	474	1,147
2 不完全就業者	696	514	421	93	182
うち就業について不満足の意識ある者	62	26	10	16	36
3 その他	542	502	347	155	40
II 完全失業者	53				
非労働力人口	2,086				

〔備考〕 農林省「農林統計調査」第4巻第3号P.16より転用。

上であつて就業時間が過度である者のうち就業について不満足の意識をもつている者。

③失業的不完全就業者――所得が標準以下であつて、就業について不満足の意識をもつている者。

ただし、右の三類型を規定する基準としてあげられた就業時間については、「業主又は家族従業者については、就業日数を正確に調査することができなかつたから標準を定めず」「就業時間の標準がきめられなかつたため、過度な就業という概念をあてはめることが出来なかつた」ために、業主と家族従事者をもつて大半が構成されている農業就業者については、労働時間が基準とされなかつたのである。この点は本調査の大きな欠陥の一つで、折角就業度をもつて就業状態を明らかにしようとしながら、農林業についてはほとんどそれを適用できず、結局、所得の水準を中心にして、就業意識をこれに加味し、就業状態を決定するという結果に終つている。さて業主および家族従業者の所得額は前年（一九五一年度）の税務署査定の更生決定額によつて決定し、また標準所得は二万五〇〇〇円と決定した。この額は厚生省「国民生活実態調査」の対象となつている世帯の内、生活保護法の適用をうけている事業経営世帯の平均一人当従業者の年収入額である。この収入額をもつて標準とし、この標準に満たぬ就業者を不完全就業者および失業的不完全就業者とするのである。ただしこのばあい、就業に関する意識が考慮されて右の類型がきめられたことは前述の通りである。

第103表 業態別性別就職希望者数

業態別	計	男	女	農家人口比	農業従事者比
	人	人	人	%	%
計	33,631	22,798	10,833	2.8	6.2
専業農家	21,042	14,168	6,874	2.7	5.5
兼業農家	12,589	8,630	3,959	3.0	7.8

右の三つの類型をもつて、就業者を分類し推計したものが第102表失業実態に関する調査結果表である（本表は農林省統計調査部編「農林統計調査」第四巻第三号一九五四年三月一六頁より転用したものである）。すなわちこれによると、就業者総数三五六六万人中農林業は一四七二万人、このうち農林業完全就業者は七〇八万人、不完全就

第104表　経営規模別業態別就職希望者数

規模別	計			専業農家			兼業農家		
	就職希望者 A	農従者 B	AのBに対する割合	就職希望者 C	農従者 D	CのDに対する割合	就職希望者 E	農従者 F	EのFに対する割合
	人	人	%	人	人	%	人	人	%
計	33,631	541,853	6.2	21,042	379,999	5.5	12,589	161,854	7.8
1～3反	5,900	67,837	8.7	1,737	20,483	8.5	4,163	47,390	8.8
3～5反	6,633	87,117	7.6	3,444	46,381	7.4	3,189	40,736	7.8
5～7反	7,650	117,298	6.5	5,175	83,966	6.2	2,475	33,322	7.4
7～10反	7,252	129,247	5.6	5,540	104,958	5.3	1,712	24,289	7.1
10反以上	6,196	140,318	4.4	5,146	124,211	4.1	1,050	16,107	6.5

業者は四一一万人、失業的不完全就業者は一〇万人である。ここで完全就業者とは所得が標準（年二万五〇〇〇円）以上のものであり、不完全ならびに失業的不完全就業者とは、その標準以下のものである。この後二者の合計は四二一万人でありこれだけが生活保護をうけている従業者の収入すら得ていない農林業の就業者である、という事が明らかとなつた。さらに本表のうち「その他」の農林業就業者が三四七万人も計上されているが、これは所得不詳その他の理由で、以上の三類型に分類されなかつた者であり、これらの者の中にも実際はかなり多数の不完全就業者や失業的不完全就業者が存在するはずである。仮にこの「その他」の半ばが不完全就業者とすると、農林業では約六〇〇万人の不完全就業者が存在することになる。すなわちこれらは、生活保護をうけている業主、家族従事者以下の収入しか得ていない従事者ということになる。これが農山漁村の潜在失業者数である、と断定することは勿論できないであろうが、少くとも全国の農山漁村には、所得水準のきわめて低い労働力人口が六〇〇万人前後存在しているという事実は右の調査によつて明らかとなつたのである。

つぎに長野県三七八町村の一反歩以上耕作の全農家について行われた余剰労働力実態調査の結果を見よう（長野県経済部・社会部・農業委員会長野県協議会「農村における余剰労働力の実態調査」一九五三年八月刊。本調査は五三年二月一日現在で、農業従事者中他に適当な職があれば就業しても差支えないと思われる者の就業希望を農民に問合わせたもので、対象となつた農家は二〇万九五九五戸、うち専業農家六五%、兼業農家三五%である。

第103表業態別性別就業希望者数によれば、自家をぬけて他に就職しても自家農業経営上何の支障もない者で就職を希望する者の数は三万三六三一人で、これは農家人口に対して二・八%、農業従事者に対しては六・二%に相当している。右の比率は、専業農家より兼業農家の方が高くなつている。兼業農家は、現在でもその家族労働力を商品化して商工業賃労働を兼ねている者が多いのであるが、その上になお専業農家以上に、賃労働の機会を望んでいることがこれによつて明らかにされている。またこれを性別にみると、就職希望者の六八%は男子、三二%は女子で、結局兼業農家の男子の中に、自家農業を去つて他に就業を希望している者の多いことを示している。

つぎに右の就職希望者を農家の経営規模別にみると第104表の通りである。これでみると、専業農家の就職希望者は五反―一町層が一万〇七一五人で過半数をしめ、五反未満層と一町以上層はほぼ同数

第105表　業態別性別年間就職希望者数

業態別	計	男	女
	人	人	人
計	17,682	11,244	6,438
専業農家	10,531	6,536	3,995
兼業農家	7,151	4,708	2,443

である。兼業農家ではこれに反し、五反未満層が七三五二人で過半数をしめ、これについで五反―一町層、一町以上層の順となつている。専兼業全体を階層別にみると、耕作面積の小さい農家ほど就職希望者の農業従事者に対する割合が高く、その大きな農家ほど割合が低いという傾向がみとめられる。

第105表は就職希望者のうち、一時的な季節的就職希望をのぞく年間の就職希望者数を表示するものであるが、年間の就職希望者は総数一万七六八二人で、これは就職希望者総数の五三%に相当している。就職希望先を県内、県外にわけて見ると、年間就業希望者の八七%は県内、一三%は県外でのエンプロイメントを求めていることが判明した。そして県内での就職希望先は、事務員、工場労働者としての就業が多く、県外希望は労働者としての就業をのぞむものが多い。同報告はこの傾向より、「これは農家の二、三男の多くが農業を離れて都市の会社、工場等に生活の基盤を開拓しようとする現われでもあると看取されよう」と結論を下している（前掲報告書一六頁）。また年間就職希望者を農家の経営規模別に観察すると、専業農家では中層農家にもつとも多く、これについで下層農家、上層農家となつている。兼業農家では下層農家が過半数をしめ、これにつぐものは中層農家であり、上層はもつとも少ない。なお農業従事者に対する年間就職希望者の割合は専兼業農家ともに経営規模の小さいものほど多く、経営規模の大きいものほどその割合が少なくなつている。

つぎに年間就職希望者と年齢との関係をみると、二〇才未満のものが全体の四九%をしめ、二一才―二五才が三〇%、それ以上の二六才―三〇才一〇%、三一才以上一一%となつており、二五才以下のものが圧倒的な多数をしめているのである。これは男女ともにほぼ同様の比率をしめしており、ただ二〇才未満のものでは、とくに女子の就職希望者の比率が高く（六二%）これに反し年齢が高まるほど女子の割合が減少しているという傾向がみとめられる。

農閑期等を利用する季節的就職希望者の人数は一万五九四九人で、就職希望者総数の四七%に当つているが、これを業態別男女別にみると次の通りである。すなわち専業農家一万〇五一一人（六六%）、兼業農家五四三八人（三四%）で、専業農家の方が著しく多い、右のうち男子は一万一五五四人（七二%）、女子は四三九五人（二八%）で、年間就職希望者のばあいに比べ女子の割合が非常にすくなくなつている。なおこれを農業従事者に対する割合において比較してみると、男女いずれも兼業農家からの季節的就職希望者が専業農家のそれより多数である。経営規模別に観察すると、専業農家では中層農家が過半をしめ、上下層がそれぞれ同数であり、兼業農家では下層農家が過半をしめ、ついで中層農家、上層農家の順となつている。

右の長野県の調査は、最初に紹介した労働力調査附帯質問における過剰労働力調査の方法に、就職希望調査を加え「農業をぬけても差支えない者で他に就職を希望する者」の数量と状態を把握せんとしたもので、これをもつて直ちに農村潜在失業者の測定となすことはできないが、その一側面を明らかにするものといえよう。

第三編　労働者・農民の組織状況

第一章　労働者の組織状況

第一節　単位労働組合の組織状況

わが国の労働組合数並に労働組合員数の現状を「昭和二八年六月末現在、基本調査、労働組合調査報告、（労働省統計調査部編）によつてみると、組合数三万〇二二九、組合員数五八四万二六七八人で、これを前年に比べると二二七八組合（八％増）、一二万三一一八人（二％増）の増加である。また、男子組合員数四四八万四七一三、女子組合員数一三五万七九六五の組合員総数に対する割合はそれぞれ七七％、二三％となる。

しかし、この増加した組合員数を雇用者総数一四二九万（「労働力調査報告」による一九五三年六月の雇用者数）に対比すれば、約四一％の組織率を示し、組織率の最も高かつた一九四九年六月に比べて約一五％低い（第106表）。

産業別分布状況　組織労働者五八四万二六七八の産業別分布は前年と比べて大きい変化はなく、製造業一八七万（三二％）が最も多く、運輸通信その他の公益事業一三九万（二四％）がこれに次ぎ、以下サービス業八八万（一五％）、鉱業四七万（八％）、公務四六万（八％）、金融及保険業、建設業共に二七万（五％）、卸売及小売一四万（二％）、林業及狩猟業六万（一％）の順である（第107表）。

組合数の増加が最も大きかつたのは教育（一六五三組合増）で、これは従来主として郡単位に組織されていた日教組の下部組織が、地方公務員法の一部発効によつて市町村単位に編成替えされるものが多くみられたためである。また、組合数において増加の多いのは通

第106表　年別組合数及び組合員数

年度別	組合数	組合員数	組合員数の対前年比較	推定組合組織率
1947年6月末	23,323	5,692,179	(+)2,011,162	46.8%
1948年　〃	33,926	6,677,427	(+)　985,248	54.3
1949年　〃	34,688	6,655,483	(−)　21,944	55.7
1950年　〃	29,144	5,773,908	(−)　881,575	45.9
1951年　〃	27,644	5,686,774	(−)　87,134	42.6
1952年　〃	27,851	5,719,560	(+)　32,786	40.2
1953年　〃	30,129	5,842,678	(+)　123,118	40.9

第107表　産業別単位労働組合員数及び組合員

産業	組合数	組合員数 合計	男	合計に対する割合 %	女	合計に対する割合 %	推定組織率 %
全産業	30,129	5,842,678	4,484,713	76.8	1,357,965	23.2	40.9
農業及び狩猟業	221	9,023	7,287	80.8	1,736	19.2	—
林業及び殖業	437	57,337	51,973	90.6	5,364	9.4	10.2
漁業及び水産業	117	33,895	32,852	96.9	1,043	3.1	17.8
鉱業	1,190	465,392	425,977	91.5	39,415	8.5	77.6
金属鉱業	208	60,880	54,640	89.8	6,240	10.2	—
石炭鉱業	744	378,242	347,650	91.9	30,592	8.1	—
原油及天然ガス生産業	36	5,094	4;888	96.0	206	4.0	—
原油生産業	29	4,582	4,405	96.1	177	3.9	—
非金属鉱業	202	21,176	18,799	88.8	2,377	11.2	—
建設業	1,709	267,890	209,538	78.2	58,352	21.8	29.4
製造業	9,139	1,872,460	1,308,754	69.9	563,706	30.1	38.9
食料品製造業	743	65,642	44,329	67.5	21,313	32.5	—
煙草製造業	56	25,393	13,224	52.1	2,169	47.9	—
紡織製造業	1,143	396,334	108,750	27.5	287,584	72.5	—
製糸洗上撚糸業	255	68,437	10,000	14.6	58,437	85.4	—
紡績及び撚糸業	325	194,179	53,463	27.6	140,716	72.4	—
織物	278	82,369	21,074	25.6	61,295	74.4	—
衣服及び身廻品製造業	97	14,590	4,294	29.4	10,296	70.6	—
木材及び木製品製造業	814	30,340	25,083	82.7	5,257	17.3	—
家具及び建具製造業	124	5,182	4,322	83.4	860	16.6	—
紙及び類似品製造業	302	60,906	50,286	82.6	10,620	17.4	—

印刷出版及び類似業	514	75,768	61,210	80.8	14,558	19.2	—
化学工業	971	239,389	186 576	77.4	52,813	22.6	—
工業薬品製造業	559	141,469	124,506	88.0	16,963	12.0	—
化学繊維製造業	37	45,803	28,931	61.1	16,872	38.9	—
医薬品製造業	194	30,274	17,723	58.5	12,551	41.5	—
石油及び石炭製品製造業	70	11,904	10,497	88.2	1,407	11.8	—
石油精製業	28	8,747	7,812	89.3	935	10.7	—
ゴム製品製造業	184	44,288	22,496	50.8	21,792	49.2	—
皮革及び皮革製品製造業	49	5,192	4,016	77.3	1,176	22.7	—
ガラス及び土石製品製造業	575	79,259	61,448	77.5	17,811	22.5	—
第一次金属製造業	536	212,750	196,561	92.4	16,189	7.6	—
製鉄製鋼及び圧延業	196	147,164	136,767	92.9	10,397	7.1	—
鉄鋼鋳造業	157	24,640	22,714	92.2	1,926	7.8	—
その他の鉄鋼第一次製品製造業	59	5,913	5,315	89.9	598	10.1	—
金属製品製造業	477	47,236	40,400	85.5	6,836	14.5	—
機械製造業	1,135	156,117	140,822	90.2	15,295	9.8	—
電気機械器具製造業	525	141,032	106,115	75.2	34,917	24.8	—
輸送用設備製造業	517	209,515	193.949	92.6	15,566	7.4	—
自動車及び附属品製造業	215	59,637	53,554	89.8	6,083	10.2	—
船舶製造及び修理業	178	110,370	103,738	94.0	6,632	6.0	—
鉄道車輛製造業	37	29,049	28,009	96.4	1,040	3.6	—
専門機械，理化学機械，制禦機械器具，写真機，光学機械器具及び時計製造業	158	34,340	25,198	73.4	9,142	26.6	—
その他の製造業	149	17,283	9,178	53.1	8,105	46.9	—
卸売及び小売業	1,358	142,151	94,410	66.4	47,741	33.6	
金融業及び保険業	1,203	265,166	166,497	62.8	98,669	37.2	18.8

不動産業	9	1,664	1,113	66.9	551	33.1	
運輸通信及びその他の公益事業	6,663	1,394,082	1,234,998	88.6	159,084	11.4	80.1
鉄道業	1,937	404,698	394,083	97.4	10,615	2.6	—
地方鉄道及び軌道業	208	158,423	138,825	87.6	19,598	12.4	—
道路旅客運送業	252	46,945	35,374	75.4	11,571	24.6	—
道路貨物運送業	451	51,759	48,385	93.5	3,374	6.5	—
水運業	139	98,328	95,432	97.1	2,896	2.9	—
航空運輸業	1	1,490	1,408	94.5	82	5.5	—
倉庫業	96	8,299	6,934	83.6	1,365	16.4	—
運輸に附帯するサービス業	758	124,603	116,043	93.1	8,560	6.9	—
通信業	1,986	324,647	237,730	73.2	86,917	26.8	—
熱光及び動力供給業	719	151,616	139,597	92.1	12,019	7.9	—
水道業及び衛生業	116	23,274	21,187	91.0	2,087	9.0	—
サービス業	5,062	876,010	586,750	67.0	289,260	33.0	40.9
自動車修理及びガレージ業	106	17,473	16,062	91.9	1,411	8.1	—
その他の修理業	74	9,737	8,498	87.3	1,239	12.7	—
映画業	96	12,570	8,485	67.5	4,085	32.5	—
映画以外の興業娯楽劇場及び附随事業	33	3,056	1,671	54.7	1,385	45.3	—
教育	3,309	609,006	389,479	64.0	219,527	36.0	—
駐留軍関係	123	116,922	106,214	90.8	10,708	9.2	—
上記以外のサービス業	1,321	107,246	56,341	52.5	50,905	47.5	—
公務	3,016	456,869	363,953	79.7	92,916	20.3	42.7
分類不能の産業	5	739	611	82.7	128	17.3	—

〔備考〕 推定組織率は「労働力調査」（総理府統計局）1953年6月分の雇用者数に対する比率。

労働組合数及び組合員数

500～999人		200～499人		100～199人		50～99人		49人以下	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1,454	1,006,308	4,203	1,286,077	5,227	740,545	6,056	430,004	12,264	311,067
9	5,384	80	22,626	110	15,355	163	11,499	294	7,835
13	8,505	22	6,484	13	1,880	25	1,763	36	1,041
93	67,069	192	60,163	205	28,437	239	17,013	356	9,857
11	7,405	41	11,837	31	4,631	43	3,021	67	1,780
78	57,211	127	40,411	152	20,821	137	9,903	162	4,589
4	2,453	24	7,915	22	2,985	59	4,089	127	3,488
78	51,281	267	79,077	328	46,733	404	28,282	603	16,611
430	306,063	1,179	364.612	1,476	208,190	1,772	126,087	3,940	97,004
106	77,742	309	94,323	255	36,517	192	13,790	181	5,304
24	17,604	45	13,307	59	8,355	68	4,827	98	2,937
10	7,186	50	15,661	69	9,725	108	7,564	266	6,508
44	29,857	141	43,492	199	28,182	188	13,508	351	8,890
8	5,369	12	4,216	6	848	10	722	34	749
7	4,909	44	13,930	47	6,924	42	3,088	36	1,187
38	26,600	78	24,717	93	13,160	92	6,373	198	5,860
8	5,509	46	14,818	70	9,109	115	7,930	235	5,718
49	38,015	110	32,908	174	24,619	254	18,092	532	13,549
39	27,157	73	23,861	84	12,143	127	9,240	168	4,474
30	20,344	58	18,479	89	12,594	103	7,271	188	4,636
67	45,771	213	64,900	331	46,014	473	3,682	1,653	37,192
38	26,325	77	24,148	141	20,113	287	19,453	794	18,832
59	43,085	86	27,589	118	15,969	204	14,327	676	15,849
353	239,757	1,334	399,248	1,765	251,769	1,672	121,365	1,411	41,804
184	123,807	608	184,353	746	107,361	691	50,509	539	15,995
3	2,071	19	5,884	25	3,351	29	2,068	60	1,550
29	19,147	157	45,752	217	31,039	159	11,642	189	4,911
83	57,494	301	87,094	540	76,232	628	45,069	407	13,681
50	34,648	225	69,542	207	29,549	117	8,561	115	3,173
4	2,590	24	6,623	30	4,237	48	3,516	101	2,494
283	193,871	601	192,825	617	85,934	879	60,731	2,541	67,444
2	1,676	11	3,506	10	1,367	12	841	60	1,080
1	542	3	900	6	690	8	571	15	353
247	168 808	449	148,335	339	47,610	528	36,322	1,655	46,249
23	17,170	24	7,952	13	1,840	9	678	13	295
10	5,675	114	32,132	249	34,427	322	22,319	798	19,467
98	64,968	363	108,873	452	65,928	410	29,414	1,613	34,790
—	—	2	432	2	237	1	70	—	—

第108表　産業及び規模別単位

産業	合計		2,000人以上		1,000～1,999人	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全産業	30,129	5,842,678	303	1,228,416	622	840,261
農業林業及び狩猟業	658	66,360	1	2,145	1	1,516
漁業及び水産養殖業	117	33,895	1	4,139	7	10,083
鉱業	1,190	465,392	53	213,645	52	69,208
金属鉱業	208	60,880	8	22,534	7	9,672
石炭鉱業	744	378,242	44	186,814	44	58,493
上記以外の鉱業	238	26,270	1	4,297	1	1,043
建設業	1,709	267,890	8	17,253	21	28,653
製造業	9,139	1,872,460	122	465,352	220	305,152
紡織業	1,143	396,334	23	64,732	77	103,926
紙及び類似品製造業	302	60,906	2	6,027	6	7,849
印刷出版及び類似業	514	75,768	6	21,208	5	7,916
化学工業	971	239,389	21	77,213	27	38,247
石油及び石炭製品製造業	70	11,904	—	—	—	—
ゴム製品製造業	184	44,288	3	7,101	5	7,149
第一次金属製造業	536	212,750	15	105,514	22	30,526
金属製品製造業	477	47,236	—	—	3	4,152
機械製造業	1,135	156,117	6	15,476	10	13,458
電気機械器具製造業	525	141,032	12	33,528	22	30,629
輸送用設備製造業	517	209,515	26	112,910	23	33,281
上記以外の製造業	2,765	277,221	8	21,643	20	28,019
卸売及び小売業	1,358	142,151	1	3,200	20	30,080
金融保険及び不動産業	1,212	266,830	20	84,706	49	65,305
運輸通信及びその他の公益事業	6,663	1,394,082	42	224,338	86	115,801
陸運業	2,848	661,825	29	111,354	51	68,446
水運業	139	98,328	1	80,611	2	2,793
運輸に附帯するサービス業	758	124,603	2	4,987	5	7,125
通信業	1,986	324,647	7	18,292	20	26,785
熱光及び動力供給業	719	151,616	—	—	5	6,143
上記以外の運輸通信及びその他の公益事業	213	33,063	3	9,094	3	4,509
サービス業	5,062	876,010	32	133,384	109	141,821
映画業	96	12,570	1	4,100	—	—
興業娯楽業	33	3,056	—	—	—	—
教育	3,309	609,006	9	56,460	82	105,222
駐留軍関係	123	116,922	18	58,295	23	30,692
上記以外のサービス業	1,501	134,456	4	14,529	4	5,907
公務	3,016	456,869	23	80,254	57	72,642
分類不能の産業	5	739	—	—	—	—

第109表　規模別組合数及び組合員数

規模	組合数 1952年	組合数 1953年	組合数 対前年比較	組合員数 1952年	組合員数 1953年	組合員数 対前年比較
合計	27,851	30,129	(+) 2,278	5,719,560	5,842,678	(+)123,118
2,000人以上	289	303	(+) 14	1,249,528	1,228,416	(−) 21,112
1,000～1,999	661	622	(−) 39	886,606	840,261	(−) 46,345
500～999	1,498	1,454	(−) 44	1,029,618	1,006,308	(−) 23,310
200～499	3,945	4,203	(+) 258	1,205,206	1,286,077	(+) 80,871
100～199	4,841	5,227	(+) 386	679,590	740,545	(+) 60,955
50～99	5,532	6,056	(+) 524	392,535	430,004	(+) 37,469
49人以下	11,085	12,264	(+) 1,179	276,477	311,067	(+) 34,590

信業（七万人増）、林業（一万六〇〇〇人増）等であるが、これは一九五二年七月成立した労働法規改正により、従来の国家公務員法から新に公労法適用下におかれ団体交渉権を回復した全逓、全電通、全林野等の組合で組織増加をみたためであろう。一方、水運業（四万人減）、石炭鉱業（一万人減）、運輸に附帯するサービス業（一万人減）等の産業では組織の減少をみている。

規模別分布状況　組合員数の大きさによる単位労働組合の規模別分布は第108・109表のとおりである。すなわち組合員数の規模が小さくなるに従つて単位組合数は次第に増大して一〇〇人以下の組合は総組合員数のほぼ六〇%（組合数では一三%）の多数に上つている。これは中小企業の圧倒的に多いわが国の労働組合の殆んどが同じ企業の従業員をもつて構成される企業別組織であることによる。またこの規模別分布を五二年度調査結果と比較すれば、五〇〇人以上の大規模の組合数がやや減少しているのに対し五〇〇人未満の組合は規模の小さくなるに従つて漸増していて、本年度における新規設立組合および組織変更が規模縮小の傾向を示したことを物語つている。

適用法規別分布状況　労働関係に関する法律は五二年八月地方公営企業労働関係法の制定によつて次の五種類に大別されることになつた。すなわち、

(一)　一般私企業の労働者に適用される「労働組合法」、「労働関係調整法」

第110表　雇用者数及び組合員数の規模別比較
（煙草製造を除く製造業）　1953年6月末現在

規模	雇用者数	組合員数	比率
計	3,993,973	1,828,819	46%
1～29人	1,359,304	61,592	5
30～99人	662,946	159,213	24
100～499人	820,248	568,666	69
500人以上	1,151,475	1,039,348	90

〔備考〕1 雇用者数は30人以上について1953年6月の常用労働者数30人未満は次の推計.

$$\frac{\text{30人未満事業所統計雇用者数(1951.7)} \times \text{30人以上毎勤常用労働者総数 (1953.6)}}{\text{30人以上事業所統計雇用者総数(1951.7)}}$$

2 組合員数は事業所の従業員の規模による事業所単位に推計した員数. 但し一定の事業所のない組合員数は除く（例えば「ゆかた染色工」のみでつくる組合等).

3 雇用者数は常用雇用者数であるが，組合員数は日雇臨時工の如き非常用雇用者たる組合員も包含されている。

第111表　年別，適用法規別単位労働組合数及び組合員数

年月別		総数	労組法	公労法	地方公労法	国家公務員法	地方公務員法
1947年6月	組合数	23,323	23,323	—	—	—	—
	組合員数	5,692,179	5,692,179	—	—	—	—
1948年6月	組合数	33,926	33,926	—	—	—	—
	組合員数	6,677,427	6,677,427	—	—	—	—
1949年6月	組合数	34,688	28,195	1,553	—	4,940	(4,614)
	組合員数	6,655,483	5,229,701	609,199	—	816,583	(932,367)
1950年6月	組合数	29,144	24,033	1,655	—	3,456	(4,031)
	組合員数	5,773,908	4,788,692	477,974	—	507,242	(921,307)
1951年6月	組合数	27,644	18,564	1,908	—	3,491	3,681
	組合員数	5,686,774	3,815,144	463,795	—	511,031	896,804
1952年6月	組合数	27,851	18,205	2,114	—	3,865	3,667
	組合員数	5,719,560	3,828,257	448,173	—	531,314	911,816
1953年6月	組合数	30,129	17,426	4,557	258	1,883	5,467
	組合員数	5,842,678	3,761,016	843,138	73,203	218,460	946,861

〔備考〕 地方公務員法適用欄中（　　）内の数字は地方公務員法施行以前で労組法の適用を受けていたものの数字で，労組法適用欄の数字に含まれている。

第112表　組織別労働組合数及び組合員数（労組法適用）

組織	組合数	総組合数に対する割合	組合員数	組合員数に対する割合
合計	13,943	100 %	3,821,583	100 %
企業別	12,288	88.1	3,000,785	78.5
産業別	326	2.3	544,566	14.2
職業別	649	4.7	105,580	2.8
その他	680	4.9	170,652	4.5

〔備考〕 この表は1952年度以前の労働組合基本調査と比較することは出来ない。それは組合の対象が1952年以前にあつては単位組合中に単一組織の支部又は分会が含まれていたが，本表においては単位組合及び単一組織の本部のみを一組合として集計し，単一組織の支部又は分会は集計より除外.

(二) 公共企業体の職員、国の経営する企業の職員に適用される「公共企業体労働関係法」

(三) 地方公営企業の職員、単純な労務に雇用される地方公務員に適用される「地方公営企業労働関係法」

(四) 一般職の国家公務員に適用される「国家公務員法」中の職員身分取扱に関する規定

(五) 一般職の地方公務員に適用される「地方公務員法」中の職員身分取扱に関する規定

終戦以降、一九四六年三月施行になつた労働組合法、四八年七月の政令二〇一号による公務員の組合活動の制限、同年一二月公労法

第113表　府県別単位労働組合数及び組合員数

府県	組合数	全国総組合数に対する割合 %	組合員数		
			合計	男	女
全国	30,129	100.00	5,842,678	4,484,713	1,357,965
北海道	2,504	8.31	360,079	307,987	52,092
青森	567	1.88	50,895	40,842	10,053
岩手	599	1.99	65,053	51,913	13,140
宮城	548	1.82	73,724	56,729	16,995
秋田	496	1.65	64,744	52,975	11,769
山形	609	2.02	54,377	40,388	13,989
福島	593	1.97	107,866	83,588	24,278
茨城	328	1.09	72,815	57,249	15,566
栃木	421	1.40	59,010	44,503	14,507
群馬	868	2.88	77,638	55,659	21,979
埼玉	532	1.77	97,595	70,441	27,154
千葉	405	1.34	72,211	53,475	18,736
東京	2,924	9.70	787,145	601,247	185,898
神奈川	1,053	3.49	295,561	247,650	47,911
新潟	712	2.36	127,521	96,221	31,300
富山	318	1.06	72,376	50,817	21,559
石川	340	1.13	58,759	41,712	17,047
福井	276	0.92	40,894	27,683	13,211
山梨	286	0.95	32,307	21,859	10,448
長野	1,330	4.41	115,311	82,313	32,998
岐阜	437	1.45	90,555	56,552	34,003
静岡	700	2.32	126,457	93,255	33,202
愛知	958	3.18	272,877	195,163	77,714
三重	370	1.23	97,576	61,415	36,161
滋賀	223	0.74	53,824	32,785	21,039
京都	622	2.06	127,339	90,950	36,389
大阪	1,670	5.54	411,567	303,002	108,565
兵庫	1,195	3.97	387,889	314,532	73,357
奈良	315	1.05	33,121	24,094	9,027
和歌山	325	1.08	52,076	39,825	12,251
鳥取	291	0.97	29,347	23,249	6,098
島根	368	1.22	37,610	27,495	10,115
岡山	447	1.48	91,252	65,446	25,806
広島	602	2.00	140,814	107,884	32,930
山口	574	1.91	127,498	104,011	23,487
徳島	313	1.04	40,802	28,138	12,664
香川	350	1.16	49,564	35,421	14,143
愛媛	425	1.41	82,454	61,176	21,278
高知	581	1.93	44,595	32,204	12,391
福岡	1,148	3.81	415,002	346,346	68,656
佐賀	313	1.04	62,730	51,941	10,789
長崎	459	1.52	125,124	107,343	17,781
熊本	361	1.20	76,722	58,174	18,548
大分	378	1.25	52,139	39,155	12,984
宮崎	307	1.02	56,235	42,423	13,812
鹿児島	688	2.28	71,628	57,483	14,145

第114表 主要団体別組織労働者数

加入系統	1949年6月	1950年6月	1951年6月	1952年6月	1953年6月
合計	6,655,483	5,773,908	5,686,774	5,719,560	5,851,286
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
日本労働組合総評議会	—	((2,764,672))	2,921,228	3,101,829	3,272,672
	—		(51.4)	(54.2)	(55.9)
日本労働組合総同盟	913,827	835,115	313,448	218,829	240,372
	(13,7)	(14.5)	(5.5)	(3.8)	(4.1)
全国産業別労働組合連合	—	54,914	((69,467))	((39,746))	39,314
	—	(1.0)			(0.7)
全日本労働組合連合	—	58,964	—	—	—
	—	(1.0)	—	—	—
全日本産業別労働組合会議	1,020,190	290,087	46,708	27,401	13,469
	(15.3)	(5.0)	(0.8)	(0.5)	(0.2)
		((1,323,811))			
総評，総同盟，新産別，全日労及び産別に加入しない全国組合	3,403,086	3,194,404	912,764	1,038,010	795,772
	(51.1)	(55.3)	(16.1)	(18.1)	(13.6)
以上に加入していない組合	1,318,380	1,461,263	1,675,257	1,520,979	856,239
	(19.8)	(25.3)	(29.5)	(26.6)	(14.6)
独立の組合	—	—	—	—	695,090
	—	—	—	—	(11.9)

〔備考〕 1. (　　)内は%を示す.

の制定とその後の改訂，五二年七月公労法の改正と地労法の制定，五三年八月スト規制法の制定等労働関係に関する法律の変遷をみたが，それに伴う適用法規別組合数および組合員数の推移を労働組合基本調査の結果によつて示すと第111表の通りである。

組織別分布状況　労働組合法適用組合の組織別分布は第112表の通りであつて，1工場または1会社の従業員をもつて組合を組織する

単位労働組合数及び組合員数

新産別		産別		左に加入しない全国組合		全国組合以外の連合体		独立	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
116	39,314	97	13,469	2,442	795,772	6,359	850,201	7,505	692,520
2	39	—	—	15	324	47	2,574	89	3,055
—	—	—	—	—	—	33	5,772	67	6,390
—	—	—	—	1	13	44	14,336	68	19,361
26	4,851	1	17	40	5,739	291	55,813	345	31,810
1	203	—	—	—	—	57	11,555	44	2,917
—	—	—	—	—	—	158	38,007	216	24,471
48	9,024	1	17	66	10,241	79	6,331	85	4,422
14	3,372	—	—	418	91,158	411	65,310	620	79,505
68	27,177	84	12,030	552	286,504	2,937	393,416	3,404	306,703
4	366	—	—	—	—	194	33,194	343	72,124
—	—	—	—	101	41,687	91	8,484	99	8,614
—	—	—	—	102	30,076	156	14,964	239	23,237
13	7,057	—	—	47	9,898	351	62,857	304	25,616
—	—	—	—	25	8,299	11	974	31	1,228
—	—	—	—	—	—	36	7,204	56	7,746
16	3,200	11	1,783	5	5,356	187	53,652	165	17,910
2	168	8	688	1	83	125	15,709	210	11,010
23	10,447	40	4,713	13	8,261	357	45,641	427	36,322
4	1,138	9	1,790	131	91,911	105	18,256	197	14,753
1	910	9	2,738	40	62,480	147	36,166	181	21,746
3	3,675	5	187	85	26,648	1,131	91,868	1,070	59,195
2	344	—	—	89	28,871	313	32,089	425	41,146
—	—	—	—	429	176,082	245	14,880	498	52,667
—	—	—	—	—	—	—	—	9	1,664
—	—	—	—	432	81,784	734	129,635	585	58,825
—	—	—	—	273	62,114	264	41,178	269	32,245
—	—	—	—	—	—	20	2,318	59	4,450
—	—	—	—	2	493	152	20,103	148	11,988
—	—	—	—	—	—	14	3,646	23	4,133
—	—	—	—	102	10,717	243	57,602	18	2,621
—	—	—	—	55	8,460	41	4,788	68	3,388
4	3,531	12	1,422	209	54,293	620	54,574	752	53,986
—	—	—	—	21	7,695	15	489	46	2,655
1	14	—	—	2	210	5	204	19	1,761
—	—	—	—	95	26,646	162	14,866	210	17,475
—	—	—	—	25	16,665	7	2,003	7	3,556
2	167	12	1,422	64	2,997	380	27,031	378	24,775
—	—	—	—	257	71,004	680	81,173	642	37,298
—	—	—	—	—	—	4	629	1	110

合数，組合員数の計は合計に一致しない。

第115表　産業別・主要加入団体別

産業	合計		総評		総同盟	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全産業	30,129	5,842,678	12,858	3,272,672	909	240,372
農業	221	9,023	66	2,959	2	72
林業及び狩猟業	437	57,337	333	44,729	4	446
漁業及び水産養殖業	117	33,895	2	38	2	147
鉱業	1,190	465,392	397	327,945	115	44,002
金属鉱業	208	60,880	104	46,114	3	265
石炭鉱業	744	378,242	265	272,701	105	43,063
上記以外の鉱業	267	30,852	28	9,130	7	674
建設業	1,709	267,890	218	19,859	52	11,598
製造業	9,139	1,872,460	1,558	728,750	609	162,773
紡織業	1,143	396,334	592	288,850	46	25,212
紙及び類似品製造業	302	60,906	9	1,988	3	460
印刷出版及び類似業	514	75,768	9	7,030	8	461
化学工業	971	239,389	206	128,315	58	15,939
石油及び石炭製品製造業	70	11,904	3	1,403	—	—
ゴム製品製造業	184	44,288	86	28,296	6	1,042
第一次金属製造業	536	212,750	93	121,730	59	9,119
金属製品製造業	477	47,236	84	12,706	49	6,969
機械製造業	1,135	156,117	173	36,257	107	14,905
電気機械器具製造業	525	141,032	63	11,690	17	2,274
輸送用設備製造業	517	209,515	88	43,430	53	43,858
上記以外の製造業	2,616	259,938	147	46,218	192	39,764
卸売及び小売業	1,358	142,151	509	37,952	23	2,217
金融業及び保険業	1,203	265,166	30	21,526	11	11
不動産業	9	1,664	—	—	—	—
運輸通信及びその他の公益事業	6,663	1,394,082	4,850	1,118,986	87	12,227
陸運業	2,848	661,825	2,018	527,265	46	6,015
水運業	139	98,328	55	91,144	5	416
運輸に附帯するサービス業	758	124,603	443	89,802	13	2,217
通信業	1,986	324,647	1,949	316,868	—	—
熱光及び動力供給業	719	151,616	340	77,526	18	3,347
上記以外の運輸通信及びその他の公益事業	213	33,063	45	16,381	5	232
サービス業	5,062	876,010	3,458	702,534	14	6,879
映画業	96	12,570	14	1,731	—	—
興業娯楽業	33	3,056	6	867	—	—
教育	3,309	609,006	2,843	550,639	—	—
駐留軍関係	123	116,922	83	94,675	1	23
上記以外のサービス業	1,321	107,246	485	51,074	6	369
公務	3,016	456,869	1,437	267,394	—	—
分類不能の産業	5	739	—	—	—	—

〔備考〕 単位組合が二つ以上の上級組合に加入するときは各々に集計したため団体別組

終戦後主要労働組合の系譜（「労働組合基本調査報告」による）

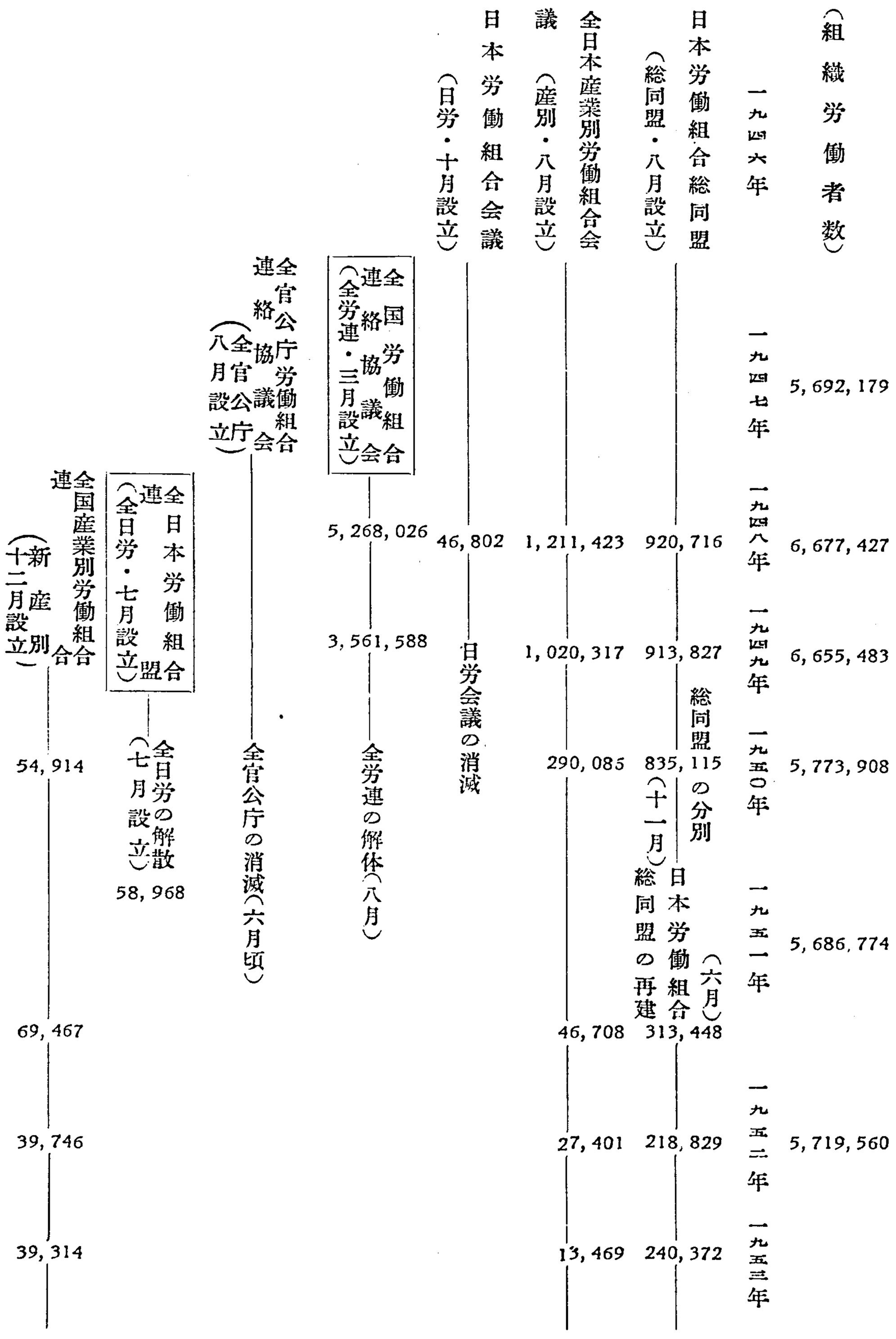

いわゆる企業別組織が圧倒的多数を占めている。すなわち一万三九四三組合中、企業別組織は一万二二八八組合で、一〇〇組合のうち八八組合の割合となる。組合員数でみてもその七九%は企業別組織に属する。

産業別組織は三二六組合で総組合数の二%に過ぎない。製造業、建設業に比較的多い。

職業別組織は六四九組合、約五%であつて、建設業に圧倒的に多く、次いで製造業、サービス業に多い。建設業では大工、左官、瓦葺等固定の事業所をもたない労働者に多く、サービス業では教育、病院の看護婦等職業別労働者の結集し易い部面に多い。

府県別分布状況　単位労働組合の府県別分布状況は第113表の通りである。

第二節　労働組合連合体の組織状況

一九五一年末に全映演、全農林、全国有林の組合を加え、五二年六月現在で三一〇万に組織を拡大した総評は、その後全日通、全港湾、鉄鋼労連、全百連、全水従、全自動車等の加入をみて、五三年六月には三二七万と結成後最大の組織へと進んだ。

新産別の現勢は約四万程度である。総同盟は五三年二四万と前年に比べ約二万増加し、産別は前年の二万七〇〇〇から五三年一万三〇〇〇へ減少し、その主要な組織である全金属の多くが総評加盟の全日本金属へ移つている（第114・115表）。

一九五三年度調査結果による主要連合団体の組織状況は次の通りである。

日本労働組合総評議会（総評）　三七組合で組織され傘下組合員数は三二七万（総組会員数の五六%）で、新産別の脱退、日鉱の権利停止、造船連の改組脱退等にもかかわらず五二年より一七万の組織拡大をみた。

日本労働組合総同盟（総同盟）　産業別全国組合と全国港湾労組同盟準備会のほか、地方的連合会一三からなる。傘下組合員数は二四万（四%）で、五二年より二万の増加である。全国組合では化学、金属、造船総連で組織が伸びており、地方的組織では千葉、東京、大阪、広島等を除いてはやや縮小している。

全国産業別労働組合連合（新産別）　四組合一地方連合会より組織され、組合員数は三万九〇〇〇である。五二年と比較して全国車輛労組協議会が脱退したが組合数では殆んど変化がみられなかつた。なお、新産別は五一年末総評より権利停止処分をうけていたが、五二年七月総評を脱退している。

第1図

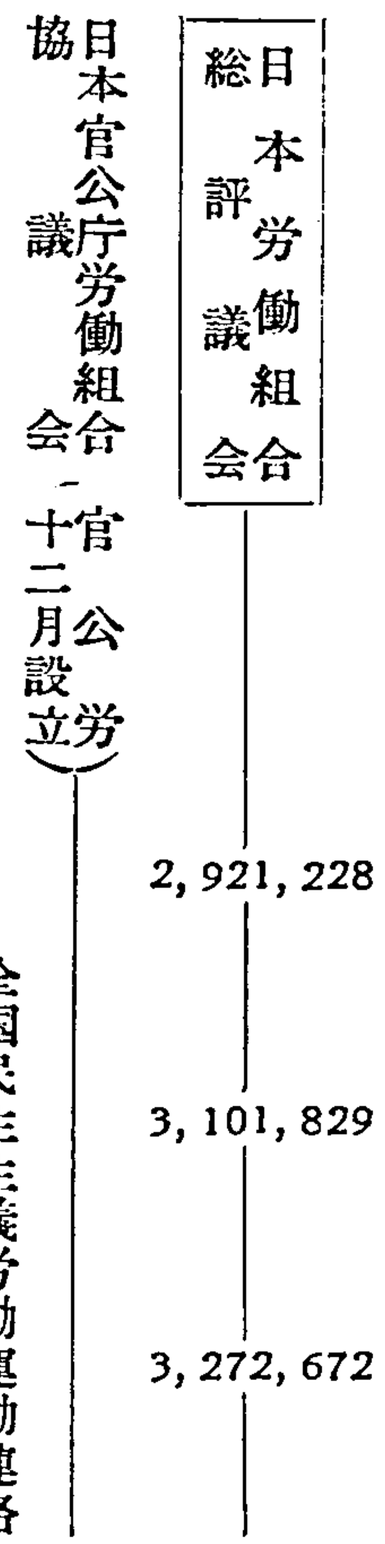

第二章　農民の組織状況

第一節　農民組合数

第116表以下の諸表は一九五二年一二月末現在における農民組合の組織ある市町村数、農民組合数と組合員数をしめすものである。なお一九四七年から四九年までの統計数字は各農民組合および農業復興会議調査によるものであり、それ以後のものは全て農林省農地局農地課の調査によるものである。この調査結果がどこまで客観的な農民組織状況を反映するものか、いくぶん疑問であるが、それを検証するに足る材料もなく、またこの官庁統計以外にはまとまつた全国的調査がないので、ここにそのまま掲げることにする。

まず日農以下各系統の組合の組織のある市町村数（第116表）を見ると、一九五二年末現在で四五七六を数え、前年に比べわずかに増加している（この合計数は、系統別組合組織のある市町村数を合計した延市町村数である）。これを系統別にみると日農両派は二三四〇の市町村にその下部組織をもち、このうち主体性派は一〇三一、統一派は七一六である（ここで断つておかねばならぬことは、統一派、主体性派の区別は調査が非常に困難で、官庁統計ではとくにこの点の把握がむずかしいことは推定に難くない。以下の諸表は参照するばあいも同様にこの点に留意していただきたい）。府県別にみると、主体性派の組合の比較的多数ある府県は山形、新潟、福井、山梨、岐阜、和歌山、鳥取、徳島で、統一派の組合の多いところは宮城、茨城、新潟、愛知、愛媛、福岡、熊本などである。もつともこの分布は、かならずしも日農の組織的勢力の強弱をただちに示すものではない。一組合当りの組合員数やその組織状態はこの表から知り得ないからである。また日農系のうち「その他」とあるのは、統一派、主体性派いずれにも属しないか、あるいはその帰属の明確でない組織であるが、この調査結果ではかなり多数で五九三の市町村に存在する。秋田、茨城、千葉、神奈川などはその組織市町村数が多い。以上を綜合すると、日農系の農民組合の多く組織されている地方は、宮城二五一、秋田一六〇、茨城九一、千葉一二〇、新潟二三〇、岐阜一五〇、鳥取一四七、徳島一一九、愛媛一七〇、福岡八六等である。

全国農民組合（全農）系の組合組織ある市町村の多い地方は、千葉、山梨、岐阜、福岡などで、全国で五七〇の市町村組合を擁している。しかし全農は日農とちがつて、全国的に普遍的に組織の根を張るというよりは、前記の数県に重点的に組織されていることが特徴的で、全然その組織のない府県が不明の分をのぞき一一に達している。全日本農民組合（全日農）は東京、新潟にわずかの組織をもつほか、ほとんど全国に組織はない。つぎに全農連（農青連）系の組合は八三四の市町村に組織をもち、広島二二八、北海道一四一、宮城一一一、福岡九三の諸地方に組織が集中している。とくに北海道は同系統の農民同盟が多くの組織を下部に持ち、日農、全農等はほとんど組織されていない。その他の系統組合、単独組合は前年にくらべ組織数を減じているが、全国各地に分布している。

つぎに第117表の農民組合数によると、日農主体性派は全国に一一三二、統一派は七三六、いずれも前年にくらべ増加している。地方別にみると主体性派は新潟、岐阜、和歌山、鳥取、徳島に多く、統一派は宮城、愛知、愛媛などに組織が集中している。「その他」の日農は秋田、茨城、千葉、神奈川、福岡、佐賀等に多い。昨年度の

第116表　農民組合の組織ある市町村数

組合別	日農系 主体性派	日農系 統一派	日農系 その他	日農系 小計	全農系	全日農系	全農連系	その他の系統組合	単独農民組合	合計（延）
1947年	…	…	…	4,368	1,043	31	2,651		1,625	9,718
1948年	…	…	…	4,215	860	39	1,836		1,648	8,598
1949年	…	…	…	4,247	933	24	1,826		1,495	8,525
1950年	1,075	735	1,809	3,619	663	23	1,626		991	6,922
1951年	631	448	887	1,966	496	20	975	511	566	4,534
1952年	1,031	716	593	2,340	570	68	834	287	477	4,576
北海道	—	4	2	6	1	—	141	44	4	196
青森	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
岩手	18	—	4	22	1	1	1	—	7	32
宮城	24	190	37	251	—	—	111	—	—	362
秋田	—	—	160	160	—	—	—	—	—	160
山形	46	1	6	53	—	—	—	—	13	66
福島	24	3	—	27	2	2	3	—	12	46
茨城	8	34	49	91	1	—	—	1	47	140
栃木	8	4	9	21	4	1	3	—	9	38
群馬	4	—	9	13	—	1	75	2	5	96
埼玉	11	7	—	18	18	—	—	—	—	36
千葉	—	—	120	120	114	—	—	1	10	245
東京	—	—	—	—	—	20	—	27	—	47
神川	—	—	79	79	—	—	—	—	—	79
新潟	195	35	—	230	15	19	—	22	18	304
富山	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
石川	18	—	—	18	—	—	—	—	16	34
福井	61	—	—	61	1	1	—	143	9	215

山梨	50	20	—	70	70	4	1	—	14	159
長野	13	24	9	46	7	1	17	3	35	109
岐阜	150	—	—	150	100	1	—	—	15	266
静岡	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
愛知	—	45	—	45	6	—	—	—	86	137
三重	—	21	—	21	5	—	12	—	18	56
滋賀	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
京都	—	—	—	—	12	—	—	3	5	20
大阪	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
兵庫	25	5	—	30	33	—	—	—	13	76
奈良	30	—	—	30	12	—	20	—	—	62
和歌山	71	3	—	74	8	—	78	—	7	167
鳥取	137	10	—	147	—	5	3	1	8	164
島根	1	3	3	7	7	—	—	7	27	48
岡山	1	10	—	11	1	1	2	—	4	19
広島	—	—	—	—	—	—	228	—	—	228
山口	5	6	—	11	2	1	8	4	7	33
徳島	117	2	—	119	1	1	1	—	3	125
香川	—	—	15	15	16	1	—	—	1	33
愛媛	—	170	—	170	2	3	22	3	23	223
高知	—	—	—	—	—	—	—	24	—	24
福岡	5	38	43	86	101	2	93	—	15	297
佐賀	—	—	46	46	—	—	15	2	5	68
長崎	—	—	—	—	4	—	—	—	12	16
熊本	1	80	—	81	21	3	—	—	28	133
大分	7	1	—	8	3	—	—	—	1	12
宮崎	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
鹿児島	1	—	2	3	2	—	—	—	—	5

〔備考〕 農林省農地局農地課調。　…は不明のもの。

第117表　農民組合数

		農民系						単独農民組合	その他の系統組合	合計
		主体性派	統一派	その他	小計	全農系	全日農系	全農連系		
1947年	北海道	…	…	…	4,983	1,373	16	2,154		10,274
1948年	青森	…	…	…	5,099	1,323	44	2,257		10,445
1949年	岩手	…	…	…	4,773	1,221	24	1,999		9,620
1950年	秋田	1,134	847	1,883	3,864	964	23	1,717		7,595
1951年	山形	715	543	916	2,174	758	20	966	531	5,044
1952年	福島	1,132	736	626	2,494	600	67	858	282	4,922
	群馬	—	4	2	6	1	—	148	44	203
	埼玉	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	千葉	18	—	4	22	1	1	1	—	34
	東京	24	190	37	251	—	—	113	—	364
	神奈川	—	—	160	160	—	—	—	—	160
	新潟	46	1	6	53	—	—	—	—	66
	富山	22	3	—	25	2	1	6	—	12
	石川	8	34	49	91	1	—	—	1	47
	福井	8	4	10	22	4	1	3	—	9
	山梨	4	—	9	13	—	1	75	2	5
	長野	11	7	—	18	18	—	—	—	36
	岐阜	—	—	145	145	114	—	—	1	26
	静岡	—	—	—	—	—	20	—	30	—
	愛知	—	—	79	79	17	19	—	15	50
	三重	243	37	—	280	17	19	—	15	79
	滋賀	…	…	…	…	…	…	…	…	…
	京都	22	—	—	22	—	—	—	—	38
	大阪	68	—	—	68	1	1	—	143	222

山梨	50	20	—	70	70	4	1	—	14	159
長野	13	27	9	49	7	1	17	3	39	116
岐阜	150	—	—	150	100	1	—	—	37	288
静岡	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
愛知	—	55	—	55	19	—	—	—	87	161
三重	—	21	—	21	5	—	12	—	18	56
滋賀	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
京都	—	—	—	—	13	—	—	1	2	16
大阪	…	…	…	…	…	…	…	—	…	…
兵庫	25	5	—	30	33	—	—	—	13	76
奈良	30	—	—	30	20	—	20	—	—	70
和歌山	114	3	—	117	8	—	80	1	31	236
鳥取	137	10	—	147	—	5	3	1	8	164
島根	1	3	3	7	7	—	—	—	27	48
岡山	1	10	—	11	1	1	2	—	4	19
広島	—	—	—	—	—	—	236	—	—	236
山口	5	6	—	11	2	1	8	4	7	33
徳島	117	2	—	119	2	1	1	—	3	126
香川	—	—	15	15	16	1	—	—	1	33
愛媛	—	170	—	170	2	3	23	4	57	259
高知	—	—	—	—	—	—	—	24	—	24
福岡	6	41	50	97	106	2	94	—	16	315
佐賀	—	—	46	46	—	—	15	2	6	69
長崎	—	—	—	—	4	—	—	—	54	58
熊本	1	82	—	83	21	3	—	—	28	135
大分	7	1	—	8	3	—	—	—	1	12
宮崎	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
鹿児島	1	—	2	3	2	—	—	—	—	5

〔備考〕 農林省農地局農地課調。

第118表　農民組合組合員数

	日農系				全農系	全日農系	全農連系	その他の系統組合	単独農民組合	合計
	主体性派	統一派	その他	小計						
1947年	…	…	…	1,195,662	250,758	10,113	363,886		501,591	2,322,010
1948年	…	…	…	1,203,595	281,978	16,831	541,769		501,653	2,545,826
1949年	…	…	…	1,007,556	219,355	16,115	432,499		431,405	2,106,930
1950年	209,614	121,387	422,913	753,914	144,203	3,291	409,423		288,489	1,599,320
1951年	133,372	68,792	268,435	407,599	75,062	4,250	221,724	72,828	155,815	1,000,278
1952年	159,593	85,398	80,495	325,486	101,608	18,513	148,527	62,210	128,596	784,940
北海道	—	1,800	350	2,150	1,643	—	82,300	7,500	1,146	94,739
青森	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
岩手	3,500	—	846	4,346	330	281	50	—	2,028	7,035
宮城	2,500	1,300	5,000	8,800	—	—	1,800	—	—	10,600
秋田	—	—	25,000	25,000	—	—	—	—	—	25,000
山形	3,812	156	1,581	5,549	—	—	—	—	1,062	6,611
福島	5,405	378	—	5,783	845	200	375	—	273	7,476
茨城	177	5,331	3,900	9,408	150	—	—	41	12,780	22,379
栃木	2,064	330	2,119	4,513	1,506	27	256	—	3,940	10,242
群馬	1,264	—	3,110	4,374	—	80	20,000	827	2,756	28,037
埼玉	1,674	811	—	2,485	2,350	—	—	—	—	4,835
千葉	—	—	6,000	6,000	6,000	—	—	2,900	1,800	16,700
東京	—	—	—	—	—	8,000	—	10,590	—	18,590
神奈川	—	—	6,000	6,000	—	—	—	—	—	6,000
新潟	45,348	6,913	—	52,261	4,358	3,732	—	1,915	5,420	67,686
富山	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
石川	2,685	—	—	2,685	—	—	—	—	2,115	4,800
福井	4,641	—	—	4,641	250	370	—	30,200	2,227	37,688

山梨	1,500	1,000	—	2,500	4,000	429	61	—	3,600	10,590
長野	6,554	8,366	2,251	17,171	2,615	238	898	803	13,636	35,361
岐阜	30,000	—	—	30,000	20,000	200	—	—	4,633	54,833
静岡	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
愛知	—	6,422	—	6,422	1,069	—	—	—	20,707	28,198
三重	—	690	—	690	650	—	3,200	—	1,528	6,068
滋賀	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
京都	—	—	—	—	3,739	—	—	78	350	4,167
大阪	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
兵庫	3,047	565	—	3,612	6,060	—	—	—	9,844	19,516
奈良	4,730	—	—	4,730	3,718	—	500	—	—	8,948
和歌山	8,000	450	—	8,450	1,300	—	5,000	—	1,670	16,420
鳥取	14,224	2,309	—	16,533	—	926	114	600	1,208	19,381
島根	…	720	290	1,010	1,400	—	—	3,127	8,137	13,674
岡山	150	5,000	—	5,150	65	100	204	—	850	6,367
広島	—	—	—	—	—	—	15,000	—	—	15,000
山口	1,000	907	—	1,907	331	250	2,239	2,092	1,718	8,537
徳島	16,000	160	—	16,160	140	480	150	—	1,620	18,550
香川	—	—	4,478	4,478	5,359	150	—	—	400	10,387
愛媛	—	34,500	—	34,500	697	1,500	1,724	444	6,171	45,036
高知	—	—	—	—	—	—	—	400	—	400
福岡	583	3,000	5,000	8,583	27,000	1,230	11,841	—	4,230	52,884
佐賀	—	--	14,000	14,000	—	—	2,815	693	1,928	19,436
長崎	—	—	—	—	1,503	—	—	—	6,049	7,552
熊本	15	4,200	—	4,215	3,800	320	—	—	4,650	12,985
大分	430	90	—	520	180	—	—	—	120	820
宮崎	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
鹿児島	290	—	570	860	550	—	—	—	—	1,410

〔備考〕 農林省農地局農地課調。

第119表　国有林労働者の組織状況

支部	定員内	常勤	常用 出来高	小計	期間 出来高	期間 日給	期間 小計	日雇 出来高	日雇 日給	日雇 小計	計	組織人員	組織率	未組織人員	期間未組織人員	日雇未組織人員
北見	1,447	401		1,848	498	971	1,469	280	993	1,273	4,590	1,998	43.5	2,592	1,319	1,273
帯広	887	329		1,216	76	390	466	402	644	1,046	2,728	1,273	46.6	1,455	409	1,046
旭川	1,248	361		1,609	93	417	510	549	621	1,170	3,289	1,692	51.4	1,597	429	1,170
札幌	987	373		1,360	39	526	565	690	1,257	1,947	3 872	1,330	34.3	2,542	595	1,947
函館	578	225		803	19	151	170	185	284	469	1,442	750	52.0	692	223	469
青森	2,440	723		3,163	1,124	677	1,801	1,051	1,064	2,118	7,079	3,705	52.1	3,374	1,259	2,115
秋田	2,446	1,550	91	4,087	898	1,659	2,557	2,301	4,896	7,197	13,841	6,531	47.1	7,310	113	7,197
前橋	1,706	467	458	2,631	427	452	879	1,001	7,311	8,312	11,822	2,105	19.8	9,717	1,405	8,312
長野	1,743	802		2,545	632	1,810	2,442	421	2,030	2,451	7,438	4,521	60.5	2,917	466	2,451
名古屋	836	312		1,148	457	627	1,084	721	1,130	1,851	4,083	1,200	29.3	2,883	1,032	1,851
大阪	1,467	350	75	1,892	408	496	904	941	4,662	6,603	8 399	2,554	30.6	5,845	242	5,603
高知	1,309	850	734	2,893	763	1,059	1,822	1,000	2,936	3,976	8 691	4,602	52.9	4,089	113	3,976
熊本	2,092	707	1,193	3,992	1,705	1,344	3,049	1,683	5,775	7,458	14 499	6,354	43.8	8,145	687	7,458
東京	872	638	262	1,772	500	607	1,107	565	1,169	1,734	4,613	2,178	47.2	2,435	701	1,734
本庁	360	11		371							371	360	97.0	11	(常)11	0
合計	20,418	8,099	2,813	31,330	7,639	11,186	18,825	11,830	34,772	46,602	96,757	41,153	42.5	55,604	9,002	46,602

〔備考〕 1.　組合本部調べによる1953年6～7月現在の組合員数である．　2　職員区分による総数は1953年4月現在のもの．

調査では「その他」の日農系組合は岡山二〇〇，富山一七一等にもっとも多数存在していたが，本年度の調査では岡山〇，富山不明となっており，いずれかの年度の調査に誤りがあるものと推定されるが，統一派，主体性派を区別することが下部組合や組合員については事実上困難であり，調査上の誤りが生ずるものと思われる。ともかく両派をふくむ日農系組合は全国で二四九四で，全組合数四九二二のうち半ば以上をしめており，わが国農民組織の中軸をなしていることは従来と変らない。

全農は合計六〇〇の支部をもち、千葉、山梨、岐阜、福岡を主たる地盤としているが、従来全農の最大の拠点であつた大阪の組合数は不明である。全日農は全国で六七支部、東京、新潟が比較的組合数の多い地方であるが、全国的農民組織の実質は持つていない。全農連は八五八組合で、前年より減少しているが、主たる地盤は前述の通り北海道と広島、福岡であり、富山にも多くの組織をもつと推定されるが、本年度の調査では不明である。

第二節　農民組合員数

日農はわが国農民団体の主軸をなし、結成以来急速に組織を拡大して一九四八年には一二〇万の組合員を有したが、その後、全農の分裂（第二回大会）、統一、主体性両派の分裂（第三回大会）、また統一派よりの常東の分離（第六回大会）など組織分裂をつづけ、農民運動の一般的停滞の中で、全体として組合員数を減少しつつ今日に至つた。一九五二年末において、両派、その他を加えて日農の組織員数は三二万五〇〇〇人で、前年の四〇万七〇〇〇人にくらべ約八万を減じた。（もつとも本年度の調査には青森、富山、静岡、大阪などが不明であるから、統計上の減少が相当数あることを考慮せねばならぬ）。

さて日農主体性派の組合員数は全国で一五万九千、比較的に組合員数の多い地方は新潟（四万五三四八）、岐阜（三万）、鳥取（一万四二二四）、徳島（一万六〇〇〇）等である。統一派は全国で八万五〇〇〇人余、その組織地盤は主として新潟、長野、愛知、愛媛等の諸地方である。秋田、佐賀等には、両派いずれに所属するか不明の組合員数がかなり多数存在している。以上の三者を合せ日農系組合員全体を地方別にみると、その組織の比較的くずれない、多数の組合員を擁する地方は、秋田、宮城、茨城、新潟、長野、岐阜、和歌山、鳥取、徳島、愛媛、佐賀などである。

全農は総組合員一〇万一〇〇〇、前年より二万五〇〇〇ほど増加している。その組織の重点は岐阜（二万）福岡（二万七〇〇〇）であるが、大阪（不明）も従来から全農の主要な地盤の一つである。全日農は一万八千余人、全農連は北海道の八万二三〇人を筆頭に群馬（二万人）、広島（一万五〇〇〇人）、福岡（一万一八四一人）の数県に集中し、その他の府県は組合員数が少いか、未組織である。不明の富山には、前年調査では二万五〇〇〇人の組合員があつたことは考慮されねばならぬ。「その他の系統組合」の構成員は全国で六万二二一〇人で、東京、福井、北海道等に多い。この後者の組織は北海道開拓者連盟が主なもので、東京は三多摩農民組合等である。福井のものは農民連盟を主とする。以上の系統組合に属さない地方的な単独組合は全国に一二万八五九六人を数え、茨城（一万二七八〇）、長野（一万三六三六）、愛知（二万〇七〇七）等が多い。

以上のすべての農民団体員の総計は七八万四九四〇人で、前年の一〇〇万〇二七八人にくらべ二一万五〇〇〇人余を減じた。一九五三年二月現在の農家数六一四万二二九三戸に対する農民組合員数の比率は約一三％弱である。階級的な性格を明瞭にしている日農系組合員数の農家数に対する比率は、右の比率より遥かに低い。地方別に農民組織状況がいちじるしい不均等を示していることと同時に、その組織率が年を追うて低下しつつある事実は否定すべくもない。このことは、青森、富山、静岡、宮崎等、組織状況不明の諸県を考慮に入れても同様である（第118表）。

第三章　林業労働者の組織状況

国有林労働者の組織たる全国官有林労働組合の組合員数と、その組織率は第119表の示す通りである。全国各営林局管内の全労働者は本庁勤務職員をふくめて九万六七五七人であるが、そのうち四万一一五三人が組織されている。前年度の組織人員三万六五一三人に比べると、かなり組織は拡大されたが、まだ組織率は四二・五％である。ことに日雇労働者は全く組織されていない。

つぎにこの組織状況を支部別にみると、組織率のもつとも高いところは本庁（九七・〇％）で、最低は前橋（一九・八％）である。長野、青森、高知、旭川などの各支部は比較的に高率で、いずれも労働者総数の半ば以上を組織している。

期間労働者と日雇労働者の別にみると、日雇の組織がほとんどなされていないことがわかる。すなわち、日雇の組織があるのは、全支部中わずかに大阪支部だけで、これも組織人員はきわめてすくない。

なお右の組織員数は一九五三年四月より調査当時までの期間、組合費を納入した組合員数であり、労働者雇用形態別人員数は、一九五三年四月現在のものである。

第四編　労働條件

第一章　賃金

第一節　名目賃金、労働の価格、および実質賃金

一九五三年の名目賃金の平均は「毎月勤労統計」によると鉱業一万七一六五円、製造業一万五三二二円であり、前者は一三%、後者は一三・四%の上昇を示している。前年の上昇率が鉱業二一・五%、製造業一五・四%であつたのにくらべると、上昇率はにぶつてきたことがわかる。これは朝鮮休戦以後恐慌がさらに深まり、それを克服するために各産業にわたつて企業合理化がおしすすめられた結果であるといえよう。前年における鉱業の上昇率は停滞がめだつているのは、石炭産業がかなり深刻な恐慌におちこみ、生産制限を行わざるをえない状態だつたからである（第120表）。

前年にたいする賃金上昇率を産業別にみると、比較的高いのは煙草製造業（三八・七%）、運輸通信及びその他の公益事業（二三・二%）、建設業（二三・一%）であり、いわゆる公共事業の賃金が他の民間産業にくらべてやや上昇しているのがめだつ。これに反して賃金の上昇がのびなやんでいる産業は、紙及び類似品製造業（六・九%）、その他の製造業（九・三%）、第一次金属製造業（九・九%）、食料品製造業（一〇・五%）、紡織業（一〇・七%）、電気機械器具製造業（一二・二%）等であり、前年にくらべてかなり広汎な産業が不振であることを示している。ことに紡織業などでは、十大紡の中においてさえ合理化の一環として定期昇給の停止を労組に申し入れたところさえあつた。

つぎに五三年における鉱業、製造業別の名目賃金の月別推移を第121表によつてみると、まず鉱業では一月が一二月にたいしてマイナス八・四であり、前年一月にはマイナス二二・七と大幅であつたのにくらべて下落の幅は少いといつてよい。これは前年における炭労の大争議によつて、九、一〇、一一月の賃金が少くなつたのが、一二月になつてから大きくもりかえし、その勢が一月までひきつづいたものであり、実労働時間数が前年一二月よりも一三・五%増加したことによるものである。しかし五月までは三月にいくらかもち直しただけで例年通り漸減傾向を辿り、六月以降ふたたび上昇して八月にはピークを示している。

製造業は一月がマイナス三三・三で鉱業よりも下落の幅が大きく、また昨年一月の低落率を上まわつている。しかも五月まではだらだ

第120表　月別・産業別一カ月平均現金給与総額（常用労働者）

	総数	鉱業	製造業	製造業 食料品製造業	煙草製造業	紡織業	衣服及び身廻品製造業	木材及び木製品製造業	家具及び装備品製造業	紙及び類似品製造業	印刷出版及び類似産業
1953年1月	15,712	17,735	14,038	12,395	14,146	8,642	7,614	8,738	9,023	21,798	14,956
2月	14,312	15,676	13,301	12,040	20,778	8,408	6 859	8,831	9,942	17,235	15,891
3月	14,805	16,528	12,978	12,070	16,482	7,975	7,180	8,630	10,089	16,184	15,365
4月	14,748	16,278	13,467	12,209	12,991	8,472	7,264	9,280	10,314	16,216	15,679
5月	14,472	15,499	13,343	12,327	13,911	8,067	6,939	9,067	10,185	16,318	14,735
6月	17,347	16,857	16,099	15,217	20,270	9,893	7,409	9,433	10,607	21,376	18,107
7月	18,042	17,082	17,334	15,590	13,872	9,559	9,063	10,157	10,614	27,435	19,387
8月	16,703	19,774	14,972	14,049	18,563	10,054	7,809	10,203	10,183	20,080	16,144
9月	15,768	15,377	14,195	13,379	25,826	9,179	7,291	9,544	10,614	17,701	15,269
10月	15,288	15,907	14,029	13,672	15,135	8,890	7,419	9,521	10,239	17,085	16,111
11月	15,437	15,664	14,499	13,207	13,921	9,350	7,768	9,661	10,965	17,673	16,240
12月	28,256	23,606	25,607	24,020	34,667	17,069	12,338	14,780	14,780	36,783	28,668

業内訳

	化学工業	石油及び石炭製品製造業	ゴム製品製造業	皮革及び皮革製品製造業	ガラス及び土石製品製造業	第一次金属製造業	金属製品製造業	機械製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具及び時計製造業
1593年1月	15,922	16,225	13,105	13,007	15,198	20,169	12,749	14,717	15,308	18,279	14,004
2月	14,938	15,606	11,958	12,745	13,616	17,101	13,227	14,626	14,992	17,162	14,162
3月	14,165	15,313	11,652	12,362	13,612	16,993	13,076	14,455	14,858	16,991	14,354
4月	15,090	15,958	12,366	12,788	13,750	18,102	13,554	14,660	15,118	18,001	14,631
5月	14,842	20,181	11,843	12,080	14,127	18,157	13,256	14,361	15,472	18,059	14,266
6月	18,448	31,310	13,116	15,842	16,529	21,466	16,179	16,757	21,259	19,250	18,092
7月	20,604	19,984	16,814	13,660	20,270	25,156	16,523	16,998	19,545	22,664	19,638
8月	17,047	16,912	12,808	12,520	14,530	19,122	14,239	15,899	16,105	20,216	15,969
9月	15,659	16,659	12,464	13,953	14,568	19,173	14,205	15,144	15,660	18,161	14,987
10月	16,290	16,946	12,515	12,857	13,931	18,365	14,280	14,989	15,718	18,213	14,976
11月	16,067	19,584	12,853	13,226	15,272	19,934	14,450	15,434	16,309	18,601	15,333
12月	30,681	43,712	22,507	24,390	27,194	32,274	23,279	24,313	28,865	33,266	27,700

	その他の製造業	卸売及び小売業	金融及び保険業	運輸通信及びその他の公益事業	運輸通信及びその他の公益事業内訳 運輸業	通信業	その他の公益事業	建設業	建設業内訳 総合工事業	職別工事業
1953年1月	9,239	16,889	18,416	17,688	17,160	16,653	23,001	11,002	10,773	12,775
2月	9,812	14,756	17,217	15,291	14,757	14,683	19,800	10,835	10,604	12,611
3月	9,968	14,904	25,982	16,068	15,188	16,320	21,158	11,214	10,849	13,946
4月	9,983	15,606	21,026	15,611	15,266	14,687	19,523	11,064	10,736	13,448
5月	9,756	15,187	17,010	15,902	15,401	15,154	20,461	11,996	11,250	17,432
6月	10,596	18,847	21,978	19,057	16,269	21,159	32,755	13,986	13,595	16,878
8月	12,334	19,678	21,861	18,895	19,303	15,321	22,999	13,169	13,041	14,172
7月	11,197	16,562	20,052	18,738	17,879	20,476	20,900	12,304	12,108	13,830
9月	10,039	16,147	27,730	17,187	17,129	15,529	20,628	11,832	11,483	14,544
10月	9,996	16,142	22,940	16,263	15,960	15,290	19,957	11,923	11,672	13,830
11月	10,570	16,489	19,189	16,485	16,029	16,372	19,536	11,974	11,551	15,192
12月	14,837	30,872	38,840	33,275	30,854	35,959	43,449	19,511	19,341	20,846

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査」による。

らと低迷し、六、七月にはやや上昇をみてはいるものの（七月の上昇率は前年にくらべると少い）八月以降一一月まではふたたび下落の傾向をとつている。一般産業の賃金水準が一般的に停滞していることが、以上の月別推移を通じても明らかであろう。

名目賃金の平均を労働者の種類別にみると（第122表）、まず現金給与総額では生産労働者を一〇〇として、管理、事務、及び技術労働者は鉱業一五〇・三、製造業一六二・四を示している。前年は鉱業一四九、製造業一六〇であつたから、いずれも格差がさらにひらいてきているといつてよい。ことに特別に支払われた給与では、鉱業三〇九、製造業二三五であり、そのひらきははなはだしい。

右にのべたような上級労働者と下級労働者の格差を他の資料を通じてみると、たとえば合化労連が調査した十社のうち、最低賃金が四〇〇〇円～五〇〇〇円（一）、五〇〇〇円～六〇〇〇円（二）、六〇〇〇円～七〇〇〇円（三）、七〇〇〇円～八〇〇〇円（四）となつており、最高（主として部長の賃金）との格差は五倍前後（四）、六倍前後が（二）、九倍前後が（三）、一一倍前後（一）である。また労働法令協会の調査によると百社のうち基準内賃金の最低賃金が三〇〇〇円～四〇〇〇円（四）、四〇〇〇円～五〇〇〇円（一九）、五〇〇〇円～六〇〇〇円（二三）、六〇〇〇円～七〇〇〇円（二一）となつており、七〇〇〇円以下が一般的な最低賃金の水準であることがわかる。

関西経営者協会が四三社を調査した資料によると（第123表）五三年六月～七月において、賃金の最高・最低の格差は全従業員を通じて九・五一～一一・五九倍であり、格差の一般的な標準は九・五～

第121表　鉱業，製造業における平均現金給与総額の対前月比

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鉱業	17,735 −8.4	15,676 −11.6	16,528 +5.4	16,278 −1.5	15,499 −4.8	16,857 +8.8	17,082 +1.3	19,774 +15.8	15,377 −22.2	15,907 +3.4	15,664 −1.5	23,606 +50.7
製造業	14,038 −33.3	13,301 −5.3	12,978 −2.4	13,467 +3.8	13,343 −0.9	16,099 +20.7	17,334 +7.7	14,972 −13.6	14,195 −5.2	14,029 −1.2	14,499 +3.4	25,607 +76.6

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」による。

第122表　鉱業，製造業における常用労働者の給与内訳別1カ月平均現金給与額および日雇労働者の一日平均現金給与額

	常用労働者									臨時及び日雇労働者の一人1日平均現金給与額
	合計			生産労働者			管理，事務及び技術労働者			
	現金給与総額	きまつて支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまつて支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまつて支給する給与	特別に支払われた給与	
鉱業	17,165	15,359	1,807	15,797	14,469	1,329	23,750	19,633	4,116	302
製造業	15,322	13,349	1,973	13,512	11,981	1,531	21,950	18,354	3,596	328

〔備考〕 1. 規模計に於ける1953年平均である。 2. 労働省「毎月勤労統計調査」による。

九・八倍である。国家公務員の格差が一七・五倍であるのにくらべるとはるかに少いが，しかし最高中の最高と，最低中の最低の差は一一万三〇〇〇円にたいする三六四〇円（織維女子見習工）であり実に三一倍強に達している。なお職員だけの格差は八・一二倍～八・九七倍，工員だけの格差五・一三倍～五・六一倍であり，前者の方が大きい。これは職員の最高賃金が工員にくらべて高いことにもとづくものである。

名目賃金の推移を労働の価格（単位時間当り賃金）の観点からみると，まず一ヵ月当り平均実労働時間数の推移はつぎの通りである。すなわち，五二年には一ヵ月当り平均労働時間数は鉱業一八三・九時間，製造業一九四・四時間であるのにたいして，五三年は前者が一九一・五時間，後者が一九六・五時間といずれも労働時間延長の

第123表　賃金の最高・最低格差

	常用事務員（職員）			常用労務者（工員）			(7) 職工最高賃金格差 (1)÷(4)	(8) 職工最低賃金格差 (2)÷(5)	(9) 最高最低賃金格差 (1)÷(5)
	(1)最高	(2)最低	(3)同左格差 (1)÷(2)	(4)最高	(5)最低	(6)同左格差 (4)÷(5)			
算術平均	57,230	6,838	8.37	32,275	6,001	5.38	1.77	1.14	9.54
中位	55,350	6,649	8.32	30,315	5,656	5.36	1.82	1.18	9.79
最高	113,000	12,600	8.97	54,681	9,750	5.61	2.07	1.29	11.59
最低	34,600	4,260	8.12	19,039	3,640	5.23	1.81	1.17	9.51

〔備考〕　関西経営者協会調査.

傾向を示し、なかんずく製造業においては六月二〇三・五時間であり、戦後最高を示している。しかるに名目賃金は労働時間が延長された割合ほどには上昇していないというべきであろう。この傾向は鉱業、製造業とも下半期においてより明瞭にあらわれている。たとえば鉱業においては一〇、一一月は、いずれも一九〇時間をこえており、三、四月における労働時間と変りがないにもかかわらず、賃金は三、四月が一万六〇〇〇円台を示しているのにたいして、一〇、一一月は一万五〇〇〇円台にすぎない。また製造業においても九、一一月はいずれも二〇〇時間をこえているのに、賃金は一万四〇〇〇円台にすぎず、同じく二〇〇時間をこえた六月の一万六〇〇〇円台にくらべるとはるかに下まわっている（もつとも六月には一時金の支給があつたことを考慮にいれなければならないが）。これは深刻化してきた経済危機にたいして労働時間の延長をもつて対処しようとしたことのあらわれであり、そのことから労働の価格が一層低落したことが予想されるのである。

以上の点は実質賃金指数を検討することによつてなお明らかとなる。第124表によつて五〇年以降の実質賃金指数の歴年の推移をみると、最高は五〇年、産業総数（税引）一二九・四であり、その後五一年には一〇九・五と一挙に低落し、五二年にはややもち直しているとはいえ、五三年にはふたたび低落の傾向を示して一一一・一となつている。したがつて前にものべたように労働時間は五二年にくらべてかなり増加しているのであるから、賃金の実質的水準は低下し、労働者の生活状態が悪化していることがうかがえるといつてよい。

第124表　実質賃金の対前年上昇率

年次		1950年	1951年	1952年	1953年
産業総数（労働者）	税込	129.6	107.5	114.8	108.8
	税引	129.4	109.5	111.2	111.1
製造業（労働者）	税込	128.8	107.8	111.0	106.5
	税引	129.1	109.6	114.3	107.6

〔備考〕 1. 労働省「毎月勤労統計調査」による.
2. 税引には住民税を控除してある.
3. C.P.Iは産業総数に全都市，製造業労働者は東京都を使用してある

五三年における実質賃金の月別推移を他の統計によつて検討してみると第125表の如くであるが、ここで注意すべきは製造業において

七月以降の対前年同期増加率がめだつて低下していることである。なかんずく一〇、一一月などは一・三、一・九を示しているにすぎない。このことは製造業においては下半期に恐慌が一層深刻化したことの反映ともいうべきであろう。なお以上にあげた二つの指数は前者が経済審議庁、後者が労働省の算定したものである。前者においては五三年の実質賃金が五二年にくらべて低下しているにかかわらず、後者は逆に五三年は上昇をみている。このことは実質賃金の算定の方法によつてどうにでもなることを示す好例であり、その意味において毎年指摘しているように実質賃金指数ほどあてにならぬものはないのであるが、それにしても労働者階級の生活状態の悪化

第125表　労働省算出実質賃金指数

年　　月	調査産業総数		製造業	
	指数	対前年同期増加率	指数	対前年同期増加率
1947年 平均	100.0		100.0	
1952年 平均	307.6	14.9	317.4	12.2
1953年 1月	328.2	12.1	323.2	5.4
2月	294.6	8.1	301.7	4.8
3月	304.5	10.6	294.2	7.4
4月	301.4	10.9	303.2	8.9
5月	297.3	8.6	302.1	8.6
6月	352.2	7.1	360.2	8.7
7月	359.1	6.4	380.2	5.1
8月	328.9	9.5	325.0	5.9
9月	310.1	12.3	307.6	4.4
10月	292.1	5.8	295.4	1.3
11月	297.6	7.8	308.0	1.9
12月	544.0	10.1	543.4	9.4

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査」による名目賃金指数を総理府統計局消費者物価指数（全都市総合）で除したものより算出。

がなんらかの意味で反映されており、もはやごまかすことのできない状態になつていることは注目すべきであろう。

このように悪化した労働者の生活状態を労働組合の賃金与論調査によつて検討してみよう。紙パルプ労連の行つた二三五〇名にたいする調査によると生活が楽だと答えた者は中小企業には皆無で、綜合してわずか〇・四％にすぎない。つぎに比較的楽だというのが、大企業では二・七％、中小企業で二・〇％である。その他はどうにかやつているが四四・五％、苦しいと訴えるものが四二・八％、とても苦しいが九・七％である。要するに九七％に及ぶ広汎な人々が生活の困難を表明しているとみることができる。これを賃金階層別にみると大企業では苦しいと答えたものがもつとも多いのは六〇〇〇円～七九九九円、一万円～一万一九九九円、一万四〇〇〇円～一万五九九九円、二万四〇〇〇円～二万七九九九円であり、中小企業では九九九九円以下、一万六〇〇〇円～一万七九九九円、二万円～二万一九九九円であり、低賃金層はもとよりのこと、中堅的な労働者の多くの部分が生活困難に落ちいつているといつてよい。年齢別にみると苦しいとこたえているのは大企業では二一才～二五才、三一才～四五才、中小企業で一六才～二〇才、三一才以上となつている。

つぎに労働生産性と賃金の関係をしらべてみよう。

労働生産性は五一年以降大幅に増加しているが、これは主として労働時間延長と労働強化によつてもたらされたものとみることができる。今までみたことによつても明らかな通り、このような労働生産性の上昇にもかかわらず、賃金が停滞していることは、賃金が労働の生産性に比例して上昇するという資本家ならびに政府の主張の偽瞞性を暴露するばかりでなく、資本家の相対的剰余価値の増大、したがつて相対的労賃の低下をあらわしている。

ところでいままで分析してきた賃金統計は主として毎月勤労統計

第126表　特定四業種の年齢階級別一カ月平均賃金

業種，性別		総数	14才以下	15才	16才	17才	18～19才	20～24才	25～29才	30～34才	35～39才	40～49才	50～59才	60～64才	65才以上
絹人絹織物製造業	男	6,963		3,315	3,040	3,895	4,853	5,768	6,970	8,132	8,424	8,246	7,942	5,700	5,226
	女	4,000	3,762	2,910	2,880	3,528	3,819	3,980	4,444	4,095	4,200	4,263	4,080	3,315	4,009
玉糸及座繰製造業	男	5,432		2,702	2,828	3,349	3,534	4,224	5,520	6,369	6,790	6,698	5,572	4,508	3,980
	女	2,928	2,730	2,418	2,565	2,625	3,026	3,094	3,162	3,111	2,928	2,960	2,928	2,715	2,450
家具及建具製造業	男	6,732	3,325	2,646	2,548	3,088	4,137	5,713	7,128	8,323	8,600	8,800	8,118	7,104	5,888
	女	3,840		2,123	2,772	3,213	3,600	3,820	3,680	3,969	3,860	4,137	3,860	3,982	2,925
手漉和紙製造業	男	6,208		1,980	3,528	5,162	4,669	5,544	6,169	6,666	6,825	6,768	6,358	6,080	4,914
	女	3,660		1,550	2,366	3,056	3,008	3,458	3,458	3,982	3,660	3,801	4,114	3,348	2,784

〔備考〕 1. 一カ月の労働日数10日未満の労働者の賃金は含まれていない。 2. 労働省労働基準局給与課調査。

であり、これは周知のように三〇人以下の中小企業の労働者の賃金が含まれていない。しかし三〇人以下の中小企業は数的にも多くの比重を占めているのであるから、これを無視する場合は賃金水準を正確にあらわすものでないことはいうまでもない。そこで最後に最低賃金制の答申に関連して調査が行われた三〇人以下の企業を多く含んでいる特定四業種（絹人絹織物、玉糸及び座繰生糸、家具建具、手漉和紙）の賃金の実態をみておこう。特定四業種の男女別、年齢階級別賃金は第126表の通りである。

多くは四〇〇〇円台から六〇〇〇円台であり、毎月勤労統計の製造業平均賃金一万五三二円にくらべると三分の一乃至四分の一の低位にある。とくに一七才以下の若年労働者の賃金は、各産業とも二〇〇〇円台にすぎない。四〇才から四九才の働きざかりの男子労働者でさえ絹人絹（八二四六円）玉糸座繰（六六九八円）家具及建具（八八〇〇円）手漉和紙（六七六八円）である。女子労働者の場合は各業種とも四〇〇〇円をこえるものが若干ある程度で、五〇〇〇円をこえるものは皆無である。このような低賃金の実態は、多かれ少かれ各産業における三〇人以下の企業にも共通するものであり、そのことからして三〇人以下の企業の賃金を含めた場合は毎月勤労統計にあらわされた平均賃金は一層低下し、したがつてまた実質賃金の水準もはるかに低位となるであろう。

第二節　賃金の産業別・規模別格差

賃金の産業別格差の歴年推移を第127表によつて検討すると、鉱業および卸小売は四七年にくらべると歴年格差が減少しており、鉱業においてはとくにこの傾向がいちじるしい。二二年当時に鉱業の賃

第128表　産業中分類別賃金格差

産業別	格差
総数	100.0
鉱業	102.5
製造業	91.5
食料品製造業	84.7
煙草製造業	109.8
紡織業	57.5
衣服及び身廻品製造業	47.3
木材及び木製品製造業	58.7
家具及び装備品製造業	63.5
紙及び類似品製造業	122.4
印刷出版及び類似産業	102.8
化学工業	104.4
石油及び石炭製品製造業	123.6
ゴム製品製造業	81.6
皮革及び皮革製品製造業	84.3
ガラス及び土石製品製造業	95.9
第一次金属製造業	122.5
金属製品製造業	89.1
機械製造業	95.7
電気機械器具製造業	104.1
輸送用機械器具製造業	118.9
医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具及び時計製造業	98.6
その他の製造業	63.9
卸売及び小売業	105.6
金融及び保険業	135.5
運輸通信及びその他の公益事業	109.7
運輸業	105.1
通信業	108.3
その他の公益事業	141.5
建設業	75.1
綜合工事業	73.2
職別工事業	89.4

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査」による。

第127表　産業別賃金格差の推移

年次	製造業	鉱業	卸小売	金融	ガス電気水道	運輸通信
47年	100.0	144.4	132.8	120.3	136.3	114.9
48年	100.0	135.0	118.0	131.1	130.0	110.3
49年	100.0	112.6	123.9	149.5	135.3	111.5
50年	100.0	107.2	124.0	155.5	128.8	107.7
51年	100.0	106.8	127.2	142.4	136.1	100.0
52年	100.0	112.4	118.0	143.2	147.9	105.8
53年	110.0	119.9	115.2	147.9	154.4	116.5

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計」労働者現金給与総額による。

金が高かつたのはいわゆる傾斜生産方式によつて石炭業にたいする国家的な助成が行われたためであり、また卸・小売業の賃金が高かつたのはインフレーションの時期において流通部面からの利潤が大きかつたことにもとづくものといえよう。これに反して四七年当時よりも格差の増大している産業は金融、ガス、電気、水道等の産業である。金融における賃金上昇がめだつているのは、独占資本のたち直りと関連のある現象であり、ガス、電気、水道等はともに独占的な公共企業的性格をもつものであり、独占価格のひき上げによつて高賃金水準が維持されたからであろう。

産業別の賃金格差は第128表の通りであるが、これを前年に比べてみると格差の縮小している産業は、鉱業（二・七％）、食料品製造業（四・二％）、紡織業（二・八％）、衣服及び身廻品製造業（一・一％）家具及び装備品（二・七％）、紙及び類似品製造業（一〇・四％）、印刷出版及び類似業（一・八％）、化学工業（一・五％）、第一次金属製造業（六・七％）、機械製造業（二・四％）、電気機械器具製造業（四・五％）等、鉱業から製造業にわたつてほとんどのき並に賃金の格差が縮小している。五三年度においては恐慌が広汎な産業をとらえるにいたつたことのあらわれであろう。逆に格差が増大しているのは石油及び石炭製品製造業（四・二％）、運輸業（四・四％）、通信

第129表　規模別賃金格差
（500人以上＝100）

産業別	1953年		1952年	
	100～499人	30～99人	100～499人	30～99人
総数	87.4	74.0	86.3	72.6
鉱業	81.3	62.2	84.3	63.6
製造業	79.3	59.8	79.1	58.8

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査」による。

業（一四・七％）等の特定の業種にかぎられている。

低い指数を示しているのは例年通り衣服及び身廻品製造業（四七・三）、紡織業（五七・五）、木材及び木製品製造業（五八・七）、家具及び装備品製造業（六三・五）であり、高い指数を示しているのは、その他の公益事業（一四一・五）、金融及び保険業（一三五・五）、第一次金属（一二二・五）である。そして前年にくらべて低いものはより低く（衣服及び身廻品が一・一％）、高いものはより高く（その他の公益事業が六・六％）なっているので産業別の賃金格差は一層拡大してでこぼこがはなはだしくなってきている。

つぎに賃金の規模別格差を第129表によって前年と比較してみると五〇〇人以上の企業の賃金を一〇〇とすると、一〇〇人から四九九人までの企業はまず総数では五二年八六・三にたいして、八七・四と格差はいくらか縮小しているが、鉱業は五二年八四・三、五三年八一・三と格差は増大し、また製造業においては、五二年七九・一、五三年七九・三とほんの僅かだけ縮小している。三〇人から九九人までの企業の賃金の場合にも同様の傾向があらわれ、総数では五二年七二・六、五三年七四・〇と格差は縮小し、鉱業は逆に六三・六から六二・二と格差がひらいており、また製造業は五八・八から五九・

第130表　産業別・規模別平均賃金格差（1953年5月）

	計	9人以下	10人～19人	20人～29人	30人～49人	50人～99人	100人～199人	200人～499人	500人以上
全産業	100	67	69	74	81	86	91	101	123
農業	100	107	113	110	89	107	76	80	—
林業及び狩猟業	100	81	89	93	97	106	74	148	—
漁業及び水産養殖業	100	94	97	105	105	110	84	107	97
鉱業	100	62	63	66	68	79	81	92	105
建設業	100	92	93	94	97	95	96	105	112
製造業	100	62	66	69	73	80	89	100	124
卸売及び小売業	100	76	79	86	90	101	107	121	144
金融及び保険業	100	71	70	83	102	106	101	116	129
不動産業	100	79	73	76	94	92	130	118	100
運輸通信及びその他の公益事業	100	65	76	77	82	90	90	99	113
サービス業	100	57	59	62	72	79	85	90	131
公務	100	88	92	99	101	101	98	117	104

〔備考〕　1. 規模計の平均賃金を100として各規模別平均賃金を指数であらわしたものである。　2. 失業保険保険料申告書に基づく賃金統計結果報告書による。

八と格差は縮小している。このようにみてくると、五三年度においては中小企業と大企業の賃金格差の拡大は鉱業において顕著であつたとみることが出来るが、これは石炭産業の恐慌がとくに中小企業を苦境に追いやつたことを物語つている。

つぎに賃金の規模別格差の産業別の特質を第130表によつてしらべてみよう。まず全産業では五〇〇人以上が一二三であるのにたいして九人以下は六七であり、ほぼ半分の比率を示している。一般的にいつて企業の規模が小さくなればなるほど賃金も低いことがわかる。格差がとくに大きい産業は林業及び狩猟業、サービス業、ついで卸売及び小売業、金融及び保険業となつている。前年に格差がもつとも大きかつた漁業及び水産養殖業が五三年にはいちじるしく格差を縮小していることは、大企業の経営不振が影響しているのであろう。中小企業の賃金が比較的高い産業は、農業、漁業及び水産養殖業、建設業等である。とくに農業は中小規模の企業の方が大企業よりに賃金が高くなつている。

規模別に名目賃金の推移を第131・132表によつてみると、まず鉱業では五〇〇人以上の企業が七、八月において夏季手当や一時金の支給によつて大幅にはね上つているにかかわらず、三〇人～九九人の中小企業では、ほとんど増額されていない。つまり大企業では月によつて賃金の上下がはげしいが、中小企業は比較的安定していることがその特徴である。製造業においても鉱業と同様のことがいえるが、しかし六、七月にはいくらか賃金が増加している。このことはほ

第131表　鉱業における規模別一カ月平均給与総額

（単位　円）

	規模計	500人以上	100人～499人	30人～99人
1953年1月	17,735	19,225	14,360	9,934
2月	15,676	16,872	12,810	9,975
3月	16,528	17,712	13,826	10,281
4月	16,278	17,389	13,710	10,328
5月	15,499	16,437	13,220	10,597
6月	16,857	17,478	15,798	11,400
7月	17,082	18,020	14,774	11,919
8月	19,774	21,411	15,696	11,492
9月	15,377	16,015	14,039	11,449
10月	15,907	16,730	14,069	11,436
11月	15,664	16,462	13,834	11,466
12月	23,606	24,752	21,505	15,577

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査」による。

第132表　製造業における規模別一カ月平均給与総額

（単位　円）

	規模計	500人以上	100人～499人	30人～99人
1953年1月	14,038	17,195	12,977	9,664
2月	13,301	15,483	12,864	9,906
3月	12,978	15,076	12,525	9,810
4月	13,467	15,806	12,804	10,165
5月	13,343	15,704	12,715	9,944
6月	16,099	19,443	15,236	11,207
7月	17,334	21,342	16,322	11,448
8月	14,972	17,767	14,200	10,937
9月	14,195	16,813	13,404	10,522
10月	14,029	16,582	13,165	10,569
11月	14,499	16,990	13,869	10,824
12月	25,607	31,713	24,216	16,414

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査」による。

んの僅かではあるが一時金が支給されていることを意味している。なお鉱業においては五〇〇人以上の大企業において三、四月の賃金よりも九、一〇、一一月の賃金が下落しているが、三〇～九九人の中小企業は三、四月よりも一〇、一一月の賃金が上昇している。鉱業においては大企業が下半期において恐慌の影響を強く受けたためであろう。

第三節　賃金の男女別・地域別格差

一九五三年における賃金の男女別格差は、第133表にみられるように鉱業においては男子労働者の平均賃金を一〇〇とすれば女子の賃金は四五・三、製造業においては三九・〇を示している。これを前年とくらべると、鉱業では〇・八%、製造業では一・六%と女子の賃金はいずれも下落をみている。すなわち男女別の賃金格差はますます拡大してきていることが明らかである。このことは男女の差別賃金がますます顕著になつていることのあらわれであろう。製造業においては特別に支払われた給与は男子を一〇〇として女子は三五・三にすぎず、差別のあることがとくにめだつている。

東京商工会議所の職種別賃金調査（五三年三月）によつて、職種毎の男女賃金を比較してみると、たとえば二〇〇人以上の事業場における一時間当り平均賃金は莫大小女工（二八円）、莫大小編男工（四八円）、縫製女工（三六円）、靴製造男工（六九円）、菓子製造女工（二九円）、麦酒醸造男工（九四円）であり、どの産業においても例外なく女子の賃金が低いことがわかる。

つぎに賃金の地域別格差は第134表のように、東京を一〇〇とした場合、鉱業において比較的高いのは北海道（五七・九）、岐阜（五三・七）、岡山（五五・六）、愛媛（五二・五）などで、逆に低いのは宮城（三一・三）、熊本（三一・四）などである。また製造業において高いのは北海道（九六・五）、神奈川（一一四・二）兵庫（九二・六）、福岡（一一〇・一）、長崎（一〇一・二）などで、低いのは山形（五〇・四）山梨（四〇・三）、鳥取（四四・〇）などである。一般的にいえることは、大企業の集中している都市の存在する府県は賃金が高く、農林地帯が多くて都市の少い府県は賃金が低いといつてよい。鉱業においても製造業においても最低と最高のひらきは約三倍に達しているから、賃金の地域差はきわめて大きいといわなければならない。

第133表　鉱業・製造業における常用労働者の性別一カ月平均現金給与額
（全国規模30人以上　1953年平均）

産業別＼内訳別・性別	現金給与総額			きまつて支給する給与			特別に支払われた給与		
	総数	男子	女子	総教	男子	女子	総数	男子	女子
鉱業	17,239	18,146	8,290	15,438	16,256	7,360	1,801	1,889	930
製造業	15,320	19,148	7,572	13,327	16,612	6,676	1,994	2 536	897

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査」（地方調査）による。

第134表 府県別平均賃金指数（東京＝100）　—1953年—

府県別	鉱業	製造業	府県別	鉱業	製造業	府県別	鉱業	製造業
北海道	57.9	96.5	石川		53.2	島根	29.7	62.0
青森	47.5	67.9	福井		47.2	岡山	55.6	74.2
岩手	48.3	94.7	山梨		40.3	広島		79.3
宮城	31.3	69.3	長野	35.2	58.0	山口	46.0	98.2
秋田	46.6	70.1	岐阜	53.7	58.2	徳島		58.0
山形	36.4	50.4	静岡	46.3	75.0	香川		61.6
福島	46.1	68.6	愛知	27.0	71.0	愛媛	52.5	70.3
茨城	42.9	88.7	三重	42.5	71.6	高知		61.5
栃木	43.5	68.3	滋賀		55.7	福岡	49.5	110.1
群馬	41.5	57.9	京都		77.4	佐賀	46.2	62.9
埼玉	43.9	68.2	大阪		84.7	長崎	48.4	101.2
千葉		84.0	兵庫	47.6	92.6	熊本	31.4	81.8
神奈川		114.2	奈良		56.9	大分	41.3	77.2
新潟	47.1	67.6	和歌山		77.4	宮崎		71.5
富山		73.9	鳥取		44.0	鹿児島	46.2	54.3

〔備考〕1. 空欄は調査事業所が四以下しかない場合である。 2. 労働省「毎月勤労統計調査」（地方調査）による。

第四節　賃金支払形態

一九五三年における賃金支払形態の大まかな動向を労働省労働統計調査部の「給与構成調査」によつて検討してみよう。第135表にみられる通り、五三年における給与構成比率を前年にくらべると、労務者においては基本給及び奨励給はほぼ保合を示し、家族給などの生活補助給はかえつて減少している。また超過勤務給はいくらか増加している。職員の場合にも全く同様な傾向がみられる。

これを規模別にみると（第136表）大企業においては基本給が増加傾向をとつているのにたいして、奨励給は逆に減少している。中小企業では基本給は保合であるが奨励給はかえつて増加をみている。このことは恐慌下において大企業は生産を増加させるような生産報償金的能率給の採用をさけつつあることを意味し、中小企業はもつぱら労働強化促進のための賃金制度（たとえば請負給の如き）に依存していることのあらわれであろう。

ところで五三年における基本給決定の傾向は、従来のように年齢、学歴、勤続による方法をとる事業所が減少し、能力、役付、職務、特殊作業によつて決定する事業所が増加している。要するになんらかの意味において職階制あるいは職務給的な基本給の決定方法が一般化してきたといえよう。年齢、学歴、勤続等による決定にはそれ自体に問題があるとはいえ、ともかく客観的基準にもとづいて行われたのであるが、能力、職務等を評価して基本給を決定する方法は、全く主観的な恣意的な評価にたよらざるをえなくなるのであり、職制強化の一手段となつていることに注意すべきであろう。

奨励給においては精皆勤給的性格のものが増加し、また一般的に家族給、地域給を採用する事業所は減少してきた。

第135表　給与構成比率（30人以上の事業所）（単位%）

	労務者							職員						
	合計	基本給	奨励給	生活補助給 計	生活補助給 家族給(3)	超過勤務給	その他	合計	基本給	奨励給	計	家族給	超過勤務給	その他
総数(2)														
51年10月	100.0	55.9	20.8	9.4	—	11.6	2.3	100.0	72.2	6.4	12.7	—	8.4	0.3
52年8月	100.0	58.2	19.6	8.2	5.4	12.1	1.9	100.0	74.7	4.9	11.6	5.7	8.4	0.4
53年9月	100.0	58.1	19.6	7.4	5.1	13.0	1.9	100.0	76.1	5.5	9.6	5.3	8.4	0.4
製造業														
51年10月	100.0	59.4	19.0	8.2	—	11.4	2.0	100.0	71.6	10.0	10.2	—	7.8	0.4
52年8月	100.0	61.4	17.9	7.3	4.8	11.8	1.6	100.0	73.4	8.9	9.1	5.2	8.0	0.6
53年9月	100.0	60.9	17.1	6.7	4.5	13.6	1.7	100.0	73.9	8.9	7.7	4.8	9.0	0.5

〔備考〕 (1) きまつて支給する給与額に対する給与種類別の比率。労働省「給与構成調査」による。

(2) 鉱業卸売及び小売業，金融及び保険業，不動産業，運輸通信及びその他の公益事業を含む。

(3) 51年は集計していない。

第136表　製造業における規模別各種給与額の変動率
（1951年10月・1952年8月・1953年9月）（単位%）

規模及び年	労務者				職員			
	計	基本給	奨励給	生活補助給	計	基本給	奨励給	生活補助給
500人以上								
52/51	11.3	14.5	5.3	6.4	7.8	11.1	−7.4	8.2
53/52	12.6	16.6	6.9	0.2	8.9	13.0	−1.0	−6.6
53/51	25.3	33.6	12.5	6.6	17.3	25.6	−8.3	1.0
100人～499人								
52/51	9.3	13.4	2.9	10.7	12.9	18.2	−5.0	−10.8
53/52	18.6	17.5	20.9	24.7	11.3	10.8	36.1	−0.9
53/51	29.6	33.2	24.3	11.4	25.7	30.9	29.3	−11.6
30人～99人								
52/51	6.9	11.7	−4.1	−20.2	7.5	11.6	−16.2	−15.8
53/52	19.1	16.9	32.5	12.4	9.1	10.1	29.8	−14.2
53/51	27.3	30.6	27.1	−10.3	17.3	22.8	8.7	−27.7

〔備考〕 1. 計は基本給，奨励給，生活補助給の計である。 2. 労働省「給与構成調査」による。

具体的な賃金支払形態の紹介とその特質については毎年の年鑑でふれているので、今回は昇給制度をとりあげよう。まず中労委の調査によれば二八年一～八月における昇給制度の現状はつぎの通りである。すなわち調査対象企業一四九社（大部分が大企業）のうち、昇給制度をとつているもの一一五社（七七％）、昇給制度のない企業一一社（七・四％）、不明二三社（一五・四％）となつており、さらに昇給制度をとつている一一五社の中で評定による昇給五九社（五一％）、評定昇給と自動昇給（年齢給、勤続給等によるもの）を合せたもの四二社（三七％）でその大部分を占めている。昇給の回数は年一回のものが評定昇給において八七社（八二・九％）、自動昇給において三〇社（六三・八％）と圧倒的に多く、年二回のものは評定昇給一八社（七・一％）、自動昇給九社（一九・一％）にすぎない。昇給率は一～五％のものが約七〇％を示しているが、職・工員別に昇給金額の大きさをみると、職員の場合、最高は一〇〇〇円～一九九九円を示し、それが七五社のうち二四社であるのにたいして、工員の場合、最高一〇〇～四九九円にすぎず、しかも五一社のうち一八社しかみられない。

以上の調査を通じて昇給制度の本質はつぎのように特質づけることができる。なによりもそれは企業の賃金支払総額を固定し、退職する者の賃金を昇給部分にふりあてることにねらいがある。このようにすれば労働者をある程度満足させることができるとともに、企業の賃金資用には変化を生じないわけである。したがつて昇給制度は、いわゆるベース・アップにかわりうる性質のものであるといつてよい。さらに昇給を実施する場合には、右の調査でも明らかなように、必ず職制の評定がつきまとう。このため労働者はつねに監視を受け、少しでもよけい昇給するためには職制におべつかをつかわなければならない。その上昇給に際しては露骨に職員あるいは職制にたいし多くの金額がつけられ、賃金の上下の格差は昇給のたびに拡大することにならざるをえないのである。この意味において昇給制度は、労働者の中に分裂をもちこむ役割を果すといえるであろう。

つぎに昇給制度の具体的な事例を紹介しよう。

八幡製鉄（三五、三四九名）東京

昇給の基礎賃金

一、基本給　この基本給の給与体系に占める割合は三〇％、勤続、経験、能力、学歴に応じて定められる。

二、業績手当（六〇％）家族手当及び地域手当（一〇％）等は昇給の直接対象とはならない。

昇給制度の内容

一、機械的昇給〔月給社員〕基本給により五ランクにわけ各ランク毎に更に成績により五ランクに分ち評定によつて昇給させる。昇給基準左記の通り。

区分	A	B	C	D	E
五一〇〇円未満	四四〇	三九〇	三四〇	二九〇	二四〇
七一〇〇円〃	四九〇	四四〇	三九〇	三四〇	二九〇
八八〇〇円〃	五八〇	四九〇	四四〇	三九〇	三四〇
一一二〇〇円〃	七三〇	六三〇	五四〇	四九〇	三九〇
一一二〇〇円以上	（特別詮議）				

（各ランクの金額については「――円」以内の意）

〔日給社員〕成年者と未成年者に分け、未成年者には左記「年齢増給」があるが、他は前記月給社員に準ずる。

（昇給区分）　（給経過期間一年当平均昇給額）

未成年者　三・九〇

成年者　日給一六〇円未満のもの　八・七〇
日給一六〇円以上二一〇円未満のもの　九・七〇
日給二一〇円以上のもの　一〇・七〇

二、評定昇給　成績点は八点より一二点とし、平均を一〇点とする（成績点のみ記入のこと）。

年齢増給

区分			
男子	一九五三・六・三迄に満一五才に達した者	四・四六円	女子
	同上　満一六才 〃	六・一三円	三・一三円
	同上　満一七才 〃	八・五七円	三・二〇円
	同上　満一八才 〃	五・一〇円	三・二八円
	同上　満一九才 〃	四・七六円	三・三六円
	同上　満二〇才 〃	四・四三円	三・四四円

日本鋼管（二五、七七二名）東京

昇給の基礎賃金

一、本給　二、地域給（この地域給は本給の一六二％）

昇給制度の内容

一、機械的昇給

（年齢給）一五才～二〇才　一才に付　一〇〇円
二一才～二二才　〃　八〇円
二三才～二五才　〃　六〇円
二六才～三二才　〃　四〇円
三三才～三七才　〃　三〇円
（但し(イ)三八才以上は加算せず(ロ)工員のみ適用）

（勤続給）四年未満　一年に付　一三〇円
五年～九年　〃　一〇〇円
一〇年～一九年　〃　七〇円
二〇年以上　〃　四〇円
（工員のみ適用）

二、評定昇給　職員昇給額の六〇％は資格、職務により一律昇給し、四〇％は人事考課に基き成績、能力を評価して昇給させる。工員昇給額のうち年齢、勤続昇給を除いた額を技能、熟練度、勤務成績を考慮して昇給させる。

富士紡績（九、三九八名）東京

昇給の基礎賃金

一、本給、学歴　経験、職歴、年齢、技倆、人物等により決定する。

昇給制度の内容

一、機械的昇給　なし

二、評定昇給

昇給査定基準（雇員）

採点基準項目	基準内容	最高基準	標準点	最低
勤怠	精励格勤で表裏なく執務態度が正しいか	五三	三五	七
技倆	作業上必要な技能及び知識を有するか	五三	三五	七
敏速性	仕事が敏速であるか	二二	一五	三

統率力	部下を掌握する力があるか	二二	一五	三
正確性	仕事が正確であるか	〃	〃	〃

（注）合計点数は一〇〇点を標準とし一五〇点を最高、二〇点を最低とする。

安川電機製作所（一、九四六名）八幡市

昇給の基礎賃金

一、職能給　二、勤続給　三、年齢給

昇給制度の内容

一、機械的昇給

年齢給―四月一日現在満齢により年一回（三月二一日付）昇給させる。満一五才を一、〇五〇円とし一才を増す毎に一三〇円増額させる。

勤続給―四月一日現在の勤続年数により年一回（三月二一日付）昇給させる。額は勤続一年に付九〇円とする。

二、評定昇給

1　昇進による昇給　昇進者の職能給は昇進後の職級における最低の号給とする。但し昇進前の職能給が昇進後の職級における最低の号給以上の場合は昇進前の職能給の直近上位の号給とする。

2　考課成績による昇給　勤務、責任感、判断、積極性、熟練其の他一三要素に付評点を付し考課成績を決定し、別に定める基準に基づき昇給を決定する。

武田薬品工業（五、〇五八名）大阪

昇給の基礎賃金

一、個別給　二、年齢手当　三、勤続手当

昇給制度の内容

一、機械的昇給

年齢給―一六才を六〇円として一才を増す毎に六〇円を加算し、五五才二、四〇〇円を限度とする。

勤続給―勤続一年を増す毎に一率六〇円を加算し、四〇年二、四〇〇円を限度とする。年齢給、勤続給は毎年一月算定増額する。

二、評定昇給　評定昇給の対象となるのは個別給で最低三、五〇〇円から最高五九、一四〇円に至る間を二〇級に分け、各級は夫々一五号に区分される。職種によるグループを個別給表上に求め（例えば八級―一〇級は職長級、一一級―一四級は係長級という如く）その間に於て各個人の昇給が決められる。

第五節　定期給与と臨時給与

第137表　鉱業，製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合

	鉱業	製造業
1953年 1月	17.2	11.5
2月	4.5	3.0
3月	4.2	1.9
4月	3.0	2.0
5月	0.8	2.3
6月	9.1	16.6
7月	9.4	23.7
8月	25.9	10.4
9月	2.9	3.5
10月	1.0	2.6
11月	1.1	2.9
12月	32.1	43.8

〔備考〕　毎月勤労統計調査結果表による。

一九五三年における臨時給与（特別に支払われた給与）が、現金給与総額に占める比率は鉱業〇・五％、

第138表　産業別にみた定期給与と臨時給与

	1月		2月		3月		4月		5月		6月	
	定期給与額	臨時給与額	定期給与額	臨時給与額	定期給与額	臨時給与額	定期給与額	臨時給与額	定期給与額	臨時給与額	定期給与額	臨時給与額
総数	13,569	2,143	13,901	411	13,967	838	14,198	550	14,061	411	14,313	3,034
鉱業	14,687	3,048	14,974	702	15,842	686	15,783	495	15,371	128	15,329	1,528
製造業	12,420	1,618	12,897	404	12,737	241	13,199	268	13,038	305	13,431	2,668
食料品製造業	10,981	1,414	11,302	738	10,778	1,292	11,254	955	11,364	963	11,575	3,642
煙草製造業	13,001	1,145	14,375	6,403	15,753	729	12,991	0	13,911	0	14,236	6,034
紡織業	7,745	897	8,146	262	7,912	63	8,365	107	8,026	41	8,305	1,588
衣服及び身廻品製造業	6,480	1,134	6,764	95	7,092	88	7,235	29	6,856	83	7,262	147
木材及び木製品製造業	8,100	638	8,574	257	8,590	40	9,161	119	8,989	78	9,022	411
家具及び装備品製造業	8,740	283	9,908	34	9,792	297	10,256	58	10,005	180	10,283	324
紙及び類似品製造業	15,700	6,098	15,776	1,459	15,640	544	15,997	219	16,031	287	16,589	4,787
印刷出版及び類似産業	14,578	378	15,010	881	14,944	421	14,960	719	14,529	206	14,805	3,302
化学工業	14,361	1,561	14,349	589	13,917	248	14,300	790	14,472	370	14,592	3,856
石油及び石炭製品製造業	15,881	344	15,450	156	15,219	94	15,624	334	16,074	4,107	16,553	14,757
ゴム製品製造業	11,435	1,670	11,773	185	11,437	215	11,978	388	11,585	258	12,112	1,004
皮革及び皮革製品製造業	11,668	1,339	12,212	533	11,829	533	12,655	133	12,067	13	12,783	3,059
ガラス及び土石製品製造業	12,957	2,241	13,073	543	12,936	676	13,555	195	13,642	485	13,610	2,919
第一次金属製造業	16,458	3,711	16,964	137	16,933	60	17,972	130	17,823	334	18,606	2,860
金属製品製造業	12,115	634	13,063	164	13,022	54	13,498	56	13,164	92	13,665	2,514
機械製造業	13,574	1,143	14,302	324	14,293	162	14,524	136	14,162	199	14,807	1,950
電気機械器具製造業	14,363	945	14,894	98	14,833	25	15,039	79	15,018	454	15,399	5,860
輸送用機械器具製造業	16,055	2,224	17,010	152	16,742	249	17,757	244	17,541	518	18,053	1,197
医療機械,理化学機械,写真機,光学機械器具及び時計製造業	13,344	660	14,093	69	14,122	232	14,523	108	14,200	66	14,206	3,886
その他の製造業	8,967	272	9,723	89	9,751	217	9,938	45	9,756	0	9,935	661
卸売及び小売業	14,436	2,453	14,168	588	14,245	659	14,208	1,398	14,267	920	14,512	4,335
金融及び保険業	16,450	1,966	16,507	710	16,692	9,290	16,824	4,202	16,639	371	16,699	5,279
運輸通信及びその他の公益事業	14,845	2,843	15,083	208	15,283	785	15,272	339	15,262	640	15,362	3,695
運輸業	14,491	2,669	14,566	191	14,476	709	14,854	412	14,806	595	14,941	1,328
通信業	14,306	2,347	14,580	103	16,097	223	14,681	6	14,925	229	14,798	6,361
その他の公益事業	18,115	4,886	19,280	520	18,838	2,320	19,024	499	18,773	1,688	19,079	13,676
建設業	10,297	705	10,746	89	11,006	208	10,922	142	11,311	685	11,331	2,655
綜合工事業	10,055	718	10,519	85	10,754	95	10,694	42	11,130	120	11,146	2,449
職別工事業	12,172	603	12,492	119	12,894	1,052	12,581	867	12,630	4,802	12,705	4,173

	7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	定期給与額	臨時給与額	定期給与額	臨時給与額	定期給与額	臨時給与額	定期給与額	臨時給与額	定期給与額	臨時給与額	定期給与額	臨時給与額
総数	14,250	3,792	14,373	2,330	14,597	1,171	14,733	555	14,973	464	15,356	12,900
鉱業	15,470	1,612	14,651	5,123	14,930	447	15,752	155	15,485	179	16,030	7,576
製造業	13,227	4,107	13,412	1,560	13,692	503	13,667	362	14,084	415	14,381	11,226
食料品製造業	11,570	4,020	11,824	2,225	11,942	1,437	12,047	1,625	12,266	941	12,674	11,346
煙草製造業	13,724	148	13,695	4,868	14,048	11,778	14,611	524	13,862	59	14,237	20,430
紡織業	8,147	1,412	8,377	1,677	8,732	447	8,683	207	8,965	385	9,196	7,873
衣服及び身廻品製造業	7,026	2,037	6,974	835	7,227	64	7,341	78	7,638	130	7,936	4,402
木材及び木製品製造業	9,069	1,088	9,013	1,190	9,480	64	9,416	105	9,553	108	10,039	4,741
家具及び装備品製造業	9,899	715	9,810	373	10,130	484	10,140	99	10,891	74	11,807	2,973
紙及び類似品製造業	16,281	11,154	16,781	3,299	17,175	544	16,869	216	17,473	200	17,535	19,248
印刷出版及び類似産業	14,599	4,788	14,933	1,211	15,014	255	15,436	675	15,735	505	16,187	12,481
化学工業	14,661	5,943	15,056	1,991	15,125	534	15,190	1,100	15,353	714	15,634	15,047
石油及び石炭製品製造業	16,624	3,360	16,428	484	16,527	132	16,588	358	16,807	2,777	17,626	26,086
ゴム製品製造業	11,851	4,963	11,907	901	12,231	233	12,223	292	12,528	325	12,400	10,107
皮革及び皮革製品製造業	12,249	1,411	12,161	359	12,602	1,351	12,857	0	13,207	19	13,700	10,690
ガラス及び土石製品製造業	13,592	6,678	13,655	875	13,924	644	13,715	216	14,661	611	14,788	12,406
第一次金属製造業	18,262	6,894	18,105	1,017	18,816	357	18,201	164	19,273	661	19,373	12,901
金属製品製造業	13,548	2,975	13,696	543	13,927	278	13,990	290	14,300	150	14,801	8,478
機械製造業	14,369	2,629	14,639	1,260	15,022	122	14,875	114	15,330	104	15,730	8,583
電気機械器具製造業	15,481	4,064	15,545	560	15,549	111	15,633	85	15,949	360	16,341	12,524
輸送用機械器具製造業	17,359	5,305	17,568	2,648	17,769	392	17,975	238	18,390	211	18,824	14,442
医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具及び時計製造業	14,503	5,135	14,692	1,277	14,876	111	14,909	67	15,298	35	15,332	12,368
その他の製造業	9,876	2,458	9,935	1,262	9,696	343	9,996	0	10,417	153	10,817	4,020
卸売及び小売業	14,753	4,925	14,733	1,829	14,779	1,368	14,935	1,207	15,130	1,359	15,479	15,393
金融及び保険業	17,171	4,690	17,658	2,394	17,949	9,781	18,298	4,642	18,255	934	18,752	20,088
運輸通信及びその他の公益事業	15,366	3,529	15,695	3,043	15,823	1,364	16,013	250	16,115	370	16,612	16,663
運輸省	14,934	4,369	15,234	2,645	15,567	1,562	15,696	264	15,813	216	15,903	14,951
通信業	14,924	397	15,373	5,103	14,894	635	15,217	37	15,478	894	17,473	18,486
その他の公益事業	18,919	4,080	19,185	1,715	19,157	1,471	19,471	486	19,167	369	19,454	23,995
建設業	11,523	1,646	11,594	710	11,574	258	11,855	68	11,733	241	12,363	7,148
綜合工事業	11,401	1,640	11,382	726	11,311	172	11,644	28	11,488	63	12,113	7,228
職別工事業	12,480	1,692	13,248	582	13,621	923	13,457	373	13,599	1,593	14,324	6,522

〔備考〕 1. 総数には不動産業を含み建設業は含まない。　2. 毎月勤労統計調査結果表

製造業一二・九%であり、前年は前者が一一・六%、後者が一二・三%であつたのに比べると、鉱業の臨時給与の減少していることがめだつ。これは鉱業の中で特に石炭産業の恐慌が深刻化したため臨時給与の支払をひきしめたことの結果であろう。製造業の臨時給与が相変らず減少していないのは、賃金値上げの闘争を一時金支給でおさえる傾向が依然として一般的に採用されたためである。（第137表）

臨時給与が現金給与総額中に占める比率を月別にみると、まず鉱業では八月（二五・九）、一二月（三二・一）と大きな比率を示しているが、前年には七月にも二一・八という比率を示しているのに五三年は九・四にすぎない。前年のような石炭産業の好況局面が影をひそめてしまつたことを意味するものであろう。製造業では相変らず鉱業よりも一月早く六月（一六・六）、七月（二三・七）と高い比率を示しているが、これは春期闘争が一時金の支給で妥結した企業が多かつた結果である。

これを産業別にみると（第138表）、たとえば六月に臨時給与がもつとも多く支給されているのは、石油及び石炭製品製造業（一万四七五七円）その他の公益事業（一万三六七六円）などであり、七月には紙及び類似品製造業（一万一一五四円）一二月にも紙及び類似品製造業（一万九二四八円）石油及び石炭製品製造業（二万六〇八六円）その他の公益事業（二万三九九五円）金融及び保険業（二万〇〇八八円）となつている。これらの産業において臨時給与が多かつたのは、まずそれが比較的好況だつたためであろう。

第六節　賃金不払の状況

一九五三年における賃金不払は第139表のように、件数一〇万六

第139表　賃金不払の趨勢（1953年）

月	取扱件数	解決件数	差引不払件数	不払総額(円)	解決金額(円)	差引不払金額(円)
1	81,761	78,868	2,893	33,621,385,270	33,290,471,231	330,913,976
2	83,198	80,274	2,924	33,915,408,689	33,522,975,485	392,505,204
3	84,743	81,796	2,947	34,206,268,670	33,820,059,879	386,208,791
4	86,250	83,267	2,983	34,488,501,408	34,077,369,381	411,132,027
5	88,004	84,928	3,076	34,805,213,662	34,374,240,705	430,972,957
6	89,496	86,433	3,063	35,097,893,695	34,634,561,218	463,332,477
7	91,344	88,167	3,184	35,522,596,041	35,037,098,973	485,497,068
8	93,249	90,053	3,203	35,915,608,834	35,433,412,312	482,196,522
9	94,992	91,789	3,203	36,275,045,642	35,773,302,899	501,742,743
10	96,707	93,660	3,047	36,605,482,329	36,100,056,981	505,425,348
11	98,427	95,359	3,067	36,992,318,664	36,434,425,573	557,893,091
12	100,611	97,708	2,896	37,335,536,573	36,892,127,189	443,409,384

〔備考〕 1949年3月以降の累計である。
労働省労働基準局監督課調。

第140表　賃金不払事件処理状況（1953年）

月	発生件数	解決件数	不払金額	解決金額
1月	1,330	1,369	180,880,386	161,864,003
2月	1,437	1,406	294,095,482	232,504,254
3月	1,545	1,522	290,787,981	297,084,394
4月	1,507	1,471	282,232,738	257,309,502
5月	1,754	1,661	316,712,254	296,871,324
6月	1,492	1,505	292,680,033	260,320,513
7月	1,848	1,734	424,702,346	402,537,755
8月	1,905	1,886	393,012,793	396,313,339
9月	1,743	1,736	359,436,808	339,890,587
10月	1,715	1,871	330,436,687	326,754,082
11月	1,720	1,699	386,836,335	334,368,592
12月	2,184	2,349	343,217,909	457,701,616

〔備考〕　労働省労働基準局監督課調。

年にくらべて件数では二八・六％も多かつたのであるから、賃金の不払が年々増加し企業の不振が深刻化していることがわかる。ことに未解決のものは金額で前年よりも四一％多いのであるから、その点でいつても経済危機の度合は前年の比でないといえるであろう。

賃金不払の発生件数の月別推移をみると（第140表）、一月から五月までじりじりと増加し、六月には小康をえて七、八月には急激に上昇し、その後一七〇〇件台がつづいて年末には二〇〇〇台を突破している。このような推移は下半期において恐慌が一層深刻化してきたことをうらがきしている。

原因別に発生件数をみると（第141表）、もつとも多いのが、その他（五三・八％）、ついでその他の経営難（二二・六％）、売掛代金一一件、金額三七三億三五五三万六五七三円にのぼり前年にくらべて件数で二五％、金額で一一・六％にのぼつている。前年度自体がその前の

第141表　原因別賃金不払状況

	（原因）A	B	C	D	E	F	G	H	計
1953年1月	165	—	—	125	3	29	282	726	1,330
2月	174	3	—	108	5	35	309	803	1,437
3月	151	4	1	111	3	44	296	935	1,545
4月	171	1	—	105	5	45	320	860	1,507
5月	190	6	1	118	5	57	372	1,005	1,754
6月	133	3	—	96	3	40	364	853	1,492
7月	224	16	1	169	7	72	418	941	1,848
8月	266	6	5	142	7	41	423	1,015	1,905
9月	208	6	1	139	6	63	357	963	1,743
10月	197	13	—	108	1	68	408	920	1,715
11月	227	11	2	141	2	54	433	850	1,720
12月	323	10	—	184	4	72	592	999	2,184
1953年合計	2,429	79	11	1,546	51	620	4,574	10,870	20,180
同上百分比	12.0	0.4	0.1	7.7	0.3	3.1	22.6	53.8	100.0

〔備考〕　原因別の（A）金融難，（B）政府支払の遅延，（C）補給金の打切，（D）売代掛金の回収難，（E）税金の支払，（F）販売の不振，（G）その他の経営難，（H）その他。労働省労働基準局監督課調。

第142表　賃金不払新規発生分事件月別規模別発生状況（1953年1月～12月）

年月別	大事業場		中事業場		小事業場		計	
	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比
51年（1月～12月）	938	5	8,134	43	10,098	52	19,170	100
52年（1月～12月）	941	5	7,301	43	9,738	53	17,880	100
53年　1月	75	5	510	39	745	59	1,330	100
2月	90	6	582	41	765	53	1,437	100
3月	106	7	642	41	797	52	1,545	100
4月	81	5	632	42	794	53	1,507	100
5月	103	6	742	43	909	51	1,753	100
6月	80	6	616	41	796	53	1,492	100
7月	122	7	774	42	952	51	1,848	100
8月	129	7	781	41	995	52	1,905	100
9月	99	6	30	42	914	52	1,743	100
10月	103	6	688	40	924	54	1,715	100
11月	100	6	668	39	952	55	1,720	100
12月	114	5	857	39	1,213	56	2,184	100
計	1,202	6	8,222	41	10,756	53	20,180	100

〔備考〕　大事業場は労働者100人以上，中事業場は10人以上100人未満，小事業場は労働者10人未満を使用するものである，労働省労働基準局監督課調。

の回収難（七・七％）となつており、その原因はいずれも恐慌に関連している。

つぎに発生件数を規模別にみると（第142表）、やはりなんといつても小事業場（一〇人未満）のものがもつとも多く、毎月五〇％をこえている。ついで中事業場（一〇人～九九人）が多くをしめ、これもまた毎月四〇％台を示している。大事業場（一〇〇人以上）の賃金不払はさすがに少く、五・六％（時によつては七％）を示しているにすぎない。恐慌のしわよせはあげて中小企業に集中しているといつてよいのである。

第二章　労働時間と休憩・休日

一九五三年中の労働時間の推移を、「毎月勤労統計調査結果表」における一人平均月間実労働時間数によつてみると（第143表）、二、三の業種を除いて、一般に前年より増加傾向を示している。すなわち全産業の平均では一九四・五時間と前年より二時間、一％の増加（前年〇・二％増）であり、業種別では鉱業の七・一時間（三・九％）を最高に、製造業においても二・八時間、一・四％の増加となつている。製造業の内訳では木材及木製品、電気機械器具、第一次金属、ゴム製品、皮革、その他の製造業等の諸部門でいずれも二％以上の増加を示し、反対に一％以上の減少をみた業種は石油及石炭製品、煙草製造業の二部門のみとなつている。なお、実数では印刷出版及類似品製造業の二一一時間が最高で、金属製品製造業の二〇五・三時間がこれに次ぎ、最低は煙草製造業の一七一・八時間である。また、五三年における労働時間、休日および休暇制度の実態を「労働時間制度調査結果報告」（労働省統計調査部編、昭和二九年一月刊）

均月間実労働時間数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
197.6	191.4	198.7	196.1	195.7	197.1	197.0	195.7	200.7
194.0	189.5	188.6	193.9	182.1	187.9	197.7	190.7	197.8
201.7	193.1	203.5	196.7	199.0	202.1	197.8	201.5	202.6
204.2	193.9	205.7	199.9	202.4	205.8	200.9	205.8	210.6
174.2	174.2	171.9	179.0	170.2	174.4	188.6	160.0	173.8
203.1	194.9	202.1	195.7	196.5	202.8	196.4	202.5	202.8
199.3	189.1	200.9	191.4	182.8	194.5	188.4	194.7	197.4
208.8	203.1	205.0	201.0	198.2	210.8	204.2	204.4	211.5
212.8	200.7	208.5	196.4	201.7	207.5	202.1	209.5	215.8
209.5	202.1	211.4	192.9	209.0	211.6	204.2	212.8	210.4
216.7	205.7	215.2	211.5	209.1	211.4	214.5	213.8	221.8
182.2	177.5	185.2	181.5	187.0	186.1	183.2	183.1	183.3
193.3	183.8	199.0	195.4	195.3	192.9	189.4	190.3	194.6
199.4	185.6	199.3	190.1	192.0	197.3	196.1	198.5	194.2
203.6	187.9	203.3	187.0	186.7	194.5	194.2	197.5	200.4
200.9	194.9	199.6	195.3	198.7	198.4	194.3	200.2	202.6
198.9	197.0	205.7	203.2	202.9	202.0	201.2	199.1	200.9
211.2	201.3	214.9	205.2	205.7	211.6	206.4	210.8	214.2
209.9	196.9	213.1	201.7	206.2	210.6	204.5	211.7	211.4
200.2	186.1	204.8	199.3	201.9	203.7	197.1	201.7	202.6
202.9	193.2	206.6	196.1	200.4	201.3	197.2	202.7	200.5
201.1	187.3	201.7	196.1	201.7	202.8	195.7	202.6	199.6
204.4	191.4	202.4	194.6	199.4	203.2	197.0	202.3	203.2
189.6	184.7	193.0	192.9	191.6	189.3	193.4	187.4	191.8
179.8	172.1	181.6	183.3	178.0	177.7	185.3	167.3	185.1
195.2	193.4	196.8	199.0	197.8	195.0	198.1	191.8	202.8
200.2	198.3	201.6	202.6	202.9	200.3	201.7	197.6	203.9
184.4	184.1	186.6	190.1	186.2	182.3	188.3	176.9	207.9
183.8	179.6	186.2	192.9	187.8	185.6	193.4	182.6	187.2
192.0	191.8	193.3	196.9	197.7	196.3	197.6	192.3	205.4
190.9	191.6	192.1	197.3	197.2	195.4	197.0	191.6	205.7
200.4	193.1	202.4	193.4	201.4	203.5	201.9	197.8	203.0

第143表　産業別一人平

産業別	1952年平均	1953年平均	1953年1月	2月	3月
総数	192.5	194.4	180.7	191.8	190.8
鉱業	183.9	191.6	190.7	186.8	199.0
製造業	194.4	196.7	175.4	196.5	190.0
食料品製造業	200.2	200.0	181.9	201.9	186.5
煙草製造業	174.3	173.6	158.6	165.5	193.3
紡織業	193.1	196.2	174.3	194.9	188.7
衣服及び身廻品製造業	189.0	188.9	166.6	179.4	182.5
木材及木製品製造業	197.2	201.1	178.4	193.3	194.3
家具及び装備品製造業	203.1	202.5	172.7	206.4	196.0
紙及び類似品製造業	204.7	204.6	189.5	206.5	194.7
印刷出版及び類似産業	208.1	210.7	193.3	208.4	207.4
化学工業	180.0	181.1	167.3	183.2	173.6
石油及び石炭製品製造業	195.2	190.0	171.5	189.5	184.6
ゴム製品製造業	188.8	192.5	174.0	194.3	188.8
皮革及び皮革製品製造業	188.7	191.7	165.6	196.2	184.0
ガラス及び土石製品製造業	194.3	195.7	176.9	197.9	189.0
第一次金属製造業	195.3	198.2	181.7	192.7	192.6
金属製品製造業	203.0	205.4	179.0	205.0	199.2
機械製造業	200.4	204.0	178.0	206.7	197.1
電気機械器具製造業	191.8	196.0	168.0	197.8	188.7
輸送用機械器具製造業	197.2	197.1	171.0	200.3	192.4
医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具及び時計製造業	192.5	195.3	168.9	198.6	188.0
その他の製造業	191.4	195.7	167.0	196.0	188.2
卸売及び小売業	187.9	188.0	177.1	185.1	180.6
金融及び保険業	177.7	177.1	163.1	173.8	177.5
運輸業通信業その他の公益事業	195.6	195.3	191.6	188.2	194.1
運輸業	198.9	199.4	194.7	193.7	195.7
通信業	193.0	187.4	189.7	176.5	195.5
その他の公益事業	179.3	184.3	175.5	176.1	181.3
建設業		193.4	176.8	188.5	191.6
綜合工事業		192.7	176.3	187.1	190.2
職別工事業		198.3	180.8	199.8	202.2

〔備考〕「毎月勤労統計調査結果表」による。

によつて、製造業の主要業種についてみると次の通りである。

（注）「労働時間制度調査」は、一九五三年五月一日現在で実施されたもので、北海道、福島、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口、福岡の各都道府県における石炭産業、紡績業、化学工業、第一次金属製造業、機械製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業に属する毎月勤労統計調査の対象事業所のうち調査事業所総数約一、五〇〇事業所、労働者数約八〇万人（内製造業約五九万、石炭鉱業約二一万）を対象としている。

また、そのうちには、労働基準法第四章および第六章で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定が適用される一般の労働者の外、同法第四一条によつて同上の規定の適用が除外されている三種類の労働者のうち、監視または断続的労働従事者として労働基準監督署署長の許可をうけたものを含む。ここではそのうち一般の労働者についてみる。なお、産業別・規模別調査事業所数は次のごとくである。

産業別	一〇、〇〇〇人以上	一〇〇〇～九、九九九人	一～九九九人	三～九九人	合計
石炭鉱業	六九	三四	一〇四	一六	二二三
紡織業	五八	三九	一二六	一六〇	三八三
化学工業	二二	四〇	七二	四四	一七八
第一次金属製造業	二四	二七	五七	六一	一六九
機械製造業	一五	二一	九六	一一七	二四九
電気機械製造業	三〇	二四	五四	四三	一五一
輸送用機械製造業	二六	二二	四七	四五	一四〇
計	二四四	二〇七	五五六	四八六	一四九三

交替制度　ここでは同一事業所における交替制勤務労働者の多少を問わず、監視または断続的労働者を除いて一人以上交替制勤務労働者が存在する事業所はひとしく交替制度実施事業所として観察される。また、交替制度の区分は左の基準による。

一、一日内における交替制勤務事業所の一日の操業時間を二以上に区分し、二以上の組に分けられた労働者が交替で就業し、通常最初の組の労働者の始業から最後の組の労働者の終業までの時間が二四時間以内の場合を一日内の交替制勤務という。例えば事業所の操業時間が一六時間で、これを八時間毎の二組交替にしている場合

第144表　産業別常用労働者数の所定休憩時間及び所定労働時間別分布

産業別	所定休憩時間				所定労働時間			
	計	～44分	45分～60分	61分～	計	～6時59分	7時0分～8時0分	8時1分～
		%	%	%		%	%	%
紡織業	100.0	0.6	95.0	4.4	100.0	0.2	97.9	1.9
化学工業	100.0	0.3	96.5	3.2	100.0	1.4	98.3	0.3
第一次金属製造業	100.0	0.1	99.6	0.3	100.0	1.9	98.0	0.0
機械製造業	100.0	0.7	98.0	1.3	100.0	0.5	99.5	—
電気機械製造業	100.0	0.2	99.0	0.8	100.0	—	100.0	—
輸送用機械製造業	100.0	0.0	99.7	0.3	100.0	0.3	99.7	—
計	100.0	0.3	98.3	1.4	100.0	0.7	99.0	0.3

〔備考〕「労働時間制度調査結果報告」による.

を二交替制という。但し一定期間毎に就業時転換を行わない場合は、事業所の操業時間を二または三に区分していても交替なき勤務とする。

二、二日以上にわたる交替制勤務　労働者を二以上の組に分けて就業させ、最初の組の始業から最後の組の終業までの時間が二四時間を越える場合をいう。例えば一日一六時間隔日勤務のごときは二日にわたる二交替制、一日二四時間二日おき勤務は三日にわたる三交替制という。

交替制度の実施状況　交替制度実施事業所数の全調査事業所数に対する割合を産業別にみると、紡績業が四七・二％（三八〇事業所中一八〇事業所）で最高、次いで第一次金属製造業四五％、化学工業四二・七％、電気機械器具製造業二一・二％の順に多く、他は共に一〇％内外である。

交替制実施の方法別にみると、紡績業では交替なき勤務と一日内における二交替制勤務（以下単に二交替制勤務）を併用している事業所が多く、交替制実施事業所中の七五％を占めている。また、化学工業では交替なき勤務と一日内における三交替制勤務（以下三交替制勤務）の併用が多く五三・三％を占め、第一次金属製造業では交替なき勤務、二交替制および三交替制の併用が最も多く四三・四％占める。機械関係の三製造業では交替制を実施している事業所が少ないが、実施事業所の中で比較的多く行われているのは交替なき勤務と二交替制の併用であり、輸送用機械器具製造業では交替なき勤務、二交替制および三交替を併用している事業所の割合も比較的高い。

次に交替制を実施している事業所の全労働者に対する交替制勤務者の割合についてみると、紡績業の六三・四％が特に高く、第一次金属製造業、化学工業はそれぞれ四五・四％、三一・四％で、機械関係三製造業では極く僅かに過ぎない。紡績業で特に高いのは、労働者数の多い粗紡、精紡の基幹的工程部門で交替制が実施されているためである。

所定労働時間

一、交替なき勤務に従事する労働者　交替なき勤務に従事する労働者の所定労働時間別分布を産業別にみると（第144・145表）、紡績業では八時間勤務の労働者が大部分（九三・四％）を占めているが、第一次金属および化学工業では七時間がそれぞれ七〇％前後を占める。機械関係の三製造業においても七時間が最も多いが、第一次金属および化学工業程その比重は大きくない。

規模別では、五、〇〇〇人以上で七時間が六四％、四、九九九―一、〇〇〇人で八時間が四八％と半数近くを占め、七時間は二五・一％とかなり少く、九九―三〇人では八時間が七五・八％と圧倒的に多くなっている（第146表）。すなわち大企業の方が所定労働時間が短く、小企業が長いことがわかる。

二、二交替制勤務に従事する労働者　紡績業は八時間が九三・一％、第一次金属製造業は七時間が七二・四％、化学工業は七時間が五七・五％でそれぞれ過半を占め、交替なき勤務と同じような分布を示すが、機械製造業では七時間一分―七時間二九分が四四・九％で最も多く、次いで七時間三〇分が二二・三％で、また、電気機械器具製造業でも八時間一分以上が五二・七％を占め、交替なき勤務とは異つた分布を示す。なお、化学工業および輸送用機械器具製造業で「その他」の比重が比較的高いが、「その他」とは前番と後番の所定労働時間が異なる場合である。すなわち、この調査の集計においては、各番の所定労働時間が同一な場合だけを各時間区分に分類し、各番の時間が異なる場合、例えば前番七時間、後番八時間というような場合はすべて「その他」に分類してある（三交替制勤務

第145表　産業別，交替回数及び所定労働時間別労働者数

交替回数	所定労働時間	紡織業	化学工業	第一次金属製造業	機械製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業
	時間分						
交替なし	～ 6.59	148	712	1,610	248		313
	7.00	1,182	36,112	57,745	18,927	41,880	68,930
	7.01 ～ 7.29	270	3,829	7,423	12,171	6,633	27,226
	7.30	109	394	9,180	3,742	17,892	756
	7.31 ～ 7.59	1,138	1,981	495	2,764		1,379
	8.00	56,732	8,098	7,538	16,570	5,398	14,821
	8.01 ～	1,163	131	40			
二交替制	～ 6.59	83	3	6			
	7.00	1,369	490	9,441	97	193	164
	7.01 ～ 7.29	982		921	245	10	29
	7.30	68	27	483	122	41	
	7.31 ～ 7.59	990	4				
	8.00	63,155	47	494	5		23
	8.01 ～	414	109	1,430	71	352	68
	その他	774	172	264	6	72	84
三交替制	～ 6.59		9	35			
	7.00	28	548	27,289	79	483	79
	7.01 ～ 7.29	509	553	3,980		22	6
	7.30		28	47		176	
	7.31 ～ 7.59	7					
	8.00	778	232	1,873		89	9
	8.01 ～						
	その他	302	11,405	12,350	81	69	128

〔備考〕 所定労働時間別の「その他」とは前番と後番の所定労働時間が異なる場合である。「労働時間制度調査結果報告」による。

第146表　規模別常用労働者数の所定休憩及び労働時間別分布（交替なき勤務）

規模別	所定休憩時間				所定労働時間			
	計	～44分	45～60分	61分～	計	～6時59分	7時0分～8分0時	3時1分～
		%	%	%		%	%	%
～5,000人	100.0	0.0	99.7	0.3	100.0	0.8	99.2	—
4,999人～1,000人	100.0	—	99.5	0.5	100.0	0.3	99.7	—
999人～ 100人	100.0	1.0	95.7	3.4	100.0	0.9	98.2	0.9
99人～ 30人	100.0	1.4	89.9	8.7	100.0	0.7	97.1	2.2

〔備考〕 「労働時間制度調査結果報告」による。

第147表　化学工業における三交替制度の実施状況

時間の組合せ	実施事業所数	労働者数	時間の組合せ	実施事業所数	労働者数
7.00 ～ 6.00 ～ 8.00	10	4,634	7.15 ～ 7.15 ～ 8.00	1	325
7.00 ～ 5.00 ～ 9.00	4	1,054	7.00 ～ 6.30 ～10.30	1	388
6.00 ～ 6.00 ～ 9.00	2	633	7.10 ～ 6.00 ～ 8.20	1	198
7.00 ～ 5.30 ～ 8.30	2	1,407	6.00 ～ 5.30 ～ 9.00	1	192
6.00 ～ 5.00 ～10.00	2	346	5.30 ～ 5.80 ～10.00	1	32
7.00 ～ 7.00 ～10.00	2	40	6.10 ～ 6.10 ～ 8.00	1	17
5.00 ～ 5.00 ～10.00	1	846	7.00 ～ 5.30 ～ 7.45	1	15
7.00 ～ 5.30 ～ 8.30	1	722	6.15 ～ 5.15 ～10.00	1	10
6.00 ～ 5.30 ～ 8.30	1	664	6.15 ～ 6.15 ～ 9.00	1	6

〔備考〕　「労働時間制度調査結果報告」による。

の場合も同様)。

三、三交替制勤務に従事する労働者　三交替制勤務労働者数の最も多いのは化学工業であるが、この部門では「その他」が九〇%近くを占めている。「その他」の内訳は第147表のごとくである。すなわち化学工業における労働時間の組合わせは相当多種類に上つているが、一番多い形式は七時間—六時間—八時間制で事業所数は一〇、労働者数は四六三四人である。

そして、すべての形式に共通するのは三番方すなわち深夜勤務にあたる番の時間が最長なことである。

所定休憩時間　各産業の所定休憩時間別分布をみると、各産業とも四五—六〇分に殆んど集中している。産業合計では四五—六〇分が九八・三%、四四分以下〇・三%、六一分以上一・四%となつている(第144表参照)。

休暇制度

一、年次有給休暇　労働基準法第三九条による年次有給休暇の日数は、勤続一年六日、五年一〇日、一〇年一五日、一五年二〇日、最高二〇日で、この法定の最低限を与えている事業所が全体的にみれば多い。産業別にみて法定以上の日数を与えている事業所が多いのは電気機械製造および化学工業であり、逆に条件が一番悪いすなわち法定最低限の日数を与えている事業所が一番多いのは紡績業である。

二、年次有給休暇以外の休暇　年次有給休暇以外の休暇すなわち生理休暇、出産休暇、結婚休暇および忌引休暇を有給・無給別にみると(第148表)、有給で与えている事業所の割合は、忌引休暇が最も多くて七五五事業所で全調査事業所の五九・五%に当り、次いで結婚休暇五六・六%、生理休暇四四・三%の順となり、出産休暇は最も少くて四一二事業所、三二・五%となつている。

ここで有給であるというのは必ずしも休暇の全日数が有給であることを意味しない。一部を有給で与え、一部を無給とする事業所がかなりある(そういう場合、有給、無給それぞれ一事業所として集計してある)。そして、有給日数と無給日数の比率は休暇の種類によつて異なり、出産休暇の場合は特に有給部分が少く、出産当日のみ有給とし、他の法定日数を無給とするような方式の事業所も多い。

生理休暇は一来潮につき有給二日、それ以上無給という場合が多

第148表　産業別・有給無給及び休暇種類別事業所数

産業別	生理		出産		結婚		忌引	
	有給	無給	有給	無給	有給	無給	有給	無給
紡織業	121	188	60	291	159	182	167	189
化学工業	102	43	90	80	141	31	143	30
第一次金属製造業	72	63	58	90	90	68	96	65
機械製造業	99	91	86	139	132	99	139	103
電気機械製造業	90	62	67	92	105	47	117	37
輸送用機械製造業	79	66	51	95	92	49	93	48
計	563	513	412	787	719	476	755	472

〔備考〕　「労働時間制度調査結果報告」による。

第149表　産業別・有給休日日数区分別事業所数及び比率

産業別	0.5～4.5日	5～9.5日	10～14.5日	15日～	計
紡織業	63 (46.3)	54 (39.7)	16 (11.8)	3 (2.2)	136 (100.0)
化学工業	10 (11.0)	16 (17.6)	44 (48.2)	21 (23.1)	91 (100.0)
第一次金属製造業	23 (31.1)	16 (21.6)	20 (27.1)	15 (20.3)	74 (100.0)
機械製造業	37 (34.9)	31 (29.3)	30 (28.3)	8 (7.6)	106 (100.0)
電気機械製造業	33 (36.3)	13 (14.3)	30 (32.9)	15 (16.5)	91 (100.0)
輸送用機械製造業	15 (22.4)	24 (35.8)	23 (34.3)	5 (7.5)	67 (100.0)
計	181 (32.1)	154 (27.3)	163 (28.9)	67 (11.8)	565 (100.0)

〔備考〕　(　　) 内は計を100とした百分比，0.5日を最低限としたのは半日の休日（会社記念日に多い）がある為である。「労働時間制度調査結果報告」による。

第150表　産業別・無給休日日数区分別事業所数

産業別	0.5～4.5日	5.0～9.5日	10.0～14.5日	15.0日以上	計
紡織業	43 (13.5)	155 (48.8)	88 (27.7)	32 (10.0)	316 (100.0)
化学工業	12 (11.9)	17 (16.8)	55 (54.5)	17 (16.8)	101 (100.0)
第一次金属製造業	14 (11.4)	46 (37.4)	40 (32.5)	23 (18.7)	123 (100.0)
機械製造業	23 (11.6)	84 (42.4)	70 (35.5)	21 (10.6)	198 (100.0)
電気機械製造業	13 (13.8)	19 (20.2)	52 (55.2)	10 (10.6)	94 (100.0)
輸送用機械製造業	13 (12.5)	40 (38.4)	36 (34.6)	15 (14.4)	104 (100.0)
計	118 (12.6)	361 (38.5)	341 (36.3)	118 (12.6)	938 (100.0)

〔備考〕　(　　) 内は計を100とした百分比。「労働時間制度調査結果報告」による。

い。忌引休暇は最高（七日くらいが普通である）でも全部有給の場合が多く、結婚休暇も無給部分は比較的少ない。

休日　休日の主なもの国民祝祭日、年末年始の休日、盆休、会社記念日およびメーデ等の合計日数を有給・無給別にみると（第149・150表）、有給休日を与えている事業所数は五六五で全調査事業所の四四・四％に当るが、このうち最も多いのは四・五日以下で五六五事業所の三二・一％、一〇日以上一四・五日以下がこれに次いで、一五日以上は最も少く一一・九％である。また、無給休日を与えている事業所は九三八で、全調査事業所の七三・八％を占め、有給休日の四四・四％より多い。これを日数別にみると、一五日以上は九三八事業所のうち一二・六％を占める。〇・五日以上四・五日以下はその一二・六％で有給休日に比べてかなり少くなっている。なお、有給・無給の区別は日給者については比較的明瞭であるが月給者については当該休日に出勤して通常の労働日の賃金プラス割増賃金が支払われる場合は無給休日としてある。また、この調査は事業所の大多数の労働者に適用される制度を調査したので、月給者の多い事業所では無給休日が多い。

第三章　労働災害と職業病

第一節　労働災害の概況

一九五三年中における労働災害の発生状況を、まず労働省労働基準局の資料（「昭和二九年度、安全週間の指標」昭和二九年五月刊）によってみると次の通りである。

第151表　傷害の年次別推移

年別	度数率	指数	死傷数(1,000)	指数	死亡者数	指数	死傷者1,000人中死亡者数	指数
1950年	44.08	100	388.4	100	3,373	100	8.20	100
1951年	36.65	83	394.3	102	3,439	102	8.70	106
1952年	28.47	65	365.0	94	3,596	107	9.85	120
1953年	24.86	57	385.8	98	4,124	123	10.90	133

〔備考〕 1. 1953年については本年2月末まで報告された分である。2. 本統計には鉱業を除く。

全産業（除鉱山）における災害発生の頻度を示す一〇〇万労働時間当りの災害件数（度数率）は、二四・八六と前年に比べ約一三％の減少を示すが、死傷者の合計数では増加し、殊に死亡者数の増加が目立っている（第151表）。

（注）　第151表の数字（度数率を除く）は、労働基準法施行規則第五七条にもとづく事業主からの労働者死傷報告を労働基準局でまとめたもので、いわゆる「産業安全」監督のための参考資料として作成されるものである。全国的な規模の労働災害統計には、この外「労働災害統計結果表」（労働省統計調査部調査）がある。これは労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害の発生状況を毎月あるいは年間にまとめて調査するもので、船員法第一条に規定する船員並に管理、事務及技術者のみを使用する事業所、駐留軍直営の事業所は

調査の対象から除かれている。その結果は産業別の度数率、強度率として公表されるが、第151表における度数率はそれである。両統計共に、年々改善されて来ているとはいえ、未報告、調査漏があつて、その実数は必ずしも業務上災害発生の全体を示すものとはいい難い。しかし、労働者災害補償保険法による労災補償申請件数と合わせてわが国における労働災害の大体の動向を知ることができる。

また、鉱山における災害に関しては、特に通産省鉱山保安局で調査した統計がある。度数率、強度率の計算方法並に労働災害の程度の区分、労働損失日数計算の基準は次の通りである。

$$度数率 = \frac{労働災害発生件数}{総実労働時間数} \times 1{,}000{,}000$$

$$強度率 = \frac{労働損失日数}{総実労働時間数} \times 1{,}000$$

（労働不能の程度と一件当り労働損失日数）

一、死亡――即死のみならず、負傷または疾病が原因で死亡したもの。（一件当り労働損失日数　七、五〇〇日）

二、永久全労働不能――死亡災害以外で労働災害の結果、永久的に有給労働に全然従事できないもの。（同　七、五〇〇日）

三、永久一部労働不能――死亡および永久全労働不能災害以外で(1)身体の一部を完全に喪失したもの、(2)身体の一部の機能を永久に不能にしたもの。（同　五、五〇〇―五〇日）

四、一時労働不能――一―三以外のもので、不休災害を除き、一日以上労働不能（負傷当日は除くとなつた災害をいい且医師の認定したもの）。（暦日による休業日数に三六五分の三〇〇を乗じた日数）

死亡者数　死亡者数は一九五〇年以来毎年一〇〇人前後増加してきたが、五三年では前年に比べて五二八人の著しい増加となつた。従つて、前記度数率の減少は軽微な傷害件数の減少を示すに止まり、災害をその程度に応じて労働損失日数に換算し、一、〇〇〇労働時間当りの労働損失日数として示す強度率では、五一年以降、二・一七、二・一二、二・一二と殆んど変化がない。

産業別死亡者数　死亡者数の産業別分布を第152表によつてみると増加の最も激しいのは林業と建設事業である。建設事業における死亡者数一、六六二（約三一％増）は全死亡者数の四割強を占め、次いで製造工業、鉱業の順に多い。また林業での死亡者数五〇一（約四〇％）増は製造工業死亡者数の約半数に相当する。

林業および建設事業においては死亡者数のみならず傷害者数も第153表の通り増加している。

第152表　産業別死亡者数

産業別	1953年	1952年	増減
製造工業	1,025	1,060	△ 35
鉱業	857	865	△ 8
建設事業	1,662	1,261	401
運輸事業	361	342	19
貨物取扱業	242	224	18
農林業	501	351	150
その他の事業	301	300	1
鉱業を除く計	4,092	3,538	554
鉱業を含む計	4,949	4,092	546

〔備考〕　1954年1月末までの報告数.

また、労働者一〇〇人以上を使用する事業所における一九五三年中の、労働者一、〇〇〇人について死亡者一人の割合（死亡度数率〇・四二以上に高度の死亡者を生じている業種を挙げると（カッコ内は年千人率）、林業（一・七）、建物建設業（一・七五）、木造家屋建築事業（一・〇）、鉄筋及鉄骨コンクリート造家屋建築事業（一・六）、ずい道建

第153表　建設事業・林業の年別傷害者比較

産業別	休業八日以上			休業八日未満		
	1953年	1952年	増(%)	1953年	1952年	増(%)
建設事業	79,145	61,170	29.4	31,231	26,579	17.5
林業	14,867	11,704	27.1	625	936	36.6

第154表　産業別，規模別死亡災害発生分布状況（自1951年1月 至1953年12月）

産業別	同比率	10人未満	10人～50人	50人～150人	150人～300人	300人～500人	500人～1000人	1000人以上	総件数
	%								
製造工業	26.8	14.8	29.1	12.6	8.7	6.4	6.3	22.1	100.0 (2,942)
建設事業	36.1	13.1	42.6	20.2	7.9	5.4	7.1	3.7	100.0 (3,961)
運輸事業	8.9	5.1	20.4	21.5	18.8	12.7	11.7	9.8	100.0 (973)
貨物取扱事業	7.2	10.6	25.4	22.4	20.0	10.7	7.5	3.4	100.0 (789)
林業	10.6	45.9	45.1	7.3	1.0	0.3	0.4	—	100.0 (1,166)
その他の事業（鉱業を除く）	10.4	32.8	44.6	14.6	3.7	2.3	1.0	1.0	100.0 (1,147)
計	100.0	18.2	36.3	16.5	8.8	5.8	5.9	8.5	100.0 (10,978)

設事業（四・二）、水力発電所建設事業（三・七）、電気工事業（三・六）、産業用爆薬製造業（一・三）、植物油脂製造業（一・〇）、石灰製造業（一・六）、国鉄操作場（一・三）、貸切貨物自動車運送業（一・四）、水運荷役請負業（一・一）で、最も死亡危険性の高いずい道建設業をはじめ、水力発電所建設事業、電気工事業では、一〇〇〇人の労働者が一年間働くうち、その三人乃至四人は必ず死亡することを示す。

規模別死亡者数　一九五一年一月から五三年一二月末日迄の満三ヵ年間に発生した死亡事故一一、〇〇〇件（報告不備の分を除く）について産業別、規模別にみると（第154表）、産業別では建設事業の三六・一%が最も多く、次いで製造工業、林業、運輸業、貨物取扱業の順になっている。また、全産業（鉱業を除く）の規模別にみると労働者数が一〇人以上五〇人未満の規模の事業場において三六・三%を占め、一〇人未満の小企業におけるものが一八・二%で、この二つを加えると全体の半数以上（五四・五%）を占める。さらに、労働安全衛生規則第一条第一号によって安全管理者の選任を要求されていない労働者一五〇人未満の事業所で発生した死亡事故は実に総数の七一%に達するのである。

死亡原因　全産業（鉱業を除く）の死亡原因別割合を一九五二年と五三年で対比すると次のことがわかる（第155表）。両年度を通じて死亡危険性の高いのは、一、落盤、崩壊、物体の飛来など重量物が上または横から転落して来て、被害者を圧し潰す事故、二、自動車、貨車その他の輸送設備による事故、三、被害者自身の墜落によ

る事故で、これらの事故による死亡者は五二年には全体の五六・七%を占め、五三年には五八・一%を示し一・四%の増加となつている。

次に多いのは、四、感電による事故、五、動力を用いない運搬器具による運輸作業中の事故、六、人力による物体の運搬または取扱中の事故、七、爆発又は器物の破裂による事故であつて、その割合は五二、五三年共に二三・七%を占めている。

第155表　死亡災害の原因

原因別		1952年	1953年
機械による動力で運転するもの	歯車・ベルト等によるもの	1.7	1.7
	起重機・エレベーター等によるもの	3.6	3.1
	貨車・自動車等によるもの	20.0	19.8
	鋸機・研ま盤その他の機械によるもの	2.1	2.5
	計	27.6	27.1
手動設備物の取扱等によるもの	ウインチ・手押車・自転車等によるもの	5.9	6.3
	手工具によるもの	0.4	0.2
	物品の取扱・運搬中のもの	6.0	5.4
	落盤・物の倒壊・飛来等によるもの	18.8	20.8
	人の転倒・つまずき・踏抜等によるもの	2.3	1.9
	墜落によるもの	17.7	17.5
	計	51.1	52.1
危険物によるもの	感電によるもの	6.8	6.5
	薬品・有害ガス等によるもの	1.4	1.6
	爆発・破裂によるもの	5.0	5.3
	やけど	1.5	0.9
	その他によるもの	6.6	6.5
	計	21.3	20.8
合計		100.0	100.0

なお、「労働災害統計結果表」による一九五三年中の月別災害率並に年間の労働不能程度別労働災害発生件数および率は第156・157表の通りである。

第二節　炭鉱の労働災害

炭鉱における労働災害の発生状況を第156表によつて他産業と比べてみると、災害件数は全産業の三分の一に近く、その度数率においては他産業のいずれよりも著しく高い。

殊に炭鉱の坑内労働の災害度数率が金属鉱山の坑内におけるそれよりも二倍近い率を示しているのをみても、その危険性の高いことがわかる。強度率でも最高の率を示す。

また、「鉱山災害統計」（通産省鉱山保安局編、一九五三年三月刊）によつてみても、一九五三年中の炭鉱における労働災害は回数では前年に比べ減少を示すとはいえおびただしい数に上り、殊に死亡者数の年々の増加が注目される（第158表）。

原因別労働災害の発生状況　一九五三年中における炭鉱の労働災害を原因別にみると第159表の通りで、災害回数の約四割、死亡者の半ば以上は坑内における落盤または側壁の崩壊によるものである。これに次いで比重の大きいのは運搬関係事故で災害回数の約一四%、死亡者の大体二割を占めている。死亡者は少ないが、災害回数でこれに次ぐものは、取扱中の器材鉱物等のため、飛石または転石、工具のため、転倒あるいは落下物または倒壊

第156表　産業別・労働災害発生状況

産業別	事業所数	労働者数	総実労働時間数	労働災害発生件数				
				合計	死亡	永久全労働不能	永久一部労働不能	一時労働不能
調査産業合計	8,159	3,569,232	8,310,703,620	273,903	1,780	141	18,767	253,215
林業及び狩猟業(林業のみ)	7	2,126	4,379,380	478	3	—	9	466
鉱業	457	433,791	975,564,548	91,200	638	82	9,197	81,283
金属鉱業	87	51,719	116,948,180	5,449	45	3	333	5,068
坑内		19,847	42,687,791	3,812	32	2	206	3,572
坑外		31,872	74,260,389	1,637	13	1	127	1,496
石炭鉱業	296	352,733	797,211,146	82,382	564	72	8,658	73,088
坑内		223,477	478,636,580	74,188	520	70	7,854	65,744
坑外		129,256	318,574,566	8,194	44	2	804	7,344
原油及び天然ガス生産業	9	4,109	8,122,250	145	2	—	7	136
非金属鉱業	65	25,230	53,282,972	3,224	27	7	199	2,991
建設業	483	236,029	535,263,374	34,175	389	13	1,554	32,219
製造業	4,230	1,962,478	4,596,075,798	99,021	385	20	6,131	92,485
食料品製造業	258	71,866	169,844,910	3,788	17	1	138	3,632
煙草製造業	38	24,987	53,221,536	352	—	—	22	330
紡織業	1,108	442,267	1,030,523,027	7,375	25	—	595	6,755
衣服及び身廻品製造業	69	14,248	31,535,073	118	—	—	2	116
木材及び木製品製造業	58	11,313	28,572,819	1,459	3	—	63	1,393

家具及び装備品製造業	22	4,601	11,402,775	339	—	—	27	312
紙及び類似品製造業	161	64,758	158,727,843	5,276	18	1	269	4,988
印刷出版及び類似産業	169	69,664	172,917,858	1,504	2	—	108	1,394
化学工業	409	253,555	555,497,845	10,630	91	4	777	9,758
石油及び石炭製品製造業	22	9,156	20,387,189	346	—	—	10	336
ゴム製品製造業	141	51,594	118,166,832	1,792	2	—	81	1,709
皮革及び皮革製品製造業	22	5,484	12,768,901	376	—	—	14	362
ガラス及び土石製品製造業	210	71,326	170,160,045	4,357	17	—	188	4,152
第一次金属製造業	289	253,662	609,665,923	19,074	95	6	1,448	17,525
金属製品製造業	163	42,711	101,701,234	4,699	8	1	291	4,399
機械製造業	424	149,247	360,229,456	12,169	36	2	575	11,556
電気機械器具製造業	268	154,640	363,484,095	5,355	14	—	374	4,967
輸送用機械器具製造業	259	221,821	522,349,280	18,911	55	4	1,061	17,791
医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具及び時計製造業	70	28,042	64,005,443	509	—	—	46	463
その他の製造業	70	17,536	40,913,714	592	2	1	42	547
運輸通信及びその他の公益事業	2,960	923,141	2,171,892,032	48,548	364	25	1,853	46,306
運輸業	2,045	687,089	1,650,779,526	46,014	321	20	1,705	43,968
通信業	583	140,370	309,286,299	449	8	1	21	419
その他の公益事業	332	95,682	211,826,207	2,085	35	4	127	1,919
サービス業（自動車修理業のみ）	22	11,667	27,528,488	481	1	1	23	456

〔備考〕 昭和28年労働災害統計結果表による。

第157表 産業別・労働不能程度別災害率

産業別	度数率					強度率				
	合計	死亡	永久全労働不能	永久一部労働不能	一時労働不能	合計	死亡	永久全労働不能	永久一部労働不能	一時労働不能
調査産業合計	32.96	0.21	0.02	2.26	30.47	2.95	1.61	0.13	0.89	0.32
林業及び狩猟業(林業のみ)	109.15	0.69	—	2.06	106.40	7.48	5.14	—	0.61	1.73
鉱業	93.48	0.65	0.08	9.43	83.32	9.18	4.90	0.63	2.84	0.81
金属鉱業	46.59	0.38	0.03	2.85	43.33	4.53	2.89	0.19	1.01	0.44
坑内	89.30	0.75	0.05	4.83	83.67	8.46	5.62	0.35	1.64	0.85
坑外	22.04	0.18	0.01	1.71	20.14	2.28	1.31	0.10	0.66	0.21
石炭鉱業	103.34	0.71	0.09	10.86	91.68	10.08	5.31	0.68	3.21	0.88
坑内	155.00	1.09	0.15	16.41	137.35	15.41	8.15	1.10	4.83	1.33
坑外	25.72	0.14	0.01	2.52	23.05	2.07	1.04	0.05	0.76	0.22
原油及び天然ガス生産業	17.85	0.25	—	0.86	16.74	3.17	1.85	—	1.08	0.24
非金属鉱業	60.51	0.51	0.13	3.73	56.14	6.79	3.80	0.99	1.41	0.59
建設業	63.85	0.73	0.02	2.90	60.20	7.89	5.45	0.18	1.63	0.63
製造業	21.54	0.08	0.00	1.33	20,13	1.48	0.63	0.03	0.62	0.20
食料品製造業	22.30	0.10	0.01	0.81	21.38	1.55	0.75	0.04	0.56	0.20
煙草製造業	6.61	—	—	0.41	6.20	0.17	—	—	0.13	0.04
紡織業	7.16	0.02	—	0.58	6.56	0.61	0.18	—	0.36	0.07
衣服及び身廻製品製造業	3.74	—	—	0.06	3.68	0.06	—	—	0.03	0.03
木材及び木製品製造業	51.06	0.10	—	2.20	48.76	2.62	0.79	—	1.36	0.47

家具及び装備品製造業	29.73	—	—	2.37	27.36	1.39	—	—	1.16	0.23
紙及び類似品製造業	33.24	0.11	0.01	1.69	31.43	2.21	0.85	0.05	0.99	0.32
印刷出版及び類似産業	8.70	0.01	—	0.62	8.07	0.46	0.09	—	0.29	0.08
化学工業	19.14	0.16	0.01	1.40	17.57	2.19	1.23	0.05	0.72	0.19
石油及び石炭製品製造業	16.97	—	—	0.49	16.48	0.33	—	—	0.18	0.15
ゴム製品製造業	15.16	0.02	—	0.69	14.45	0.77	0.13	—	0.50	0.14
皮革及び皮革製品製造業	29.45	—	—	1.10	28.35	0.69	—	—	0.41	0.28
ガラス及び土石製品製造業	25.61	0.10	—	1.10	24.41	1.52	0.75	—	0.50	0.27
第一次金属製造業	31.30	0.16	0.01	2.38	28.75	2.60	1.19	0.07	1.05	0.29
金属製品製造業	46.20	0.08	0.01	2.86	43.25	2.37	0.59	0.07	1.33	0.38
機械製造業	33.78	0.10	0.01	1.60	32.07	1.65	0.75	0.04	0.60	0.26
電気機械器具製造業	14.73	0.04	—	1.03	13.66	0.78	0.29	—	0.37	0.12
輸送用機械器具製造業	36.20	0.11	0.01	2.03	34.05	1.95	0.79	0.06	0.80	0.30
医療機械，理化学機械，写真械，光学機械器具及び時計製造業	7.95	—	—	0.72	7.23	0.29	—	—	0.23	0.06
その他の製造業	14.47	0.05	0.02	1.03	13.37	0.94	0.37	0.18	0.28	0.11
運輸通信及びその他の公益事業	22.35	0.17	0.01	0.85	21.32	2.07	1.26	0.09	0.43	0.29
運輸業	27.87	0.19	0.01	1.03	26.64	2.40	1.46	0.09	0.49	0.36
通信業	1.45	0.03	0.00	0.07	1.35	0.31	0.19	0.02	0.07	0.03
その他の公益事業	9.84	0.17	0.02	0.60	9.05	2,03	1.24	0.14	0.50	0.15
サービス業（自動車修理業のみ）	17.47	0.04	0.04	0.84	16.55	0.87	0.27	0.27	0.20	0.13

〔備考〕 昭和28年労働災害統計結果表による。

第158表　石炭鉱山月別災害発生件数

月別	月末鉱山労働者数	災害回数	災者数 死亡	災者数 重傷	災者数 軽傷	災者数 計	稼働延100万人当災害率 回数	死亡	重傷	軽傷	計
1952年	427,730	101,474	679	33,697	67,677	102,053	898.64	6.01	298.42	599.34	903.77
1953年	400,788	81,104	694	29,820	51,405	81,919	717.57	6.14	263.83	454.80	724.78
1953年 1月	429,719	6,767	49	2,329	4,402	6,780	670.09	4.85	230.62	435.90	671.37
2月	432,969	7,044	83	2,490	4,546	7,119	719.40	8.48	254.30	464.28	727.06
3月	428,254	7,539	76	2,661	4,853	7,590	714.80	7.21	252.30	460.13	719.64
4月	428,743	7,870	68	2,882	4,980	7,930	775.95	6.70	284.15	491.01	781.86
5月	420,506	7,424	40	2,628	4,799	7,467	768.56	4.14	272.06	496.81	773.01
6月	406,408	6,927	61	2,560	4,314	6,935	728.60	6.42	269.27	453.76	729.44
7月	394,788	6,353	52	2,492	3,839	6,383	665.03	5.42	260.86	401.87	668.17
8月	385,428	6,300	54	2,334	3,971	6,359	731.13	6.27	270.87	460.84	737.97
9月	372,093	6,426	54	2,326	4,104	6,484	737.78	6.20	267.05	471.19	744.44
10月	367,637	6,117	43	2,272	4,158	6,473	684.44	4.81	254.22	465.24	724.27
11月	367,660	5,922	58	2,211	3,685	5,954	689.85	6.76	257.56	429.26	693.58
12月	375,249	6,415	56	2,635	3,754	6,445	722.54	6.31	296.79	422.82	725.92

〔訂正〕 本年鑑（第26集）本統計表中「稼働延100万人当災害率」は「稼働延100万時間当災害率」の誤りである。なお，本年度は「稼働延100万人当災害率」を掲げる。

〔備考〕 通産省鉱山保安局調，1953年の数字は災害月報の速報集計であり，1952年度の数字は同確報集計である。合計欄の鉱山労働者数は一年間の平均実労働者数を示す。

物等のため等である。

なお，一九五三年中における炭鉱の重大災害は次の通りである。（一四一頁表参照）

第三節　職　業　病

業務上疾病　一九五三年中における「業務上疾病及食中毒発生状

No.	管内	炭鉱名	坑口名	坑種	発生年月	種類	り災者数 死亡	重傷	軽傷	計
1	平	常磐	湯本六坑	甲	2. 2	飛破		2	3	5
2	福岡	松浦	八天坑	乙	2.18	運搬	1	3	2	6
3	平	大昭	第一坑	甲	2.19	ガス爆発	5	1	3	9
4	福岡	三池	三川坑	〃	2.19	落ばん	3	2		5
5	〃	新屋敷	本坑	〃	2.28	火薬類	4	2	4	10
6	〃	仁保	二坑	乙	3.21	坑内出水	3			3
7	〃	別府	一坑	部乙	3.24	飛破		1	4	5
8	宇部	東見初	本坑	〃	4. 9	ガス爆発	8			8
9	札幌	三菱美唄	通洞坑	甲	4.10	ガス窒息	5			5
10	福岡	大之浦	二坑	局甲	5.13	落ばん	3		1	4
11	〃	振興山吉	一坑	部乙	5.20	ガス爆発		7	1	8
12	〃	岳下	新一坑	乙	5.26	〃		5		5
13	〃	江迎	一坑	部乙	6.15	運搬	2	2	4	8
14	〃	山野	三坑		6.26	〃		14	6	20
15	〃	岩星	二坑	甲	6.26	ガス窒息	3			3
16	札幌	大和田	第一斜坑	〃	6.29	落ばん	3			3
17	〃	太平洋	興津坑	乙	7.10	〃	2	1	5	8
18	福岡	飛川	一坑	〃	7.30	ガス窒息	3			3
19	札幌	築別	本坑	甲	8.13	ガス爆発	4	4		8
20	福岡	高松	一坑	部甲	8.17	〃	3			3
21	〃	海老津	三坑	甲	9. 1	運搬	2	1	2	5
22	札幌	第一	本坑	乙	9.13	ガス爆発	7	3	4	14
23	福岡	豊前	豊前一坑	〃	10. 9	運搬	1	4		5
24	札幌	三井砂川	一坑	甲	10.16	〃		5		5
25	平	常磐	磐崎本坑	〃	11.11	落ばん	3			3
26	福岡	大之浦	西五坑	〃	11.14	〃	5			5
27	平	常磐	住吉本坑	〃	11.21	〃	4			4
28	福岡	大実	本坑	乙	11.22	坑内出水	8			8

〔注〕 本表は同時に死亡３名以上，または死傷５名以上を生じた災害である。鉱山災害統計による。

第159表　石炭鉱山事由別災害発生数（1953年）

事由別	回数 実数	回数 %	死亡 実数	死亡 %	負傷 重傷 実数	負傷 重傷 %	負傷 軽傷 実数	負傷 軽傷 %	合計 実数	合計 %	休業日数
落盤又は側壁の崩壊	23,203	28.6	360	51.7	8,945	30.0	14,441	28.1	23,746	29.0	3,691,244
ガス又は炭じんの爆発	21	—	31	4.5	39	0.1	17	—	87	0.1	234,798
ガス中毒又は窒息	37	0.1	22	3.2	6	—	23	0.1	51	0.1	166,104
自然発火	3	—	1	0.1	3	—			4	—	7,850
破裂又は火薬類のため	155	0.2	14	2.0	158	0.5	44	0.1	216	0.3	187,557
坑内 立坑巻揚装置の為 チェーン又はロープの切断	11	—	1	0.1	4	—	6	—	11	—	7,659
前項以外 チェーン又はロープの切断	23	—			25	0.1	18	—	43	0.1	3,603
前項以外 の運搬装置の為 鉱車の逸走又は脱線	94	0.1	8	1.2	44	0.2	54	0.1	106	0.1	66,806
前項以外 の運搬装置の為 鉱車に接触又は挟撃	2,276	2.8	45	6.5	977	3.3	1,288	2.5	2,310	2.8	432,253
前項以外 の運搬装置の為 他	5,750	7.1	65	9.4	2,602	8.7	3,094	6.0	5,761	7.0	774,917
前項以外 の運搬装置の為	2,868	3.5	13	1.9	1,165	3.9	1,702	3.3	2,880	3.5	231,196
出水	72	0.1	19	2.7			12	—	31	—	152,587
火災	2	—			1	—			1	—	15
機械の	1,234	1.5	10	1.4	550	1.8	680	1.3	1,240	1.5	175,186
電気の	135	0.2	15	2.2	62	0.2	64	0.1	141	0.2	118,189
高圧ガスのため	4	—			1	—	3	—	4	—	42
飛石又は転石	5,695	7.0	5	0.7	1,745	5.9	3,957	7.7	5,707	7.0	177,007
工具の	4,776	5.9	1	0.1	1,556	5.2	3,226	6.3	4,783	5.9	156,978
落下物又は倒壊物のため	3,018	3.7	2	0.3	1,112	3.7	1,917	3.7	3,031	3.7	89,201
取扱中の器材鉱物等のため	9,655	11.9	4	0.6	3,451	11.6	6,217	12.1	9,672	11.8	247,352
墜落	459	0.6	6	0.9	210	0.7	246	0.5	461	0.6	53,861
転倒	4,435	5.5	2	0.3	1,614	5.4	2,826	5.5	4,442	5.4	123,702

	踏抜	1,259	1.6			132	0.4	1,127	2.2	1,259	1.3	9,858
	その他	7,397	9.1	8	1.2	2,262	7.6	5,139	10.0	7,409	9.1	217,208
	計	72,582	89.5	632	91.0	26,664	89.4	46,100	89.7	73,396	89.6	7,335,173
坑外	炭ばんの崩壊	12	—	2	0.3	2	—	8	—	12	—	15,137
	発破又は火薬類のため火災	17	—	1	0.1			1	—	2	—	7,508
	風水害	15	—	1	0.1	2	—			3	—	7,586
	運搬装置のため 鉱車のため	1,478	1.8	17	2.5	632	2.1	832	1.6	1,481	1.8	200,495
	運搬装置のため 架空索道のため	38	0.1	2	0.3	14	—	23	0.1	39	0.1	15,928
	運搬装置のため その他	431	0.5	7	1.0	186	0.6	245	0.5	438	0.5	75,050
	機械のため	429	0.5	6	0.9	227	0.8	196	0.4	429	0.5	81,540
	電気のため	60	0.1	6	0.9	29	0.1	25	0.1	60	0.1	48,370
	汽かんの破裂しやく熱熔融物のため	45	0.1			17	0.1	28	0.1	45	0.1	639
	劇物のため	13	—			3	—	10	—	13	—	136
	飛石又は転石	344	0.4			95	0.3	247	0.5	342	0.4	5,184
	工具のため	578	0.7			162	0.6	416	0.8	578	0.7	14,122
	落下物又は倒壊物のため	449	0.6	5	0.7	177	0.6	271	0.5	453	0.6	49,340
	取扱中の器材鉱物等のため	1,451	1.8	3	0.3	520	1.7	937	1.8	1,460	1.8	52,735
	墜落	410	0.5	9	1.3	249	0.8	157	0.3	415	0.5	86,324
	転倒	970	1.2	3	0.3	375	1.3	595	1.1	973	1.2	45,244
	踏抜	345	0.4			31	0.1	315	0.6	346	0.4	2,738
	その他	1,437	1.8			435	1.5	999	1.9	1,434	1.7	31,856
	計	8,522	10.5	62	9.0	3,156	10.6	5,305	10.3	8,523	10.4	739,932
総計		81,104	100.0	694	100.0	29,820	100.0	51,405	100.0	81,919	100.0	8,075,105

〔備考〕 鉱山災害統計による。

第160表 業務上疾病及び食中毒発生状況

	1953年																	1952年
	農林業及び水産業	鉱業	建設工業	製造工業									ガス,電気及び水道業	商業及び金融業	運輸通信業	その他の産業	計	合計
				金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業及び土石業	紡織工業	製材及び木製品工業	食料品工業	印刷及び製本業	その他の工業						
1号	118	822	1,728	492	760	307	159	81	203	135	33	57	82	26	675	163	5,841	6,008
2	25	277	258	140	226	127	52	26	61	34	3	5	12	1	283	65	1,595	1,150
3	46	1,812	1,008	1,021	1,752	698	215	77	112	70	23	30	69	16	336	103	7,388	7,622
4		1	4	3	16	4								1	1	6	36	11
5		75	13	9	4	13	2	2		1			2		1		122	146
6	13	275	348	2,110	1,139	715	170	170	40	222	26	52	114	30	243	103	5,770	5,277
7		157	4	15	4		34										214	72
8					1												1	3
9	2		6		1							3				3	15	45
10								348									348	234
11		3	3		1											1	8	10
12		13	9		4	1			1			1					29	19
14				7	4	1											12	31
15		54			1												55	45
16																	—	1
17				3	3	10	1										17	19
18				5	23										1		29	30
19		6		1													7	6

20					1	3									1		5	12
21		8	5	5	3	18		1			1						41	46
22		1		1		10											12	20
23		1			1	6											8	9
24	1	49	18	17	35	17	5	2		2			10		5	2	163	119
25					2	3									1		6	7
26		112	69	72	88	382	9	31		12	5	5	7	5	68	17	882	736
27			9	17	5	64	1	1					1			1	99	53
28	1	3	36	2	1	4	1		2							1	51	12
29		4			4	15	1						1		1		26	16
30	3	33	45	11	35	15	9	10	7	2	1	2	1	3	173	5	355	510
31		2	2		1	1									1		7	11
32	8	42	20	13	17	69	4	15		7		1	1		18	5	220	242
33																4	4	15
34			3														3	4
35			2													1	3	3
36						2											2	4
38	15	206	145	211	48	49	3	229	17	7		8	11	3	33	28	1,013	760
計	232	3,956	3,735	4,155	4,180	2,534	666	993	443	492	92	164	311	85	1,841	508	24,387	23,308
食中毒 件数		4	4	2	9	4	1	24				1	2	1	1	1	54	24
食中毒 人員		415	66	254	428	461	134	1,839				96	29	29	34	31	3,816	1,560

〔備考〕 業務上疾病について号列の内13号，37号は該当がない。

況」（労働省労働基準局労働衛生課調査）は第160表の通りで、発生総件数二万四三八七件は前年に比べ約一〇〇〇件の増加を示す。

なお、業務上疾病一号から三八号までの各号該当疾患は労働基準法施行規則によると左の通りである。

第三十五条　法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、次に掲げるものとする。

一、負傷に起因する疾病

二、重激なる業務に因る筋肉、腱、関節の疾病並びに内臓脱

三、高熱、刺戟性のガス若しくは蒸気、有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患

四、ラジウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線に因る疾病

五、暑熱な場所における業務に因る日射病及び熱射病

六、暑熱な場所における業務又は高熱物体を取扱う業務に因る第二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業務又は低温物体を取扱う業務に因る第二度以上の凍傷

七、粉じんを飛散する場所における業務に因るじん肺症病及びこれに伴う肺結核

八、地下作業に因る眼球震盪症

九、異状気圧下における業務に因る潜函病その他の疾病

十、製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎

十一、さく岩機、鋲打機等の使用により身体に著しい振動を与える業務に因る神経炎その他の疾病

十二、強烈な騒音を発する場所における業務に因る耳の疾患

十三、電信手、タイピスト、筆耕手等の手指の痙攣及び書痙

十四、鉛、その合金又は化合物に因る中毒及びその続発症

第161表　労働者疾病発生数（その1）　1951年11月～1952年2月

	男	女	計
(a) 在籍労働者延数	32,320,786	10,928,262	43,249,048
(b) 実働労働者延数	29,507,108	9,984,729	39,491,837
(a－b)	758,874	265,786	1,024,660
欠勤労働者延数 炭外病	173,493	11,968	185,461
欠勤労働者延数 その他	1,881,311	665,779	2,547,090
$\left(\frac{a-b}{a}\times 100\right)$ 欠勤率 炭外病	2.34	2.43	2.36
$\left(\frac{a-b}{a}\times 100\right)$ 欠勤率 その他	0.53	0.10	0.42
一日の平均労働時間 $\left(\frac{d}{b}\right)$	5.82	6.09	5.88
(c) 所定労働時間延数	260,511,681	85,908,879	346,420,560
(d) 実労働時間延数	239 052,470	78,289,529	317,341,999
(c－d)	5,937,005	2,255,264	8,192,269
損失労働時間延数 炭外病	1,436,731	96,877	1,533,608
損失労働時間延数 その他	14,085,475	5,267,209	19,352,684
$\left(\frac{c-d}{c}\times 100,000\right)$ 労働時間損失率 炭外病	2,278	2,625	2,364
$\left(\frac{c-d}{c}\times 100,000\right)$ 労働時間損失率 その他	551	112	442
男　8.1　女　7.8　平均　8.0	5,406	6,131	5,586

第162表　労働者疾病発生数（その２）　1951年11月～1952年２月

病類別	新患者数			休業延日数		
	男	女	計	男	女	計
結核	2,490	791	3,281	357,079	100,645	457,724
急性伝染病	337	101	438	4,314	882	5,196
性病	397	23	420	2,745	115	2,860
寄生虫病	1,712	886	2,598	5,758	2,089	7,847
腫瘍	1,620	549	2,169	5,978	1,802	7,780
全身病	13,535	10,958	24,493	28,364	22,418	50,782
ビタミン欠乏症	875	830	1,705	5,058	5,577	10,635
血液及び造血臓器の疾患	456	167	623	7,176	2,159	9,335
中毒	97	42	139	575	198	773
神経系及び感覚器の疾患	9,897	6,017	15,914	63,297	20,312	83,609
循環器系の疾患	1,585	534	2,119	19,248	3,863	23,111
呼吸器系の疾患	16,423	8,219	24,642	82,366	28,461	110,827
消化器系の疾患	20,945	11,913	32,858	103,432	37,191	140,623
泌尿生殖器管の疾患	971	1,252	2,223	12,775	11,436	24,211
皮膚及び疎性結合組織の疾患	5,543	5,553	11,096	13,899	7,014	20,913
骨及び運動器の疾患	1,731	1,735	3,466	22,009	5,255	27,264
その他の疾患	6,906	4,018	10,924	24,801	16,369	41,170
外傷	19,908	5,988	25,896	173,493	11,968	185,461
計	105,428	59,576	165,004	932,367	277,754	1,210,121

〔備考〕　調査対象事業場数650,「労働基準監督年報」による。

十五、水銀、そのアマルガム又は化合物に因る中毒及びその続発症
十六、マンガン又はその化合物に因る中毒及びその続発症
十七、クローム、ニツケル、アルミニウム又はそれらの化合物に因る潰瘍その他の疾病
十八、亜鉛その他の金属蒸気に因る金属熱
十九、砒素又はその化合物に因る中毒及びその続発症
二十、燐又はその化合物に因る中毒及びその続発症
二十一、硝気又は亜硫酸ガスによる中毒及びその続発症
二十二、硫化水素に因る中毒及びその続発症
二十三、二硫化炭素に因る中毒及びその続発症
二十四、一酸化炭素に因る中毒及びその続発症
二十五、青酸その他のシアン化合物に因る中毒並びにその続発症その他の疾病
二十六、鉱酸、苛性アルカリ、塩素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物、その他腐蝕性又は刺戟性の物に因る腐蝕、潰瘍及び炎症
二十七、ベンゼン又はその同族体並びにそのニトロ及びアミノ誘導体に因る中毒並びにその続発症
二十八、アセトン又はその他の溶剤に因る中毒並びにその続発症その他の疾症
二十九、前二号以外の脂肪族又は芳香族の炭化水素化合物に因る中毒及びその続発症その他の疾病
三十、煤煙、鉱物油、桐油、ウルシ、タール、セメ

ント等に因る蜂窩織炎、湿疹その他皮膚疾患
三十一、煤煙、タール、ピッチ、アスファルト、鉱物油、パラフィン又はこれらの物質を含む物に因る原発性上皮癌
三十二、第十四号乃至第三十一号に掲げるもの以外の毒性、劇性その他の有害物に因る中毒及びその続発症又は皮膚及び粘膜の疾患
三十三、患者の検診、治療及び看護その他病原体によつて汚染の惧れある業務に因る各種伝染性疾患
三十四、湿潤地における業務に因るワイル氏病
三十五、屋外労働に起因する恙虫病
三十六、動物又はその屍体、獣毛、革その他動物性の物及び、ぼろその他古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及び痘瘡
三十七、前各号の外中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する疾病
三十八、その他業務に起因することの明かな疾病

また労働省では全国約六五〇事業所、労働者数約四三万人について、疾病による休業、特に欠勤による労働損失時間数を調査したが、一九五一年一一月から五二年二月迄の四ヵ月間のその調査結果によつてみると（第161・162表）、労働者の欠勤率、休業による労働時間の損失率はいずれも外傷によるものに比べて約五倍の率を示している。

珪肺　「珪肺関係資料」（労働省労働基準局労働衛生課編、一九五三年三月刊）によると、一九四八年以降、全国の主要な鉱山および珪肺発生のおそれある事業所に対して実施された珪肺巡回検診の結果は第163表の通りである。すなわち一九五二年度までに検診を受けたものの総数は延約六万人を超え、金属鉱業をはじめとして石炭鉱業、窯業、鋳物業、採石業等その数は約八〇〇事業所で、そのうち約一〇〇は金属鉱業である。そして、検診結果における珪肺および珪肺結核または珪肺類似の塵肺に罹患しているものの延数は約一万二〇〇〇人に及び、その被検者総数に対する比率は二〇％となつている。更にそのうち現在の珪肺措置要綱での取扱いで業務上の疾病として補償を受けられる程度の状態にあると考えられるものは約一〇％である。いまのところ罹病率は金属鉱山において最も高く、炭鉱の場合はそれに比べるならば低いといわれている。しかし、従来炭肺乃至塵肺はそれ自身は無害なものといわれ、ただ肺結核の発病や進行を促すという面からだけ顧みられていたにもかかわらず、現在ではこれが珪肺の初期症状であることがほぼ明らかにされているといわれるから、石炭鉱業における被害も決して少くない筈である。ある炭鉱の勤続年数五年以上の坑内夫の検診の結果、一五％の異常を見出したといわれ、また他の調査では勤続五年のものでは五〇％強が塵肺に、二〇％は珪肺一度中程度にかかつており、勤続二〇年では一〇〇％に塵肺を見出し、同二五年では五〇％が珪肺第一度中程度、二〇％が珪肺一度の末期症状であつたといわれる（全国炭鉱戦線統一委員会「炭鉱速度」三八号）。塵肺が珪肺の初期症状とすれば、炭鉱労働者の間に異常に多いといわれる肺結核も改めて職業病として見直されねばなるまい。

以上のような労働災害や疾病の外に、労働者が異常に早く労働不能に陥つているという事実も重要であろう。例えば、宇部興産山陽無煙炭鉱における調査によつて炭鉱労働者の場合についてみると、採炭夫二九人の労働可能年齢の平均上限界すなわち労働能力喪失年齢の平均は四二・四才であり、掘進夫三四人の平均は四四・九才であり、仕操夫二四人の平均は五一・二才であつたと報告されている（「労働科学」労働医学心理学研究所編、一二八巻七号）。これによつても炭鉱労働者が甚だしく悪い環境の中で激しい労働を強いられる

第163表　珪肺巡回検診結果表（1948年度～1952年度）

府県別	被検者数			珪肺罹患者数					無珪肺		措置要綱別				
	総数	診断不能	診断可能	珪肺第1度	珪肺第2度	珪肺第3度	他のじん肺	計	健常者	肺結核者	要領1	要領2	要領3	非該当	区分不明
北海道	4,131	264	3,867	439 (24)	80 (13)	24 (3)	356 (—)	899 (40)	2,920	48	550	70	56	3,060	131
青森	782	38	744	39 (2)	7 (—)	1 (—)		47 (2)	697		39	3		702	
岩手	1,817	84	1,733	363 (16)	34 (2)	8 (3)	50	455 (21)	1,254	24	342	38	31	1,322	
宮城	846	75	771	161 (6)	26 (7)	8 (4)		195 (17)	570	6	153	20	22	576	
秋田	7,247	239	7,008	1,496 (42)	109 (19)	18 (4)	2 (—)	1,625 (65)	5,346	37	1,385	80	87	5,453	3
山形	1,284	20	1,264	207 (8)	48 (7)	10 (4)		265 (19)	989	10	209	43	32	979	1
福島	3,106	152	2,864	218 (11)	59 (18)	18 (10)		295 (39)	2,551	18	209	30	48	2,577	
茨城	5,852	59	5,793	341 (26)	31 (6)	5 (4)		377 (36)	5,411	5	308	25	38	5,422	
栃木	3,556	118	3,438	465 (32)	159 (22)	51(16)	33 (—)	708 (70)	2,708	22	460	107	109	2,762	
群馬	782	107	675	125 (—)	12 (—)	2 (—)		139 (—)	530	6	95	11	3	483	83
埼玉	594	80	514	16 (1)	1 (—)			17 (—)	490	7	15	1	1	497	
千葉															
東京	2,961	18	2,943	110 (2)	3 (1)		44 (1)	157 (4)	2,757	29	148	2	4	2,687	102
神奈川	650	24	626	108 (—)	1 (—)			109 (—)	516	1	106	2	—	518	
新潟	742	35	707	167 (9)	50 (6)	17 (5)	40 (1)	274 (21)	428	5	200	47	31	429	
富山	98		98		4 (—)		72 (3)	76 (3)	22		66	7	3	22	
石川	1,024	16	1,008	187(18)	47 (19)	9 (5)		243 (42)	759	6	166	23	43	776	
福井	418	12	406	59 (4)	6 (—)		20 (—)	85(4)	310	11	76	3	6	321	
山梨	451	4	447	84 (5)	15 (—)	3 (1)		102 (6)	344	1	92	8	7	340	
長野															
岐阜	2,436	345	2,091	701 (35)	80 (16)	15 (8)		796 (59)	1,261	34	628	59	66	1,057	281
静岡	2,290	48	2,242	380 (19)	60 (9)	38 (19)	1 (—)	478 (47)	1,756	7	393	56	54	1,739	

愛知	996	24	972	346 (18)	35 (8)	3 (1)	9 (—)	393 (27)	570	9	324	27	32	584	5
三重	398	23	375	143 (15)	18 (8)	7 (3)	35 (—)	203 (26)	166	6	160	10	36	168	1
滋賀	302	8	294	56 (1)	11 (1)	2 (2)	30 (—)	99 (4)	192	3	80	14	5	195	
京都	433	37	396	118 (11)	39 (12)	5 (—)	2 (—)	164 (23)	222	10	105	25	32	232	2
大阪	325	2	323	98 (3)	7 (2)	3 (1)	72 (—)	180 (6)	138	5	161	9	9	144	
兵庫	2,045	35	2,010	278 (24)	49 (20)	28 (16)	34 (3)	389 (63)	1,607	14	276	30	83	1,616	5
奈良															
和歌山	824	20	804	147 (5)	34 (13)	2 (1)	56 (—)	239 (19)	564	1	191	25	25	563	
鳥取															
島根	58	6	52		1 (—)			1 (—)	51			1		51	
岡山	2,025	10	2,015	448 (36)	48 (11)	3 (1)	3 (—)	502 (48)	1,500	13	349	36	52	1,578	
広島	241	4	237				178 (1)	178 (1)	59		174	3	1	59	
山口	306	1	305	52 (4)	15 (2)	2 (1)	34 (—)	103 (7)	193	9	72	19	9	205	
徳島	440	1	439	30 (—)	4 (1)	1 (1)	7 (—)	42 (2)	395	2	38	3	2	396	
香川	706	14	692	94 (10)	16 (7)		9 (—)	119 (18)	570	3	82	8	18	581	3
愛媛	742	17	725	150 (6)	14 (4)	2 (—)		166 (10)	557	2	148	6	12	559	
高知	207	7	200	59 (2)				59 (2)	140	1	58		2	140	
福岡	5,694	256	5,438	544 (24)	78 (14)	6 (—)	242 (3)	870 (41)	4,462	106	639	65	54	4,678	2
佐賀	1,482	284	1,198	160 (13)	21 (5)	2 (1)	191 (1)	374 (20)	784	40	145	15	25	1,011	2
長崎	1,056	52	1,004	131 (3)	38 (5)	1 (—)	130 (11)	300 (19)	653	51	238	39	28	699	
熊本	68	4	64	14 (1)	5 (1)		28 (—)	47 (2)	17		40	4	3	17	
大分	267		267	29 (3)	8 (3)	9 (2)	(8)	46 (16)	217	4	27	11	12	217	
宮崎	418	20	398	105 (1)	13(3)	7 (3)		125 (7)	271	2	100	15	11	272	
鹿児島	639	12	627	89 (8)	41 (14)	11 (6)		141 (28)	480	6	89	17	31	490	
計	60,649	2,575	58,074	8.757(448)	1,327(279)	321(125)	1,678 (33)	12,083(885)	45,427	564	9,136	1,017	1,123	46,177	621

〔備考〕 1. 本表は1948年度より1952年度までの間に実施した珪肺巡回検診の結果である。 2. 2回以上受検した労働者については重複して計上してある。 3. 珪肺罹患者数欄の括弧内数は肺結核合併者数の内訳である。

第164表 女子常用労働者産業別・規模別推計数 1953年12月末現在（全国）

産業別	合計			生産労働者			管理・事務及び技術労働者		
	500人以上	100人～499人	30人～99人	500人以上	100人～499人	30人～99人	500人以上	100人～499人	30人～99人
総数	444,019	462,553	348,314						
鉱業	26,067	10,658	3,686	15,992	8,011	3,112	10,075	2,647	574
製造業	341,633	318,632	229,945	290,555	272,378	197,327	51,078	46,254	32,618
食料品	12,838	20,547	14,980	11,869	16,938	11,468	969	3,609	3,512
煙草	9,486	2,221	—	8,559	1,870	—	927	351	—
紡織	193,084	155,636	83,993	182,134	145,889	80,037	10,950	9,747	3,956
衣服・身廻品	2,162	10,636	21,785	1,948	10,082	19,812	214	554	1,973
木材・木製品	—	3,288	10,535	—	2,833	8,238	—	455	2,297
家具・建具	—	858	1,887	—	726	1,449	—	132	438
紙・紙類似品	4,228	7,372	7,260	2,836	5,416	6,215	1,392	1,956	1,045
印刷・出版	6,426	8,646	7,881	4,404	5,633	5,451	2,022	3,013	2,430
化学	28,567	21,420	10,280	22,348	15,132	7,750	6,219	6,288	2,530
石油・石炭製品	799	953	1,501	537	119	1,240	262	834	261
ゴム製品	9,904	16,220	4,128	9,359	15,090	3,762	605	1,130	366
皮革・皮革製品	—	946	1,085	—	784	828	—	162	257
ガラス・土石製品	5,383	11,768	14,645	4,226	10,007	12,864	1,112	1,761	1,781
第一次金属	12,352	5,068	3,586	5,527	2,363	2,218	6,825	2,705	1,368
金属製品	1,707	5,669	7,899	1,156	4,152	6,019	551	1,517	1,880
機械	140,615	9,727	9,675	6,069	6,014	5,827	3,673	3,713	3,848
電気機器	24,542	15,335	12,718	17,071	12,111	10,784	7,471	3,224	1,934
輸送用設備	11,872	8,074	4,141	5,529	4,833	2,757	6,343	3,241	1,384

精密機械その他	5,841	4,687	4,573	4,636	3,381	3,804	1,208	1,306	769
卸・小売業	2,685	9,561	7,393	2,347	9,005	6,804	338	556	589
金融保険業	24,344	44,795	37,558						
運輸通信その他の公益事業	21,503	23,003	36,235						
	30,472	65,126	40,315						

〔備考〕　空欄の個所は労働者の種類別に調査を行つていないため計数が得られない。労働省労働統計調査部「毎月労働統計調査」による。

ために、急速にその生命力を消耗して行くことが理解できよう。なお、彼らの坑夫生活の長さをみれば採炭夫平均一三・一年、掘進夫一六・八年、仕操夫二三・七年である。

第四章　婦人・年少労働者の状態

第一節　婦人労働者の状態

一般的状態　毎月勤労統計調査によつて、事業所規模別に婦人労働者数をみると第164表の通りであつて、相当多くの婦人が中小企業で働いていることが分る。但し、この数字は従業員三〇人以上の企業についての推計値であつて、零細企業における労働者数についてはみられない。婦人労働者(生産労働者)の多い産業は、製造業、このうちとくに紡績業、衣服身廻品製造業、ガラス・土石製品製造業などで、又、小企業で婦人労働者の多い産業は、衣服身廻品、木材木製品、家具建具、紙・紙類似製品、石油・石炭製品、皮革及び同製品、ガラス・土石製品、金属製造業などである。東京都においては第165表の通り、一〇〇人以下の小企業で働くものがより多くなつている。事務労働者も大体同様な状態であるが、機械製造業及び金融保険業に多く、石油・石炭製品、紙・紙類似品製造業に少いのが異なつている。このことは小規模企業では、一般に高度の技術的設備を必要としない産業に働く者が相当多いことを示している。

次に労働時間と賃金の状態を規模別にみよう(第166表)。全国調査では規模別にみられないので、ここでは東京都の場合をとつた。これによると、賃金は規模に比例しており、婦人労働者全体として非常な低賃金状態にある(第四編第一章)のに加えて、大企業と小企業ではその差が四〇〇〇円以上もある。東京都で婦人労働者が多く働いている一〇〇人以下の産業——食料品、衣服身廻品、家具建具、ガラス・土石製品、金属製品、輸送用設備などの製造業における賃金は平均五〇〇〇円から七〇〇〇円程度であり、このような低賃金にもかかわらず小企業ほど労働時間(実労働時間)は長い。所定内労働時間は小企業が長く、残業、早出など所定外労働時間は大企業が比較的長く、とくに印刷出版、ガラス・土石製品製造業などが目立つ。しかしこの種の調査が果して中小企業の実情を示すかどうか疑わしいのであるが、以上の労働条件からみても三〇人以下の零細企業の労働条件はきわめて劣悪なものであることが推察される。

第165表　女子常用労働者産業別・規模別推計数　1953年10月末（東京）

産業別	合計			生産労働者			管理・事務及び技術労働者		
	500人以上	100人～499人	30人～99人	500人以上	100人～499人	30人～99人	500人以上	100人～499人	30人～99人
総数（建設業を除く）	56,315	62,366	53,083						
鉱業	261	554	17	—	—	—	216	554	17
製造業	28,472	34,209	32,454	20,785	23,089	23,689	7,687	11,120	8,765
食料品	706	1,661	1,755	635	955	975	71	706	780
紡織	4,228	3,213	4,119	4,527	2,509	3,602	301	704	517
衣服・身廻品	436	633	2,747	417	423	2,110	19	210	637
木材・木製品	—	218	206	—	167	160	—	51	46
家具・建具	—	88	271	—	53	210	—	35	61
紙・紙類似品	484	1,439	1,057	374	512	791	110	927	266
印刷・出版	3,478	4,197	2,267	2,445	2,666	1,040	1,033	1,531	1,227
化学	3,473	4,613	3,477	2,844	2,645	2,713	629	1,968	764
石油・石炭製品	—	519	112	—	46	51	—	473	61
ゴム製品	—	1,446	1,025	—	1,177	875	—	269	150
皮革・皮革製品	—	472	510	—	397	387	—	75	123
ガラス・土石製品	13	907	1,626	0	647	1,326	13	260	300
第一次金属	844	947	900	172	379	515	672	568	385
金属製品	186	812	1,818	117	472	1,193	69	340	625
機械	938	1,027	1,517	496	435	433	442	592	1,084
電気機器	6,839	5,857	4,170	3,691	5,080	3,209	3,148	777	961
輸送用設備	499	1,482	1,191	209	631	678	290	851	513
精密機械	3,647	2,160	1,730	2,957	1,556	1,680	690	604	50
その他	220	2,518	1,956	152	2,339	1,741	68	179	215
卸・小売業	8,155	13,679	8,755						
金融保険業	10,558	6,976	8,556						
運輸通信その他の公益事業	8,869	6,732	3,138						
建設業	3,027	2,300	678	884	673	45	2,143	1,627	633

〔備考〕　製造業の内訳には煙草製造業を除いてあるが，この合計数には煙草製造業の数を含めてある。空欄の個所は労働者の種類別に調査を行つていないため計数が得られない。労働省労働統計調査部資料による。

第166表　女子常用労働者産業別・規模別賃金及び労働時間　1953年10月末（東京）

産業別	現金給与総額（円）			労働時間					
	500人以上	100人～499人	30人～99人	500人以上		100人～499人		30人～99人	
				所定内	所定外	所定内	所定外	所定内	所定外
総数(建設業を除く)	11,961	9,574	8,830	168.4	12.5	173.3	10.4	180.6	9.4
鉱業	10,077	13,194	17,189	164.5	5.2	165.2	6.3	161.5	7.2
製造業	10,310	8,698	7,119	169.2	15.0	173.2	11.2	183.1	8.3
食料品	7,568	10,801	6,641	186.7	10.2	—	—	185.9	8.5
紡織	9,668	8,173	5,690	187.1	5.3	182.6	5.0	186.9	10.4
衣服・身廻品	11,469	5,526	5,859	156.7	0.2	165.2	9.3	183.8	3.1
木材・木製品	—	6,330	5,423	—	—	192.9	11.2	205.2	7.6
家具・建具	—	7,402	4,918	—	—	190.3	18.9	187.7	0.5
紙・紙類似品	12,691	10,279	7,546	157.4	8,7	155.5	14.7	186.7	14.9
印刷・出版	13,359	9,965	9,397	162.0	45.3	165.8	23.6	179.6	16.6
化学	8,257	9,531	7,878	166.1	7.6	167.9	8.0	181.7	6.1
石油・石炭製品	—	10,837	7,912	—	—	159.8	4.6	193.5	2.3
ゴム製品	—	8,585	7,103	—	—	165.5	7.3	205.7	0.3
皮革・皮革製品	—	6,774	7,368	—	—	185.6	8.4	188.4	9.1
ガラス・土石製品	12,199	6,401	6,299	163.7	26.8	172.4	2.0	167.4	1.2
第一次金属	11,477	9,883	9,555	155.0	10.9	171.3	16.1	177.9	13.2
金属製品	7,880	9,474	7,323	177.8	6.7	182.1	8.9	183.0	11.1
機械	9,916	9,722	8,255	164.4	13.2	167.8	11.9	185.2	10.5
電気機器	9,597	6,901	7,082	164.4	14.5	173.2	13.6	180.8	6.6
輸送用設備	11,693	9,649	6,993	176.8	14.1	183.9	6.8	177.8	11.6
精密機械	11,052	8,079	6,715	167.2	11.4	187.9	9.3	186.2	6.4
その他	7,950	8,338	5,832	196.8	2.8	181.0	8.4	178.5	10.3
卸・小売業	14,394	8,855	9,699	173.9	6.3	181.1	6.3	178.1	7.8
金融保険業	14,650	12,581	14,072	162.4	10.2	152.3	9.3	175.6	16.0
運輸通信その他の公益事業	11,879	11,996	10,690	168.5	13.3	181.1	13.4	176.4	6.7
建設業	8,573	7,988	7,845	197.7	4.9	196.2	4.6	186.1	5.1

〔備考〕 煙草製造業を除く。労働省労働統計調査部資料。

第167表　年齢別・基準賃金階層別人員分布（バス女子車掌）

組合名	基準賃金階層	15才	16才	17才	18才	19才	20才	21才	22才	23才	24才	25才以上	計 人	計 %
京王帝都	6,000円台	1											1	0.8
	7,000 〃	7	11	2									20	15.6
	8,000 〃		1	11	8	7	4	1	3				35	27.3
	9,000 〃			1	4	2	12	14	9	5	5	1	53	41.4
	10,000円以上						3		4	5	4	3	19	14.8
	計	8	12	14	12	9	19	15	16	10	9	4	128	100.0
東武交通	7,000円台		16	20	46	31	16	8	2	3			142	59.2
	8,000 〃		7	6	3	8	15	8	13	9	3	2	74	30.8
	9,000 〃				1	2	3	2	6	3	1	2	20	8.3
	10,000円以上					1				2		1	4	1.7
	計		23	26	50	42	34	18	21	17	4	5	240	100.0
静岡鉄道	5,000円台		4										4	2.7
	6,000 〃		35	22	6	4	1	5					73	50.0
	7,000 〃		5	5	9	8	3	6	5	1			42	28.8
	8,000 〃			1		5	4	5	2		1	1	19	13.0
	9,000 〃								3	2		1	6	4.1
	10,000円以上								1			1	2	1.4
	計		44	28	15	17	8	16	11	3	1	3	146	100.0

〔備考〕　私鉄総連調査。

バス女子車掌の労働条件　つぎに、一九五三年一〇月、日本私鉄労働組合総連合会が行つた実態調査によつて、バスの女子車掌の労働条件をみよう。本来この仕事は、女子には不適当な重労働であるのにもかかわらず、次にみるように、長時間労働と低賃金、過酷な労働条件をおしつけられている状態であり、それに又、一般に年齢が低く一六、七才から二〇才程度に集中していること、勤続年数も短く一―三年程度が大部分であること、又非常な重労働であるのと関連して、結婚すると辞めねばならないという不文律をもつ会社があつたりして、既婚者はほとんどいないことなどが特徴である。そしてこのように若い女子を低賃金で重労働させ、短期間で更新せしめていくという状態から、女子車掌の労働はバス事業の利潤の主要な源泉となつているのである。

（注）　バス労働者（民営）は六万四七三二人（うち女子二万〇〇九一人）そのうち車掌は二万〇八七五人（うち女子一万五七三一人）で、女子は全労働者の二四％、全車掌の七五・四％を占める――運輸省調査一九五二年六月現在。

この私鉄総連の調査には東武交通、京王帝都、富士山麓、阪神電鉄、東海バスなど傘下組合中の二〇組合における女子車掌三〇〇〇名（約七〇％）が参加している。本年鑑には

第168表　なぜ時間外勤務をしなければなりませんか（バス女子車掌）

組合名	実績時間外	賃金が少いから	命じられるから	習慣	その他	計
京王帝都	20時間未満	7	7	1		15
	25 〃	25	35	10	2	72
	30 〃	11	5	5		21
	35 〃	51	10	1		62
	40 〃	10	9	1		20
	40時間以上	10				10
	計	114	66	18	2	200
	%	57.0	33.0	9.0	1.0	100.0
東武交通	5時間未満	1		1		2
	10 〃	1	1		1	3
	20 〃	2	2			4
	25 〃	3	3		1	7
	30 〃	2	2			4
	35 〃	2	2			4
	40 〃	1	2	1		4
	40時間以上	19	106	16	1	142
	計	31	118	18	3	170
	%	18.2	69.4	10.6	1.8	100.0
静岡鉄道	5時間未満	2	16		6	24
	10 〃	1	2		1	4
	15 〃		1			1
	計	3	19		7	29
	%	10.3	65.5		24.1	100.0

〔備考〕 私鉄総連調査。

都市交通を代表しているとみられるものとして京王帝都（女子車掌現在員二一九人、調査参加者二〇〇人）、農村を含む全国的な性格をもつものとして東武交通（現在員七〇〇、参加者三二六）、地方的なものとして静岡鉄道（現在員二八四、参加者二六四）における各状態を掲げておいた。これらについては、次にみるように、各会社によつてその労働条件に差異が認められるが、しかしいずれも劣悪なものであることが分るであろう。

賃金・労働時間　第167表の通り京王帝都は九〇〇〇～八〇〇〇円台、東武交通は七〇〇～八〇〇〇台、静岡鉄道は六〇〇～七〇〇〇円台がそれぞれ多く、都市の京王帝都が一般に高いという差異がみられるが、全体として基準賃金一万円以上はほとんどない低賃金状態である。しかもこれは、ゆれるバスに立通しの七時間を超える勤務の結果なのである。時間外労働は、とくに東武交通など一日一～二時間の割合でやらされ、命令

第169表　時間外勤務の賃金はやつただけもらえますか（バス女子車掌）

組合名	わからない	もらえる	いくらか切りすてられる	相当切り捨てられる	計
京王帝都（%）	32.4	37.6	22.9	7.1	100.0
東武交通（%）	33.2	57.8	7.6	1.4	100.0
静岡鉄道（%）	40.8	40.8	7.3	11.2	100.0

〔備考〕　私鉄総連調査。

第170表　女子は労働基準法で時間外勤務の制限，休日労働の禁止が定められていますが，あなたの場合はどうですか（バス女子車掌）

組合名	始めてきいた	くわしくしらない	定められた通りに	規定以上に	計
京王帝都（%）	1.1	22.7	49.2	27.0	100.0
東武交通（%）	1.5	12.3	22.6	63.6	100.0
静岡鉄道（%）	1.0	14.4	79.9	4.8	100.0

〔備考〕　私鉄総連調査。

第171表　事故による入庫おくれは時間外勤務として増務給がもらえますか（バス女子車掌）

組合名	わからない	もらえる	もらえない	もらえぬばかりか歩合給が減る	計
京王帝都（%）	20.9	5.2	73.8		100.0
東武交通（%）	17.3	55.5	25.5	1.8	100.0
静岡鉄道（%）	5.8	9.4	84.1	0.7	100.0

〔備考〕　私鉄総連調査。

による場合が多くそして習慣化してしまつているものもみられる（第168表）。時間外賃金は切り捨てられたりするのが相当あるし（第169表）、基準法違反が東武交通を始め多い（第170表）。又事故のため労働時間がのびてもそれだけ賃金がもらえぬ場合が多く、反対に切り下げられたりする（第171表）。

休憩・食事　労働の性質からいつて不可欠な中休制度が設けられていない場合が多く（とくに東武交通など）、そしてこの休憩の時間中もほとんど何らかの形で拘束されている状

第172表　中休時間中，会社はあなたを拘束しますか（バス女子車掌）

組合名	拘束しない	拘束している					合計
		詰所にいなければいけないといわれる	外出するときに行先を明かさせられる	会社の用事をさせられる	上役が私用に使う	計	
京王帝都（%）	18.1	10.5	43.5	21.5	6.3	81.9	100.0
東武交通（%）	16.4	16.4	40.2	19.0	7.9	83.6	100.0
静岡鉄道（%）	9.5	21.5	65.5	3	0.5	90.5	100.0

〔備考〕 私鉄総連調査。

第173表　あなたは乗務の関係で習慣になつている食事時刻が著しく前後することはありませんか（バス女子車掌）

組合名	ない	普通……時間位前後する					合計	最もひどい時には……時間位前後する					
		35分	1時間	1時間半	2時間以上	計		1時間	1時間半	2時間	2時間半以上	計	
京王帝都（%）	29.4	41.8	24.7	2.6	1.5	70.6	100.0	100.0					100.0
東武交通（%）	7.4	23.9	47.0	5.2	16.5	92.6	100.0	2.6	6.3	17.9	73.2		100.0
静岡鉄道（%）	50.8	1.1	15.2	5.7	27.3	49.2	100.0	0.9	1.8	31.1	66.1		100.0

〔備考〕 私鉄総連調査。

第174表　あなたの週休は確定していますか（バス女子車掌）

組合名	確定していない	確定している			合計
		休めないこともある	休める	計	
京王帝都（%）	4.7	65.3	30.1	95.3	100.0
東武交通（%）	4.3	64.0	31.6	95.7	100.0
静岡鉄道（%）	4.5	16.4	79.1	95.5	100.0

〔備考〕 私鉄総連調査。

第175表　あなたは有給休暇をとつていますか（バス女子車掌）

京王帝都	いない				いる			
	人が不足	休暇なし	今のところ必要なし	計	病気のため	家事の都合	その他	計
%	31.9	30.4	37.7	100.0	9.9	64.9	25.2	100.0

東武交通	いない						いる					
	人が不足	休暇なし	賃金が減る	理由なし	その他	計	数日前に申込む	閑散期のみ	休みたいとき	理由なし	その他	計
%	45.1	6.6	0.5	34,6	13.2	100.0	14.1	3.8	1.3	61.5	19.2	100.0

静岡鉄道	いない						いる					
	仕事が忙がしい	休暇証がない	必要なし	無記入	その他	計	病気のため	家事の都合	休養	無記入	その他	計
%	0.7	9.3	32.5	57.0	0.7	100.0	29.2	5.3	12.4	14.2	38.9	100.0

〔備考〕　私鉄総連調査。

第176表　あなたは生理休暇をとつていますか（バス女子車掌）

組合名	必要なだけとつている	とつたりとらなかつたりする	とつていない				合計
			とれないから	いいにくいから	賃金がひかれるから	計	
京王帝都（%）	43.2	56.8	—	—	—	—	100.0
東武交通（%）	4.3	39.9	38.0	16.7	1.1	55.8	100.0
静岡鉄道（%）	3.8	14.2	13.1	68.3	0.5	82.0	100.0

〔備考〕　私鉄総連調査。

態である（第172表）。食事時間もまちまちで普通の時間に食べられない。普通で一時間前後、ひどい時には二時間以上も前後する（第173表）。又、一週一度の休みの確定してないのもあり、設けられていても休めるかどうか決つていない状態である（第174表）。有給休暇をとらないものも多く、とくに東武交通などのように、人員不足の原因によるのが多い（第175表）。

生理休暇・健康　生理休暇については東武交通、静岡鉄道などほとんどとつていない（第176表）。とることが出来なかつたり、言いにくかつたりの理由によるものがほとんどで、病気であつても早退できず、会社が人員

第177表　あなたはいままで，頭が痛かつたり，疲れがひどかつたりして，早退がしたいと思つたとき，がまんして働いたことはありませんか
（バス女子車掌）

組合名	ない	ある									合計
		人手が足りないから	早退をみとめてくれないから	ダイヤがきめられているから	早退すると運休になつてるとわれるので	給料が引かれるから	成績に影響するから	操車掛にいいにくいから	その他	計	
京王帝都（%）	10.5	25.7	7.0	18.7	5.8	7.9	7.6	12.8	4.1	89.5	100.0
東武交通（%）	8.7	40.2	2.7	19.9	5.2	2.1	3.5	6.0	11.6	91.3	100.0
静岡鉄道（%）	24.0	22.3	3.7	41.7	—	0.8	0.8	4.1	2.5	76.0	100.0

〔備考〕 私鉄総連調査。

第178表　あなたは，乗務するようになつてから特に気持や体の変調を感じますか
（バス女子車掌）

組合名	何とも感じない	胃が悪くなつた	月経が不順になつた	動作や言葉が乱暴になつた	無口になつた	やたらに寝ころんで休むようになつた	その他	計
京王帝都（%）	4.8	23.1	21.3	19.0	1.1	12.5	18.1	100.0
東武交通（%）	3.2	29.9	35.7	20.0	0.5	10.8	—	100.0
静岡鉄道（%）	8.8	35.1	18.1	24.4	—	13.7	—	100.0

〔備考〕 私鉄総連調査。

をギリギリの線までつめておくことから、身体に無理をしてまで仕方なく働かされる場合が多い（第177表）。そして以上のような労働条件の過酷さは女子車掌の健康を破壊せずにはおかない。勤務したての者は大抵身体に変調を起し、その特徴として胃を悪くするものが多い（第178表）。そして、ほとんどの者が慢性的な疲労を訴えていることは注目すべきであろう（第179表）。

（注）　以上紹介したバス女子車掌の調査の外に女子労働者状態に就て行われた調査には次のようなものがある。

(1)　労働省婦人少年局「電話交換作業における婦人労働の実情」一九五一年一〇月、婦人の独占的業務である電信電話交換作業（男

第179表　乗務後の疲労自覚症状（バス女子車掌）

組合名	全身が疲れてだるい	背が苦しい肩がこる	頭痛がする	しゃべるのがいやになる	手足が疲れてだるい	腰がいたい	めまいがする	たいして疲れない	その他	計
京王帝都(%)	28.7	11.0	7.0	11.5	21.9	7.6	3.4	9.0	—	100.0
東武交通(%)	28.8	12.5	8.2	11.4	17.4	8.7	5.0	7.2	0.8	100.0
静岡鉄道(%)	37.9	11.3	3.1	4.3	15.6	3.3	1.6	22.1	0.8	100.0

〔備考〕 私鉄総連調査。

第180表　製糸女工，読めない字，意味のわからない字句の調査

区分		一般女子(25名)	養成女子(18名)	女子幹部(32名)
読めない字	闘	2	0	0
	会	2	0	0
	議	2	0	0
	化	—	2	0
	史	—	1	0
	制	—	1	0
	い	—	8	1
分らない文句	ナショナル	6	2	4
	争	3	0	0
	トキモ	2	2	0
	者	1	0	0
	備	1	2	0
	糸	1	0	0
	制	3	0	0
	操	—	2	0
	替	—	2	1

〔備考〕 組合機関紙婦人欄の文章について調査したもの。全蚕労連調査。

第181表　女子・年少者関係労働基準法違反件数

条文番号	4	56	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
内容	原則男女同一賃金の	最低年齢	労働契約未成年者の	労働契約(賃金)未成年者の	間及び休日年少者の労働時	及び休日女子の労働時間	深夜業	就業制限危険有害業務の	坑内労働の禁止	産前産後	育児時間	生理休暇	帰郷旅費
1948年合計	427	2,876	510	171	5,778	9,617	1,408	1,356	108	49	26	439	25
1949年 〃	453	2,721	1,152	382	10,078	22,791	2,934	1,751	154	84	49	930	48
1950年 〃	389	1,458	442	263	11,220	22,926	3,667	1,348	125	85	26	425	40
1951年 〃	130	925	232	169	6,721	16,686	2,849	997	89	31	11	161	25
1952年 〃	95	798	218	92	6,126	15,805	2,799	759	132	29	13	81	15
1953年 〃	110	1,475	194	146	10,307	22,882	3,781	664	148	28	10	91	13

〔備考〕 労働省労働基準局調査。

第182表　駐留軍基地周辺散娼数（1953年5月）その(1)

県名	地名	A 洋娼	B 街娼	C その他の散娼	計
青森県	八戸村	35	8	200	243
	市川村	30	10	10	50
	田名部町	30		35	65
	大三沢町	1,000	50	200	1,250
宮城県	仙台市	680	150	370	1,200
	桃生郡矢本町	250			250
	加美郡王城村	60			60
岩手県	釜石市	12	10	60	82
秋田県	秋田市	51			51
群馬県	小泉町	150			150
	太田市	70			70
埼玉県	所沢市	700			700
	大宮市	40			40
	入間川町	250			250
	熊谷市	40	25	35	100
	豊岡町	250			250
	朝霧町	300			300
千葉県	二宮町	30	20		50
	木更津市	150	30		180
	豊海町	40			40
東京都	東京都旧区	2,470	720	2,050	5,240
	八王子市	150		50	200
	立川市	1,200			1,200
	府中町	150		50	200
	福生町	500			500
	昭和町	300			300
	町田町	200		50	250
	北多摩郡	150			150
	西多摩郡	100			100
	南多摩郡	100			100
神奈川県	横浜市	2,500	300	500	3,300
	横須賀市	3,500		50	3,550
	川崎市	70	30	30	130
	鎌倉市	100	10		110
	逗子市	300			300
	温泉村	30		10	40
	大和町	200		10	210
	相模原町	300		10	310
山梨県	富士吉田市	80			80
	中野町	200			200
	忍野村	50			50
	勝山村	80			80
	船津村	25			25
岐阜県	岐阜市	50	30	30	110
	郡加町	150			150
	蘇原町	20			20

〔備考〕 厚生省公衆衛生局防疫課調。労働省婦人少年局「売春に関する資料」より。

第182表 駐留軍基地周辺散娼数（1953年5月）その(2)

県名	地名	A 洋娼	B 街娼	C その他の散娼	計
静岡県	御殿場町	301	12		313
	富士岡村	95			95
	原里村	62	4		66
	五穂村	54			54
愛知県	名古屋市	315	120	1,540	1,975
滋賀県	大津市	100			100
京都府	京都市	630	30	500	1,160
	宇治市	70		10	80
大阪府	大阪市	1,500	700	500	2,700
	布施市	20	120	200	340
	堺市	300	200	50	550
	尼崎市	40	35	100	175
	豊中市	500			500
兵庫県	神戸市	800	2,500	1,000	4,300
	西宮市	55		40	95
	宝塚市	70			70
奈良県	奈良市	1,656	25	30	1,711
	伏見町	30		30	60
鳥取県	西伯郡高浜地区	220			220
広島県	原村	24			24
	呉市	200	50	200	450
	江田島町	130		30	160
山口県	岩国市	290		30	320
福岡県	福岡市	165	90	625	880
	小倉市	940	60	360	1,360
	多々良村	26			26
	粕屋郡和田村	366			366
	那河町	24			24
	八津田村	64			64
	志賀島村	67			67
	築紫郡文野町	102			102
	遠賀郡芦屋町	473	25	5	503
	〃築城村	257			257
	門司市	70	20		90
長野県	佐世保市	700		1,000	1,700
熊本県	熊本市	120	70		190
大分県	別府市	90	30	560	680
北海道	千歳町	50			50
	豊平町	40			40
	札幌市	100	400	300	800
計		28,199	5,884	10,860	44,943

子は全体の〇・六～〇・七％）における婦人労働者の特性、その特徴として昼夜休日もない労働の状態、賃金、作業室、休憩施設など職場施設について調査したものである。調査対象は、東京、大阪、福岡、札幌など主要都市における二四一事業場、二五〇八人である。

(2) 労働省婦人少年局「百貨店女子職員労動実態調査報告」　一九五二年六月、全国百貨店総数一三九の四分の一に当る三五事業場に働く女子店員三〇五二人（総数五万四九二三人、うち女子六〇％）について、その特徴、労働条件を調査したものである。

(3) 労働省婦人少年局「女子保護の概況―一九五二年」　一九五二年における産前産後の休業状態、妊産婦の退職者数、生理休暇などについての報告。

(4) 全国蚕糸労働組合連合会「時間外労働調査」　一九五三年九月、この組合が熊本県における傘下支部について行つたもので、朝食前の準備作業、終業時間後のあと始末を始め、昼食をゆつくり食べる余裕もなしに働かされている状態が示されている。なお同組合婦人部が行つた、蚕糸女工の読めない字、意味の分らない字句の調査のうち、直接労働者に関係がある字句についてみれば第180表の状態である。また最後に女子・年少者関係労働基準法違反件数をあげると第181表の如くである。

売春婦の状態　婦人少年局の調査によれば、一九五二年六月において、いわゆる赤線区域六一八ヵ所、業者一万八〇四七人、接客婦数五万七八〇三人となつていて、東京、福岡、長崎、大阪、京都、愛知、神奈川などの順で多い。これは米軍、保安隊の基地の存在と不可分であつて、これについて厚生省が把握した数は第182表の通りとなつている（婦人少年局「売春に関する資料」より）。

又、一九五二年秋、婦人少年局が東京都内の売春婦一六一名について行つた調査によると、売春婦となる以前の職業は、女給・女中などサービス業が四二・二％、無職一八・六％、事務員一九・三％、女子工員八・七％、農業三・一％などとなつており、その動機は生活苦が過半数を占め、好奇心や虚栄心によるものがこれに次いでいる。月収は二万円以下が五八％、生活が苦しいというのが半数以上であつた（婦人少年局「売春婦並びにその相手方についての調査」より）。

第二節　年少労働者の状態

ここでは主として、新聞配達をしている年少者と、人身売買による年少者の労働状態についてみることにする。資料の関係で、このようないわば特殊な場合に限定されざるを得なかつた。

労働状態　まず、労働省婦人少年局が調査した「新聞配達をしている年少者」によつて、この状態をみよう。

（注）この調査は、一九五三年三月、東京都内の新聞販売所三五カ所に働く年少者二四一名について行つたもので、年齢は一〇才から十七才までで、一三～一五才が大部分、勤続年数は比較的短く、六カ月以上一年未満の者が最も多い。また新聞配達を始めた理由は、直接間接に家庭の貧困によるものが大部分であつた（第183表）、なお、この新聞配達に従事する年少者は、一五才未満の者が最も多く働いている職種で、同じく婦人少年局の調査によると、一九五一年四月から五二年三月までの間に、労働基準法による使用を許可した年少者数は四九一一人（男三九五三人、女九五八人）、このうち新聞配達は三二八一人（男三一〇〇人、女一八一人）で六七％を占めていた（労働省婦人少年局「学びながら働く年少者」一九五二年七月、参照）。

第183表　新聞配達をはじめた理由

理由別	計	家庭の貧困	学費がない	小遣いがほしい	買物がある	貯金したい	仕事好き	その他	不明
実数	324	80	93	88	42	5	4	11	1
(%)	(100.0)	(24.7)	(28.7)	(27.2)	(13.0)	(1.5)	(1.2)	(3.4)	(0.3)

〔備考〕 数字は理由別の件数である。労働省婦人少年局「新聞配達をしている年少者」による。

第184表　新聞配達年少者の労働時間

朝・夕刊別	計	1時間未満	1時間以上1時間30分未満	1時間30分以上2時間未満	2時間以上2時間30分未満	2時間30分以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上	不明
総数	240人	15	35	72	31	27	24	32	4
	(100.0)	(6.2)	(14.6)	(30.1)	(12.9)	(11.2)	(10.0)	(13.3)	(1.7)
朝刊	81	3	16	30	21	8	—	—	3
	(100.0)	(3.7)	(19.7)	(37.1)	(25.9)	(9.9)			(3.7)
夕刊	93	12	19	42	8	11	—	—	1
	(100.0)	(12.9)	(20.4)	(45.2)	(8.6)	(11.8)			(1.1)
朝夕刊	66	—	—	—	12	8	24	32	—
	(100.0)				(3.0)	(12.1)	(36.4)	(48.5)	

〔備考〕 労働省婦人少年局「新聞配達をしている年少者」による。

(イ)労働時間――朝刊は四時半～六時、夕刊は四時～五時頃までの間に配達するが、朝夕刊の配達を行う者の労働時間は一日四時間以上に及び、勉強との関係から相当の重労働である（第184表）。そのため朝夕に余裕の時間がなく、学校を遅刻、早退するなど直接勉強に差支え、疲れを訴えるものも多い。

(ロ)賃　金――賃金は固定給が五三%、歩合給が三〇%となつていて、朝夕刊の配達をするものの金額が一番多いが、それも一、三〇〇〇円にすぎず、毎日三時間から四時間以上の労働に対するものとしては低い（第185表）。

次に「売られた児童」の労働状態を、同じく婦人少年局の「年少者の不当雇用慣行―実態調査報告（東北篇）―」によつてみよう。これは、一九五三年秋に、東北各県を出身地とする人身売買の疑いある児童とその親元、及びその児童の雇用先について調査した結果の報告であつて、売られた児童の奴隷的といつてもよい程の労働環境や労働条件が述べられている。

(イ)労働時間――ここでは例として農家の作男、作女（第186表）、工員（第187表）、漁夫及び土工（第188表）の各状態を掲げておく

第185表　賃金階級別の新聞配達年少者

朝・夕刊別	計	1000円未満	1000円以上1500円未満	1500円以上2000円未満	2000円以上2500円未満	2500円以上3000円未満	3000円以上3500円未満	3500円以上4000円未満	4000円以上4500円未満	5000円以上	不明
総数	240人 (100.0)	23 (9.6)	58 (24.4)	63 (26.3)	29 (12.1)	27 (11.2)	12 (5.0)	7 (2.9)	3 (1.2)	4 (1.7)	14 (5.8)
朝刊	81 (100.0)	5 (6.2)	21 (25.9)	37 (45.7)	9 (11.1)	5 (6.2)	—	1 (1.2)	—	—	3 (3.7)
夕刊	93 (100.0)	18 (19.4)	31 (33.2)	20 (21.5)	8 (8.6)	5 (5.4)	—	1 (1.2)	—	—	10 (10.7)
朝夕刊	66 (100.0)	—	6 (9.1)	6 (9.1)	12 (18.2)	17 (25.7)	12 (18.2)	5 (7.6)	3 (4.5)	4 (6.1)	1 (1.5)

〔備考〕 労働省婦人少年局「新聞配達をしている年少者」による。

第186表　農家の作男，作女の労働条件

		人
労働時間	朝から寝る迄雇主の家族と同じに働く	18
	午前5時～午後7時迄	1
	午前5時～午後9時迄	4
	午前6時～午後8時迄	2
	午前8時～午後9時迄	1
	1日6時間(学びながら働く)	1
	就学後1時間(　〃　)	1
	不明	2
	計	30
休憩時間	特にない(疲れたら休む程度)	28
	1日1.5時間程度	1
	不明	1
	計	30
休日	月1回程度祭日に休む	5
	盆，正月，祭	4
	1月に2日	2
	1月に1日	1
	農閑期に家に帰る	1
	農閑期は1日，15日の2日間，農繁期はなし	1
	農閑期には毎週1日，農繁期にはなし	2
	自由	1
	なし(殆んど皆無)	10
	1週に1日(学校の休日)	2
	正月7日間	1
	計	30

〔備考〕 労働省婦人少年局調査。

第187表　工場に働く売られた児童の労働条件

		人
労働時間	三交替制による	1
	午前6時～午後8時迄	1
	午前7時～午後7.5時迄	1
	午前7時～午後5時迄	3
	午前7.5時～午後5時迄	1
	午前7.5時～午後7時迄	2
	午前8時～午後5.5時迄	2
	午前8時～午後6時迄	2
	午前8時～午後8時迄	1
	計	14
休憩時間	1日1時間	9
	1日1.5時間	3
	1日0.5時間	1
	特になし	1
	計	14
休日	1週1日(電休日)	11
	1月に3日	2
	1月に2日～4日	1
	計	

〔備考〕 1. 三交替制の時間区分は (1)午前4時～午後2時 (2)午前4.5時～午後8時 午後12.5時～午後4.5時 (3)午前8.5時～午後6時。
2. 労働省婦人少年局調査。

第188表　漁夫，土工として働く売られた児童の労働条件

労働条件	漁夫		土工	
労働時間	出漁時は昼夜通し	1人	午前8時～午後5.5時迄	3人
	不定	2		
	計	3	計	3
休憩	帰港日一日	1	1日1時間～1.5時間位	2
	不定	2	仕事のきりのよいところで30～40分	1
	計	3	計	3
休日	天候不順の日	1	1週に1日位	2
	不定	2	1月に2日位	1
	計	3	計	3
注	休日には網修理をする		雨の日は休むため働ける日は休みなしで働く	

〔備考〕 労働省婦人少年局調査。

が、雇主（購買者）による意のままの働かせぶりがよく現れている。そして冬ひびが切れている手を水の中に入れるのでつらい（子守兼家事手伝―女子）、一人で畠などうなうのはつらい（農業手伝―女子）、九時頃店を閉めてから後始末などで寝るのは一一時すぎになり、朝の支度などもさせられるので睡眠時間が足りない（料理店女中）。朝早いこと、夜遅いこと、いやらしいこと（特飲店女中）、雨の日、雪の日の配達と水仕事（魚屋店員）、などと彼等は仕事のつらさを訴え、又涙を流すだけで話し得なかつた女工や雇主の手前をはばかつて言わなかつたものもいた。

(ロ) 賃　金――いわゆる賃金の形態をとつているものはほとんどなくて、大部分は小遣程度にすぎなく、使用者の恣意にまかせられている状態である。このうち実物給与は、盆、暮に着物や日用品を支給する程度である（第189表）。

健康・疾病　労働省婦人少年局が一九五一年一〇月、全国の定時制高等学校四二四校における生徒一三万五五一五人中三万一九七九人について調査した「高等学校定時制課程生徒の健康調査結果報告」によると、この年少労働者の体格は、一般の高等学校生徒の体格（一九五一年度文部省調査）に比較して、胸囲、座高、体重などがとくに劣つており、又結核の罹患率も二倍の高率を示している（第190・191・192表）。

（注）以上紹介したものの外に、労働省婦人少年局が、年少労働者の状態について行つた調査として、次のようなものが発表されている。

(1) 「炭鉱に働く年少者の実態」　一九五二年五月～六月、北海道、福島、山口、福岡の各県の炭鉱各一カ所に働く年少者五三五人について、その雇用経路、労働内容、賃金、災害、疾病などを調査したものである。

(2) 「危険有害な業務に使用されていた年少者」　これは、一九五三年二月、労働基準法第六条で禁止されている危険有害な労働に従事している年少者の実状を、一九五二年中に発生した基準法違反事件を対象として調査したもので、中小企業に働く年少者の

第190表　高校生徒及び年少労働者の平均胸囲(cm)

年齢		15才	16才	17才	18才	19才	20才以上
男	高校生徒	77.7	80.3	82.3	83.1	83.8	—
	年少労働者	76.4	78.2	79.8	81.0	81.7	83.1
女	高校生徒	77.1	78.8	79.8	80.7	81.3	—
	年少労働者	77.1	78.0	79.4	80.2	80.6	81.2

第191表　高校生徒及び年少労働者の平均体重(kg)

年齢		15才	16才	17才	18才	19才	20才以上
男	高校生徒	47.0	50.7	53.4	54.5	55.0	—
	年少労働者	46.7	49.2	51.5	52.8	53.5	54.2
女	高校生徒	45.9	48.1	49.4	50.0	50.3	—
	年少労働者	45.3	46.4	47.7	48.1	48.8	48.1

第192表　高校生徒及び年少労働者の結核罹患率

区分		比率 %
男	高校生徒	0.69
	年少労働者	1.39
女	高校生徒	0.77
	年少労働者	1.40

〔備考〕 高校生徒の比率は結核該当率，年少労働者の比率は結核による欠席率を示す。
第190—191表は労働省婦人少年局「高等学校定時制課程生徒の健康調査結果報告」による。

第193表　小・中学校生徒の長欠者数

区分		総数	経済的理由によるもの	
			教育費が出せない	家計の全部又は一部を負担せねばならない
小学校	男	78,210	3,588	2,584
	女	80,557	4,279	3,372
	計	158.767	7,867	5,956
中学校	男	90,791	5,063	14,408
	女	90,988	7,031	13,735
	計	181,779	12,094	28,143

〔備考〕文部省「長期欠席児童生徒調査—1953年度」による。

第189表　売られた児童の賃金額及び支払形態状況

	内訳	固定給	歩合給
賃金のみ	日収 120円	1	—
	〃 160	1	—
	〃 200	2	—
	月収 500	5	1
	〃 700	2	—
	〃 1,000	7	1
	〃 1,500	13	3
	〃 2,000	5	2
	〃 2,300	3	—
	〃 2,500	2	—
	〃 3,000	—	1
	〃 4,000	2	—
	〃 4,500	1	—
	〃 4,700	2	—
	〃 5,000	1	—
	年収 3,000	2	—
	〃 10,000	1	—
	〃 15,000	3	—
	〃 18,000	1	—
	〃 7,000	1	—
	〃 25,000	1	—
	毎月 小遣程度	29	—
	期間(6カ月)満了のとき 15,000	1	—
	盆に 800	1	—
	(衣類も) 1,200	1	—
	〃 3,000	1	—
	計	89	8
養育をかねて		36	
実物給与のみ		29	
合計		162	

〔備考〕 労働省婦人少年局調査。
「実物給与」は盆・暮に衣服・日用品を支給する程度である。

の職業別欠席理由別長欠者数

自宅商	自宅工	行商 露天商	自由 労務	工員	公務員	学校 職員	会社員	その他	無業
7	16	26	184	38	—	1	3	63	105
7	20	33	270	88	3	—	10	93	176
11	14	24	111	29	—	—	4	39	70
16	26	47	218	59	2	1	6	86	115
34	86	114	947	246	13	—	20	253	446
41	88	137	1,076	271	13	3	28	324	520
45	60	99	467	71	8	1	7	148	184
46	63	115	627	130	13	2	18	221	240
79	104	121	455	289	10	—	22	254	410
109	138	203	800	538	22	—	49	446	624
199	298	269	949	711	26	1	46	531	863
233	244	315	1,215	925	29	1	64	809	1,119
53	93	125	552	190	12	—	29	208	315
79	92	137	652	263	21	—	39	236	398
272	280	277	1,006	395	28	1	48	488	607
204	198	272	919	448	23	3	58	506	548

席児童生徒調査—1953年度」による。

労働種類別長欠者数

7 廃品その他の配付，拾集		8 物品販売		9 靴磨		10 歌遊芸		11 留守番子守看病		12 遊興		13 その他		計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
358	182	217	153	21	8	23	58	12,999	25,516	—	—	7,393	5,932	26,156	34,613
516	176	1,327	685	48	16	13	44	9,911	29,524	—	—	9,949	9,196	25,337	56,621
289	89	44	21	48	2	27	20	2,972	4,387	4,973	2,200	8,827	5,127	17,961	12,246
347	70	315	99	91	26	24	32	1,225	3,054	3,026	875	5,986	2,822	13,901	8,568

席児童生徒調査—1953年度」による。

第194表　小・中学校生徒の保護者

職業別				総数	農業	林業	水産業	鉱業	運輸業
小学校	連続欠席	教育費が出せない	男	607	82	16	35	29	2
			女	929	134	15	36	38	6
		家計の全部又は一部負担	男	454	61	12	68	6	5
			女	784	135	7	42	21	3
	断続欠席	教育費が出せない	男	2,981	574	78	81	60	29
			女	3,350	593	56	101	69	20
		家計の全部又は一部負担	男	2,130	774	100	145	17	4
			女	2,588	900	60	101	36	16
中学校	連続欠席	教育費が出せない	男	2,502	514	27	160	40	17
			女	4,113	809	33	212	88	38
		家計の全部又は一部負担	男	5,905	1,250	85	544	79	54
			女	6,937	1,517	51	280	85	50
	断続欠席	教育費が出せない	男	2,561	748	66	97	45	28
			女	2,918	785	39	99	46	32
		家計の全部又は一部負担	男	8,503	3,781	281	902	63	74
			女	6,798	3,030	112	370	51	56

〔備考〕　これは必ずしも経済的原因による欠席児童のみの数ではない。文部省「長期欠

第195表　小・中学校生徒の

労働別		1 農耕 伐木 男	1 農耕 伐木 女	2 漁獲 水産養殖 男	2 漁獲 水産養殖 女	3 採炭 鉱採石 男	3 採炭 鉱採石 女	4 女中，給仕 小使，雑役 清掃作業 男	4 女中，給仕 小使，雑役 清掃作業 女	5 大工 工員 男	5 大工 工員 女	6 物品の修理加工 男	6 物品の修理加工 女
主である家業の手伝が（事）	小学校	3,748	1,842	690	166	24	15	490	596	70	39	123	106
	中学校	23,131	13,266	4,520	949	104	50	1,302	2,085	735	209	781	421
主でない家業の手伝が（事）	小学校	475	184	106	25	15	6	134	141	22	17	29	27
	中学校	1,484	559	510	64	55	17	510	767	189	76	139	107

〔備考〕　これは必ずしも経済的原因による欠席児童のみの数ではない。文部省「長期欠

第196表　男女別・年齢別人身売買被害年少者数

年齢別	男	女	計	%
12才未満	1	3	4	0.2
12才	1	8	9	0.5
13才	4	21	25	1.3
14才	10	63	73	3.9
15才	17	212	229	12.2
16才	25	430	455	24.2
17才	40	716	756	40.1
18才	24	201	225	11.9
19才以上	1	31	32	1.7
年齢不詳	4	71	75	4.0
計	127	1,756	1,883	100.0
%	6.7	93.3	100.0	

〔備考〕 1. 当該年齢は発見された当時の年齢を云う。
2. 労働省婦人少年局「いわゆる人身売買事件第五回資料調査報告」による。

第197表　出身・受入県別人身売買被害児童数

県名	出身	受入	県名	出身	受入	県名	出身	受入
北海道	54	100	福井	10	12	山口	40	51
青森	19	17	山梨	11	9	徳島	34	33
岩手	22	5	長野	40	61	香川	10	15
宮城	19	9	岐阜	12	19	愛媛	43	19
秋田	125	19	静岡	9	67	高知	36	20
山形	19	10	愛知	21	118	福岡	147	180
福島	60	21	三重	4	0	佐賀	28	29
茨城	33	23	滋賀	20	6	長崎	25	30
栃木	43	56	京都	30	35	熊本	72	77
群馬	163	77	大阪	52	40	大分	13	8
埼玉	43	50	兵庫	14	30	宮崎	59	46
千葉	32	39	奈良	6	12	鹿児島	108	90
東京	43	112	和歌山	27	21	不明	176	46
神奈川	43	110	鳥取	3	8	売られる途中で発見	—	3
新潟	59	55	島根	6	5			
富山	4	16	岡山	4	5	合計	1,883	1,883
石川	11	23	広島	31	49			

〔備考〕 労働省婦人少年局「いわゆる人身売買事件第五回資料調査報告」による。

第199表 売られた児童の前借金

前借金額別	児童数	%
500円未満	1	0.1
1,000円 〃	10	0.5
2,000円 〃	17	0.9
3,000円 〃	29	1.5
4,000円 〃	23	1.2
5,000円 〃	7	0.4
6,000円 〃	38	2.0
7,000円 〃	9	0.5
8,000円 〃	17	0.9
9,000円 〃	7	0.4
10,000円 〃	10	0.5
15,000円 〃	119	6.3
20,000円 〃	64	3.4
25,000円 〃	102	5.4
30,000円 〃	26	1.4
50,000円 〃	76	4.0
50,000円以上	53	2.8
現物	2	0.2
不明	1,123	60.1
なし	141	7.5
合計	1,883	100.0

〔備考〕労働省婦人少年局「いわゆる人身売買事件第五回資料調査報告」による。

第198表 売られた児童の親元の職業

職業	児童数	%
農業	308	28.6
日雇職	195	18.1
無職	156	14.5
漁業（夫）	58	5.4
工員	57	5.3
炭坑夫	54	5.0
商店	41	3.8
行商	28	2.6
大工	19	1.8
会社員	17	1.6
古物商	11	1.0
小使，掃除夫，雑役夫（婦）	10	0.9
その他	123	11.4
計	1,077	100.0
不明	638	
親なし	15	
合計	1,730	

〔備考〕労働省婦人少年局「いわゆる人身売買事件第五回資料調査報告」による。

第 2 図 売られた児童の親元の職業別・年度別比率

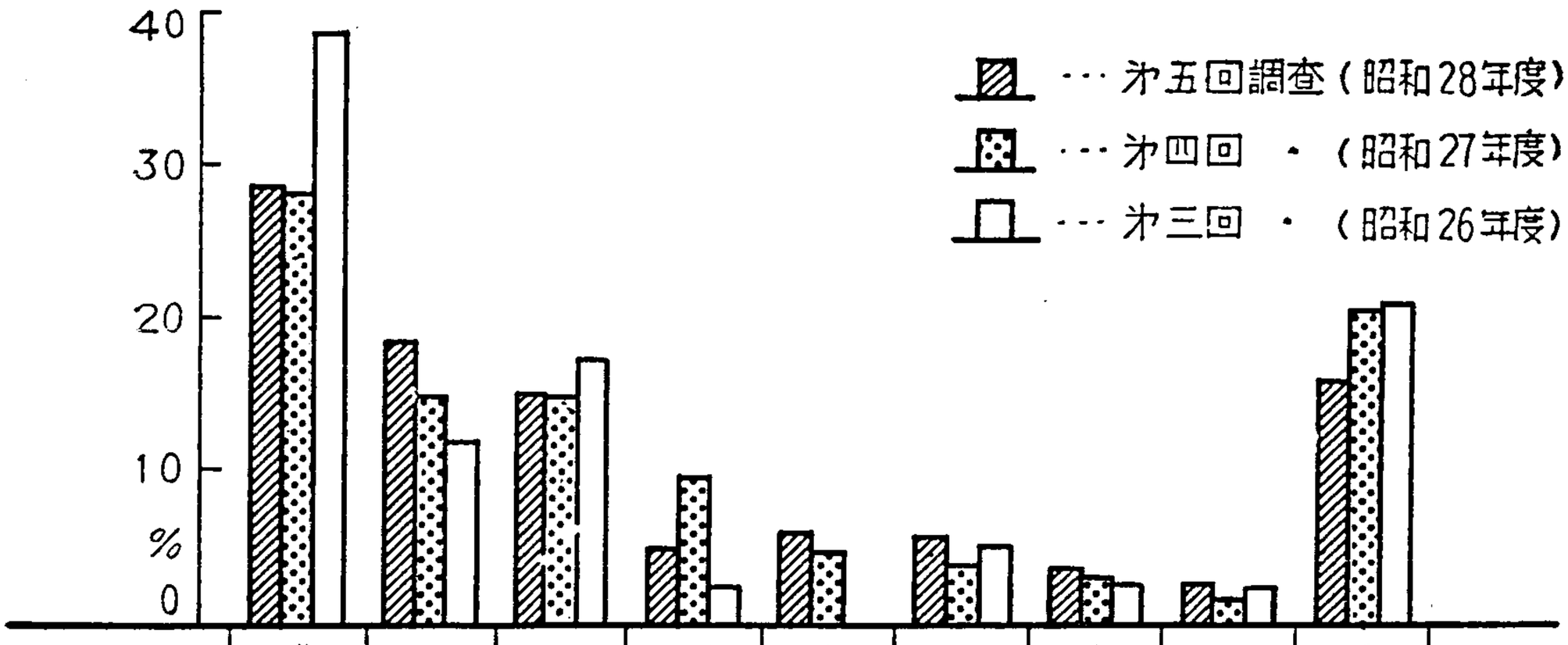

	農業	日雇	無職	炭坑夫	漁夫	工員	商店	行商	その他	計
才五回調査	28.6%	18.1	14.5	5.0	5.4	5.3	3.8	2.6	16.7	100
才四回 〃	28.1	14.7	14.2	9.8	4.5	4.1	3.0	1.4	20.2	100
才三回 〃	38.3	11.9	17.5	2.1	－	4.9	2.5	2.5	20.3	100

〔備　考〕労働婦人少年局「いわゆる人身売買事件第五回資料調査報告」による。

第200表　就業業務別人身売買被害児童数

業務別	男	女	計	%
接客婦	—	1,157	1,157	61.4
駐留軍相手の売春婦	—	30	30	1.6
芸妓	—	19	19	1.0
芸妓見習	—	37	37	2.0
料理店従業婦	—	62	62	3.3
ビヤホール等従業婦	—	27	27	1.4
ダンサー	—	3	3	0.2
食堂等女給	—	26	26	1.4
貸間屋等従業婦	—	47	47	2.5
仲居	—	1	1	—
旅館等女中	—	105	105	5.6
小計	—	1,514	1,514	80.4
家庭女中	—	17	17	0.9
農夫（婦）	76	75	151	8.0
子守	55	50	55	2.9
工員	17	54	71	3.8
人夫	3	5	8	0.4
パチンコ店従業員	1	6	7	0.4
行商	4	—	4	0.2
サーカス従業員	2	3	5	0.3
えん歌師	—	1	1	—
新聞配達	2	—	2	0.1
商店店員	11	5	16	0.8
雑役	1	—	1	—
鉱夫	4	—	4	0.2
マッサージ見習	—	1	1	—
不詳	1	25	26	1.4
合計	127	1,756	1,883	100.0

〔備考〕労働省婦人少年局「いわゆる人身売買事件第五回資料調査報告」による。

・L・Oの条約に基づく調査」　一九五二年九月、軽作業の多い通信機工場、重作業の多い鋼管工場に働く年少者各二二名について労働内容、疲労、体力状態などを調査したものである。

長欠児童　文部省調査によると、一九五二年四月～五三年三月の一年間における長期欠席児童（欠席五〇日以上）は、小学生と中学生を合せて総数三四万〇五四六人で在学者数の二一%、このうち家庭の生活困難によるものは五万四〇六〇人で長期欠席者総数の約一六%を占めている。小学生一万三八二三人に比して中学生四万〇二三七人が多く、欠席者総数にたいする生活困窮による欠席者は小学生九%、中学生二二%、又男子に比べて女子が多い（第193表）。こうした欠席者の家庭の職業は、自由労務、農業、無職などが多く、これらの生活の苦しい状態を示している（第194表）、又欠席した児童は主に家業の手伝いに従事しており、労働の種類としては、小学生は農業、留守番、子守など、中学生は男子の農漁業、女子の女中、子守などが目立つている（第195表）。そして

劣悪な労働状態をよく示している。すなわち、これによると、五二年中の違反は一一〇件、年少者数は一八八人、規模別では一〇人以上五〇人未満の事業所が五〇件（四五・五%）、一〇人未満の事業所が三五件（三一・八%）と、五〇人未満の事業所が全体の六一%を占め、産業別では、自動車修理業一八%が最も多い。そのうち、災害を受けた者は三五人（一七%、うち四人死亡）、木工用かんな機、軸面取機を用いる業務、重量物を取扱う業務などが多くなつている。

「工業的事業に働く年少者の身体的適性に関する実態調査—I

こうした長期欠席児童の状態は、それがとくに家庭の貧困による場合においては、次に述べる人身売買と無関係ではあり得ない。すなわち、人身売買の被害者が義務教育年齢のものであれば、それはまず長期欠席の形をとつて現われるであろうからである。

人身売買　一九五三年の夏から秋における冷害と風水害による農村の窮乏化とともに、農村からの人身売買の増加が新聞に報ぜられ始め、その対策論議が盛んに行われている。もちろん、冷・水害の人身売買に与える影響は大きいものがあろうが、しかし人身売買の増加は単に冷・水害の原因によるのみではなく、又それは農村だけの専売ではなくなつて来て、今やその源泉は国民のあらゆる働く階層に広まりつつあるのであり、人身売買もこの点から、あらゆる職業に働く者の生活の破壊の問題として捉えるべきであろう。

次に、労働省婦人少年局「いわゆる人身売買事件第五回資料調査報告」によつて、一九五三年におけるその実態をみよう。但し、この報告は、都道府県庁、地方労働基準局、国家地方警察、自治体警察、法務局、家庭裁判所、地方検察庁および地方婦人少年室などの各関係機関が把握した資料に基づいて労働省婦人少年局がまとめたもので、その調査自体極めて限られたものであり、人身売買の実状を知らせるものとはいえない。またこれは一九五二年七月から五三年六月末日までの一年間についての調査であるから、冷・水害による影響は未だ反映されてないとみてよいであろう。

この間に売られた児童の数は一八八三人で前年度の約一・三倍の増加となつており、このうち女子は一七五六人、男子は一二七人、年齢では一六～一八才が最も多い（第196表）といつた状態である。が、実際はどの位あるのか見当もつかない程だと言われる。この調査を年度別にみると被害児童数の動きは

第三回調査	一九五〇年七月―五一年六月	六七四人
第四回調査	一九五一年七月―五二年六月	一四八九人
第五回調査	一九五二年七月―五三年六月	一八八三人

であつて、この大部分を占めている女子の比率は五一年度八二%、五二年度八九%、五三年度九三%と年毎に増加している。

その出身地及び受入地は第197表の通りであるが、主な受入地のうち東京、神奈川は東北、関東出身の児童を受入れ、愛知は中部、近畿の出身者を、北海道は東北から、福岡は地元と九州各県からそれぞれ受入れている。親元の職業は農業、日雇、無職の順で多く、日雇、漁夫、工員などの増加したのが注目される（第198表、第2図）。その他、北海道の漁夫の家庭が身売児童を多く出し、福岡、北海道の炭鉱夫で子供を手離したことなど指摘されている。前借金は一万円以上のものが七二%を占める（第199表）。そして、五万円以上のものは一般に売春婦関係で、このような高額な前借金は何年働いても消えぬばかりか、働けば働くほどふえて行くものが多いことが指摘されている。就業業務については（第200表）、女子は接客婦が大部分で人身売買が売春婦の主要な供給源となつていることを示している。男子は農夫、工員が多い。又、女工の五四人が注目される（売られた児童の労働状態については本節の年少労働者の労働状態の項参照）。なお、この報告書には、一六才の売春婦の次のような聴取書が掲げられていた。

私は家が貧しいので帰りたくありません。かりに帰つても直ぐ何処かへ売り飛ばされるにきまつています。北海道では米飯は一日に一度しか食べられまん。後はジャガイモか他の代用食です。こちらでは食事情がよくて三度米が食べられます。ここで辛抱したいと思つています。……北海道では私がパンパンに来ていることをよく知つています。

第五編　労働者の生活

第一章　総論

第一節　物価

経済審議庁の「週間東京卸売物価指数」によると第201表の通りで、一九五三年一二月における対前年同期騰落率（△は下落率）は、綜合一〇・五％、食糧二七・八％、繊維一五・八％、燃料△四・八％、金属△一七・八％、機械二・四％、建築五五・三％、化学△三・〇％、雑品一・七％、生産財△八・六％、消費財三四・五％となつており、食糧、繊維、建築材料などいわゆる消費材の急激な騰貴が目立つている。

これを総理府統計局の「消費者物価指数（同局、小売物価統計調査―R・P・Sに基づく）」についてみると、一九五三年平均の対前年騰貴率は綜合七・八％、食料七・三％（主食一四％、非主食三・九％）被服△一・一％、光熱一四％、住居九・五％、雑費一二・七％と、被服指数がやや下落したのを除いて総べてが大幅に騰貴しており、なかでも生活に最も影響する食料（主食）については、冷・水害にたたられ闇米の高騰とともに、六月頃から急激に騰貴している（第203表）。また五二年には水道、電気、ガス料金など、独占価格の値上げが強行されたのであるが、五三年においても一月国鉄旅客運賃、二月風呂代、四月小包郵便料金と通運料金、八月電信・電話料金、一二月消費者米価、現金封筒及び間接税の主要源泉たる酒と、値上げが引きつづいて行われた。

（注）諸料金の値上げ内容は次の通り（括弧内は旧料金）。

国鉄旅客運賃（一月）――一キロ当り二・一〇円（一・八五円）となり一三・五％の値上げ。そして、通勤定期料金の一五〇キロまでの割引率が引下げられ、その最低運賃は四キロまで一カ月通勤二三〇円、通学一四〇円となつた。

風呂代（二月）―東京、大阪、名古屋など大都市一五円（一二円）その他、地方により一三円（一二円）。但し大人料金のみ。

小包郵便料金（四月）――市内（都内）は据置き。市内から市外への小包（重量二キロまで）五〇キロ以内普通五五円（五〇円）千キロ以内普通七〇円（六五円）、千キロ以上普通九〇円（八五円）。

通運料金（四月）――小口扱い平均二〇・七％、車扱い平均六・四％値上。

電信電話料金（八月）――電報、市外一〇字まで六〇円（五〇円）

第201表　週間東京卸売物価指数（1950年6月＝100）

年　月	綜合	食糧	繊維	燃料	金属	機械	建築	化学	雑品	特殊類別	
										消費財	生産財
1950年											
7　月	130.0	103.8	105.8	99.7	110.8	100.3	99.6	97.9	100.1	102.9	103.0
9　月	116.1	112.8	131.8	101.6	142.3	106.0	104.6	102.2	116.3	114.2	117.1
11　月	115.0	113.3	142.3	107.0	159.0	117.2	132.2	103.9	130.6	117.2	129.2
1951年											
1　月	132.6	113.1	152.8	110.0	169.9	121.2	139.0	106.1	141.5	125.5	136.6
3　月	155.9	130.7	176.4	115.3	245.8	145.8	158.4	121.8	166.0	136.7	166.3
5　月	163.6	133.3	166.1	118.7	283.9	169.5	156.1	126.5	178.9	136.6	178.3
7　月	155.8	116.8	142.4	124.0	274.3	188.1	153.3	122.3	172.9	123.4	173.4
9　月	155.7	132.9	131.2	130.1	248.6	189.4	156.4	124.7	172.4	132.9	168.1
11　月	161.3	136.2	129.5	141.6	263.2	192.2	167.1	128.7	174.4	135.4	175.4
1952年											
1　月	158.0	136.4	117.7	149.4	245.5	189.8	163.8	131.8	173.3	134.7	170.8
3　月	158.7	136.5	109.6	150.8	266.9	191.0	165.4	127.3	160.7	133.0	172.7
5　月	153.4	126.4	107.6	157.9	249.2	191.1	168.5	121.2	150.2	125.8	168.5
7　月	150.6	125.7	111.9	158.4	238.3	191.5	164.8	113.9	141.2	125.8	164.0
9　月	152.8	132.3	110.2	159.6	236.4	185.9	181.0	111.9	135.7	130.0	165.2
11　月	152.7	135.9	97.4	161.1	243.0	185.4	188.1	111.1	134.8	132.2	163.8
1953年											
1　月	152.0	138.8	95.1	165.3	230.7	185.0	189.7	111.6	134.4	134.9	161.3
2　月	153.2	138.6	99.4	166.3	232.9	184.8	192.6	111.6	132.6	135.7	162.7
3　月	153.8	141.3	102.7	164.6	228.7	184.7	198.6	109.8	132.9	137.0	163.0
4　月	152.1	142.9	98.7	157.4	221.6	187.0	201.3	108.7	134.2	137.4	160.8
5　月	150.9	135.6	102.4	157.2	220.9	188.0	202.8	107.6	134.7	132.7	160.8
6　月	151.3	135.7	106.0	157.0	221.2	188.2	202.4	106.3	134.8	133.0	161.3
7　月	152.5	143.5	105.4	152.7	217.0	189.3	209.1	105.3	134.8	137.9	160.4
8　月	154.6	141.8	108.2	153.4	215.8	189.2	237.4	104.4	134.7	137.9	163.7
9　月	157.7	148.2	114.5	156.8	216.7	188.7	237.9	104.3	134.9	144.5	164.9
10　月	159.7	158.9	107.1	158.7	216.9	188.7	241.3	104.7	135.1	150.0	164.9
11　月	159.5	160.1	105.5	158.2	216.6	186.9	240.3	105.7	135.2	163.9	151.4
12　月	160.6	160.6	107.4	159.5	216.4	186.8	244.6	107.0	135.6	165.1	152.2

〔備考〕　指数は各月中旬の土曜日に終る一週間の平均値。
経済審議庁調査。

第202表　東京卸売・小売物価指数

年　月	卸売物価指数（1948年1月＝100）総平均	小売物価指数（1914年7月＝100）				
		総平均	食料品	燃料・燈火	衣料品	その他
1946年 平均	19.1	2,900.3	3,405	2,524	2,097	2,811
1947年 〃	56.6	7,811.5	8,646	8,389	4,746	8,526
1948年 〃	150.3	22,912.6	23,920	21,558	15,698	26,353
1949年 〃	245.4	37,283.7	43,450	31,949	25,758	37,394
1950年 〃	290.2	36,628.3	40,754	37,214	28,139	36,409
1551年 〃	402.7	47,411.9	52,395	46,972	41,547	44,619
1952年 〃	410.5	46,138.0	52,685	57,001	36,113	41,905
1953年 〃	416.2	47,451.7	55,940	61,742	34,854	41,504
1953年 1月	410.0	46,502.0	54,007	64,210	34,478	40,846
2月	412.8	46,713.6	54,485	63,845	34,515	40,925
3月	412.8	46,965.3	54,904	63,578	35,187	40,793
4月	411.7	47,140.3	55,722	61,745	34,850	40,819
5月	412.0	46,307.4	54,245	61,103	34,356	40,585
6月	413.8	46,094.9	54,572	58,447	33,656	40,427
7月	415.5	46,627.3	55,390	57,359	33,805	41,128
8月	417.0	47,374.0	56,586	58,070	34,171	41,529
9月	420.2	47,651.6	55,618	59,459	35,922	42,312
10月	422.4	49,005.0	57,640	63,769	35,593	43,286
11月	423.3	49,264.6	58,541	64,282	35,686	42,760
12月	424.2	49,707.6	59,416	65,036	36,026	42,643

〔備考〕 日本銀行調査。

第203表　消費者物価指数（1951年平均＝100）

年　月	全都市綜合指数	東京							
		綜合指数	食料指数			被服指数	光熱指数	住居指数	雑費指数
			食料	主食	非主食				
1949年 平均	92.2	92.7	97.3	—	—	109.9	78.1	80.8	78.4
1950年 〃	85.9	86.1	86.1	—	—	88.1	88.4	82.7	83.3
1951年 〃	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0	100.0	100.0	100.0
1952年 〃	105.0	104.2	102.0	107.0	99.3	85.7	119.8	107.2	116.7
1953年 〃	119.9	112.0	109.3	121.0	103.2	84.6	133.8	116.7	129.4
1953年 1月	107.1	106.2	103.1	112.2	98.3	82.2	140.7	110.6	119.7
2月	108.7	107.5	104.2	112.2	99.9	81.7	140.7	110.5	123.3
3月	108.8	107.8	103.6	112.6	98.8	81.9	140.0	114.0	125.8
4月	109.5	109.7	106.3	112.8	102.9	82.3	126.6	114.2	130.0
5月	108.9	109.3	105.0	113.0	100.8	83.2	126.2	115.5	130.6
6月	110.2	110.9	107.9	121.5	100.8	83.5	125.2	115.9	130.6
7月	112.4	111.8	109.3	122.2	102.4	83.7	124.8	117.3	131.1
8月	113.6	112.6	110.2	122.4	103.8	84.7	125.1	119.5	131.3
9月	113.8	114.5	111.9	125.4	104.8	88.7	129.5	120.2	132.0
10月	117.1	119.2	119.9	136.4	111.3	88.3	132.6	121.6	132.1
11月	116.1	117.4	115.8	132.6	107.0	87.0	146.1	120.2	132.5
12月	116.2	117.3	114.9	128.9	107.5	88.0	147.8	120.9	133.4

〔備考〕 総理府統計局調査。

第204表　電気料金における二重価格

種類	料金率	追加料金率
電燈	104.4	30.9
定額	98.9	(10.0)
メートル	107.0	42.4
電力	97.1	22.2
業務用	113.7	23.5
小口	105.5	18.8
大口(甲)	101.3	27.8
大口(乙)	92.0	32.3
大口(丙)	89.1	16.6

〔備考〕 1. 大口(甲)は 契約500KW以下，大口(乙)は 契約500～3000KW，大口(丙)は契約3000KW以上に区分される
2. 「料金率」は各個別原価を100とする料金収額の比率，「追加料金率」は標準料金実額を 100とする追加使用料金実額の比率を示す。
3. 渡辺一郎著「電力」159・160頁，岩波新書による。

電話、事務用月額一加入ごと、東京八五〇円、大阪七一〇円据置き、二級局六一〇円（四八〇円）。

消費者米価（一二月）――五四年一月より実施。消費者米価一升一〇九円（九七円）。

現金封筒（現金送金用）――三円（二・五〇円）

なお、輸出価格と国内価格において基本的に示される二重価格制は、また水道料金や電気料金におけるように、国民生活に対する独占資本の収奪手段として利用されている。これを電気料金についてみると、一般家庭用電燈、工業用大口電力などの料金は、それぞれの個別的な原価計算によつて決定されることになつているにもかかわらず、実際は第204表にみる通り、一般家庭用電燈料金や中小工場の電力は原価に比較して割高に、反対に大工場の大口電力料金（とくに特別大口丙）は割安に決められている状態である。さらに、追加料金率も一般家庭用電燈が非常に高くなつている。

第二節　家　計

勤労者の家計の状態を、まず総理府統計局の「家計調査報告」によつてみよう。

（注）この「家計調査報告」の前身は一九四六年から行つてきた一般世帯を対象とする「消費者価格調査」で、五〇年九月、これに勤労者世帯収入調査が附加されて「消費実態調査」となり、さらに五二年九月より統計法による指定統計として実施されることになつて、調査内容にも多少変化が加えられ、五三年一月より発表された。報告書名は五三年四月から「家計調査報告」となつた。調査内容の変化は大体次の通り。

第205表　勤労者家計の収支―東京―（単位円）

年　月	実収入	実支出	差引
1951年平均	18,678	18,120	558
1952年平均	23,066	22,001	1,065
1953年平均	28,799	27,540	1,259
1953年1月	22,524	23,265	－741
2月	21,835	20,918	917
3月	23,375	23,724	－349
4月	23,950	23,144	806
5月	25,015	24,225	790
6月	30,235	26,579	3,656
7月	32,157	31,450	707
8月	29,034	28,512	522
9月	29,285	27,549	1,736
10月	30,319	30,562	－243
11月	29,511	29,790	－279
12月	57,746	50,156	7,590

(1)現物面の調査を加えた。(2)調査様式を従来の伝票から家計簿にかえた。(3)費目分類を支出の目的に重点をおく用途分類にした。そしてこのことによつて、調査項目の分類が細分化され、その内容にも相当変動があつた（詳しくは「消費実態調査報告」一九三五年一月号参照）。

収支状況　この調査によると、勤労者の家計収支状況は第205表の通りで、一九五二年に比較して、一九五三年は収支の差額はやや増加したものの、赤字の月は増加した。収入に対する収支差額の比率も五二年と比較すると、五二年平均の四・六%に対し五三年平均は四・四%と減少し、悪化の傾向を示している。調査対象世帯人員などが多少異つているため大体の傾向がわかるだけであるが、この比率を月別にみると次の通りである。（△は減少を示す）

月別	五二年（%）	五三年（%）	月別	五二年（%）	五三年（%）
一月	二・二	△三・二	七月	六・二	二・二
二月	三・四	四・二	八月	一・一	一・八
三月	二・五	△一・五	九月	四・三	五・九
四月	一・三	三・四	一〇月	〇・一	△〇・八
五月	二・一	三・二	一一月	△六・〇	△〇・九
六月	一二・七	一二・一	一二月	一四・三	一三・一

但し、以上の収支状態は、平均世帯人員四・七人で三万円近くの実収入を得ているいわば恵まれた世帯の家計であつて、より低収入層の状態及び各収入階層の格差の状態が表わされていないことを考慮すべきであるし、そして更にこの家計の問題は、収入の基礎にある労働状態、すなわち、労働者の工場における労働時間、労働強度や賃金の状態と結び付けて考慮さるべきであろう。

第206表　勤労者世帯実収入階級別家計収支（東京）

月別	金額 8,000～12,000円未満	金額 20,000～24,000円未満	金額 40,000～44,000円未満	金額 56,000～60,000円未満	収支比率 8,000～12,000円未満	収支比率 20,000～24,000円未満	収支比率 40,000～44,000円未満	収支比率 56,000～60,000円未満
	円	円	円	円	%	%	%	%
1月	−5,047	446	−1,996	21,778	−46.0	1.9	4.2	35.5
2月	−3,310	1,701	7,709	6,769	−32.7	7.7	18.2	11.6
3月	−4,269	209	1,478	2,078	−42.4	0.9	3.2	3.5
4月	−3,073	867	6,967	−2,179	−29.6	3.9	16.8	−3.6
5月	−986	623	253	3,898	−9.0	2.8	0.6	6.5
6月	−2,999	1,713	3,183	16,821	−29.7	7.8	7.6	29.0
7月	−5,668	−1,396	3,540	10,572	−52.4	−6.1	8.2	18.1
8月	−2,888	1,316	3,662	13,763	−27.2	5.8	8.7	23.8
9月	−4,104	682	4,937	2,138	−35.0	3.0	11.5	3.5
10月	−3,559	−61	1,357	9,879	−33.0	−0.3	3.1	16.8
11月	−1,142	−324	2,923	6,511	−10.5	−1.4	6.7	10.8
12月		−5,601	1,505	10,371		−25.0	3.5	17.1

第207表　勤労者世帯実収入の推移——東京——（単位円）

年　月	実収入 合計	世帯主収入 計	定期	臨時	妻の収入	その他の世帯員の収入	事業及び内職収入	その他の実収入
1951年平均	18,678	15,824	14,176	1,632	1,789		291	774
1952年平均	23,066	19,317	16,942	2,333	2,509		377	864
1953年平均	28,799	23,975	19,895	3,977	225	2,745	700	1,154
1953年1月	21,618	18,083	17.160	845	282	1,872	382	999
2月	21,420	17,889	16,995	847	155	1,978	552	846
3月	22,757	18,848	17,798	1,033	148	2,013	787	961
4月	23,414	19,218	17,949	1,254	131	2,480	634	951
5月	24,508	20,074	18,945	1,078	102	2,621	841	870
6月	29,774	24,703	19,600	5,094	292	2,679	796	1,304
7月	30,956	26,175	20,822	5,263	262	2,550	588	1,381
8月	28,335	23,648	20,949	2,571	343	2,655	579	1,110
9月	28,570	23,700	21,399	2,177	258	2,823	774	1,015
10月	29,581	24,001	21,836	2,011	209	3,156	875	1,340
11月	28,772	23,620	21,667	1,808	174	2,835	684	1,459
12月	55,886	47,746	23,599	23,742	350	5,270	905	1,615
1951年平均	100.0	84.7	75.9	8.7	9.6		1.6	4.1
1952年平均	100.0	83.7	73.4	10.1	10.9		1.6	3.7
1953年平均	100.0	83.2	69.1	13.8	0.8	9.5	2.4	4.0

〔備考〕　世帯主収入の計には定期，臨時収入の外，副業収入を含む。

次に実収入階級別の支出状況をみると、第206表の通り一万二〇〇〇円未満の階層は毎月赤字状態であるのに対し、収入の高い層ほど黒字となつていて、両者の差が極めて明瞭にあらわれている。

収入状況　この状態は第207表の通りであつて、世帯主の臨時収入が増加し、又家庭の勤労収入や内職収入の増加がみられ、このことからも一般的にではあるが、労働者は定時間内の賃金だけでは足りなくて、時間外、休日出勤などの超過労働をし、家族も総出で働いて家計を維持している状態が指摘できよう。家族勤労収入の世帯主勤労収入に対する比率の戦前戦後の動きは第209表の通りで、この比率は増加しつつあり、五三年にはとくに大きくなつている。

支出状況　これは第210表の通りであつて、五三年における支出金額は前年に比較して、綜合で二五・二%、食料九・一%、そのうち主食二一・九%、被服三二・四%、光熱二・八%、住居一〇%、雑費一〇・六%とそれぞれ増加しているが、この増加率を消費物価指数の騰貴状態と関連させてみると実際の支出増加は綜合一七・四%、食料一・八%、被服三三・五%、住居〇・五%で、主食は一・一%、光熱は一一・二%、雑費は二・一%と、物価騰貴にもかかわらず主食に対する支出額が減少したのを始めそれぞれ減少を示している。そしてこの状態は、生活必需品の価格騰貴がとくにはなはだしくなつた秋から冬にかけてみれば、より

第208表　勤労者世帯現金収入——東京——（単位円）

月別	世帯数	一世帯当り人員	一世帯当り有業人員	収入 総額	収入 実収入	実収入 実収入以外収入 総額	実収入以外収入 貯金引出年金保険無尽取金	実収入以外収入 借入金	実収入以外収入 掛買	実収入以外収入 その他	前月からの繰越金	その他
1953年平均	309	4.67	1.44	39,917	28,799	3,650	1,846	878	725	201	7,447	21
1953年1月	313	4.79	1.44	34,996	21,618	3,388	1,700	959	583	146	9,944	46
2月	326	4.72	1.45	32,294	21,420	2,958	1,684	652	414	208	7,902	14
3月	322	4.74	1.43	33,634	22,757	3,005	1,542	693	562	208	7,868	4
4月	328	4.74	1.45	32,775	23,414	2,691	1,484	550	496	161	6,668	2
5月	315	4.68	1.46	33,514	24,508	2,598	1,332	527	582	157	6,397	11
6月	309	4.62	1.45	39,293	29,774	3,217	1,493	834	779	111	6,278	24
7月	312	4.54	1.43	42,096	30,956	3,402	1,695	901	631	175	7,722	16
8月	305	4.58	1.47	39,489	28,335	4,100	2,311	738	760	291	7,034	20
9月	299	4.63	1.44	38,747	28,570	3,260	1,610	742	678	230	6,900	17
10月	288	4.71	1.44	41,876	29,581	4,987	2,290	1,164	1,219	314	7,264	44
11月	304	4.68	1.42	41,398	28,772	4,971	2,348	1,261	1,126	236	7,638	17
12月	290	4.63	1.39	68,892	55,886	5,216	2,652	1,513	872	179	7,752	38

第209表　世帯主勤労収入に対する家族勤労収入の比率

年度別	家族勤労収入の比率
	%
1931年	2.9
1932年	3.3
1933年	3.0
1934年	3.3
1935年	3.5
1936年	3.2
1937年	3.3
1938年	3.6
1939年	3.9
1940年	4.5
1946年	4.4
1947年	5.4
1948年	6.2
1949年	3.8
1950年	2.9
1951年	—
1952年	8.3
1953年	13.0

〔備考〕1. 世帯主勤労収入を100とする。2. 戦前の数字は内閣統計局「家計調査報告」戦後は東京都庁「東京都家計調査」による。

悪化している。例えば五三年一二月の状態を前年同期と比較すると、次の通り食生活の悪化が目立つている。しかもこの数字は前述のように平均値であるため低収入層と高収入層では非常な開きがあることに注意しなければならない（△は減少を示す。一八四頁表参照）

第210表　勤労者世帯実支出の推移 ——東　京——

（単位円）

年月	平均世帯人員	実支出	消費支出															非消費支出	
			食料費							住居費	光熱費	被服費	雑費						
		合計	計	主食	魚介	肉乳卵	蔬菜	その他副食	その他				計	保健衛生	交通通信	教育文具	修養娯楽	その他	租税	その他
1951年平均	4.64	18,120	8,598	2,881	867	874	846	1,548	1,581	775	754	2,092	5,901	935	298	369	769	1,540	1,826	163
1952年平均	4.70	22,001	9,583	3,272	907	964	834	3,607		1,023	974	2,912	7,009	1,095	447	469	1,043	2,178	2,049	228
1953年平均	4.67	27,540	10,450 (537)	3,367	1,000	1,160	916	4,007		1,354	1,244	3,204 (112)	7,753 (93)	1,353	564	704	1,294	3,838	2,808	727
1953年1月	4.79	22,359	8,849 (700)	2,704	940	978	475	3,752		926	1,492	2,372 (106)	6,678 (94)	1,188	568	480	1,138	3,304	1,570	472
2月	4.72	20,503	9,076 (307)	3,057	900	988	600	3,531		735	1,517	1,815 (17)	5,460 (80)	1,097	350	670	875	2,468	1,447	453
3月	4.74	23,106	10,200 (337)	3,425	1,068	1,062	652	3,993		777	1,341	2,663 (67)	6,316 (151)	1,189	428	885	1,040	2,774	1,320	489
4月	4.74	22,608	9,868 (371)	3,269	1,027	989	796	3,787		1,061	1,140	2,348 (69)	6,215 (83)	1,247	507	894	1,088	2,479	1,500	476
5月	4.68	23,718	10,116 (330)	3,285	1,009	1,115	834	3,873		976	964	2,457 (64)	6,755 (88)	1,439	481	788	1,222	2,825	1,840	610
6月	4.62	26,118	10,220 (317)	3,443	953	1,189	947	3,688		1,516	896	3,143 (71)	7,001 (63)	1,418	435	686	1,204	3,258	2,665	677
7月	4.54	30,249	10,264 (708)	3,234	942	1,189	1,195	3,704		1,485	991	3,479 (274)	9,568 (161)	1,695	595	865	1,560	4,853	3,590	872
8月	4.58	27,813	10,303 (521)	3,197	907	1,240	1,125	3,834		1,537	1,081	2,249 (73)	8,488 (77)	1,363	852	188	1,612	4,473	3,301	854
9月	4.63	26,834	10,148 (497)	3,184	926	1,181	1,052	3,805		1,131	1,059	2,743 (91)	7,785 (66)	1,211	578	812	1,257	3,927	3,023	945
10月	4.71	29,824	10,864 (588)	3,496	961	1,224	1,046	4,137		1,528	1,177	3,629 (52)	8,690 (55)	1,333	689	919	1,338	4,411	3,013	923
11月	4.68	29,051	10,533 (555)	3,321	986	1,237	955	4,034		1,497	1,336	3,690 (88)	8,296 (66)	1,348	587	634	1,204	4,523	2,786	913
12月	4.63	48,296	14,963 (1,216)	4,785	1,385	1,532	1,318	5,943		3,085	1,932	7,856 (372)	11,777 (137)	1,706	693	632	1,990	6,756	7,633	1,050

1951年平均	—	% 100.0	52.8	17.7	5.3	5.4	5.2	9.5	9.7	4.8	4.6	12.8	25.0	5.7	1.8	2.3	4.7	9.5	(10.1)	(1.0)
1952年平均	—	100.0	48.0	16.4	4.5	4.8	4.2	18.1		5.1	4.9	14.6	27.4	5.5	2.2	2.4	5.2	10.9	(10.3)	(1.1)
1953年平均	—	100.0	37.9	12.2	3.6	4.2	3.3	14.5		4.9	4.5	11.6	28.2	4.9	2.0	2.6	4.7	13.9	(11.7)	(3.0)

〔備考〕（　　）内の数字は現物評価金額。比率算出に当つては実支出より非消費支出を除いてある。

第211表 勤労者世帯現金支出 ——東　京——　（単位円）

月別	世帯数	一世帯当り人員	一世帯当り有業人員	支出									翌月への繰越金	記入不備
				総額	実支出	実支出以外の支出								
						総額	貯金	年金保険無尽掛金	借金返済	掛買払	その他			
1953年平均	309	4.67	1.44	39,917	27,540	4,482	1,957	659	796	896	174	7,868	27
1953年1月	313	4.79	1.44	34,996	22,359	3,810	1,807	443	693	713	154	8,794	33
2月	326	4.72	1.45	32,294	20,503	3,163	1,179	451	480	866	187	8,596	32
3月	322	4.74	1.43	33,634	23,106	3,197	1,328	582	492	737	58	7,331	—
4月	328	4.74	1.45	32,775	22,608	3,069	1,258	496	540	627	148	7,098	—
5月	315	4.68	1.46	33,514	23,718	3,523	1,406	604	473	968	72	6,245	28
6月	309	4.62	1.45	39,293	29,774	3,217	1,381	112	834	779	111	6,278	24
7月	312	4.54	1.43	42,096	30,956	3,402	1,623	72	901	631	175	7,722	16
8月	305	4.58	1.47	39,489	28,335	4,100	2,196	115	738	760	291	7,034	20
9月	299	4.63	1.44	38,747	28,570	3,260	1,361	249	742	678	230	6,900	17
10月	288	4.71	1.44	41,876	29,581	4,987	1,897	393	1,164	1,219	314	7,264	44
11月	304	4.68	1.42	41,398	28,772	4,971	2,092	256	1,261	1,126	236	7,638	17
12月	290	4.63	1.39	68,892	55,886	5,216	2,547	105	1,513	872	179	7,752	38

費目別	物価騰貴率(%)	支出増(%)	実支出増減
食料			
主食	一五・六	八・〇	△七・六
非主食	二二・〇	二・四	△一九・六
被服	一二・二	一〇・八	△一・四
光熱	五・九	六・一	〇・二
住居	七・〇	八・八	一・八
雑費	一三・六	三七・三	二三・七
	一三・一	七・一	△六・〇

なお収入階層別の分類が変化したため、その支出状況を昨年度と比較できないのであるが、五三年一一月、東京都で行つた世論調査の結果も、都民の生活の悪化を示していた。

（注）東京都世論調査によると、昨年の生活のほうが楽との答えが四一・七%、今年のほうが楽一四・五%、相変らず苦しい三八・三%となつていて、その原因としてとくに食料品の価格騰貴をあげる者が昨年に比較して二〇%も増加している。

では次に若干の個別調査によつて家計の状態をみよう。

一九五二年八月―一〇月、労働科学研究所が行つた調査によると大工場労働者（東京）の平均一世帯（四・七人）当りの平均収入は二万一六九六円で、前述の総理府統計局の平均二万八七九九円とは七〇〇円以上も差がある。その支出金額は一万八四四九円で第212表の通りであり、支出額のうち五三%が食費として使われている。

また、前項と同じ調査で中小工場労働者の家計をみると、平均世帯人員四・五人、平均収入一万五二四三円、平均生活費一万三四九六円で、このうち食費として五五%が支出されている。その生活費の内容は第212表の通りであつて、大工場労働者の状態に比較してより低い状態にある。

さらに、一九五三年秋、多くの労働組合が、賃金闘争に備えるため、労働者の世論調査を行つたが、その際、どうにもならない生活の窮乏化を訴える労働者の声が集められた。ここでは、そのうち、日本私鉄労働組合総連合会「私鉄労働者生活費調査結果報告」、全日本造船労働組合「造船労働者の声」、合成化学産業労働組合連合「合成化学労働者の生活と意見」の一部を掲げておこう。

第212表　大工場と中小工場労働者世帯の生活費
（一世帯当り月平均）

費目別	中小工場 金額	中小工場 %	大工場 金額	大工場 %
飲食物費	7,429円	54.9	9,726円	52.7
住居費	605	4.5	856	4.7
光熱費	772	5.7	764	4.1
被服費	1,447	10.8	2,855	15.5
雑費	3,243	24.1	4,248	23.0
計	13,496	100.0	18,449	100.0

〔備考〕労働省婦人少年局「中小企業労働者家族の生活」より。

家計について

「今月は五日間程家中で田舎に行き、帰りにお米をもらつてきましたので配給だけですみました。又子供が夏休みで教育費もかかりませんでした。それでも給料だけではとても無理なので預金を引出しました。」（私鉄、八月）

「現在、私の家庭では私一人の収入ではとても生活出来ないので、家内と共稼ぎをしてどうやら生活を維持しているが、子供のこと、又家族に病人や事故が生じ

第213表　東京都における内職の仕事の内容（その一）

職種	工賃単価		1日の生産額		1カ月の収入総額	1日の労働時間		1カ月労働日数	1時間当り単価 a/b
	単位	単価	a 普通の日	忙しい日		b 普通の日	忙しい日		普通の日
和服裁縫袷	1枚	100円	50円	—	300円	3時	一時	殆どない	17円
手袋の刺繍	1ダース	最高 160 最低 45	20円	50円	300〜600円	3	—	15日	7
和服裁縫大人もの	1枚	250〜300	80円	—	2,000円	5	8	25	16
電球の部分品作り	1個	15銭	150円	170円	4,000円	7	10	20	21
自動車車両ブラシ毛植込み	1個	3円60銭	50円	70円	1,500円	5	7	30	10
ソケットのさしこみ部品作り	1工程	4銭	600円	—	20,000円	9	12	28	50
玩具の部分品	1個	4銭	35〜40円	—	700〜800円	6	8	15〜20	6.5
落花生のしぶ皮むき	3貫目	100円	60円	200円	3,000円	9	—	20	7
ボマードのセロハン袋貼り	1枚	5銭	70円	100円	2,000円	7	12	30	10

〔備考〕 1. 電球の部分品作りは世帯主である女子がこれで生計をたてている。
2. ソケットのさしこみ部品作りは，家族の長男の専業である。
3. 労働省婦人少年局「家庭内職予備調査結果概要」による。

たときどうにもならない。将来のことを考えた時，暗胆たる気持で日々の生活は全く重苦しい。」（合成化学，二九才，勤続五年，家族六人，賃金手取一万五五〇〇円）

「我々四〇才前後の人は生活に一番苦しい時と思います。子供は小学校に二人，中学校に一人通っています。三人の学校に五〇〇〇円，それに子供の伸び盛りでお米が不足のために一斗の闇米を買わねばならず，二〇〇〇円の家賃を払い，後の残金で生活をしなければならない。八月は残業が七六時間もあったので，会社の給料手取二万三〇〇〇円でしたが，いつもは四〇〜五〇時間の残業なので毎月三〇〇〇円の赤字です。」（造船，三九才，勤続四年七カ月）

残業について

「定時間の賃金では食えないのが私の現況である。少くとも残業五〇時間以上ないと私の生活は破綻を来す。それでさえも，若しも働き手の私が病気にでもなったら，一家は全く路頭に迷わざるを得ぬ。借金はしてないが今のところ残業があればこそで，それはさながらに薄氷を踏む思いの生活である。」（造船，三五才，勤続三年）

第214表　内職の仕事の内容（その二）

職種	原料・材料の供給先及び納入先	仕事の繁閑
和服裁縫袷	消費者	殊ど仕事がない
手袋の刺繍	授産所(世)	平均してある
和服裁縫大人もの	消費者	忙しい月 10～12, 6～7 閑な月 1～4, きれやすい月 2～3
電球の部分品作り	製造業者	忙しい月 9～10, 閑な月 7～8, 1
自動車車両ブラシ毛植込み	〃	平均してある
ソケットのさしこみ部品作り	〃	〃
玩具の部分品	〃	〃
落花生のしぶ皮むき	商店	〃
ポマードのセロハン袋貼り	問屋	〃

〔備考〕 前表と同じ。

「私は本月から療養を命ぜられて三ヵ月欠勤せねばなりません。妻も内職で二〇〇〇円近く稼いでくれたが、もうどうにもやつて行けない。賃金がもう少しゆとりがあれば常に病気に備えておくのだが、僅か九〇〇〇円の基準賃金であるため四人の家族を養うに至らず、仕方なしに無理な基準外を重ねた結果の胸部疾患とあればどうにもあきらめきれない。」（私鉄）

内職について

「妻の内職で、借金で、やつと切り抜けた恰好の月であつた。……給料が上つても、何時の間にか支出もそれに伴つて比例してしまい、あれも欲しいといいながら買えないものばかり。九月からはそろそろ冬の準備で妻の内職も忙がしくなり、身体を悪くしてはと思い進めたくないのですが、生活を思えば続けなければ食えないし……。」（私鉄）

「夜勤の合間に手伝いに行く（農業）、一ヵ月一〇〇〇円位の収入で生活を補助してやつている状態です。」（合成化学、三五才、勤続七年、手取賃金一万〇五〇円）

これらの声は、窮乏化した労働者の一家が、労働強化と内職によつて辛うじて生命を保つている状態をよく現わしている。そして労働者の家計にとつて、超過労働による時間外賃金が絶対に不可欠なものであるのと同様に、内職も又、もはや単に家計の「補助」ではなくなり、この収入なしには暮して行けない性質をもつて来ている。

では次に内職の状態をみよう。

内職　これについては「家計」と関連させてみて来たのであるが、調査資料としては余り信頼すべきものがなく、一九五四年三月、婦人少年局が中心となつて、東京都内の八五〇〇世帯について内職調査を行つたが、その結果はまだまとまつていない。但し、五四年一月、その予備調査として都内の世田谷、品川、墨田の三区、九七世帯（うち内職九世帯）について行つた結果を紹介しておこう。この内職をしている九世帯のうち、女子従事者は八人、ほとんど世帯主の収入が少いことから始めた。その状態は第213・214表の通りである。

又、全日本金属鉱山労働組合連合会の調査によると、鉱山地帯の

第215表　鉱山労働者の妻の労働状態

区分		種類	該当人員	平均収入	平均収入	月間就労時間	1時間当り収入
			人	円	円		円
職業	事務並に特殊技能	事務員	2	5,650	6,799	(200時として)	34
		看護婦	2	7,948			
		交換手	1	6,999			
	現場	選鉱婦	1	5,733	4,289	(200時として)	21
		砂防	1	3,000			
		自由労務	1	4,000			
		雑役	1	3,000			
		浴場整理	1	5,712			
	その他	日雇	5	2,400	2,400	135	16
		牛乳配達	1	3,000		150	20
		クラブ掃除	1	1,500		70	21
	平均計		17		4,085		
内職	種類	該当人員	月間就労時間	収入手取	収入1時間当		
			人	時	円	円	
	洋裁		4	100	1,700	17	
	和裁		3	64	1,500	23	
	和裁教授		1	80	2,000	25	
	編物		2	265	2,750	10	
	なつとう売り		1	60	600	10	
	山羊飼育		1	92	1,500	16	
	仲買		1	120	1,500	13	
	不明		1	100	1,750	18	
	平均計		41	79	1,485	19	

〔備考〕 全日本金属鉱山労働組合連合会「労働者の生活状態調査」による。

内職状態は第215表の通りで、調査世帯うち、妻の勤務者四・三%、内職従事者三・六%であつた。そして、これ以外に、農繁期の手伝いなどが相当あるという。

(注) 以上紹介した資料の他に、労働者の生活に関する実態調査として次のものがある。

(1) 全日本金属鉱山労働組合連合会「実態生計費調査報告」 一九五二年一一月〜一九五三年一月における鉱山労働者の生計費の詳細な調査。

(2) 国鉄労働組合「国鉄職員生活状態調査」 一九五三年五月、国鉄労組婦人部が秋田地区における国鉄労働者の家計と生活状態を調査したもの。

(3) 全日本自動車産業労働組合トヨタ自動車分会「組合員実態調査報告」 自動車産業労働者の居住環境、生計、労働などの調査。

第216表 東京都家計調査（1953年 単位円）——東京都庁調査——

項目別			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
世帯数			133	137	143	147	157	147	157	159	157	159	159	157
世帯人員			4.79	4.71	4.72	4.37	4.35	4.35	4.28	4.32	4.31	4.34	4.33	4.35
消費単位			4.16	3.55	3.97									
総収入	実収入	勤労収入	世帯主勤労収入	21,671	22,675	22,058	21,963	23,004	25,596	27,566	22,805	22,620	23,873	24,195	40,563
			その他の家族	355	222	574	274	221	442	272	235	300	236	386	459
			計	22,026	22,897	22,632	22,237	23,225	26,038	27,838	23,040	22,920	24,109	24,581	41,022
		財産による収入		26	150	201	11	55	133	12	47	28	15	79	12
		その他の実収入		791	499	948	1,059	1,053	887	1,564	845	604	1,080	1,075	2,296
		合計		22,843	23,546	23,781	23,307	24,333	27,058	29,414	23,932	23,552	25,204	25,735	43,330
	実以外の収入	預貯金引出		352	601	1,055	888	955	1,467	890	877	1,550	828	1,796	1,901
		財産売却		2	1	1	11	24	11	3	4	6	—	1	17
		借入金		544	421	608	399	846	645	544	477	1,063	482	634	1,823
		その他		475	256	779	768	432	774	1,078	612	768	863	591	871
		合計		1,373	1,279	2,443	2,066	2,257	2,897	2,515	1,970	3,387	2,173	3,022	4,612
	前月よりの繰越		現金	11,342	10,119	10,443	7,495	6,293	6,354	7,683	7,580	7,318	7,339	7,782	7,980
			実物	2,902	1,589	1,439	1,034	1,033	999	1,080	1,086	1,200	1,326	1,386	1,704
	総計			38,460	36,533	38,106	33,902	33,916	37,308	40,692	34,568	35,457	36,042	37,925	57,626

総支出	実支出	飲食費	9,745	8,553	10,097	9,097	9,601	9,424	10,076	9,866	9,539	9,859	10,105	12,993
		住居光熱費 住居設備費	445	426	587	703	708	1,607	1,103	577	615	756	887	3,067
		家賃間代費	445	335	438	359	526	395	440	450	394	472	442	562
		光熱費	1,530	1,336	1,288	941	799	726	702	673	732	679	1,047	1,450
		水道料	96	67	123	59	72	73	82	76	81	79	101	95
		計	2,516	2,164	2,436	2,062	2,105	2,801	2,327	1,776	1,822	1,986	2,477	5,174
		被服費	2,506	1,923	3,378	2,666	2,572	2,839	3,736	2,187	2,422	3,143	4,186	7,722
		その他の諸費	5,340	4,096	5,355	5,434	5,234	5,516	6,923	5,310	4,766	4,694	5,028	6,767
		計	20,107	16,736	21,266	19,259	19,512	20,580	23,062	19,139	18,549	19,682	21,796	32,656
	実支出	租税	1,982	2,056	1,687	1,826	1,876	2,548	2,790	1,988	1,889	1,874	1,952	3,864
		その他の支出	1,319	1,431	1,474	1,246	1,426	1,193	1,461	1,387	1,218	1,356	1,056	1,625
		計	3,301	3,487	3,161	3,072	3,302	3,741	4,251	3,375	3,107	3,230	3,008	5,489
		合計	23,408	20,223	24,427	22,331	22,814	24,321	27,313	22,514	21,656	22,912	24,804	38,145
	実支出以外の出	貯蓄	1,704	1,560	2,044	2,009	2,154	2,280	2,673	2,217	2,249	2,197	2,191	3,437
		借入金返済	641	1,327	682	793	978	799	866	503	755	803	838	1,765
		掛買払	303	511	358	462	847	1,019	914	744	624	805	850	1,228
		その他	47	347	13	41	118	312	113	78	1,169	110	119	491
		合計	2,695	3,745	3,097	3,305	4,097	4,410	4,566	3,542	4,797	3,915	3,998	6,921
	翌月への繰越	現金	10,794	11,484	9,406	7,557	6,062	7,534	7,660	7,350	7,782	7,804	7,646	9,732
		実物	1,563	1,081	1,176	1,081	901	1,025	1,111	1,143	1,219	1,389	1,528	2,935
	記入不備					−372	+42	+18	+42	+19	+3	+22	−51	−107
総計			38,460	36,533	38,106	33,902	33,916	37,308	40,692	34,568	35,457	36,042	37,925	57,626

第217表　炭鉱労働者（坑内）生計費調査（1953年，全国一ヵ月平均　単位円）——日本石炭鉱業連盟調査——

項目別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査炭鉱数	49	49	48	49	48	50	50	50	49	48	50	50
調査世帯数	176	167	166	161	157	160	161	155	155	155	161	160
平均世帯人員	3.935	3.924	3.890	3.906	3.881	3.921	3.907	3.905	3.899	3.922	3.910	3.925
平均消費単位	2.841	2.827	2.839	2.818	2.817	2.888	2.897	2.892	2.901	2.899	2.868	2.885
一世帯当り収支金額												
前月よりの繰入	10,612	6,862	7,787	7,531	6,715	5,793	5,983	5,843	6,664	6,493	5,859	5,819
収入 実収入 世帯主勤務先収入	14,855	19,828	20,159	21,463	20,753	19,642	18,803	25,468	18,086	18,087	19,175	28,766
収入 実収入 その他	1,218	1,415	1,217	1,424	1,363	951	920	1,074	2,449	1,006	793	1,345
収入 実収入 合計	16,073	21,243	21,376	22,887	22,116	20,592	19,723	26,542	20,535	19,093	19,968	30,111
収入 実収入以外収入 貯金引出	847	1,248	646	1,452	509	597	482	316	1,151	500	691	1,577
収入 実収入以外収入 借金 会社	1,007	11,412	1,398	1,670	1,669	1,636	1,461	1,327	1,747	2,037	1,758	1,769
収入 実収入以外収入 借金 個人	454	193	327	610	541	422	732	496	620	499	898	448
収入 実収入以外収入 その他	641	616	628	479	1,000	762	1,278	1,167	1,104	685	1,339	829
収入 実収入以外収入 合計	2,950	3,468	3,000	4,212	3,719	3,417	3,953	3,306	4,622	3,721	4,686	4,622
収入 総計	19,023	24,711	24,375	27,099	25,836	24,009	23,676	29,848	25,157	22,814	24,654	34,733
支出 実支出 家計費	14,651	14,741	15,840	16,800	16,833	14,416	15,275	18,749	15,528	14,690	15,969	23,376
支出 実支出 負担金	1,990	2,243	2,589	3,310	2,757	2,574	2,473	3,185	2,246	2,315	2,614	3,230
支出 実支出 合計	16,641	16,984	18,429	20,110	19,590	16,990	17,748	21,934	17,774	17,005	18,583	26,606
支出 実支出以外の支出	4,110	6,504	5,815	6,829	6,756	6,217	6,087	6,915	6,651	6,153	5,934	5,844
支出 総計	20,751	23,488	24,244	26,939	26,346	23,208	23,835	28,849	24,424	23,158	24,537	32,450
支出 翌月への繰越	8,885	8,085	7,919	7,690	6,204	6,595	5,825	6,720	7,397	6,150	5,977	8,102
実収入＋実支出	96.6	125.1	116.0	113.8	112.9	121.2	111.1	121.0	115.5	112.3	107.5	113.2

〔備考〕 1. 調査世帯は本人を含む3人，4人，5人家族世帯である。 2. 本表の金額は金銭収支のみを示し，実物収支見積額は含まない。

第218表　郵政省職員生計費調査（1953年，全国一世帯一カ月平均　単位円）　——郵政省調査——

項目別			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査世帯数			1,180	1,174	1,157	957	967	976	963	970	978	979	981	937
一世帯当り人員			5.1	5.1	5.0	5.4	5.3	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4
一世帯当り消費単位			4.1	4.1	4.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一世帯当り有業人員			1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
収入	総額		39,118	34,685	37,626	38,445	39,055	45,332	39,164	46,212	40,570	43,095	44,648	72,081
	実収入	総額	23,093	23,546	25,549	25,027	26,248	33,598	25,006	34,566	25,546	27,415	29,501	56,659
		勤労収入	20,001	20,071	22,478	21,278	22,121	29,675	20,968	30,325	21,660	22,032	24,714	50,503
		事業経営からの収入	1,390	1,467	1,520	2,124	2,083	2,189	2,286	2,339	2,240	3,254	2,892	3,645
		その他の収入	1,702	2,008	1,551	1,625	2,044	1,734	1,752	1,902	1,646	2,129	1,895	2,511
	総額		15,808	10,871	11,844	13,270	12,678	11,589	13,997	11,504	14,854	15,518	15,020	15,230
	実収入以外の収入	資産減による収入に	総額	1,469	1,321	1,905	2,608	2,656	1,889	2,296	2,153	2,730	3,530	3,114	2,832
			預貯金の引出，財産売却	1,444	1,297	1,835	2,320	2,506	1,803	2,202	2,089	2,663	3,396	2,927	2,693
			貸金の回収	21	20	67	255	127	51	68	57	32	113	162	129
			保険金その他	4	4	3	33	23	35	26	7	35	21	25	10
		負債増による収入		1,455	988	1,739	2,753	2,581	3,038	2,875	2,403	2,765	3,518	3,541	3,611
		前月からの繰越		12,884	8,562	8,200	7,909	7,441	6,662	8,826	6,948	9,359	8,470	8,365	8,787
	記入不備			217	268	233	148	129	145	161	142	170	162	127	192

額																			
総額	39,118	34,685	37,626	38,445	39,055	45,332	39,164	46,212	40,570	43,095	44,648	72,081	△1,674	3,025	864	839	1,727	8,551	360
実支出	24,767	20,521	24,685	24,188	24,521	25,047	24,646	27,550	24,280	25,813	27,251	43,255	1,266	1,602	2,250	13,400	121	125	134
家計費	24,759	20,425	24,663	24,163	24,484	25,000	24,611	27,508	24,251	25,795	27,169	43,223	1,103	1,026	1,446	1,850	9,109	6,903	9,175
食物費	9,402	8,393	8,796	9,341	9,232	9,200	9,556	10,205	9,496	9,915	9,739	12,380	3,056	3,809	2,713	3,635	2,935	3,324	3,166
飲食費	302	306	339	251	338	330	329	327	300	380	344	431	626	749	652	665	703	697	711
外食費	2,280	1,268	2,569	1,755	2,093	1,911	2,429	2,428	2,114	2,482	2,215	4,003	6,595	9,109	6,903	9,175	8,330	8,276	8,640
住居費	1,630	1,570	1,556	1,367	1,103	1,026	900	982	1,104	1,078	1,446	1,850	121	125	134	122	122	108	126
光熱費	2,931	2,218	3,351	3,293	3,634	3,900	3,415	3,286	3,129	3,759	5,112	9,261	8,084	8,633	7,982	10,280	8,108	8,181	8,313
被服費	8,214	6,670	8,052	8,156	8,084	8,633	7,982	10,280	8,108	8,181	8,313	15,298	14,413	20,160	14,384	18,540	16,168	17,174	17,271
その他の諸費	8	96	22	25	37	47	35	42	25	18	82	36	819	1,450	826	697	619	1,353	792
家計費以外の支出	14,146	13,927	12,515	14,146	14,413	20,160	14,384	18,540	16,168	17,174	17,271	28,643	3,943	5,792	3,942	5,033	4,284	4,221	4,673
総額	195	285	317	673	819	1,450	826	697	619	1,353	792	990	626	749	652	665	703	697	711
事業経営への支出	3,959	3,882	3,350	3,416	3,943	5,792	3,942	5,033	4,284	4,221	4,673	8,416	3,317	5,043	3,290	4,368	3,581	3,524	3,962
総額	3,460	3,282	2,748	2,790	3,317	5,043	3,290	4,368	3,581	3,524	3,962	7,579	121	125	134	122	122	108	126
預貯金，掛金，貸金	449	600	602	626	626	749	652	665	703	697	711	837	6,595	9,109	6,903	9,175	8,330	8,276	8,640
保険料その他	3,460	3,282	2,748	2,790	3,317	5,043	3,290	4,368	3,581	3,524	3,962	7,579	1,510	1,485	1,665	2,905	2,935	3,324	3,166
負債減となる支出	1,510	1,485	1,665	2,905	2,935	3,324	3,166	3,635	3,056	3,809	2,713	5,627	8,482	8,275	7,183	7,152	6,595	8,276	8,640
翌月への繰越	8,482	8,275	7,183	7,152	6,595	8,276	8,640	9,175	8,330	8,276	8,640	13,610	205	237	426	111	121	108	126
記入不備	205	237	426	111	121	108	126	122	122	108	126	179							

実収入対実支出（△印は不足を示す）

(4)　片倉製糸労働組合「女子寄宿舎居住者の生計費実態調査」一九五二年六月～五三年五月における寄宿舎女工の収支状況調査。

(5)　京都府労働経済研究所「京都府教員の経済生活の実態」一九五〇年九月における、小、中、高校教員の家計収入の実態調査。

なお、毎年定期的に行われているものとして、次の調査を掲げ

第219表　日本国有鉄道職員生計費調査（一世帯一カ月平均）

項目別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査世帯数	1,742	1,725	1,693	1,766	1,784	1,769	1,765	1,765	1,746	1,737	1,736	1,739
人員	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
消費単位	2.9	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9
現金収入　勤労収入　本収入　本給	16,166	16,137	16,198	15,912	15,917	15,896	16,234	16,313	16,982	17,008	16,992	17,007
現金収入　勤労収入　本収入　諸手当	6,380	1,528	2,585	2,682	1,165	1,237	10,785	5,226	4,951	1,487	1,385	24,584
現金収入　勤労収入　本収入　旅費	383	420	545	622	379	451	441	444	407	462	547	515
現金収入　勤労収入　本収入　計	22,929	18,085	19,328	19,216	17,461	17,584	27,460	21,983	22,340	18,957	18,924	42,106
現金収入　勤労収入　副収入	398	287	986	463	350	686	838	330	536	1,108	462	927
現金収入　勤労収入　計	23,327	18,372	20,314	19,679	17,811	18,270	28,298	22,313	22,876	20,065	19,386	43,033
現金収入　その他の収入	271	256	295	380	381	278	449	342	351	480	312	515
実物収入	577	454	460	611	538	534	536	690	542	672	693	968
現金　飲食物費　主食	2,408	2,643	2,763	2,748	2,790	2,781	2,944	2,831	2,825	2,930	2,935	4,210
現金　飲食物費　副食	2,770	2,806	3,045	2,974	2,964	2,935	3,309	3,292	3,280	3,416	3,381	4,680
現金　飲食物費　嗜好品	1,499	1,260	1,313	1,255	1,270	1,198	1,447	1,633	1,297	1,377	1,292	2,303
現金　飲食物費　外食	399	311	381	302	288	283	383	422	320	361	354	422
現金　飲食物費　計	7,076	7,020	7,502	7,279	7,312	7,197	8,083	8,178	7,722	8,084	7,962	11,615
現金　住居費	1,360	1,231	1,276	1,327	1,336	1,262	1,697	1,514	1,474	1,423	1,362	2,412
現金　光熱費	1,015	1,021	968	923	771	789	1,610	840	1,417	1,002	1,027	1,291

被服費	2,830	2,303	3,063	2,903	2,481	2,451	4,053	2,628	2,937	2,966	3,495	7,403
雑費（保健衛生費その他）	1,038	950	1,101	1,057	1,058	1,068	1,274	1,231	1,140	1,038	990	1,399
負担費（租税その他）	3,370	2,865	3,399	3,928	3,532	3,125	3,857	4,048	3,481	3,622	3,485	5,566
支出合計	1,598	943	882	1,107	808	846	2,503	1,539	1,585	1,106	1,018	4,232
貯蓄	926	964	969	973	923	922	981	982	988	1,022	1,022	1,203
その他の支出	2,524	1,907	1,851	2,080	1,731	1,768	3,484	2,521	2,573	2,128	2,040	5,435
支出計	19,213	17,297	19,160	19,497	18,221	17,660	24,058	20,960	20,744	20,263	20,361	35,121
貯蓄	2,252	1,671	1,097	1,723	1,670	1,715	2,305	1,861	1,975	1,810	1,761	3,122
出	384	263	248	192	183	146	225	174	149	148	150	414

〔備考〕「国鉄職員生計調査月報」による。

ておく。

(1) 東京都家計調査報告（第216表）　一九四八年四月以降実施。五二年四月第一回改正で調査対象が増加し、農家の世帯が加わつた。五三年四月第二回改正で、年齢、世帯人員、居住条件など調査対象の資格、選定方法を制限し、一定の「標準勤労者世帯および標準農家世帯」の基準を設け、勤労世帯二五〇、農家世帯一五〇を調査対象とする。この表は労務者世帯の数字である。

(2) 炭鉱労働者家計調査（第217表）　日本石炭鉱業連盟による調査で、一九四九年七月以来、九州、北海道、常磐、山口各地方にわたる約七〇〇世帯を対象とする。

(3) 郵政省職員生計費調査（第218表）

(4) 日本国有鉄道職員生計費調査（第219表）

日雇労働者の家計　一九五三年一〇月、東京都が都内の公共職業安定所に求職申込みをしている日雇労働者四〇一人について行つた調査によると、平均世帯人員三・五人（うち就業者一・六人）当りの収入総額一万三六三四円　うち本人日雇収入九一八八円で日雇収入だけでは到底生活できないため、家族の勤労収入が三三％もの高率を占めている。その支出状況は第200表の通りであつて、五六％が食糧費、しかも、寮生活をしている若い日雇労働者の夕食などは、うどんに醤油をかけて食べているありさまである。被服費はボロで寒さを防ぐに精一杯、医療費は環境が悪くて病気になり易いため比較的多く、教育費は義務教育にもこと欠き、交通費は定期を買うまとまつた金がないため毎日切符で、かえつて高くつくといつた状態である。

生活保護世帯　厚生省の調査によると、一九五三年一一月の、生活保護を受けている非稼働世帯（一世帯平均人員三・七人、有業人員〇・六人）の収入総額は一万一五九二円、そのうち生活保護収入六一二一円、家族の勤労収入一九八二円である。その家計支出状況

第220表
日雇労働者世帯生活費(平均世帯月額)

項目	金額	%
食糧費	7,277	56.3
住居費	652	5.0
光熱費	627	4.8
被服費	858	6.3
医療保険費	579	4.5
公租公課	68	0.5
社会保険料	85	0.7
その他 教育費	505	4.0
通信費	544	4.2
交通費	30	0.2
組合費	26	0.2
借金返済	540	4.2
預貯金	202	1.6
その他	958	7.5
合計	12,952	100.0

〔備考〕 東京都労働局「日雇労働者生活実態調査報告」による。

は第221表の通りで、これが現在「国民に保障」されている最低生活なのであるが、日雇労働者世帯よりも更に低いどん底の状態を示している。飲食量は約六〇%を占めるが、四人家族で一月五〇〇〇円程度である。

(注) 厚生省調査によると、生活保護世帯は一一月現在、全国で六七万七四七七世帯、そのうち非稼働世帯は三〇万六〇六一世帯に上つている。

税金　戦後、増加の一途を辿つた租税負担は、一九五〇年、シャウプ税制によつて低収入階層に対しても多少の「減税」が行われた。が果して租税は労働者階級の生活に対する圧迫(収奪)を緩和したであろうか。これをまず勤労所得税についてみると、勤労控除は四九年二五%(最高三万七五〇〇円)から一五%(最高三万円)へと引下げられ、基礎控除金額はやや引上げられて来ているが、五三年現在六万円であつて、ほとんどすべての労働者階級からしぼり上げる大衆課税化している。

そしてさらに、低収入層に対する少しばかりの減税が行われた反面、年収五〇万円前後の所得者に対して、とくに急激な累進税率を設定したことは、低所得者の収入増加を加速度的に収奪し、労働者階級の生産を全体として低くしばりつける役割りを果すものといえる。すなわち収入階級別の税率は次の通りで、年額五〇万円以下の階級では、五万円、八万円、一〇万円、二〇万円と小刻みにそれぞれ五%ずつ負担率が増加し、五〇万円以上についてはこの刻みが一〇〇万円となつている。

二万円以下	一五%
二万円以上	二〇%
七万円〃	二五%
一二万円〃	三〇%
三〇万円〃	三五%

第221表
被保護世帯の生活費(1953年11月東京)

費目別	金額	%
実支出総額	9,276	100.0
飲食物費	5,452	58.8
主食	2,479	
副食	2,973	
住居費	610	6.6
光熱費	837	9.0
被服費	751	8.1
保健衛生費	474	5.1
その他の諸費	1,128	12.2
教育費	236	
修養娯楽	231	
交通通信	139	
交際	126	
その他	396	
家計費以外実支出	24	0.2

	三〇万円以上	四〇%以上
五〇万円〃	四五%	?
一〇〇万円〃	五〇%	
二〇〇万円〃	五五%	

地方税の大衆収奪的性格は、その役割りが重視されるとともに、ますます強化され、収入額の如何にかかわらず一定額以上の租税負担を均しく全村民に課している市町村民税(住民税)を始め、電気・ガス税、自転車税など目ぼしい生活必需品に課せられる固定資産税など、あらゆる角度から労働者の生活を圧迫している。

五三年における夫婦・子二人の勤労者世帯に対する国税及び地方税を通じての直接税の綜合負担率は、年所得一五万円世帯三・二%、二〇万円六・一%、三〇万円一〇・七%、五〇万円二三・七%となつており(「財政金融統計月報」三九号八八頁)、年額五〇万円の収入を得る勤労者は直接に年間一一万六〇〇〇円(二三・一%)を差引かれる状態である。なお、家計支出中に占める租税負担の比率を年度別にみると第222表の通りである。但し、計算の基礎である家計調査に不備な点が非常にあるため、租税負担の正確な動きをこれによつてみることは不可能であるが、大体の傾向はみれるであろう。家計に占める租税の比率は戦前に比して戦後は急激に増加し、一九五一年には、戦前(一九三二年)の〇・二%に対して一六%に達し、五二年からはやや減少している。しかし、この点から直ちに家計に対する租税の圧迫軽減をみるべきではなく、労働者の生活の窮乏化を、すなわち労働者の収入状態が、シャウプ税制が設定した低所得階級に対する累進税率の適用を受けるだけに増加せず、非常に低い生活をせざるを得ない状態においこまれつつあることを物語つているといえよう。

第222表 勤労者世帯の実支出総額に占める租税比率

年度別	租税公課 円	租税公課 %
1931年	0.15	0.20
1932年	0.16	0.21
1933年	0.16	0.20
1934年	0.17	0.21
1935年	0.18	0.23
1936年	0.18	0.22
1937年	0.18	0.21
1938年	0.22	0.25
1939年	0.31	0.32
1940年	0.67	0.64
1947年	353	8.0
1948年	912	8.4
1949年	1,991	13.5
1950年	2,630	15.6
1951年	3,097	15.9
1952年	2,978	12.3
1953年	3,213	11.2

〔備考〕 戦前は内閣統計局「家計調査報告」，戦後は東京都庁「東京都家計調査」による。

次に間接税についてみよう。家計の負担として直接にあらわれる所得税や、住民税などと並んで、酒、煙草、砂糖などに含まれる間接税も又、大衆課税としての性質をもつている。これを酒と煙草についてみると次の通りで、酒は代金の五〇%以上、煙草はその七〇%を占めている(一九五四年現在)。

(物品)	(小売価格)	(税金)	(税率)
酒　特級　一升	一、〇七五円	六八五円	六三・七%
〃　一級　〃	八三五円	四九〇円	五八・六%
〃　二級　〃	五〇五円	二二五円	四六・四%
焼酎(二五度)〃	三六〇円	一四三円	四二・一%
ビール　一本	一二五円	七〇円	五六・〇%
煙草バット二〇本入一箱	三〇円	一九・八六円	六六・二%
〃　新生　〃	四〇円	二七・八〇円	六九・五%
〃　光　一〇本入一箱	三〇円	二〇・二四円	六七・五%
〃　ピース　〃	四五円	三三・五三円	七二・三%

これら間接税の負担状態を家計支出階層別にみると次のとおりで間接税の大衆課税としての性格を明瞭に示している(一九五〇年度

「財政金融統計月報」二〇号一九頁より)。

一人当り支出階級別	間接税負担率	一人当り支出階級別	間接税負担率
二〇〇〇円未満	三・八%	六〇〇〇円未満	四・九%
三〇〇〇円〃	四・〇%	八〇〇〇円未満	四・四%
四〇〇〇円〃	四・六%	一万円	三・四%
五〇〇〇円〃	三・七%	一万円以上	二・六%

又さらに、前に述べたように、鉄道料金や電気、水道料金など、国家企業や独占大企業の料金の値上がりも、こうした税金収奪との一連の問題としてみなければならないであろう。

第二章　栄養

第一節　労働者の食事

全日本造船労働組合の調査(九五三年九月)によると、労働者の主食不足の補給状況は第223表のとおりで、約半数の者は闇米を買えず、麦やうどんで補充せざるを得ない。又、肉などは一月に三日以内、一回一〇〇匁、それもコマ切れが多いといつた状態である(第225表)。魚は一月一〇回程度が一番多い(第226表)。そして第224表の通り、魚も肉もなしに一〇日間も暮している労働者が全体の三分の一を占め、二〇日以上というのが工員一五三人、職員二七人もいる。「とくに工員の場合、一切の他のものを犠牲にして栄養をとろうと努力していて、なお三分の一の人が一〇日以上、肉も魚もないというのは恐ろしい現実」であるとこの報告書は述べているが、かかる状態は決して例外的のものではない。全日本生命保険従業員組合による家族寮に住む世帯の調査(五三年一一月)では「米の配給は一〇日前後であつて問題にならないほど不足である。晩めしだけは米飯にして、朝と昼とは大低パンからうどんである。肉類などはこま切れを三日に一度買う位いでだし程度に過ぎない。食料品の値上りのため、その分だけ食物の質を落していくため、生活はますます生きて行くだけという最低線に近づいて行く傾向がある」という食生活状態が報告されている。

第223表　造船労働者の主食不足の補給状況

品目別	工員	職員
ヤミ米	1,195人	464人
麦	686	146
小麦	14	5
うどん	267	67
パン	141	119

〔備考〕　全造船労組調査。

第224表　造船労働者の食生活

区分		工員	職員
肉も魚もない日	5日以内	588人	315人
	10〃	765	232
	15〃	417	134
	20〃	327	78
	20日以上	153	27
食生活への感想	満足	415	252
	不満足	1,861	528

〔備考〕　全造船労組調査。

寄宿舎の食事　一九五三年九月、全国蚕糸労働組合連合会婦人対策部が熊本県下の六工場について行つた調査によると、食事内容の比較的良好な工場もごく稀にはあるが、これ

第225表　造船労働者の肉消費状況（月平均）

購入状況		工員	職員
肉	上肉	52人	54人
	中肉	1,007	499
	こま切れ	1,006	225
回数	3回以内	1,367	352
	5〃	484	215
	7〃	86	54
	10〃	109	102
	10回以上	30	41
一回当購入量	10匁以下	2	1
	20〃	20	7
	30〃	113	45
	50〃	797	331
	70〃	30	20
	100〃	956	322
	100匁以上	199	59

〔備考〕　全造船労組調査。

第226表　造船労働者の魚購入状況（月平均）

魚購入回数	工員	職員
3回以内	96人	24
5〃	190	57
7〃	106	43
10〃	607	222
15〃	465	163
20〃	458	165
20回以上	307	127

〔備考〕　全造船労組調査。

も女工の要求の結果であり大部分は「健康を保ち、労働力を作るべき食事としては、全くお粗末すぎるの一語につきる」状態である。すなわち食事に対する意見は第227表の通りであるが、これによると寄宿舎の食事内容は次のような状態である。(1)食べのこす者が相当いる。これは炊き方がまずかったり、副食が足りなかったり、毎日同じ副食ばかりで飽きるためである。このため腹がすいて水を呑むので胃腸病が多いと報告されている。同じく九州の一工場における調査によれば六〇人中五〇人の者が副食を各自で購入（月額平均二〇〇円、最高五〇〇円）して補給している。(2)食事の量が充分でなく買い食いする者がほとんどである。食事を食べ残した者も当然こうして補う。(3)副食は大低野菜が主体であり、野菜が古くて脚気が多いという声もある。魚は週一～二回、肉は「何時食べたか忘れた頃」に食べる状態である。その上、料理の種類は一〇年一日の如く単調極まりない。なお同じ九州の一工場の調査によると、一ヵ月間（八四食）の食品内容は第228表の通りで、野菜が大部分で油、魚、肉、貝類などは非常に少い。大低朝は麦の混つた飯にきやべつのみそ汁だけ、昼は「社長と会食するので少々よい」が、それも豆腐と野菜の煮付一品だけ、晩はやはり野菜を主とした煮付やうどんなどの代用食で、野菜のひたしだけというのが三日もある。

なお最後に、厚生省公衆衛生局の「国民栄養調査」を掲げておく（第229表）。

第二節　農民の栄養状態

農民の栄養状態に関する全国的調査は、農林省「農家経済調査」の一環として一九五一年四月より実施され、その結果は毎月「農林省農民栄養調査」として農林水産統計月報に公表されている。本年鑑はこれまでその調果結果の概要を紹介してきたが、ここでは農林省統計調査部が一九五一―五二年における栄養調査につきとりまとめ公刊した詳細な報告「農林水産統計資料第二六号農民栄養調査報告」（一九五三年九月刊）にもとづき、同年度における農民の栄養状態を記述することにする。

第227表　製糸女工の食事に対する意見

工場		A	B	C	D	E	F
調査人員		28	27	18	30	17	20
食事全般	全部食べる	23	15	11	18	14	14
	食べ残す	5	12	7	12	3	6
	全部ほしくない						
	肉や魚がきらい						
	副食が悪い時			1			
	量質共に充分である	25	8	18	4	1	
	量だけは充分である	1			3		
	充分でないので間食する	1	16		27		
	時々間食する					1	
	充分ではないが我慢している	1					
主食に対する不満	麦その他が多くてまずい		2	2		2	
	炊き方がまずい		3	2	9	3	1
	おかずの量が足りないので御飯をのこす		4	5	13	5	6
	虫が入つていて気持が悪い				5		
副食に対する不満	味のつけ方が悪い		4		16	4	2
	塩気不足			1	4		3
	おなじものばかりであきる	1	2	6	16	6	10
	見かけが悪いので食べる気になれない		2		7	1	
野菜について	古い		15		22	4	7
	洗い方が悪い			1		1	
ゴマ塩	いつも備えてある	28					
	全然ない		24	18	30	17	20
その他	男の人が一品多い				19		
	男の人が分量が多い						8
	醤油や塩は申出ればもらえる	28	19	18	3	11	20
	もらえない		3		27	4	
	気がねする		2			2	

〔備考〕　全蚕労連調査。

第228表 製糸工場寄宿舎の食事内容（1954年２月～３月）

食品名	回数	食品名	回数
米のみ	1	海草類	0
米とぎ麦	83	いも類	2
うどん	7	菜葉類	48
味噌	33	人参	18
豆腐類	11	ごぼう	3
豆腐	0	大根	3
揚豆油	19	玉葱（青葱は菜葉類）	8
魚	4	イリコ	9
かまぼこ類	9	おから	3
肉	1	ほうれん草	7
貝類	2	こんにゃく	7
	2	たくあん	3

〔備考〕 全蚕労連調査。23日間，84食の内容。

調査対象の農家は、農家経済調査の対象と同一で、全国各農区より階層別に任意抽出された四三五〇戸である。また調査品目は八四種の飲食物であり、また栄養摂取量は食品別の一戸当り消費量から「栄養成分法」によつて摂取栄養量を計算し、これを一戸当り世帯員数で除して一人当りの摂取量を算出したものである。さらに成人一人一日当り栄養摂取量は成人換算率を用いて右の結果から算出されたものである。その他、調査上の約束や栄養分析の基礎として用いられた諸資料については、前掲報告書または本年鑑第二六集一六七頁を参照されたい。

第229表 国民の栄養摂取量の推移（大都市１人１日当り）

区分	1950年平均	1951年平均	1952年平均	1953年5月	1953年8月	1953年11月	1953年2月
熱量	1,948	1,997	1,997	1,985%	1,849.8	1,940.8	1,980.5
蛋白質	69	67	70	69.8	63.8	67.8	69.1
動物性	20	21	25	25.4	22.5	24.4	24.0
植物性	49	46	45	44.4	41.3	43.4	45.1
脂肪	22	25	25	23.8	23.3	24.1	25.5
含水炭素	370	376	374	373.1	346.6	363.0	368.5

〔備考〕 1. 厚生省公衆衛生局栄養課調査。
2. 1950年，51年は東京。単位・グラム，熱量のみカロリー。

農区別階層別にみた摂取栄養量　調査農家の一九五一年四月一日現在における全国平均一戸当り世帯員数は六・五三人（男三・一八人、女三・三一人）である。第230表は一九五一年四月から五二年三月までの一ヵ年における農区別にみた農民一人一日当りの栄養摂取量を示している。熱量は二四〇三カロリー、蛋白質は六四・九九グラム、脂肪は一三・七〇グラムであるが、その摂取熱量の大部分は穀類からとつたもので（全体の八一・六三%）、また総蛋白質の中で動物性蛋白質のしめる割合は一一・七四%にすぎない。農区別にみると、熱量では東北が最大で南海が最

少であるが、脂肪では北関東が最高、北陸がもつとも低い。動物性蛋白質の比率からみると近畿がもつとも大きく、北陸がその対極をなしている。しかしこの調査結果から直ちに東北、北関東、近畿などの農民の栄養状態がすぐれているという結論をかんたんに下すことはできない。なぜなら、農区により、自然条件、労働時間、労働強度、生活環境などさまざまに異つており、従つて栄養摂取の必要量もまちまちだからである。

そこでつぎに農業構造の上からみて対照的な北陸と近畿における農家の経営耕地面積の階層別に栄養摂取量を比較してみると第231表の通りである。北陸、近畿の両農区ともに、農家の経営階層が大きくなるほど蛋白質、脂肪、熱量の摂取量が増大しており、五反未満の下層農家と二町以下の上層農家では相当のひらきが生じていることは注目されてよい。たとえば近畿地区では、熱量において、二町以上農家は、五反未満農家層にくらべ一人一日当り五三三カロリーも多く摂取しており、農区別の差より、農家の階層別の差が大きいことがわかる。

第230表　農区別にみた栄養摂取量（1人1日当り）

栄養量 / 農区別	蛋白質	脂質	熱量	総蛋白質に対する動物性蛋白質の割合
	g	g	Cal	%
全国	64.99	13.70	2,403.4	11.74
北海道	68.30	15.13	2,311.0	13.15
東北	70.66	14.28	2,547.3	13.70
北陸	62.38	11.86	2,418.0	11.17
山陰	63.88	12.01	2,365.1	12.62
北関東	65.78	15.42	2,385.2	9.14
南関東	62.87	14.64	2,384.8	8.30
東海	59.04	11.92	2,247.0	10.31
近畿	62.54	12.21	2,319.9	14.56
瀬戸内	65.32	13.29	2,417.0	12.92
北九州	67.66	13.65	2,471.5	12.19
南海	57.23	11.91	2,136.5	11.99

〔備考〕　農林省統計調査部「農民栄養調査報告」（農林水産統計資料No.26，1953年9月刊）P.11による
以下資料は同じ。

第231表　農家の階層別にみた摂取栄養量（1人1日当り）

農区別	栄養量 / 耕地広狭別	蛋白質	脂質	熱量	総蛋白質に対する動物性蛋白質の割合
		g	g	Cal	%
北陸	0.5町未満	58.36	11.41	2,205.7	12.13
	0.5町～1町	61.46	11.55	2,385.1	10.84
	1町～1.5町	63.18	11.52	2,455.8	10.68
	1.5町～2町	64.88	12.42	2,546.3	11.13
	2町以上	67.39	13.28	2,643.1	10.46
	平均	62.38	11.86	2,418.0	11.17
近畿	0.5町未満	61.77	12.10	2,143.5	15.85
	0.5町～1町	61.63	12.33	2,333.7	13.73
	1町～1.5町	63.29	11.97	2,441.1	13.62
	1.5町～2町	64.72	11.77	2,493.3	12.69
	2町以上	71.05	13.04	2,676.8	12.82
	平均	62.54	12.21	2,319.9	14.56

食品群別にみた摂取熱量及び蛋白質　第232表は各農区における食品群別にみた農民の摂取熱量を示している。農民の摂取熱量の大部

第232表　農区別にみた食品群別の摂取熱量（1人1日当り・カロリー）

	穀類	澱類	豆類	蔬菜類	海藻及び乾物類	魚介類	肉卵乳類	加工食品類	調味料	油脂類	嗜好品類	計
全国	1,961.8	109.6	46.6	72.6	3.4	31.7	12.7	10.1	105.1	16.3	33.5	2,403.4
北海道	1,802.6	100.9	83.5	80.5	1.0	40.2	29.5	6.0	117.7	11.1	38.0	2,311.0
東北	2,119.1	56.1	48.6	75.9	3.2	51.2	9.2	9.6	127.8	13.2	33.4	2,547.3
北陸	2,019.8	78.1	48.6	73.2	3.2	31.5	11.8	5.0	105.8	8.7	32.3	2,418.0
山陰	1,958.4	89.7	60.5	68.7	3.9	34.4	8.5	7.6	87.1	10.8	35.5	2,365.1
北関東	1,904.3	108.2	55.8	78.3	1.4	21.2	15.2	7.5	124.5	28.3	40.5	2,385.2
南関東	1,891.3	169.8	40.5	75.9	2.2	20.2	10.8	12.5	105.4	27.8	28.4	2,384.8
東海	1,843.8	124.2	30.7	63.7	3.5	20.2	11.8	12.2	94.6	10.9	31.4	2,247.0
近畿	1,965.4	67.8	35.2	62.9	5.2	34.4	14.8	12.3	74.4	11.9	35.6	2,319.9
瀬戸内	2,000.7	107.6	48.4	62.1	4.9	30.9	14.1	12.5	82.8	14.6	38.4	2,417.0
北九州	1,991.2	150.9	32.3	79.6	4.1	34.9	12.9	8.2	113.2	13.8	30.4	2,471.5
南海	1,695.1	167.5	26.7	59.0	3.6	24.5	9.6	9.1	104.1	13.4	23.9	2,136.5

分が穀類からとられていることは本表によつて明白であるが、とくに東北、北陸、瀬戸内地区がいずれも穀類から二〇〇〇カロリー以上をとり、相対的に穀類に依存することが多く、この点では北海道、東海、南関東地区と対照をなしている。農民の食生活の向上の程度を示す一指標とみられる肉卵乳類では、北海道が最も多く、山陰や東北がもつとも少い。油脂類では北陸地方がもつとも少い。その他の食品を比較して見ても、そこに一定の明確な特徴を見出すことは困難であるが、これを農家の階層別に比較してみると、かなり著しい傾向がみとめられる。第233表は北陸、近畿における階層別摂取熱量を示したものであるが、近畿、北陸地区ともに摂取熱量は階層の大きな農家ほど多く、下層ほど少いことは前述の通りである。これを食品群別にみると、たとえば北陸では、二町歩以上層は穀類による摂取が最大で、五反歩以下は最小である。豆や野菜は同様に上層にゆくにしたがつて摂取量が多く、これに反し海藻や乾物は五反未満層が多い。肉や卵等はむしろ中農層が多く五反未満と二町以上の両端が少量である。しかし嗜好品になると上層に従つて多く、ことに二町以上層になると下層に比べ著しく多いのは、それぞれの階層における生活水準を反映するものであろう。同様の傾向は近畿地区についても見ることができる。

一般に栄養摂取量は蛋白質の必要摂取量を充す程度にこれを摂取

第233表　農家の階層別・食品群別摂取熱量（1人1日当り・カロリー）

農地別	項目／耕地広狭別	穀類	諸類	豆類	蔬菜類	海藻及び乾物類	魚介類	肉卵乳類	加工食品類	調味料	油脂類	嗜好品類	計
北陸	0.5町未満	1,805.7	88.1	47.7	65.6	3.8	31.8	9.4	7.0	103.9	10.5	32.2	2,205.7
	0.5町～1町	1,984,0	84.8	47.1	72.7	3.6	29.3	13.4	5.7	107.2	7.2	30.1	2,385.1
	1町～1.5町	2,077.8	63.3	48.0	75.2	2.4	31.1	10.2	4.4	106.6	6.4	30.4	2,455.8
	1.5町～2町	2,145.1	70.0	48.4	75.3	3.3	33.3	13.8	5.5	105.2	10.3	36.1	2,546.3
	2町以上	2,204.1	90.2	56.6	88.0	2.8	34.9	9.1	5.5	98.3	13.7	39.9	2,643.1
	平均	2,019.8	78.1	48.6	73.2	3.2	31.5	11.8	5.0	105.8	8.7	32.3	2,418.0
近畿	0.5町未満	1,789.8	69.9	26.4	56.7	6.2	39.0	19.1	16.2	69.8	12.2	38.2	2,143.5
	0.5町～1町	1,975.9	70.0	40.9	64.5	4.8	32.6	13.3	11.5	75.1	13.2	31.9	2,333.7
	1町～1.5町	2,104.1	58.2	33.4	63.5	4.4	33.5	12.0	8.7	75.5	11.0	36.8	2,411.1
	1.5町～2町	2,146.5	58.9	37.8	69.5	4.5	29.5	15.9	7.7	79.2	5.5	38.3	2,493.3
	2町以上	2,207.1	121.0	47.5	86.3	5.5	36.9	12.3	8.1	93.4	5.8	52.9	2,676.8
	平均	1,965.4	67.8	35.2	62.9	5.2	34.4	14.8	12.3	74.4	11.9	35.6	2,319.9

しなければならぬといわれている。したがつて、蛋白質の含有量の少い食品をとるはあいは、その食品量そのものを多量に摂取せねばならない。

農民はいかなる程度にこれをとつているか。第234表は農区別階層別に蛋白質の総摂取量を比較したものである。まず農区別にみると東北七〇・六六グラムで最も多く、南海五七・二二三グラムで最少である。この両農区の差は二〇％である。経営耕地面積の階層でみると、北陸地方では最低は五反未満層の五八・三六グラム、最高は二町以上層の六七・三九グラムで、一三・四％のひらきがある。近畿地区では五反～一町層が最低で、最高はやはり二町以上層で両者のひらきは一三・三％に達している。

穀類と砂糖の消費量　最後に、農民の穀類、砂糖等の消費量を見よう。米の消費量のもつとも多いのは北陸の三・九八合で、東北三・九三合、山陰三・四〇合などがこれにつぎ北関東二・八五合、南海二・六四合、北海道二・六二合の順となつている。麦は北九州一・〇二合で最高、東北は〇・二六合、北陸〇・〇七合ときわめて少量である。パンはほとんど計量できないほど少く、農村でのパン食は現在までのところ問題にならないことがわかる。きび、あわ等の雑穀消費量は北海道〇・四三合がもつとも多く、その他の地区では東北、南関東が比較的多い。階層別にみると、北陸では上層農家ほど米の消費量が多く、

第234表　農家の階層別にみた蛋白質の総摂取量（グラム）

農区別＼階層	1	2	3	4	5	平均	最高最低のひらき
東北	65.37	70.21	77.23	77.63	66.92	70.66	12.26
北陸	58.36	61.46	63.18	64.88	67.39	62.38	9.03
山陰	59.38	59.23	65.39	68.80	78.69	63.88	19.46
北関東	62.97	66.80	69.48	67.18	68.40	65.78	6.51
南関東	56.68	60.35	62.25	65.22	69.42	62.87	12.74
東海	54.75	58.30	61.24	62.66	68.22	59.04	13.47
近畿	61.77	61.63	63.29	64.72	71.05	62.54	9.42
瀬戸内	61.85	65.55	65.39	69.36	75.27	65.32	13.42
北九州	64.81	66.59	71.17	69.43	68.37	67.66	6.36
南海	52.62	57.91	58.38	66.19	58.30	57.23	13.57

麦の消費量が少いという傾向を示し、近畿でも米は上層農家ほど消費量が多くなっている（第235表参照）。北陸地区で上層農家に米の消費量が多いのは、保有米に余裕があるためであろうが下層になると保有米を割り五反以下層では三・五合（近畿の五反以下層では二・九九合）しか消費していない点は注意されねばならぬ。もつともこの階層には世帯員中に工業労働者その他の兼業従事者が相対的に多くふくまれていることも考慮されねばならぬ。

第235表　農家の階層別にみた穀類の消費量（1人1日当り）

農区別	耕地広狭別＼品目別	白米	精麦	小麦粉と麺類	その他穀類
		合	合	匁	合
北陸	0.5町未満	3.50	0.09	0.03	0.04
	0.5町～1町	3.91	0.08	0.03	0.04
	1町～1.5町	4.12	0.07	0.02	0.03
	1.5町～2町	4.25	0.05	0.03	0.04
	2町以上	4.37	0.04	0.03	0.06
	平均	3.98	0.07	0.02	0.04
近畿	0.5町未満	2.99	0.64	0.04	0.04
	0.5町～1町	3.32	0.74	0.03	0.04
	1町～1.5町	3.64	0.68	0.03	0.04
	1.5町～2町	3.75	0.66	0.04	0.04
	2町以上	3.56	0.75	0.08	0.04
	平均	3.32	0.69	0.05	0.04

砂糖消費量は農民の消費生活水準をしめす一指標たりうるであろうが、農区別にみても、階層別にみても、それほどの差はみとめられない。札幌における一人一ヵ年の消費量は一二七七匁で最高をしめし、北九州、東海、南関東等が比較的多く、北陸、山陰、東北の消費量は少い（東北は最低で七四九匁）。やはり、これら東北、北陸、山陰地方の農民の生活水準は相対的に低いことを示すものであろう。

第三章　住宅

住宅建設状況　一九五二年四月に建設省は住宅不足数を三一五万戸、人口増や、災害喪失、老朽消耗などによる年間新規需要増を三二万戸と推定したのであつたが、五二年、五三年の新設戸数は各年二四万戸にすぎない。従つてこの状態が続くならば、非常に甘いといわれるこの政府の推定ですらも、毎年約八万戸ずつ新たな不足が積重なり、五二年四月現在の不足三六一万戸が、五二年度末三六九万戸、五三年度末には三七六万戸となり、住宅不足は増加の一途をたどることになる。

第236表　所有関係別着工住宅戸数

年別	1950年	1951年	1952年	1953年
計	233,622 (100)	210,690 (100)	242,514 (100)	242,255 (100)
持家	184,573 (82.6)	164,886 (78.3)	174,517 (72.0)	170,721 (70.5)
貸家	19,938 (8.9)	25,677 (12.2)	42,460 (17.5)	43,679 (14.0)
給与住宅	14,335 (6.4)	15,151 (7.2)	15,971 (6.5)	16,859 (7.0)
その他	4,775 (2.1)	4,976 (2.3)	9,566 (4.0)	10,998 (8.5)

〔備考〕建設省建築統計年報による。

建設省調査によると新設戸数の動きは第236表の通りであつては減少傾向を示し、総建築面積に占めるその割合は減少して来ている。住宅以外の建物は多少の増減はあるが、五二、五三年と増加している（第237表）。そして、この内容についてみると第238表の通りで、五二年において銀行や商業用事務所が増加し、五三年には店舗、百貨店及び旅館などの増加していることが注目される。

都市の住宅　都市における住宅の現状を、総理府統計局「住宅統計調査結果報告」によつてみよう。

（注）この住宅調査は、一九五三年九月一日現在で行つた全国各都市における抽出調査で、住宅の状態をその種類、構造、腐朽破損程度、所有関係、住居世帯の職業、同居世帯状況などについて詳しく調査しているが、ここではその一部を簡単に紹介したに止まる。

まず第239表によると、工場、学校、会社などの事務所、宿直室、

第237表　着工建築物面積の推移（延べ面積）

年別	総建築物	住宅	住宅の面積占める割合
	千坪	千坪	%
1945年	1,550	1,347	86.9
1946年	6,129	3,864	63.4
1947年	7,664	4,964	64.8
1948年	11,471	6,972	60.8
1949年	9,594	5,424	56.5
1950年	10,975	5,689	51.8
1951年	9,833	4,809	48.9
1952年	10,411	5,338	51.3
1953年	10,416	5,252	50.4

〔備考〕建設省住宅局「建築統計年報—1953年度版」による。面積は新建築以外に増改築したものを含む。

五三年においては給与住宅などが増加し、持家は減少し、貸家の増加は停滞している。住宅の面積の増加は一九五〇年が最高でその後

第238表　着工建築物用途別面積の推移（全国）

年別	1950年	1951年	1952年
	千坪	千坪	千坪
計	8,996	9,833	10,411
居住用	4,566	5,018	5,472
公共用	1,778	1,475	1,816
公務所	190	188	175
公商 事務教生の事業用	1,245	904	1,145
公商 文厚その他	236	253	349
公商 益事業用	107	130	147
公商 店舗，百貨店	138	159	178
公商 マーケット	986	1,068	1,046
公商 銀行，事務所	238	238	245
公商 旅館，宿泊所	196	300	213
公商 浴場	136	151	176
公商 料理，飲食店	70	39	43
公商 待合，貸席	112	89	88
公商 娯楽用	115	111	96
公商 倉庫	66	88	117
公商 その他	53	52	70
鉱工業用	1,021	1,445	1,227
農林，水産用	466	630	630
その他	41	39	42

〔備考〕建設省調査。

小使室のように本来住居用ではない建物に住んでいる世帯が七万一〇〇〇もいる。同居世帯は全体で八二万三〇〇〇、寄宿舎、下宿屋、宿直室などに同居しているのが八二〇〇世帯もいる。同居の状態は第240表の通りで、なかには四世帯以上も同居しているのがみられる。又第241表によると、住むのに危険であつたり、修理不能の劣悪な状態にある住戸は約一九万戸、要修理のものと合せて二一四万戸に達している。そして、これについて労働者の住宅と会社重役層の住宅とを比較するとその相違が歴然としている（第242表）。このことは次のように一人当りの畳数についてみてもはつきりしている。

	一人当り
鉱、工業、建設労働者世帯	二・六畳
専門的、技術的及び事務従事者世帯 〃	三・七畳
会社、団体の役員世帯	一人当り　五・四畳

第239表　住戸の種類別世帯数
（全国市部　単位1,000世帯）

住戸の種類	総数	主世帯	同居世帯
総数	7,871	7,048	823
住宅総数	7,779	6,964	815
専用	5,666	5,065	600
農漁併用	537	515	22
商業併用	1,035	922	114
工業併用	224	195	29
その他併用	316	266	50
寄宿舎	16	15	1.7
下宿屋	3.9	3.1	0.8
非住宅	71	66	5.6

〔備考〕1.一時現住者の住宅，空家及び建築中の住宅を除く。2.「非住宅」とは工場学校などの宿直室，小使室などとして建てられ住宅用に改造されていないもので，現に人の住んでいるもの。3.総理府統計局「住宅統計調査結果報告—1953年9月」による。

「**給与住宅**」　第一六国会で成立した「産業労務者住宅資金融通法」は、労働者の住宅緩和に名をかりて、実は資本家の労働力の確保に政府が財政的な援助を与えるためのものに他ならないが（これについては第三部参照）、しかしこうした給与住宅については完全な調査は行われていない。ここでは一九五一年一〇月、日本住宅協会が中心になつて行つた産業労務者住宅調査によつて給与住宅の状態の一端をみることにしよう。これは従業員二〇〇人以上の事業所、一二六九ヵ所についての調査であるが、これによると第243表の通り、一般に世帯持の労働者は社宅及び家族寮へ、独身者は寄宿舎へ収容されており、産業別では炭鉱を始めとして、その他の鉱業、紡績の

順で多く、とくに、炭鉱において世帯持ち労働者の社宅収容率が高いこと、紡績業における独身従業員の寄宿舎への収容率の高いことが目立つている。

なお、経営者が社宅や寄宿舎を必要とする理由として、二交代制の実施及び労働力確保のためというのが六〇％以上を占めているのは注目される（第244表）。資本家にとつて、給与住宅は、労働者に長屋に押し込められている状態である。炊事場は大体一世帯専用が多いが、便所は共用が多い（第245表）。

第240表　所有別・同居世帯数別住宅数（全国市部　単位 1,000戸）

同居世帯の有無	総数	持家	借家	給与住宅
総数	6,896	3,967	2,384	545
同居世帯なし	6,211	3,550	2,139	521
同居世帯 1	598	362	214	20
2	66	41	23	2.1
3	14	8.6	4.6	0.6
4以上	7.6	4.6	2.4	0.5

〔備考〕　総理府統計局「住宅統計調査結果報告—1953年9月」による。

第241表　構造別・腐朽程度別住宅数（全国市部　単位 1,000戸）

構造別	総数	危険又は修理不能	要修理	修理不要
総数	7,099	193	1,947	4,890
耐火造	84		8.4	75
木造	6,945		1,938	4,815
瓦屋根	4,740		1,150	3,483
トタン屋根	1,294		434	821
その他	911		354	511
ごう舎仮小屋	69			69

〔備考〕　総理府統計局「住宅統計調査結果報告—1953年9月」による。

寄宿舎・独身寮の状態　全国蚕糸労働組合連合会婦人対策部の資料によると、会社側の寄宿者に対する態度、その施設、清掃などについて次のような女子労働者の不満が掲げられている。

会社側の態度

収容率が高いことをみたが、一九五二年末、全日本金属鉱山労働組合連合会が行つた調査によると、職員が独立家屋に住むのに対して、労働者はほとんど四戸—六戸建ての長屋に住み、一世帯当り二部屋というのが大部分で、この部屋数は世帯人員が増加してもほとんどそのままで、七人、八人家族が二部屋

第242表　従業上の地位別・腐朽別住宅数（全国市部　単位 1,000戸）

腐朽程度	鉱,工,建設作業者	会社団体の役員
総数	1,521	132
危険又は修理不能	61	0.4
要修理	518	16
修理不要	948	116

〔備考〕　総理府統計局「住宅統計調査結果報告—1953年9月」による。

鉱山の住宅　前項で鉱山労働者の給与住宅に対する支配を強め、労働力を何時でも都合のよい方法で使えるよう準備しておくための便利な倉庫に外ならないことが、これによく現われている。

第243表　産業労務者住宅入居者比率

産業別	世帯持従業員にたいする収容世帯			独身従業員にたいする収容独身者		
	社宅及家族寮収容率	寄宿舎収容率	計	社宅及家族寮収容率	寄宿舎収容率	計
	%	%	%	%	%	%
総数	36.3	0.8	37.1	5.9	49.7	55.6
炭鉱	83.1	1.7	84.8	45.1	42.5	87.6
その他の鉱業	78.7	1.0	79.7	35.5	55.9	91.4
紡績	40.3	1.0	41.3	0.9	81.1	82.0
紙パルプ	47.5	0.2	47.7	14.2	16.7	30.9
化学工業	28.4	0.6	29.0	1.6	49.8	51.4
石油・石炭	48.3	0.4	48.7	4.8	31.4	36.2
硝子・セメント	33.9	0.6	34.5	4.6	20.6	25.2
第一次金属	30.5	0.9	31.4	5.7	39.5	45.2
機械	29.6	0.3	29.9	3.2	30.3	33.5
電気機器	38.5	0.7	39.2	6.9	27.0	33.9
輸送用機械	21.4	0.7	22.1	0.9	32.1	33.0
運輸事業	7.6	0.4	8.0	1.3	7.8	9.1
公益事業	25.1	0.6	25.7	5.5	27.9	33.4

〔備考〕　日本住宅協会「住宅—1953年7月号」による。

第244表　給与住宅の増設を必要とする事業所側の理由

産業別	計	交代制実施上	僻地にあるため	労働力確保	転勤者収容	その他
炭鉱	107	34	31	21	11	10
その他の鉱業	73	21	27	16	6	3
紡績	299	109	5	131	42	13
紙パルプ	54	35	3	2	9	5
化学工業	131	51	9	29	32	12
石油・石炭	19	8	1	3	5	2
ゴム工業	7	2	0	4	1	0
硝子・セメント	47	23	4	4	10	6
第一次金属	81	47	6	13	10	5
機械	34	3	3	11	6	11
電気機械	46	7	2	9	18	10
輸送用機械	50	6	2	19	12	11
運輸事業	73	16	0	19	33	5
公益事業	141	52	13	40	32	4
計 (%)	1,255 (100.0)	432 (34.4)	111 (8.8)	348 (27.7)	260 (20.7)	104 (8.3)

〔備考〕　日本住宅協会「住宅—1953年7月号」による。

第245表　鉱山労働者住宅における台所・便所の状態（世帯数）

区分	台所			便所		
	専用	共用	計	専用	共用	計
大鉱山	254 (98)	6 (2)	260 (100)	126 (48)	134 (52)	260 (100)
中鉱山	68 (77)	20 (23)	88 (100)	50 (57)	38 (43)	88 (100)
小鉱山	31 (78)	9 (22)	40 (100)	16 (40)	24 (60)	40 (100)
計	353 (91)	35 (9)	388 (100)	192 (49.5)	196 (50.5)	388 (100)

〔備考〕　（）内パーセント．全鉱連調査。

第246表　中小企業労働者の住居状況（総数，　%）

構造・様式			所有関係		一戸当り室数		一人当り帖数	
総数		100.0%	総数	100.0%	総数	100.0%	総数	100.0%
構造別	鉄筋	0.3	持家	39.9	1室	40.4	1.5帖未満	18.9
	木造本建築	72.0	借家	21.5	2	31.1	1.5帖	22.5
	バラック	18.8	借間	8.3	3	19.9	2.0	21.0
	壕舎	0.3	アパート	4.9	4	3.6	2.5	10.6
	工場改築	0.3	都営	3.6	5	0.8	3.0	8.5
	不明	8.3	社宅	6.7	6	0.8	3.5	3.6
様式別			寮	12.7			4.0	7.6
	一戸建	51.7	他社の寮	0.3	不明	3.4	5.0	3.6
	二戸建以上	22.1					6.0	1.8
	アパート式	13.5					8.0-10.0	0.3
	工場内	0.3					不明	1.6
	不明	12.4	不明	2.1	平均	1.92室	平均	2.3帖

〔備考〕　1.「室」というのは台所などを除いた居住する室をいい，「帖数」は実際に敷いてある畳数をいうのではなく，室の広さをあらわしたものである。
2. 労働省婦人少年局「中小企業労働者家族の生活」による。

一、寄宿舎にいると圧迫されるようである。
一、門限を破つたら一週間外出禁止
施設について
一、二交替になり工場は明るくなつたが、寄宿舎、廊下の照明が暗い。
一、八畳に七人（明らかに基準法違反）。
一、冬季暖房（火鉢がない、湯タンポは二人に一個）。
一、部屋に蒸気が夜九時まで通る。二十五畳に七人。
清掃について
一、洗濯場に洗濯湯が出ない。
一、大廊下、風呂場、洗濯場、講堂などまで自治会で掃除させられるのでつらい。
一、男子浴場まで掃除させられる。
一、寮の掃除の負担が重い（風呂当番、便所当番など時として三つ位重なることがある）。

第247表　日雇労働者の住居状況

家屋の種類	総数	居住家屋のあるもの（含貸室） 総計	1人当畳数 一畳以下	一～二未満	二～三未満	三～四未満	四～六未満	六畳以上	家の情況 家屋が新しい	家屋が古い	将来とも継続して住んでいられる	ある期間が来たら出なければならない	現在追い立てられている	居屋いの定家なの一住のも 総計
本建築	—	206	34	90	50	16	12	4	33	67	81	17	8	—
バラック	—	158	39	68	31	12	4	4	41	35	61	13	8	—
計	387	364	73	158	81	28	16	8	74	102	142	30	16	23

〔備考〕　東京都労働局「日雇労働者生活実態調査報告」による。

一、場内の庭の草取りを時間外にやらせられるが、掃除範囲が広いのでくたびれる。

一、ふとん部がないので自治会で洗濯する。

一、ふとん修繕費として月三〇円徴収される。

又、全日本生命保険従業員組合の調査によると、ある女子独身寮の状態は次の通りである。

一、各部屋にガス・水道がついているが、一日中陽のあたらない北側である。風呂がないので銭湯に行っている。

一、部屋は八畳間に三人、六畳間に二人、四畳半に一人となっている。電燈代を入れて部屋代は管理費といって一五〇円払うことになっている。ただし各部屋の冬の炭代は各自の負担である。

一、もとは会社で炊事人もおいていたが、現在はやめたために、全部単独もしくは同室者の共同自炊である。

一、会社では居残りが六時までだが、それから帰って自炊するのは大変である。自炊するようになってから病人がふえ、現在三人が入院している。

中小企業労働者の住宅　一九五三年二月、労働省婦人少年局が埼玉県川口市の鋳物工場、東京の印刷工場と機械工場（いずれも従業員二〇〇人以下）の三八六労働者世帯について行った調査によると、その住居の状態は第246表の通りで、構造では木造本建築（七二％）様式では一戸建（五二％）、所有別では持家（四〇％）がそれぞれ多く、住居の広さは一戸当りの室数平均一・九室、一人当り帖数平均二・三帖となっている。住居の広さは一戸当り一室というのが四〇％、一人当り二帖以下というのが六二％も占めており非常に狭い状態であるが、又この表でみるように木造本建築で一戸建、しかも持家の多い状態は決してそのまま労働者の居住状態の安定さを示すものではない。一、いわゆる木造本建築構造の住宅は長屋、ア

第248表　勤労者家庭の持物（1953年10月・東京）

項目		事務労務者	作業労務者
集計世帯数		216	159
平均世帯人員		4.38	4.32
世帯主平均年齢		35.4	34.9
品名		数量	数量
タンス類	和タンス	1.04	0.85
	洋タンス	0.48	0.20
	整理タンス	0.64	0.45
家具類	茶ダンス	0.58	0.47
	食器戸棚	0.83	0.78
	食卓	1.26	0.93
	テーブル	0.47	0.16
	机（腰掛）	0.60	0.33
	机（坐）	0.68	0.43
	椅子	1.33	0.41
	本箱	0.91	0.39
	下駄箱	0.70	0.59
	鏡台	1.04	0.96
	電気スタンド	0.81	0.43
	ラジオ	1.06	0.94
奢侈的家具及び身廻品	ミシン	0.72	0.42
	時計類	2.80	2.02
	蓄音器	0.26	0.10
	カメラ	0.45	0.15
	冷蔵庫	0.14	0.05
	電気洗濯機	0.03	0.01
	自転車	0.32	0.39
	三輪車	0.30	0.18
寝具類	蚊帳	1.53	1.30
	ほろ蚊帳	0.48	0.48
	寝台	0.08	0.04
	敷布	4.62	3.35
	毛布	3.55	2.45
	掛ふとん（冬）	5.56	4.51

品名		数量	数量
寝具類	掛ふとん（夏）	2.03	1.32
	敷ふとん	5.10	3.71
	掻巻	1.54	1.43
	枕	5.16	4.68
洋服類	オーバー	1.54	1.35
	スプリング・コート	0.82	0.37
	レイン・コート	0.98	0.42
	背広（上）冬	2.18	1.52
	背広（上）合	1.56	0.97
	背広（上）夏	1.24	0.53
	背広（下）冬	2.12	1.46
	背広（下）合	1.52	0.93
	背広（下）夏	1.39	0.64
	替ズボン 冬	1.27	1.68
	替ズボン 夏	1.56	1.32
	作業服 上	0.94	2.13
	作業服 下	1.01	2.29
下着・シャツ類	セーター	1.59	1.55
	Yシャツ	4.91	2.73
	開襟シャツ	3.23	2.37
	ズボン下	4.83	3.72
	クツ下	10.61	6.49
	ネクタイ	10.05	5.27
和服類	袷着長着	1.75	1.50
	単長着	1.57	1.19
	羽織	1.56	1.39
	ゆかた	1.66	1.35
	帯	1.47	1.35
	ねまき	1.75	1.56
	どてら	0.99	0.80
身廻品	帽子	1.47	1.16
	洋傘	1.80	1.60
	抱革鞄	1.09	0.56
	革靴	3.09	2.44

〔備考〕 衣料は世帯主だけの分。東京都統計局調査。

パート式のものを含み、これを所有関係からみると持家のほかに借家、借間、寮などを含む。又この表から推則されるように住居が狭く、家の造作や台所などの設備が悪く、不健康な環境にあることが報告されている。様式別で多い一戸建住宅の状態も同様である。

二、持家についても一般的に劣悪ないわゆる木造本建築のほかにバラックや壕舎などを含み、住むに困つて苦しい家計のやりくりで建てた劣悪な住宅が大部分である。室数の平均は一戸当り二・二、持家についての調査総戸数のうち一室のみの住宅二一・五%、二室四一・七%、三室二六・四%、四室六・九%、五室二・一%、六室一・四%となつており、又持家の一人当り平均帖数は二・六、一人当り帖数からみた戸数分布状態は一帖未満四・七%、一—二帖二九・五%、二—三帖三五・六%、三—四帖一四・一%、四—五帖一〇・一%、五—六帖四・七%、六帖以上一・三%となつている。所有関係別によるその他の住宅の広さは次の通りである。

住居種類別	借家	社宅	寮	アパート	借間
平均室数	二・一	二・三	一・二	一・〇五	一・二
一人当り平均帖数	二・五	二・七	一・九	一・九	一・九

なお、飲料水については次の通りで水道、井戸などの共用が多い。井戸使用の多いのは川口鋳物労働者世帯にこれが多いためである。

	総数(%)	専用(%)	共用(%)	不明(%)
総数	一〇〇・〇	三九・四	五三・四	七・二
水道	四七・六	二三・五	二一・八	二・三
井戸	三八・七	一〇・四	二六・五	一・八
水道・井戸	三・一	二・一	一・〇	—
不明	一〇・六	三・四	四・一	三・一

日雇労働者の住宅　東京都労働局の調査（前掲）によると、日雇労働者の二七%が家をもつているが、その大部分はバラックであり、第247表の通り、バラックに果して畳が敷いてあるかどうか疑わしいが一人当り一—二帖未満が最も多い。

第四章　衣服と寝具

衣服　一九五三年一〇月東京都が行つた調査によると、労働者一人当りの衣服所持状態は第248表の通りである。これは平均世帯人員四・三人、実収入平均は作業労務者二万三九三二円、事務労務者三万一〇三一円という、収入程度の相当良い労働者の状態なのであるが、それでも、作業労務者については、冬の勤めに不可欠なもの外は、レインコートや合・夏の背広など一着ももたない者が多い。

これを全日本金属鉱山労働組合連合会の調査（前掲）でみると、鉱山労働者とその妻の衣服所持状況は第249表の通りであつて、背広は夏、合、冬を含めて平均一・八着、コートはほとんどもたず、東

第249表
鉱山労働者と妻の衣服所持状況

種	類	1人当平均
本人	広背	1.8枚
	一バ	1.1
	着長	1.3
	着長	1.3
	ンボタ	3.0
	ートズ	1.4
	ー	0.1
	靴	1.3
	傘	0.6
	背オ	0.2
	広（スーツ）	0.3
	一バ	1.0
	人合・冬	2.4
	人夏	4.3
	長長	2.9
	ボタ	0.5
	ズー	1.0
	ー	0.7
	靴	0.4
	傘	0.9
妻	背オ	
	婦婦	
	袷単	
	替セ	
	コ革	
	洋	

〔備考〕全日本金属鉱山労働組合連合会調査。

第250表　中小企業労働者世帯人員別布団類所持状況（平常用，枚）

種別＼世帯人員別		2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上
一世帯当り	敷布団	2.0	2.9	3.1	3.9	4.1	4.9	5.0	5.3
	掛布団	3.9	4.9	6.2	7.3	7.6	9.3	8.4	9.5
	毛布	1.3	1.8	2.1	2.3	2.5	2.4	2.6	2.9
一人当り	敷布団	1.0	1.0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6
	掛布団	2.0	1.6	1.6	1.5	1.3	1.3	1.1	1.0
	毛布	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3

〔備考〕 労働省婦人少年局「中小企業労働者家族の生活」による。

京都の労働者と違つてとくに洋傘をもたない者が半数に上つている。これに対して労働者の妻の状態はもつとみじめで、嫁入り衣裳の和服を除いて洋服類は非常に少く、汚れ易く洗い替えの余計要る夏服すらも平均二枚にすぎない。全日本生命保険従業員組合の調査でみると、この妻の状態が次のように述べられている。

○主人の洋服は月賦である。……主婦の衣類などはとても買うところまでにはいかない。いまの生活ではたまに下着などを作つたりする位がせい一ぱいである。外に出るときなどは昔のものを染め直したものを着ているだけである。

○子供に着せるだけで手一ぱいである。……着物など買えないしデパートなどには行つたこともないので、どの位しているのか値段もよく知らない。

寝具　生活の窮乏化は寝具の状態にもつとも良く現われるといわれているが、東京都の調査（前掲）によつてこれをみると、第248表の通り作業労務者世帯の寝具類は四人家族で毛布、敷布、夏掛布団、敷布団など、つまり冬の掛布団と枕のみを除いて一人一枚ずつもつていない状態である。

これを労働省婦人少年局の中小工場労働者世帯の調査（前掲）によつてみると、敷布団を一人一枚ずつもたない世帯は二七四世帯で全体の六六％を占め、四人で一枚、七人で二枚、九人で三枚といつた世帯もある。掛布団を同様にもたない世帯は六一世帯一六％、この中には四人で一枚、六人で二枚、八人で三枚というのもある。毛布に至つては全然もたない世帯が六一、これを一人一枚に足らない世帯と合せると三一八世帯八五％に上る。これを世帯人員別にみると第250表の通りで世帯人員の増加につれて不足状態が深刻化している。

（注）その他、寝具の劣悪な状態を示すものとして造船労働者世帯の状態（全造船調査―前掲）をみると、次の通りである。

	水準以上世帯	水準以下世帯
敷布団（水準―一世帯当り一枚）	一一六四	一二九八
掛布団（二枚）	六七九	一六三一
毛布及びカイマキ（どれか一枚）	九六二	一四九七
敷布（一枚）	一〇九九	一三四五

又鉱山労働者世帯の状態（全鉱連調査―前掲）については、調査個所が北海道や東北地方の寒冷地を多く含んでいる（二〇鉱山中九鉱山）にもかかわらず、一人当り敷布団〇・九枚、掛布団一・二枚、毛布は僅かに〇・四枚という状態である。

第六編　農家の状態と農民の生活

第一章　農家と農家人口

農林省統計調査部の行つている農業動態調査（注）の結果にもとづき、農家数の変動、専兼業別、経営規模別の状態、農家人口等の大要を記述しよう。

（注）農業動態調査は一九五〇年の世界農業センサスを第一回とし、それ以後五年ごとに行われる農業基本調査の中間年次に毎年二月一日現在で実施されるもので、農業経営の基本的事項について前年と比較しつつ、その動態を調査するものである。この調査は農林省の実施する重要な農業基本調査で指定統計（第三九号）となつている。つぎに記述する結果は、農林省統計調査部「昭和二八年度農業動態調査全国結果概要」一九五四年五月刊によるものであるが、本年度は農業労働力、労働状態については調査が行われず、その代り農業災害については相当に詳細な調査が実施された。調査集計農家数は一七万一四八八戸で、全国各地域、各階層より抽出され、全国的な傾向を代表するように配慮されてはいるが、しかし全農家悉皆調査ではないから、全国推計数字には多少の誤差の生ずることをまぬがれない。この点は予め注意を要する。

第一節　農　家

農家総数　一九五四年二月一日現在の全国総農家戸数は、六一〇万五〇四九戸で、前年（五三年）に比し三万七二二八戸（〇・六%）減少している。一ヵ年〇・六%の減少は、一九五〇年以来最近四ヵ年間においては、もつとも大きな減少である（第251表）。しかしこの大きな減少は主として調査技術上生じたもので、実際の減少農家は三六四五戸（〇・〇六%）と推定されており（前掲資料四頁）、この一ヵ年にはほとんど農家数に変動がなかつたとみてよいであろう。戦前のわが国農家数はほぼ五五〇万戸を上下していたが、戦後急増して一九五〇年には六一七万六四一九戸となつたが、その後は漸減傾向をたどり、近年では六一〇万戸前後のところに停滞していることがわかる。

経営農用地面積廣狭別農家数　第252表は経営農用地面積の大いさによる農家の構成を示す。まず第一に、三反未満、五反未満の下層零細農家が減少し、五反以上の中層、上層農家が（三町―五町層を例外として）いずれも増加している。そしてこのことは、特に本年にかぎらず、前年も大体同様の傾向をたどつてきたものである。第二に、減少農家層の中でも特に三反未満の零細農家の減少ぶりは著

第251表　総　農　家　数

	1950. 2.1	1951. 2.1	1952. 2.1	1953. 2.1	1954. 2.1
	戸	戸	戸	戸	戸
実数	6,176,419	6,162,103	6,148,266	6,142,277	6,105,049
対前年増減(△印は減)	…	△14,316	△13,837	△5,989	△37,228
同割合	…	△0.2%	△0.2%	△0.1%	△0.6%
指数	100.0	99.7	99.5	99.4	98.8

第252表　経営農用地面積広狭別農家数

		総数	3反未満	3反～5反	5反～1町	1町～1.5町	1.5町～2町	2町～3町	3町～5町	5町以上	例外規定
実数		千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸
	1950.2.1	6,176	1,255	975	1,907	1,049	469	299	121	93	8
	1951.2.1	6,100*	1,192	983	1,936	1,047	459	285	111	84	3
	1953.2.1	6,142	1,065	954	1,987	1,108	492	312	123	94	4
	1954.2.1	6,105	1,043	969	1,976	1,107	490	305	112	95	8
割合		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	1950.2.1	100.0	20.3	15.8	30.9	16.9	7.6	4.9	2.0	1.5	0.1
	1951.2.1	100.0	19.5	16.1	31.7	17.2	7.5	4.7	1.8	1.4	0.1
	1953.2.1	100.0	17.4	15.5	32.4	18.0	8.0	5.1	2.0	1.5	0.1
	1954.2.1	100.0	17.1	15.9	32.4	18.1	8.0	5.0	1.8	1.6	0.1
指数	1950.2.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1951.2.1	98.8	95.0	100.8	101.5	99.8	97.9	95.3	91.7	90.3	37.8
	1953.2.1	99.4	84.9	97.8	104.2	105.6	104.9	104.3	101.7	101.1	50.0
	1954.2.1	98.9	83.1	99.4	103.6	105.5	104.5	102.0	92.6	102.2	100.0

〔備考〕　＊印は抽出調査による農家数である。

しく、一九五〇年に比べ五四年は八三・一%となつている。これらの農家の多くのものは、戦争中および戦後農村に疎開して自家飯米を得るために農家となつたもので、主として賃労働その他に従事している第二種兼業農家であろうが、そのような農家が近年しだいに農業より離脱しつつあると推定される。これらの分解した兼業農家の農地が、五反以上の経営農家の手に入り、その農家戸数を増加せしめたと推定されるのであるが、本年度調査では農家増減の理由については何ら発表されていないので詳細は不明である。

第三に、増加のもつとも著しい階層は一町から一町五反までの農家で一九五〇年にくらべ一〇五・五の指数を示している。

専兼業別農家数　第253表は専兼業別に農家数をみたものであるが、専業は全体の三八・九%をしめ、前年の比率四〇・九%よりさらに減少した。これに対し兼業農家は前年の五九・一%より六一・一%に増加した。兼業のうち、農業を主とする第一種兼業農家は三六・八%、農業を従と

第253表　専業兼業別農家数

年次＼専兼業		総農家数	専業農家	兼業農家		
				総数	農業を主とする兼業農家	農業を従とする兼業農家
実数		千戸	千戸	千戸	千戸	千戸
	1950. 2. 1	6,176	3,086	3,090	1,753	1,337
	1951. 2. 1	6,100*	2,969	3,131	1,806	1,324
	1953. 2. 1	6,142	2,510	3,632	2,232	1,400
	1954. 2. 1	6,105	2,373	3,732	2,247	1,485
割合		%	%	%	%	%
	1950. 2. 1	100.0	50.0	50.0	28.4	21.6
	1951. 2. 1	100.0	48.7	51.3	29.6	21.7
	1953. 2. 1	100.0	40.9	59.1	36.3	22.8
	1954. 2. 1	100.0	38.9	61.1	35.8	24.3
指数						
	1950. 2. 1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1951. 2. 1	98.8	96.2	101.3	103.2	99.7
	1953. 2 1	99.4	81.3	117.5	127.3	104.7
	1954. 2. 1	98.9	76.9	120.8	128.2	111.1

〔備考〕　＊印は抽出調査による農家数である。

する第二種兼業農家は二四・三%で、いずれも前年同期に比して増加しているが、中でも第二種兼業の増加が著しい。兼業農家数の増加はとくに一九五三年に著しく、それ以後増勢をつづけて来たが、一九五〇年を一〇〇とすると本年はじつに一二〇・八の指数を示している。増加した兼業の種類が主として賃労働兼業であることは、農家経済調査における労賃俸給収入の増加という事実からも推定されるが、このことは一九五三年の災害による農業収入の減少により、農家の家族労働力商品化が前年にくらべ一層増加したためであろう。

農家数の地域別変動をみると、東北諸県ならびに富山、宮崎等の農業県において、僅かに農家数の増加があつた外、他の大部分の諸府県では減少した。

第二節　農家人口と農業労働力

農家人口　農家にふだん生活している世帯員数は、一九五四年二月一日現在で三七六〇万人（内男一八五〇万人、女一九一〇万人）、前年同期にくらべ、三〇万人（〇・八%）の減少を示している（第254表）。一九五〇年を一〇〇とすると、五四年の指数は九九・七である。わが国の総人口は最近一年間に一三〇万—一四〇万人の増加を示しているのに対し、農家人口は右のように、逆に減少しつつある。このことは農家数の減少とも関係あることであるが農家一戸当りの世帯員数でも、本年は六・一五九人で前年同期（六・一七〇人）に比し〇・〇一一人の減少を来しているから、農家数の減少割合より農家人口の減少割合が甚だしかつたわけである。

地域別にこれをみると、農家数のばあいと同様に、大部分の都道

第254表　農家の総世帯員数

年次別	1950. 2.1	1951. 2.1	1952. 2.1	1953. 2.1	1954. 2.1
	千人	千人	千人	千人	千人
実数	37,811	37,562	37,954	37,900	37,600
対前年増減(△印は減)	…	△249	392	△54	△300
同割合	…	△0.7%	1,04%	△0.1%	△0.8%
指数	100.0	99.3	100.4	100.2	99.7

第255表　農林業労働力数

年次	種類	総数	就業者			完全失業者
			総数	農林業	非農林業	
1953年	1月	37,540	37,080	13,930	23,160	460
	2月	36,710	36,190	13,200	22,990	510
	3月	39,290	38,670	15,810	22,860	610
	4月	39,550	39,030	16,520	22,510	530
	5月	40,680	40,180	18,490	21,690	500
	6月	40,730	40,290	19,690	20,610	440
	7月	40,800	40,370	19,220	21,150	430
	8月	39,740	39,310	17,980	21,330	430
	9月	39,980	39,580	17,420	22,150	400
	10月	41,610	41,220	19,580	21,640	390
	11月	40,600	40,230	18,120	22,100	370
	12月	39,110	38,800	15,570	23,220	310

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査」による。

府県は減少傾向をとり、これに対し東北諸県、宮崎、富山等農家数の増加した農業県の農家人口がわずかながら増加した。

農業労働力　本年度の農業動態調査では、農業労働に関する調査集計を行つていないので、不完全ながら総理府統計局の「労働力調査」により、農林業従事者数の年間変動をつぎに見ることにする（第255表）。

一九五三年における農林業従事者数は、二月の最低一三二〇万人から六月の最高一九六九万人と、その間六四九万人の差を示している。これは主として農作業の季節的繁閑を反映するものであるが、前年にくらべると、明らかに農林業従事者数の増加がみられる。すなわち一九五三年六月には農林業従事者数は一八五一万人で本年同期は一一八万人の増加となつている。その他の月もおおむね前年にくらべ増加している。農林業労働力数の増減は、工鉱業等非農林業の労働力数と密接な関連があることはいうまでもないが、これら両部門の労働力の全体に関しては第二編第一章を参照されたい。

第二章　農家経済

第一節　農家経済収支の概況

農林省統計調査部の実施している全国五八〇〇戸の

第256表　農家経済収支の概要（単位円）

項目	年次	全府県（北海道を除く） 52年	全府県（北海道を除く） 53年	北海道 52年	北海道 53年
農業収入	稲作	78,639	72,453	113,776	91,453
	うち供出	61,832	50,504	93,200	69,740
	麦作	12,128	12,397	8,614	4,978
	その他	71,758	86,206	227,333	277,357
	計 A	162,525	171,056	349,723	373,788
農業支出	肥料	19,809	22,206	46,505	54,837
	飼料	7,899	9,887	10,517	13,635
	その他	24,807	28,350	62,327	71,511
	計 B	52,515	60,443	119,349	139,983
概算農業所得	C＝A－B	110,010	110,613	230,374	233,805
農外事業等の収入	D	23,360	25,896	17,813	11,069
農外支出	E	7,517	7,059	5,391	2,740
概算農外事業等の所得	F＝D－E	15,843	18,837	12,422	8,329
労賃俸給等の収入	労賃俸給手当の収入	54,482	67,289	31,975	41,201
	財産利用被贈及び家事収入	9,159	12,079	10,040	11,073
	扶助金及び補助金収入	3,036	5,366	11,566	20,263
	計 G	66,677	84,734	53,581	72,537
負債利子	H	681	726	3,661	5,723
租税公課諸負担	I	22,973	23,467	44,433	50,486
家計支出	飲食費	36,531	41,527	60,094	63,882
	その他	95,675	112,073	142,938	146,597
	計 J	132,206	153,602	203,032	210,479
農家の総収支差引額	K＝C＋F＋G－{H＋I＋J}	36,670	36,189	45,251	47,983
財産的収入		140,364	164,193	359,207	387,316
財産的支出		173,233	195,477	399,696	424,363
参考	収入合計（財産的収入を含まず） A＋D＋G	252,562	281,686	421,117	457,394
	支出合計（財産的支出を含まず） B＋E＋H＋I＋J	215,892	245,497	375,866	409,411
	収支差引額（Kと一致する）	36,670	36,189	45,251	47,983

〔備考〕 農林省統計調査部調べによる1952年1月—12月，1953年1月—12月の農家経済収支の歴年対比を示す。

第257表　米の収穫高，供出量および供米収入

地区＼年次	推定実収高			供米実績（12月末現在）			供米収入（農家1戸当・4～12月）		
	52年産米	53年産米	%	52年産米	53年産米	%	52年産米	53年産米	%
	千石	千石		千石	千石		円	円	
北海道	3,105	2,289	74	1,764	1,048	59	81,471	66,711	82
東北	13,164	11,938	91	6,453	5,974	93	90,978	108,367	119
北陸	4,824	4,377	91	2,332	1,932	83	82,570	71,340	86
山陰	2,038	1,966	96	723	673	93	37,202	38,713	104
北関東	5,784	3,519	61	1,983	678	34	40,784	20,311	50
南関東	8,802	6,164	70	1,337	1,394	42	42,115	20,155	48
東海	5,936	4,238	71	1,548	854	55	26,076	16,752	64
近畿	5,279	4,437	84	1,573	1,040	66	36,096	28,474	79
瀬戸内	6,836	6,497	95	2,096	1,889	90	34,880	33,059	97
北九州	7,253	6,571	90	2,520	2,553	101	49,433	61,761	125
南海	3,131	2,927	93	702	768	109	26,592	29,641	111
全府県	63,047	52,634	83	23,267	17,755	76	47,157	42,745	91

〔備考〕 推定実収高および供米実績の農区区分は農家経済調査の農区区分と合致させて作成した。

第258表　階層別にみた供米収入の変動（農家1戸当・4～12月）

	南関東			北九州		
	52年	53年	%	52年	53年	%
～5反	1,762	332	19	6,348	8,034	127
5反～1町	17,701	7,106	40	31,046	35,974	116
1町～1.5町	43,017	18,176	42	62,691	82,517	131
1.5町～2町	65,253	34,765	53	114,823	138,433	121
2町以上	125,982	62,528	50	122,882	187,671	153

農家経済調査の結果にもとづき一九五三年一月より一二月までの一ヵ年間における収支概況を記述する。

（注）　農家経済収支の調査結果は、毎月「農林水産統計月報」に公表されているが、ここではその結果と、統計調査部経済調査課の集計にかかる「昭和二八年の農家経済」の数字を利用する。なおこの後者の資料は一九五二年と対比しつつ五三年の概況を表示しているが、ここでも必要に応じそれを参照しつつ説明する。

農業収入　全府県（北海道をのぞく――以下おなじ）平均で農家一戸当りの現金農業収入は一七万一〇五六円で、前年（一九五二年一月―一二月）の一六万二五二五円にくらべ八五三一円（五・二％）増加している（第256表）。これは凶作や供出量の減少によつて供米収入が減少した反面、畜産物販売収入その他が増大したためである。つぎ

第259表　災害と農業支出の変動（農家1戸当・4～8月）

規模別	～5反			5反～1町			1町～1.5町			1.5町～2町			2町～		
年次	52年	53年	%	52年	53年	%	52年	53年	%	52年	53年	%	52年	53年	%
農業現金支出	円 11,614	円 12,549	108	円 19,980	円 21,950	110	円 31,599	円 35,361	112	円 34,977	円 93,002	122	円 43,737	円 51,106	117
農業支出	187	189	101	405	483	119	738	1,140	154	793	1,177	148	1,136	1,823	160

にこの農業収入中の供米収入をみると（第257表参照）、米生産高は前年にくらべ全府県で一七%減少しているにかかわらず、供米収入はそれと同率には減少していないことがわかる。これはいうまでもなく生産者米価の引上げ、とくに早場米供出奨励金の引上げによるものであるが、このことは農区別にみて、東北などの早場米地帯の供米収入が相対的に大きいという事実に現われている。四月―一二月間の供米収入が前年に比べ大きかつた地区は、前記東北のほか、山陰、北九州、南海等であるが、これに対し北関東や南関東は前年の収入の半ばであり、凶作があたえた影響は地域的にきわめて不均等であることがわかる。

つぎに前年にくらべ供米収入の増加がもつとも大きかつた北九州と減少のもつとも甚だしかつた南関東の両農区につき、農家の階層別に供出収入の変化を見ると（第258表）、次の事実がわかる。すなわち凶作のために供米収入の激減した南関東の農家の中でも、下層のものほどその収入減がひどかつたということ、たとえば五反以下の農家では、供米収入は前年のわずか一九%にすぎなかつた。一方、北九州では五反―一町層や五反未満層の供米収入の増加率は、二町以上層にくらべるとはるかに少ない。すなわち両地区に共通して言えることは、凶作の打撃は下層の貧農ほど大きく、凶作によつて相対的に利益をえた農区では、上層の富裕な農家ほどその収入増は大きい、ということである。これらの上層農家は凶作加算や各種の奨励金の増額等によつて、供米収入を五三%も増加せしめることができたのである。

麦類その他の農業収入は、ほぼ前年と同額であつたが、ただ養蚕収入だけはいちじるしい収入増を示した。これは牛乳、卵の生産量が増大したこと、その増大にかかわらず価格はそれほど低下しなかつたためである。

農業支出　全府県平均一戸当りの農業支出は六万四四三円で、前年の五万二五一五円にくらべ七九二八円（一六・八%）の支出増を示した。農区別にみると北海道の支出増がもつとも大きく、北関東や南関東もこれについで多い。これは凶作や各種の自然災害のため収入減の甚だしかつた農区ほど、その農業支出も増加したことを物語るものである。農業支出増のなかでも農薬に対するものが著しい。次の第259表は、災害のひどかつた四月から八月までの期間における南関東農家の農業支出と農薬支出を階層別に観察したものである。これによれば、農業現金支出増の割合は、一町五反―二町層（二二%）、二町以上層（一七%）が大きく、また農薬支出は二町以上層では六〇%の増加となつている。これによつてみると、上層農家は

第260表　災害と家計支出の変動（農家1戸当・4～12月）

項目＼地区	北関東			南関東		
年次	51年	52年	53年	51年	52年	53年
飲食費	円 24,877 100 —	円 29,046 116 100	円 33,508 134 115	円 24,527 100 —	円 29,739 121 100	円 33,310 135 112
被服費	20,585 100 —	24,265 118 100	24,360 118 100	18,530 100 —	21,826 118 100	23,267 125 107
住居費	9,610 100 —	13,156 143 100	14,394 149 104	9,162 100 —	13,124 143 100	13,049 142 99

第261表　農家の主食消費の状況（全国・農家1戸当）

種類＼年次		購入量		家計仕向量	
		1952年	1953年	1952年	1953年
粳白米	配給（升）	20,897	19,247		
	自由（〃）	9,561	8,826	421,573	412,050
精大麦	（〃）	2,806	4,116	43,368	41,513
精稞麦	（〃）	2,570	2,900	64,686	56,499
小麦粉	（貫）	0,374	0,546	11,313	10,038
麺	（〃）	1,895	2,279	3,071	3,780
パン	（斤）	4,548	5,173	0,536	0,550

災害に対して農薬等の増投によつて対抗し、減収をふせぎ、災害の打撃を最少限にくいとめることができたのだ、と推定することができる。肥料の買入れ量は前年より増加したが、なかでも加里質肥料は冷害を予想して多量に購入された。

農外事業収入　農業以外の、林産水産商工業等の兼営事業収入は平均一戸当り二万五八九六円で、前年の二万三三六〇円にくらべ二五三六円の増である。東北、北陸、山陰、東海、近畿等の農区は収入増が比較的多く、関東、北海道は逆に収入は減少している。

労賃俸給等の収入　農家の労賃俸給手当等、すべて労働力の商品化による収入は、一戸当り八万四七三四円に達した。これは前年の六万六六七七円に比し一万八〇五七円、すなわち二七・一%の増加である。農家の収入総額中にしめる労賃等の収入の割合は三〇%（前年は二六・四%）で、これは農民労働力の商品化すなわち農民の半プロ化が一そう進展し、農家の農業外への依存度が強まり、資本主義による農村の直接的把握が広まつた事実の反映とみてよいであろう。

第262表　物　価　指　数

種類／年次	農村綜合物価指数			農業パリティ指数			東京卸売物価指数		CPI（都市全国）	
	農林生産物	農業用品	家計用品	綜合	経営用品	家計用品	総平均	食用農産物	綜合	食品
	1949年4月～1950年3月＝100			1950年4月～1951年3月＝100			1948年1月＝100		1951年1月～12月＝100	
1952年12月	142.8	157.5	125.7	112.14	125.07	105.77	402.5	416.9	104.6	100.6
1953年1月	144.7	156.4	127.5	112.77	124.32	107.08	409.7	453.5	107.1	104.8
2月	147.7	156.6	128.2	113.04	124.37	107.51	412.6	459.0	108.7	106.7
3月	147.6	157.5	127.2	112.93	124.57	107.20	412.8	457.4	108.8	106.0
4月	147.5	157.5	125.7	113.15	124.57	107.53	411.5	464.3	109.5	107.2
5月	148.9	157.7	125.7	113.11	124.88	107.32	411.8	460.8	108.9	105.7
6月	153.2	157.8	125.8	113.60	126.11	107.44	413.6	465.2	110.2	107.9
7月	153.8	158.3	127.3	114.44	126.58	108.47	414.7	476.5	112.4	111.3
8月	155.4	159.0	128.5	114.88	126.25	109.28	417.0	463.8	113.6	112.9
9月	160.5	158.9	130.0	115.90	126.30	110.77	420.2	464.1	113.8	112.1
10月	158.8	160.4	130.9	117.00	127.62	111.76	422.4	470.5	117.1	117.1
11月	155.3	160.6	132.7	118.24	129.03	112.93	423.3	467.2	116.1	114.2
12月	156.8	160.4	133.3	118.59	128.58	113.75	424.2	469.3	116.2	113.7

〔備考〕 1. 農村綜合物価指数は農林統計調査部調。2. 農業パリテイ指数は食糧庁調。
3. 東京卸売物価指数は日銀調。4. CPIは総理府統計局調。

農区別に収入総額中にしめる労賃等の収入の割合をみると、北陸三二・三%、山陰三一・一%、瀬戸内二八・四%、近畿二八・三%等が大きく、これに対し、南関東一九・七%、北海道九・〇%などは小さい。また前年にくらべ労賃等の収入が増大した地区は北陸、北関東、山陰、北九州、近畿などである。このうち、たとえば北陸の農家を階層別にみると、五反未満と五反―一町層の下層農家において、右の割合の増大を示している。

農外支出　一戸当り農外支出は七〇五九円で、前年の七五一七円に比し四五八円の減少である。しかし農区別に見ると、北海道、北陸、南北関東、近畿、瀬戸内では減少しているのに対し、他の地区ではすべて増加している。

租税公課諸負担　全府県平均一戸当り二万三四六七円で前年にくらべ四九四円増加している。農区別にみると、北海道、南海は支出増が著しく、南関東、東北、北陸では逆に減少している。

家計支出　全府県平均一戸当り一五万三六〇二円で、前年の一三万二二〇六円に比し二万一三九六円（一六・二%）の増である。このうち飲食費は前年の三万六五三一円から四万一五二九円と四九九八円を増加している。家計費は各農区とも一様に支出増となつており、とくに飲食費の増加の著しかつたのは東北（六六七二円）、近畿（六〇三八円）、北関東（五五五九円）等で、南海（二七九五円）などは相対的に増加率が低い。つぎにこの飲食率の増加額（四月―一二月）を階層別にみると、東北では二町以上層が最大で、一町五反―二町層がこれにつぎ、

第263表　賦役および繭集荷指導費を考慮した場合の所得階層別にみた租税公課の負担

所得階層 / 負担額	10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円以上	平均
賦役と繭集荷指導費の合計額	円 884	円 1,372	円 1,452	円 1,773	円 1,936	円 1,986	円 2,135	円 2,166	円 1,808
同上を含んだ租税公課の総額	7,430	10,929	14,911	19,902	26,699	35,368	49,527	75,107	27,374
農家総所得に対する割合 賦役と繭集荷指導費の負担の合計額	% 1.2	% 1.1	% 0.8	% 0.8	% 0.7	% 0.6	% 0.5	% 0.4	% 0.7
農家総所得に対する割合 同上を含んだ租税公課の総額	9.7	8.5	8.5	8.9	9.6	10.3	11.2	12.1	10.1

一町―一町五反層やそれ以下の増加率は低い。ところが北陸では、五反未満の最下層農家の飲食費支出増がもつとも著しく、五反―一町、一町―一町五反層がむしろすくない。その他の農区をみても、階層別に一定の傾向を見ることは難しい。

災害が農家の家計支出にいかなる影響をあたえたかについて、一九五一年以来三ヵ年の変化をみると第260表の通りである。北関東、南関東のいずれをとつてみても、飲食費が前年にくらべ急激に増加しており、被服費、住居費はこれにくらべると増加率は小さく、逆に縮小しているばあいもある。災害による打撃のために、農家はまず食うための支出に追われ、衣類や住居のための支出は抑制されざるを得なかつたことを示している。しかしこの年の農家の消費切下げは、たんに衣類、住居にかぎられなかつたことは第261表農家の主食消費の状況を見ればわかる。すなわち災害の打撃をうけた農民は、家計支出を抑制するため、自家食糧としての米の消費を減らし、これを麦や粉食で補つたということがわかる。さきに見た供米収入の増加は、一部は農家が米の自家消費を抑制しこれを販売した結果でもあるということがわかる。

農家経済収支のバランス　以上、農家の収入支出を計算すると次の結果が生ずる。全府県平均一戸当り現金収入は二八万一六八六円、支出は二四万五四九七円、収支差引きでは三万六一八九円の余剰となる。そしてこれは前年同期（一九五二年一月―一二月）の余剰三万六六七〇円にくらべると四八一円の減少である。農区別にこれを見ると、北陸、山陰、北関東、南関東はいずれも前年にくらべて余剰は減少しており、とくに南関東は一万六七〇五円、北関東は一万五六〇九円と大幅に減少している。災害、凶作の打撃により農業収入の著減がひびいているのである。これに対し、増加の著しいものは東北で、前年にくらべ一万二六〇一円の増となつている。すでに明らかにしたように、これは農業収入、労賃俸給等の収入が増加したためである。

第二節　農家の租税公課諸負担

農家の租税公課諸負担については、一九五四年三月刊行の農林省統計調査部「昭和二七年度農家の租税公課負担に関する調査」に詳細な報告がなされているので、以下この資料にもとづき、農家経済と租税公課諸負担との関係について記述することにする。ちなみにこの調査は一九五二年四月一日より五三年三月三一日までの期間における全国五六〇九戸の農家経済調査の結果よりとりまとめられたものである。

なお調査農家は、一〇万円未満、一〇万円―一五万円、一五万円―二〇万円等八階層に分類され、さらに個別票が都道府県別、所得階層別に分類され、その階層別に一戸当り平均額が算出されている。

また表中の全国一戸当り平均数字は、階層別府県別累計数値を全国累計して、これを調査農家数で除して得られたものである。また租税は普通税として取扱われている直接税だけにかぎり、電気・ガス税、酒類消費税のごとき普通税でも農家以外のものが一般に納付している税は除外されている。公課諸負担は、市町村寄附金、部落協議費、土地改良区費、水利費、社会保険負担、産業団体費、社寺費、青年会費、赤十字社費その他の公課負担をふくんでいる。

農家経済と租税公課　第263表によれば、全国平均一戸当りの農家の農業収入は二七万〇四六〇円で、このうち現金収入は一七万一八五六円、物々交換の支払いに用いられた農産物価額と家計費仕向けの飯米その他の農産物価格は九万三一一二円、動植物の増加価額は五四九二円となつている。これに対して右の農業収入をあげるために投ぜられた必要経費は七万九一五〇円で、そのうち減価償却をふくめた現金支出は七万六〇六〇円である。農業必要経費は農業収

第264表　租税公課の負担と農家経済

種目		総額	内現金（償却額を含む）
		円	円
農業収入	現金	171,856	171,856
	現物（物交，家計仕向）	93,112	—
	動植物増価（加）額	5,492	—
	計	270,460	171,856
農業必要経費	現金	58,226	58,226
	現物	1,635	—
	減価償却額	17,834	17,834
	賄支給額	1,455	—
	計	79,150	76,060
（差引）農業所得		191,310	95,796
農外収入		89,805	82,179
農外支出		9,627	9,052
（差引）農外所得		80,178	73,127
農家総所得		271,488	168,923
税引所得		245,922	143,357
家計費	現金	142,633	142,633
	現物（物交，家計仕向）	103,742	—
	減価償却額	8,894	8,894
	計	255,269	151,527
	賄支給額（差引）	1,798	—
	家族家計費	253,471	151,527
農家経済余剰または不足		△7,549	△8,170

〔備考〕　農林省統計調査部「昭和27年度農家の租税公課負担に関する調査」1954年3月刊による。次下の諸表もこれと同様。

第265表　農家所得に対する租税公課諸負担の割合

種目		負担額 金額	負担額 比率	農家総所得に対する割合	現金所得に対する割合
		円	%	%	%
租税公課	国税	6,085	23.8	2.2	3.6
	都道府県税	134	0.5	0.1	0.1
	市町村税	10,628	41.6	3.9	6.3
	公課諸負担	8,719	34.1	3.2	5.1
	計	25,566	100.0	9.4	15.1

入の二九・三%、減価償却額をふくめた現金必要経費は現金農業収入の四四・三%に相当している。

農業所得（収入と必要経費との差額）は一九万一三一〇円で、現金農業収入から減価償却額をふくめた現金必要経費を差引いた現金農業所得は九万五七九六円である。なお耕地一反歩当りの農業所得は一万六四一四円である。

つぎに農外所得（農外収入と農外支出との差額）は八万〇一七八円で、これを農業所得に加えると農家の総所得は二七万一四八八円、現金総所得は一六万八九二三円である（第264表）。これに対し、租税公課諸負担の総額は二万五五六六円で、耕地一反歩当り租税公課（源泉徴収所得税をのぞく）は二〇六六円である（第266表）。租税公課総額のうち、国税は六〇八五円、地方税は一万七六二円、公課諸負担は八七一九円となつている。それで租税公課総額のうち、国税のしめる比率は二三・八%、地方税は四二・一%、公課諸負担は三四・一%で、とくに地方税の比率は前年（三八・六%）にくらべ増大した。

さて農家総所得に対する租税公課諸負担総額の比率は九・四%（前年は九・八%）で、そのうち国税二・二%、地方税四・〇%、公課諸負担三・二%となつている（第265表参照）。

農家の税引き所得は二四万五九二二円で、税引き現金所得は一四万三三五七円である。この税引き所得を家計費に仕向けるわけであるが、家計費は二五万三四七一円であるから、結局農家経済収支は七五四九円の赤字となつている。現金収支のバランスを見ても、やはり赤字八一七〇円を記録している。前年度は一戸当り平均二〇〇〇円の余剰を生じたのに対し、一九五二年度は右のごとく赤字に転じた原因はどこにあるか。最大の原因は農業必要経費一九・七%、家計費一七・七%の増加に対し、農業収入はわずか一二・〇%しか増加しなかつた点に求めることができるが、租税公課の総額も前年度に比し八・八%増加した事実も、その一因として見のがすことはできない。

第266表　反当農業所得と租税公課

種目	耕地反当 農業所得	耕地反当 所得税	耕地反当 租税公課
	円	円	円
価額	16,414	367	2,066

所得階層別にみた農家経済と租税公課の負担　所得階層別に農家経済と租税公課諸負担の関係をみると第267表の通りである。まず農家経済の収支バランスを見るに、経済余剰の生じた農家は三〇万円以上の所得ある階層で全体の約三分の一の農家にすぎず、他の三分の二の農家はすべて赤字であり、とくに一〇万円未満層では四万七四五〇円の不足を生じていることは、五〇万円以上層の八万八六二八円の黒字とともに注意されねばならない。三〇万以下の所得階層では生活維持すらできない状態にあることが、本調査によつて明らかにされたのであり、全国的にこの一、二年来頻発している土地売りが、これらの赤字農家の窮乏の結果であることは推定して誤りないであ

第267表　所得階層別にみた農家の経済と租税公課の負担

種目＼所得階層	10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円以上	平均
農業収入	87,403円	128,657円	168,837円	212,748円	262,841円	343,664円	457,696円	657,423円	270,460円
農業必要経費（租税を含まず）	37,599	42,424	53,672	62,715	75,693	98,728	129,363	176,283	79,150
（差引）農業所得	49,804	86,233	115,165	150,033	187,148	244,936	328,333	481,140	191,310
農外所得	27,054	42,465	60,393	74,898	86,886	98,434	113,291	142,243	80,178
農家総所得	76,858	128,698	175,558	224,931	274,034	343,370	441,624	623,383	271,488
租税公課 国税	124	516	1,450	2,377	4,989	8,364	14,645	29,093	6,085
租税公課 地方税	3,643	4,992	6,425	8,571	10,624	13,823	18,308	25,629	10,762
租税公課 公課諸負担	2,779	4,049	5,584	7,181	9,150	11,195	14,439	18,219	8,719
租税公課 計	6,546	9,557	13,459	18,129	24,763	33,382	47,392	72,941	25,566
家計費 総額	117,762	153,153	187,760	224,732	260,471	306,884	367,827	461,814	253,471
家計費 内現金	62,291	79,100	98,922	121,253	144,732	175,432	217,128	293,930	142,633
（差引）農家経済余剰又は不足	△47,450	△34,012	△25,661	△17,930	△11,200	3,104	26,405	88,628	△7,549
総所得に対する租税公課割合 国税	0.2%	0.4%	0.8%	1.1%	1.8%	2.4%	3.3%	4.7%	2.2%
総所得に対する租税公課割合 地方税	4.7	3.9	3.7	3.8	3.8	4.0	4.1	4.1	4.0
総所得に対する租税公課割合 公課諸負担	3.6	3.1	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	2.9	3.2
総所得に対する租税公課割合 計	8.5	7.4	7.7	8.1	8.9	9.7	10.7	11.7	9.4
耕地反当 農業所得	8,517円	13,570円	14,765円	15,856円	17,182円	17,371円	18,078円	16,764円	16,414円
耕地反当 租税公課	1,124	1,493	1,678	1,836	2,141	2,204	2,415	2,370	2,066
所得税（申告納税分）を賦課された農家の 農業所得	67,775	117,000	147,230	168,480	208,708	273,615	334,091	514,095	278,053
所得税（申告納税分）を賦課された農家の 税務署所得確定申告額（含更生決定額）	104,897	131,290	144,025	159,785	184,282	209,482	239,743	308,532	210,584

第268表　所得階層別農家の負担

種類 ＼ 所得階層	10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円以上	平均
実額 人物税	円 1,119	円 1,993	円 3,377	円 5,457	円 8,490	円 13,718	円 22,536	円 39,343	円 10,045
実額 計	2,648	3,515	4,498	5,491	7,123	8,469	10,417	15,379	6,802
	3,767	5,508	7,875	10,948	15,613	22,187	32,953	54,722	16,847
同上比率 人物税	% 29.7	% 36.2	% 42.9	% 50.0	% 54.4	% 61.8	% 68.4	% 71.9	% 59.6
同上比率 計	70.3	63.8	57.1	50.0	45.6	38.2	31.6	28.1	40.4
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農得る税に割総対合所す 人物税	1.5	1.6	1.9	2.5	3.1	4.0	5.1	6.3	3.7
農得る税に割総対合所す 計	3.4	2.7	2.6	2.4	2.5	2.4	2.3	2.5	2.5
	4.9	4.3	4.5	4.9	5.6	6.4	7.4	8.8	6.2

ろう。

さて、右の第267表によつて示されているように、農家の租税公課の負担額は国税、地方税、公課諸負担いずれも所得階層の大きいものほど大きくなつている。しかし農家の総所得に対する租税公課率（負担率）は、かならずしも所得の大いさに比例していないことは明瞭である。国税は、所得の増すに従つて負担率は重くなり、そのかぎりでは合理的な税負担のように見えるが、問題は地方税と公課諸負担にあることは次にみる通りである。まず国税負担率が所得階層の上昇に比例しているのは、国税の中心をなす所得税が基礎控除扶養控除等をなし超過累進課税制をとつているからである。これに対し地方税は、中層に軽く上、下層に重く、とくに所得絶対額の小さい下層農家にはもつとも過重な負担をなしていることがわかる。地方税の中心をなす税目が主として弾力性の乏しい物税で、資産所有に対し課税されることと同時に「税制改革後における地方財政は税源の移譲はあつたが悪化の一途を辿り、昭和二七年度は大部分の府県及び市町村が赤字財政に悩むという実情であつて、そのため法定税目の制限税率までの徴収強化、標準税率を超過する徴収強化ならびに地方税法による制限にもかかわらず家畜税、牛馬税、果樹税はじめ八種目の法定外普通税（都道府県の場合）、犬税、家畜税、牛馬税、ミシン税等をはじめ三〇種目以上の法定外普通税（市町村の

第269表　所得階層別にみた租外負担

負担種類＼所得階層	10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円以上	平均
実額 公課負担	円 1,709	円 2,759	円 3,816	円 5,020	円 6,372	円 7,858	円 10,355	円 13,062	円 6,109
実額 業その他負担	356	451	557	667	819	1,034	1,376	1,671	827
実額 計	714	839	1,211	1,494	1,959	2,303	2,708	3,486	1,783
	2,779	4,049	5,584	7,181	9,150	11,195	14,439	18,219	8,719
同上比率 公課負担	% 61.5	% 68.2	% 68.4	% 69.9	% 69.6	% 70.2	% 71.7	% 71.7	% 70.1
同上比率 業その他負担	12.8	11.1	9.9	9.3	9.0	9.2	9.5	9.2	9.5
同上比率 計	25.7	20.7	21.7	20.8	21.4	20.6	18.8	19.1	20.4
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農に分類する所得制 公課負担	2.2	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.1	2.2
農に分類する所得制 業その他負担	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
農に分類する所得制 計	0.9	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.7
	3.6	3.1	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	2.9	3.2

場合）の徴収が行われており大衆課税の方向を一層おしすすめた」（前掲調査書一〇―一一頁）結果である。

また公課諸負担においては、一〇万円未満のもつとも貧しい農家階層の負担率が三・六％で最大、所得階層が上昇するにしたがい負担率はむしろ軽くなり、五〇万円以上の所得階層では二・九％にしかすぎぬという逆比例的関係がみとめられる。

農家総所得に対する租税公課諸負担総額の割合すなわち負担率は一〇万―一五万円階層の七・四％を最低にしてそれ以上の所得階層にすすむに従い増大しているが、しかし一〇万円未満の最低の所得階層では八・五％と逆に高くなつていることをみれば、租税公課等の負担が決して合理的にかけられず、むしろ上に軽く下に重いという結果を示している。そしてこういう結果をまねいている主要な原因は、地方税や諸負担において、下層農家ほど相対的に重い負担を背負わされているという事実にあることは、すでに明らかにされたと

第270表　所得階層別にみた賦役の負担

所得階層 / 賦役	10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円以上	平均
賦役労賃	5日	6日	7日	7日	7日	9日	10日	9日	8日
同上見積	853円	1,316円	1,369円	1,618円	1,711円	1,697円	1,778円	1,797円	1,622円
農業総所得に対する割合	1.11%	1.02%	0.78%	0.72%	0.62%	0.49%	0.40%	0.29%	0.60%

ころである。

所得階層別にみた税種別農家負担　人税（所得税、市町村民税等）物税（固定資産税、自転車税、相続税等）別に農家の負担状況をみると、平均一戸当り課税総額一万六七四七円のうち人税は一万四五円（五九・六%）物税は六八〇二円（四〇・四%）である（第268表参照）。これを所得階層別に観察すると、人税は五〇万円以上の高額所得階層においては七一・九%で最高の比率をしめ、以下所得の減るに従い比率は低下している。一〇万円未満の低額所得階層ではわずか二九・七%である。これに対し物税は、人税と全く逆の傾向をしめし、一〇万円未満階層の七〇・三%を最高に、所得の増大にともない物税の比率は低下している。戦後シャウプ勧告にもとづく税制改革の結果物税の比重は相対的に大きくなり、一九五〇年三〇%、五一年三七%、さらに本年度は四〇・四%としだいに大きくなつてきたのであるが、物税は納税者の所得の大小に応じて課税されずに一律に課税されるため、いわゆる大衆課税的性格をもち、このような物税比率の増大は当然に低額所得者に過重な負担とならざるをえない。このことは同表下欄に示されている農家総所得に対する物税の割合を見ても明白である。すなわち物税負担率は一〇万円未満の貧しい農家階層で三・四%、一〇万円―一五万円階層で二・七%、四〇万円―五〇万円階層になると二・三%というように、所得額と逆比例的に増大しており、このような物税が、人税に比べて相対的にその比重を増大しつつあることは、貧しい農家にはより重い負担を、富める農家にはより軽い負担を課することによつて、農民層の分解に拍車をかけるものであろう。

農家の税外諸負担　公課諸負担のうち、強制的または半強制的に徴収される市町村寄附金、部落協議費、土地改良費、水利費、農業共済組合負担を「公課」とし、農協組費等の産業団体関係のものを「産業団体負担」、その他社会事業的な諸負担を「その他諸負担」として区分すると、一戸当り平均公課諸負担総額は八七一九円で、その内訳は公課六一〇九円（七〇・一%）、産業団体負担八二七円（九・五%）、その他諸負担一七八三円（二〇・四%）となつている（第269表）。農家総所得に対する平均一戸当りの公課諸負担の割合は三・二%である。ところでこれを所得階層別にみると、一〇万円未満層が三・六%でもつとも高率で、それ以上の階層はいずれも三・一%から三・三%程度で、とくに五〇万円以上の高額所得層は二・九%と最低である。これを内容的に公課、産業団体負担、その他の別に見ても同様で、税外負担状況はいずれも下層農家ほど負担率が高いということを明らかにしている。

第271表　農家の所得と経営耕地面積，租税公課諸負担及び所得税との相関関係

	所得階層 / 経営面積	10万円未満	10万円～15万円	15万円～20万円	20万円～25万円	25万円～30万円	30万円～40万円	40万円～50万円	50万円以上	計
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
経営耕地面積	0.5町未満	186	353	339	230	141	108	32	9	1,398
	0.5町～1町	38	256	453	423	290	259	63	29	1,811
	1町～1.5町	2	47	114	215	256	326	122	46	1,128
	1.5町～2町	1	4	23	64	110	270	150	46	668
	2町～3町	6	3	9	19	38	110	112	120	417
	3町～5町	3	6	15	9	7	10	23	34	107
	5町以上	2	2	2	8	4	20	13	29	80
	計	238	671	955	968	846	1,103	515	313	5,609
租税公課諸負担	1万円未満	202	452	399	188	48	23	5	3	1,320
	1万円～1.5万円	22	129	279	237	175	87	11	3	943
	1.5万円～2万円	9	43	130	222	169	121	33	8	735
	2万円～3万円	3	32	103	219	230	323	80	23	1,013
	3万円～5万円	2	15	37	91	187	395	190	72	989
	5万円～10万円	—	—	7	11	32	150	179	149	528
	10万円以上	—	—	—	—	5	4	17	55	81
	計	238	671	955	968	846	1,103	515	313	5,609
所	課税されないもの	227	575	675	557	364	318	86	28	2,830
	0.5万円未満	10	66	202	244	231	253	66	24	1,096
	0.5万円～1万円	—	24	48	99	118	191	90	40	610
	1万円～2万円	1	6	25	58	107	218	132	62	609

得税	2万円～3万円	—	—	—	—	1	8	16	71	62	56	214
	3万円～5万円	—	—	—	3	2	7	42	56	54	164
	5万円～10万円	—	—	—	1	—	2	10	18	38	69
	10万円以上	—	—	—	—	—	1	—	5	11	17
	計	238	671	955	968	846	1,103		515	313	5,609

賦役日数と賦役見積労賃　農家の税外負担には、以上のごとき現金徴収分のほかに、直接の労働をもつて給付される賦役がある。賦役は、貨幣給付を原則とする租税公課を一部代用し補充する半封建的な、農村に特有な農民負担の一形態である。しかもこれはたんに旧来の賦役のひきつぎではなく、近来公共事業費、災害対策費等の地元町村負担の増大にともない、ますます増加する傾向を示している。

第270表所得階層別にみた賦役の負担によれば、平均一戸当り賦役日数は八日、その地方の標準的な農業日雇労賃で見積つた労賃では一六二二円となつている。またこれを階層別にみると、一〇万円未満階層は五日（八五三円）で、階層の上昇するにつれて賦役日数、見積労賃はそれぞれ増加している。しかしその見積労賃の農家総所得に対する割合は、最下層の一〇万円未満層が最大の一・一一％で、階層の上昇にしたがつてこの比率は減り、五〇万円以上ではじつに〇・二九％と最低になり、ここでも負担率は貧しい農家ほど重いという極端な逆比例的傾向を見せている。これは、所得の大小にかかわらず、賦役が一律に一戸当り何人という計算で農家に対して賦課される結果であろうが、その負担率の不均衡を通じて、貧農をより大きく収奪する祖税公課体系の本質を端的に示している。なお賦役負担額を地方別にみると、岐阜県の一九日（四六二五円）が最大で島根一六日（三一二四円）、長崎一四日（二四八四円）等が多く、少ない地方は東京一日（一五九円）、徳島一日（二八七円）等である。がいして大都市近郊農村に軽く、純農村、山村地方、自然災害の頻発する地方に重い傾向がみとめられる。

以上の賦役と、実質的には農家負担の一種たる繭集荷指導費を考慮した農家の全租税公課諸負担額と負担率はつぎのとおりである。すなわち、賦役と集繭指導費の一戸当り平均負担額は一八〇八円で階層別にみると一〇万円未満層が八八八円で負担額は最低であるが負担率は一・二％で最高をしめし、階層の上昇するに従い負担額は当然に増すが、負担率は逆に低下し五〇万円以上階層では負担率〇・四％となつている。つぎにこれらの負担と、租税公課の全てをふくめた農家の全負担を見ると、負担率は一〇万―二〇万円階層の八・五％を最低に、それ以上、以下の階層ともに増大しており、とくに最下層の一〇万円未満層が九・七％と高率を示していることが注目される。

地方別租税公課の負担と農家経済　地方別に農家経済収支をみると、大半の農家は生活維持のできない実情をしめしている。農家経済に余剰を生じたところは佐賀、栃木、熊本、富山、宮崎、大分、埼玉、島根、高知の九県にすぎず、その他はいずれも赤字で、とくに京都（三万七五五四円）は赤字が最大である。奈良、秋田、愛媛、大阪、静岡、千葉、福岡、兵庫等がこれについている。租税公課の負担額は北海道の四万八一四二円を最高に、東京、神奈川、佐賀、

第272表　国有林常勤労働者の男女別，年齢別人員（単位・人）

	15～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61以上	総数
男	1,591	2,437	983	614	410	311	247	220	145	94	7,052
女	414	404	93	79	116	74	50	48	30	13	1,321
計	2,005	2,841	1,076	693	526	385	297	268	175	107	8,373

〔備考〕 1. 林野庁職員課調。 2. 1953年9月1日現在。

第273表　国有林常勤労働者の勤続年数別人員（単位・人）

1年未満	1年以上2年未満	2年以上4年未満	4年以上6年未満	6年以上11年未満	11年以上16年未満	16年以上21年未満	21年以上26年未満	26年以上31年未満	31年以上36年未満	36年以上41年未満	41年以上	総数
451	1,108	2,207	1,837	1,822	497	175	130	76	40	21	9	8,373

〔備考〕 前表に同じ。

福井等が大きいが、負担率では北海道一三・五%を最高に、滋賀、福井、京都、東京、佐賀がこれについで高く、最低は山梨の六・五%となつている。全般的にみて負担は大都市のある府県と米単作地帯に大きくかかつていることが明らかとなつた。

最後に農家の所得と経営耕地面積、租税公課諸負担および所得税との関係は第271表に示さるる通りである。

第三章　林業労働者の状態

国有林労働者の構成　国有林常勤労働者の性別年齢別ならびに勤続年数別構成を見ると次の通りである（一九五三年九月一日現在、林野庁職員課調べによる）。まず第272表によれば男子七五〇五人、女子一三二一人計八三七三人で、男子は全体の九〇%近くをしめている。年齢別にみると二五才以下の青年層が四八四六人で全体の半ば以上をしめ、中でも一五才—二〇才の階層が二〇〇〇人余で、かなりの比重をしめていることがわかる。第273表は勤続年数別に林業労働者数をしめすものであるが、そのうち一一年未満の勤続者が全体の八三%をしめ、その中でも二年以上四年未満、六年以上一一年未満の勤続者が多い。

つぎに国有林のみならず民有林の全労働者について、専兼業別職種別にその構成を示そう（第274表）。

（注）　第274表職種別専兼業別労働者数は、林野庁労務厚生課が毎年九月一日現在で、全国の営林局および府県を通じて行つた調査結果を集計整理したものである。ただしこの調査は一九五二年以降は中止された。

第274表　職種別専兼業別林業労働者数（単位・人）

職種別 ＼ 専兼別		総数			素材生産		製炭		製薪		造林	
		総数	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林
1950. 9. 1. 現在		2,863,319	188,736	2,674,583	40,559	466,726	9,962	392,368	1,158	219,356	89,663	895,712
1951. 9. 1. 現在		2,315,064	142,152	2,172,912	35,227	489,123	7,863	392,216	1,258	216,959	62,130	358,267
専業		391,420	25,027	366,393	11,431	88,741	3,412	69,742	129	15,589	2,887	2,649
第一種兼業	農業	365,965	21,407	344,558	7,696	97,935	1,452	131,755	166	41,839	7,463	11,451
	国民有林における他の林業	195,687	4,202	191,485	1,590	17,271	547	10,452	8	3,284	749	3,309
	その他	75,020	9,847	65,173	2,876	14,042	737	24,117	34	6,499	2,400	1,642
	小計	636,672	35,456	601,216	12,162	129,248	2,736	166,324	208	51,622	10,612	16,402
第二種兼業	農業	1,039,146	60,663	978,483	7,806	198,850	1,105	130,915	795	131,701	39,923	304,160
	国民有林における他の林業	105,947	4,327	101,620	1,413	30,797	204	11,950	84	9,316	1,631	18,871
	その他	141,879	16,679	125,200	2,415	41,487	406	13,285	42	8,731	7,077	16,185
	小計	1,286,972	81,669	1,205,303	11,634	271,134	1,715	156,150	921	149,748	48,631	339,216

職種別 ＼ 専兼別		土木		治山		特殊林産		施業案		製材		その他	
		国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林	国有林	民有林
1950. 9. 1. 現在		23,693	114,775	7,723	167,321	2,409	156,164	1,844	29,243	2,150	204,312	9,575	28,606
1951. 9. 1. 現在		15,016	81,323	10,694	61,605	1,114	302,727	723	13,674	1,714	197,942	6,413	59,076
専業		1,950	6,048	1,108	13,273	109	6,593	8	985	1,418	143,314	2,575	19,459
第一種兼業	農業	1,780	13,245	1,995	11,291	143	12,234	24	198	64	21,414	624	3,196
	国民有林における他の林業	465	1,047	649	676	6	152,322	0	95	72	2,799	116	230
	その他	1,704	2,043	1,443	3,838	77	2,373	16	122	50	8,242	510	2,255
	小計	3,949	16,335	4,087	15,805	226	166,929	40	415	186	32,455	1,250	5,681
第二種兼業	農業	5,927	44,538	2,626	25,647	503	86,443	282	9,154	55	15,014	1,641	32,061
	国民有林における他の林業	374	3,102	366	815	51	22,209	34	2,165	33	2,099	137	296
	その他	2,816	11,300	2,507	6,065	225	20,553	359	955	22	5,060	810	1,579
	小計	9,117	58,940	5,499	32,527	779	129,205	675	12,274	110	22,173	2,588	33,936

〔備考〕 1. 林野庁労務厚生課調。　2. 専兼業の区分は下記によつている。（専業は年間就業日数150日以上，第1種兼業は90日以上150日未満，第2種兼業は90日未満）。

3. 「国民有林における他の林業」とは，例えば第1種兼業者として「素材生産」に従事し，この「素材生産」の休閑期には他の林業労働に従事するもの。

第215表　国有林労務者の実収賃金の構成内容（単位・千分比）

職種	実収賃金			主業				副業			
	日額（円）	稼働日数（日）	月額（円）	出来高		日給		出来高		日給	
				日数	金額	日数	金額	日数	金額	日数	金額
伐木造材手	527	19.3	10,171	743	786	39	39	156	137	62	32
製炭手	360	15.0	5,400	739	695	41	29	110	130	110	129
木寄手	502	15.8	7,932	620	651	160	155	142	124	78	58
内燃機関車運転手	258	10.5	2,709	45	40	905	907	—	—	50	16
列車制動手	—	—	—	—	—	989	948	—	—	11	5
トロリー運材手	458	19.2	8,794	703	777	79	68	82	56	136	91
木馬手	478	15.9	7,600	874	886.1	19	23.1	48	68.7	59	21.8
軌道保線手	289	8.5	2,457	16	23	866	854	10	14	108	95
巻立手	399	15.6	6,224	250	284	576	489	157	193	17	13
製材工	231	23.8	5,498	22	41	878	859	1	2	99	81
旋盤工	210	24.5	5,145	—	—	1,000	953	—	—	—	—
鍛冶工	312	22.2	6,926	—	—	1,000	946	—	—	—	—
土工	309	15.2	4,697	33	27	833	830	42	30	92	50
大工	414	15.4	6,376	100	141	868	811	28	32	4	3
造林手	281	12.8	3,597	52	52	408	574	13	14	527	346
育苗手	194	16.2	3,143	88	14	535	525	1	3	376	453
雑務手	253	18.1	4,579	14	120	834	726	26	27	126	109
平均	—	—	—	267	368	453	400	58	71	222	145

職種	合計	手当					収得額	控除額					差引
		役付	超勤	精励	諸手当	計	合計	税金	共済	失保	其他	計	実収額
伐木造林手	994	4.5	0.2	0.9	0.4	6	1,000	19.5	10.2	0.25	0.05	30	970
製炭手	983	2.2	0.1	12.4	2.3	17	1,000	10	25	—	3	38	962
木寄手	988	11	0.7	—	0.3	12	1,000	24.9	15	0.03	0.07	40	960
内燃機関車運転手	963	—	18	18	1	37	1,000	7	12	—	2	21	979
列車制動手	953	3.7	28	15	0.3	47	1,000	11	4	—	—	15	985
トロリー運材手	992	4	1	—	3	8	1,000	23.5	24.7	—	0.8	49	951
木馬手	999.7	0.3	—	—	—	0.3	1,000	4.7	5.9	—	1.4	12	988
軌道保線手	986	1	7.1	0.9	5	14	1,000	7.87	6.78	0.05	0.6	15.3	984.7
巻立手	979	6	5	10	—	21	1,000	7.8	8.5	—	0.7	17	983
製材工	983	3.6	3.9	0.3	9.2	17	1,000	7.4	8.6	—	—	16	984
旋盤工	953	—	31	16	—	47	1,000	2	13	—	—	15	985
鍛冶工	946	9	16	23	6	54	1,000	8	5	—	—	13	987
土工	937	6	49	5	3	63	1,000	3	2.1	3	0.3	8.4	991.6
大工	987	—	11.2	0.8	1	13	1,000	4.5	6.5	0.8	1.2	1.3	987
造林手	986	3.5	7.5	0.5	2.5	14	1,000	7.87	2.96	0.09	0.38	11.3	988.7
育苗手	995	—	0.7	2.2	2.1	5	1,000	0.33	1.24	0.13	—	1.7	998.3
雑務手	982	5.1	0.8	5.8	6.3	18	1,000	5.9	4.7	0.1	0.2	10.9	989.1
平均	984	4	7	3	2	16	1,000	11	9	0.4	0.6	21	979

〔備考〕 1. 林野庁職員課調。 2. 1953年4月現在における全国平均数値を示す
3. 共済とは共済組合掛金，失保とは失業保険掛金を示す。

本表によれば、林業労働者総数は二三一万五〇六四人で、そのうち民有林労働者は二一七万二九一二人、国有林労働者は一四万二一五二人である。以上は専業労働者と兼業労働者のすべてをふくむものであるが、つぎに専兼業別にその構成を観察しよう。専業労働者三九万一四二〇人をのぞく兼業労働者のうち一年のうち、林業労働に九〇日以上一五〇日未満従事する第一種兼業労働者は六三万六六七二人で、年間林業労働九〇日未満の第二種兼業労働者は一二八万六九七二人を数える。これによつて、林業労働者の圧倒的部分は兼業労働者によつてしめられていること、また兼業労働者のなかでも林業を従とする第二種兼業労働者が第一種の約二倍の多数をしめていることがわかる。

林業労働者の従事する兼業の種類をみると、第一種第二種とも農業が圧倒的な多数をしめている。民有林と国有林とを問わず、わが国の林業労働者の多数は農家の家族員の兼業労働者であり、とくに農業を主とし、年間九〇日未満の林業労働に従事する第二種兼業労働者であることが知られる。なお素材生産、造林、製炭、製薪等の職種別労働者構成についてはさきの第274表を見られたい。

国有林労働者の賃金　一九五三年四月分の国有林労働者の実収賃金とその構成内容は第275表の示す通りである。まず日賃金を見ると、伐木造材手の五二七円を最高とし、育苗手の一九四円を最低に、三〇〇円前後が普通である。伐木造材手や木馬手（木製ソリによる運材手）は重筋労働であると同時に危険の伴う作業に従事するものであり、林業労働者中最高の賃金を得ているのは当然であるが、その最高額といつても、工鉱業ないし商業労働者にくらべると決して高いものとはいえない。製材工、旋盤工など、木材工場労働者の賃金が二〇〇円台にとどまつているのは、製材工場がおおむね地方の中小工場であり、その労働条件が都市大工場に比べ一般に劣悪なためであり、また労働条件の改善を要求する労働者の組織的な力が薄弱なためである。

林業労働者の賃金収入にとつてさらに注意される点は、その月間労働日数の少ないことである。すなわち工場労働者たる製材工、旋盤工の二三、四日を別とすれば、伐木造材手の一九日を筆頭におおむね一五、六日で、一ヵ月の半ばしか林業労働に従事しないことである。これはもちろん農業その他を兼ねる兼業労働者として当然のことのようにみえるが、このように林業労働日数が少いのは、天候等の自然的制約にもよるのである。日賃金の低額に加えて、労働日数がこのようにすくない結果、月収賃金額も伐木造材手の一万一七一円を最高として、他はおおむね四、〇〇〇円から五、〇〇〇円程度で、最低は軌道保線手の二四五七円となつている。このような低賃金では一家の家族員の生活の維持はもちろん、林業労働者自身の労働力の再生産も到底不可能なことは明らかであるが、その賃金の不足分を補充するものとして彼らの経営する零細な耕地、山林があり、自家食糧、薪炭の全部または一部の自給によつて家計の現金支出を節約し、ようやく一家の生活の再生産をつづけているのである。また家族員中の一人ないし数名のものが賃労働その他に従事し、その賃金収入等を合算して、家族の生活が維持されているのである。

つぎに主業と副業とによる労働日数、賃金額の比率を同じ第275表は各職種別に示している。また本表によれば職種別に出来高払と日給定額払の賃金形態を知ることができる。施盤工、製材工などの工場労働者や大工土工などは日給定額払てあり、その他の山で働く伐木造材手、木馬手、製炭手などは主として請負による出来高払である。なお実収所得中にしめる諸手当の比率と、所得から控除される税金、共済組合掛金等の所得に対する比率については同表右欄を見られたい。